

## 平成26年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

平成26年9月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 1日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明) ・監査報告
2	9月 2日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	9月 3日	水		○休 会
4	9月 4日	木		○休 会
5	9月 5日	金		○休 会
6	9月 6日	土		○休 会
7	9月 7日	日		○休 会
8	9月 8日	月	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
9	9月 9日	火	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
10	9月10日	水	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案総括質疑 委員会付託
11	9月11日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	9月12日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	9月13日	土		○休 会
14	9月14日	日		○休 会
15	9月15日	月		○休 会
16	9月16日	火		○休 会
17	9月17日	水	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

9月1日上程

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 1日	適任
議案第33号 坂城町教育委員会委員の任命について	9月 1日	同意
議案第34号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 1日	同意
議案第35号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	9月 1日	同意
議案第36号 平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第37号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第38号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第39号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第40号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第41号 平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第42号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第43号 坂城町税条例の一部を改正する条例について	9月17日	可決
議案第44号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	9月17日	可決
議案第45号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について	9月17日	可決
議案第46号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について	9月17日	可決
議案第47号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月17日	可決
議案第48号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	9月17日	可決
議案第49号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	9月17日	可決

議案第 5 0 号	平成 2 6 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	9 月 1 7 日	可決
議案第 5 1 号	平成 2 6 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	9 月 1 7 日	可決

9 月 1 7 日上程

発委第 7 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について	9 月 1 7 日	可決
発委第 8 号	国の責任による 3 5 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について	9 月 1 7 日	可決
発委第 9 号	手話言語法制定を求める意見書について	9 月 1 7 日	可決
発委第 1 0 号	農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書について	9 月 1 7 日	可決
発委第 1 1 号	集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書について	9 月 1 7 日	可決
発委第 1 2 号	「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について	9 月 1 7 日	可決
発委第 1 3 号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書について	9 月 1 7 日	可決

平成26年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 9月1日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○人権擁護委員の推薦、議案第33号～議案第35号の上程、提案理由の説明、質疑 採決	1 1
○議案第36号～議案第51号の上程、提案理由の説明、詳細説明	1 3
○監査報告	3 9

第2日 9月8日(月)

○議事日程	4 6
○一般質問 塚田 忠 議員	4 6
入日 時子 議員	5 3
西沢 悦子 議員	6 5
塩入 弘文 議員	7 9

第3日 9月9日(火)

○議事日程	9 6
○一般質問 窪田 英子 議員	9 6
塚田 正平 議員	1 0 7
塩野入 猛 議員	1 1 6
吉川まゆみ 議員	1 2 9

第4日 9月10日(水)

○議事日程	1 4 4
○一般質問 中嶋 登 議員	1 4 4
大森 茂彦 議員	1 5 7
山崎 正志 議員	1 7 0
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	1 7 7

○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	191
--------------------	-----

第5日 9月17日(水)

○議事日程	196
○請願・陳情採決	197
○議案第36号～議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決	198
○議案第43号～議案第51号の質疑、討論、採決	226
○追加議案上程、提案理由の説明	232
○発委第7号～発委第13号の質疑、討論、採決	237
○町長閉会あいさつ	242

## 平成26年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年9月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 "	塚 田 正 平 君	9 "	入 日 時 子 君
3 "	吉 川 まゆみ 君	10 "	中 嶋 登 君
4 "	窪 田 英 子 君	11 "	塚 田 忠 君
5 "	塩 入 弘 文 君	12 "	池 田 弘 君
6 "	塩野入 猛 君	13 "	大 森 茂 彦 君
7 "	西 沢 悦 子 君	14 "	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	白 井 洋 一 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹 内 祐 一 君
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第33号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第34号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第35号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第36号 平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第37号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第38号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第39号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第40号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第41号 平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第42号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第43号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第44号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第45号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について
- 第19 議案第46号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第47号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第48号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第49号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第50号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について



第24 議案第51号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に  
ついて

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

**議長（柳澤君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（柳澤君）** 会議規則第120条の規定により、2番 塚田正平君、3番 吉川まゆみさん、4番 窪田英子さんを会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（柳澤君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月17日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日2日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前8時30分といたします。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（柳澤君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成26年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては全員のご出席を賜りまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、先月10日に長野県知事選挙が行われ、阿部知事が再選を果たし、今後4年間の長野県政を引き続き担っていくことになりました。阿部知事には、子育て支援、定住促進や健康長寿など各自治体で実施している事業の支援及び自立する自治体の支援に引き続き取り組まれるとともに、坂城町が直面する課題であります千曲川ワインバレー構想の指導強化、さらに、国道18号バイパス建設推進に伴う県事業の坂都5号線先線の建設促進などが推進されることを期待いたします。

続きまして、坂城町を取り巻く経済状況について申し上げます。

世界経済におきましては、国際通貨基金（IMF）が7月発表しました世界経済の見通しによりますと、2014年の世界全体の実質成長率は年3.4%と、今年4月時点の予測から0.3%の下方修正となりました。アメリカ景気の一時的な落ち込みや中国など新興国の成長鈍化が響いたものであります。また、中東やウクライナの情勢不安に伴うリスクから、世界的な景気の調整色が強まる可能性にも言及しております。この中で、今年1月から3月期に大幅なマイナス成長に陥ったアメリカ経済において成長の勢いが戻ると分析し、中国も小刻みな財政刺激策が景気を下支えするとの見方を示す一方で、ユーロ圏については、見通しをほぼ据え置いたものの、各国の成長にはばらつきがあり、デフレに陥るおそれがあると警告いたしました。今後の世界経済の成長率については、複数の下振れリスクを意識し、「世界の成長は長期にわたり一段と弱まる可能性がある」とも指摘しております。今後、中東及びウクライナ情勢が、各国の協力により平和的に解決し、安定するとともに世界経済の成長を期待するものであります。

日本国内の状況につきましては、内閣府による8月の「月例経済報告」では、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。」とし、「先行きについては、当面、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としております。

長野県内の動向につきましては、日本銀行松本支店の7月発表の「金融経済動向」によりますと、総論で「長野県経済は、緩やかに回復しつつある。」として、「一つ、公共投資は増加している。二つ、住宅投資は前年を下回っている。三、設備投資は緩やかに増加している。四、個人消費は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられているが、基調的には消費者マインドの改善を背景に、緩やかに回復しつつある。以上のような最終需要のもとで、生産は

緩やかに回復しているほか、雇用・所得も、着実に改善している。」としております。「なお、企業の景況感をみると、製造業では改善の動きがみられる一方、非製造業では、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響もあって、やや悪化している。先行きは、製造業、非製造業とも改善を見込んでいる。」としております。

さて、7月に実施いたしました町の経済状況調査の結果では、生産量は3カ月前に比べまして平均増減率が前回調査のプラス5.1%からプラス2.3%となりましたが、前年同期比では、プラス9.6%と3期連続で10%前後の増加となっております。

先行きにつきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が想定内に収まったことや全体的には輸出環境の改善や経済対策などの効果等を背景に、既存取引先の受注回復や新規取引先の開拓、海外の景気回復や円安などの経済要因による増加が期待されている傾向がある一方、顧客の生産動向による影響や季節的な要因等により、増加率はプラス1%とほぼ横ばいを見込んでおります。売り上げにつきましても、3カ月前に比べ、それから前年同期比、先行きとも生産量と同様にプラス傾向であります。

雇用につきましては、3カ月間の実績では30人の増加となっており、来春の雇用については、40人の増加を予定しております。また、減員分の補充を予定している企業も調査した20社のうち8社となっていることから改善に向けた動きが見られます。

このような坂城町を取り巻く経済状況の中で、10月に坂城テクノセンター開館20周年を記念いたしまして、町内企業の優れた技術と製品を紹介する「さかきものづくり展」が開催されます。久々の取り組みとなります「さかきものづくり展」は、坂城町の企業のものづくり力を内外に発信していく絶好の機会となりますので、町といたしましても企画運営などの支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、平成25年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入について。町民税は、回復傾向と言われる経済情勢の中、個人については堅調な伸びを示したものの、法人については企業によるばらつきが見られ、トータルでは、前年度対比マイナス4.1%と24年度を下回りました。固定資産税については、土地の下落分を建物と償却資産の伸びが埋める形となり、全体では前年度対比プラス0.3%と若干の増加となり、町税全体では、前年度対比マイナス1%、2,380万円の減収となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税において、リーマンショック後の法人町民税の落ち込みに対する調整が終了したことで、基準財政収入額が増額算定となったことにより、交付額が減少したことから、前年度対比マイナス2.1%、2,560万円の減額となりました。

基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3カ年の平均値が0.64で、県下77市町村中6番目、町村の中では軽井沢、南相木村に次いで第3位となっております。県内における順位は昨年と同位であります。数値自体は0.01ポ

イント上昇いたしております。

国庫支出金につきましては、南条小学校の実施設計と第4分団の消防ポンプ車購入の財源として活用しました「地域の元気臨時交付金」の交付などによりプラス3%、1,180万円の増額。

県支出金につきましては、町内に建設された特別養護老人ホームや役場庁舎に設置しましたバイオマスボイラーに対する補助金の交付などにより、プラス47.2%、1億3千万円の増額であります。

また、繰入金につきましては、24年度のびんぐし湯さん館リニューアル工事や村上小学校耐震改修事業完了に伴い、25年度はマイナス80.7%と大きく減少し、あわせて、町債につきましても、マイナス23.6%、1億4千万円の減額となりました。

歳入全体では、前年度対比マイナス3.7%となる58億9千万円であります。

一方、歳出につきましては、歳出の中でも比較的大きな割合を示しております扶助費は、子ども医療費や障害者自立支援給付の増額などにより前年対比プラス0.1%と増加しております。

普通建設事業費につきましては、スマートタウン構想に基づく役場庁舎へのバイオマスボイラーの設置工事や、南条小学校建設に向けた実施設計などの新規事業の他、町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業といった継続事業を実施し、3億4,200万円の支出をいたしましたが、大型事業の完了に伴い、前年度との比較ではマイナス45.9%と大きく減少しております。

なお、平成25年度の大きな事業であり、町のバリアフリーの象徴となる坂城駅へのエレベーター設置工事にかかわるしなの鉄道への負担金につきましては、竣工が5月であったことから、繰越事業となり、決算に数字は入っておりません。

また、その他経費では、県の補助金を活用する中で、町内の特別養護老人ホーム建設に対し補助を行ったことから「補助費等」が前年度対比でプラス15.7%、1億2,200万円の増加であります。

人件費につきましては、マイナス0.9%、公債費につきましても、マイナス3.2%と減少しております。

歳出全体では、前年度対比マイナス5.9%となる56億8,600万円の決算であります。

また、この平成25年度決算を受けての財政健全化法による財政指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに、一般会計及び全ての特別会計において黒字であります。起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率については、前年対比マイナス1.1ポイントとなる13.6%、公債費等の将来負担の重さを表す将来負担比率につきましても地方債残高の減少に加え、充当可能な基金を確保することなどによりマイナス11.5ポイントとな

る24.9%と改善しており、いずれの指標につきましても健全といえる状況にあります。引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。なお、詳細の決算状況につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

さて、26年度事業の進捗状況並びに9月補正に計上いたしました主な内容について述べさせていただきます。

最初に、坂城スマートタウン構想の推進につきましては、テクノ工業団地の皆様のご協力をいただく中で、スマート工業団地構築に向けた調査・研究、町民のライフスタイルの変革に向けた意識啓発、再生可能エネルギーの普及拡大に向けて継続的に取り組んでおります。

町内全体における太陽光発電システムの普及状況につきましては、本年3月末現在で4,100kW、4メガですね、の発電容量を有しており、そのうち補助金の活用による発電容量は1,085kWで、本年度もこれまでに32件の補助金の交付決定をさせていただきました。引き続き助成事業による普及拡大を図ってまいります。

また、今年度から新たな取り組みとして、電力需要の高い夏季における効率的な電力利用への意識を持っていただくため、クールシェアをテーマとした様々なイベントを開始いたしました。7月21日は、坂城テクノセンターにおきまして「クールシェアイベント親子で体験 自然エネルギー実験教室」を開催し、町内外から100名もの親子の皆様に参加をいただきました。また、8月5、6の2日間は、坂城駅前多目的広場に静態保存されている169系電車内において「夏休み169クールシェアスポット」を開催し、子どもからお年寄りまで延べ250名ほどの皆さんが涼しい車内で快適なひとときを過ごされました。

このほかにも、町立図書館やびんぐし湯さん館などをクールシェアスポットとして紹介したり、町社会福祉協議会による「納涼サロン」の開催など、クールシェアによるさまざまなイベントに取り組みがなされました。イベントによる節電効果はなかなか見えませんが、まずは地域での効率的な電力利用に向けた意識改革が大切であり、今後も「クールシェア」「ウォームシェア」により、みんなで集まり、楽しみながら節電できる取り組みを通じて、スマートタウンへの意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、坂城町では、町内有力企業が世界各国に生産拠点、販売拠点を設けるなど町内企業の国際化が進んでおります。特に、アジア各国は重要なパートナーとなっており、中でも、タイ国では町内9社が生産拠点を設けるなど企業の進出が目覚ましく、今後ますます関係が深まっていくものと思われまます。

昨年、坂城国際産業研究推進協議会の皆さんとタイ国を視察してまいりましたが、この視察の中で、高校生の研修事業という提案がありました。そこで、将来坂城町を支えていく子供たち、特に多感な時期にある高校生を対象としたタイ国への海外研修を計画したいと考えております。その研修事業に向けて、タイ国内の情勢把握、研修行程の確認のほか、タイ国へ進出し

ている町内企業への協力要請や現地機関との調整を行い、平成27年度から実施できるよう準備を進めていくため、調査経費を今議会に計上いたしました。この研修事業により、町内在住の高校生がタイ国で活躍する町内企業の視察を通じて、また、現地学生との交流、タイ国の歴史・文化など異文化体験を通じて国際感覚を養い、坂城町・日本を再認識するとともに、進路を含めた将来展望を考える機会になればと考えております。

さて、9月15日の敬老の日を迎えるに当たりまして、長寿のお祝いと敬老の意を表すために、今週6日土曜日に米寿、白寿、100歳以上の方々に敬老訪問事業を実施いたします。今年の敬老訪問事業の対象の方々は、88歳の米寿の方が104名、99歳の白寿の方が10名、100歳以上の方が9名、全体で123名の方が対象で、最高齢の方は明治43年生まれの104歳の女性であります。なお、県内の男性最高齢でありました、網掛の大井直治郎さんが、去る7月2日に106歳でご逝去されました。改めて、ご冥福をお祈り申し上げます。

少子高齢化が進む中で、子供を産み、子育てしやすい町を目指す、第3子以降の保育料軽減につきましては、従来の軽減措置に加え、今年度から第2子のお子さんの年齢にかかわらず、保育料を半額といたしました。これにより対象となる家庭数は45世帯で、年間の軽減額については総額で約600万円であります。引き続き、子育てのしやすい町を目指し、子育て支援策の充実に努めてまいります。

本年4月の消費税率の引き上げにより、低所得の方や子育て世帯の皆さんの負担を考慮し、国が給付を決定しました臨時福祉給付金給付事業並びに子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、既に事務作業に着手しており、申請書の送付・受付等を実施しているところであります。給付金の支給につきましては、事業の趣旨に鑑み、受付審査の終了した方から順次支給をしております。なお、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、対象児童が予想より多くなることを見込まれることから、今議会に追加補正をお願いするものであります。

さて、総合的な松くい虫被害防止対策の新たな取り組みとして、これまで有人ヘリでは散布できなかった人家に近い苧屋原地区の4haの松林につきまして、無人ヘリコプターによる地上散布を6月17日と7月15日の2回にわたり実施いたしました。今後も、地元住民の皆さんや関係者の皆さんの健康に配慮し、リスクコミュニケーションの強化に努めながら、松くい虫被害に対応するため、さまざまな防止対策を総合的に実施してまいりたいと考えております。

なお、伐倒駆除による県の補助金が追加交付となったことから、今議会に追加補正を計上いたしました。

8月2日、第37回坂城どんどんが開催されました。夜の踊り流しでは、昨年よりも2連多い50連、約1,500人もの多くの方に参加をいただきました。また、坂城町特命大使の小松美羽さんと青年海外協力隊としてザンビアで2年間教育活動を行ってこられた竹内希さんには、おどりコンテストの特別審査員として花を添えていただき、また、さらに中之条出身の塚

田哲夫さんが率いるバンド、ガングルオンの皆さんには、踊り流しの演奏をしていただくなど、昼間の部のお子さん連れの方々を含め参加された皆さんが、真夏の暑さを吹き飛ばす盛り上がりを見せていただいたことに感謝申し上げます。

今週5日金曜日に開催されます、「テクノさかき工業団地まつり」につきましては、今回で21回目を迎えます。工業団地内企業の福利厚生事業の一環として始められたお祭りも、コンサートや花火大会など大勢の町民の皆さんにご好評いただき、「地元のお祭り」として定着してまいりました。今年も芸能人やご当地アイドルによる歌謡コンサートが予定されているほか、花火大会では、今年初めて工業団地以外の企業の皆さんにもご協賛いただき、これまで以上に盛大に花火が打ち上がるとお聞きしております。多くの町民の皆さんに、会場にお越しいただき、お祭りを楽しんでいただければと思います。

また、有害鳥獣対策事業としまして、県の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、昨年度から上平地区において、イノシシ・鹿等を対象とした侵入防止柵の設置を実施していただいております。今年度は当初予算に計上いたしました1,200mの防止柵を5月に設置いたしました。県から内示があり、未設置の約4,500m分の交付金1,500万円余が確定いたしましたので、今議会に補正予算を計上させていただきました。これで、未設置の島地区及び小野沢地区の施行が可能となり、計画しておりました事業が2年で完了となります。地元の皆さんには年内完成をめどに、事業を進めていただきたいと思います。

さて、経済対策としまして今年2年目となります坂城町住宅リフォーム補助事業につきましては、7月末には受付枠がいっぱいとなり、関連事業費を含めました全体事業費も約3,200万円余りで、昨年に引き続きまして大きな経済効果が生まれているものと考えます。現在も事業への問い合わせがあり、さらなる需要が見込まれることから、今議会に補助金の追加補正予算を計上させていただきました。

公共下水道事業につきましては、繰越事業の中之条、網掛、上平地区におきまして下水道整備を進めております。中之条地区は栗林製作所様北側、網掛地区については、びんぐし公園周辺の工事に取りかかります。なお、上平地区の出浦沢川周辺の工事も引き続き実施してまいります。今年度事業の谷川以南の南条地区では、南条小学校の建設工事にあわせた周辺地域の下水道工事を計画しており、現在、上田国道事務所と協議を進めております。

さて、さきの台風8号では、県内におきましても南木曾町で土石流災害に見舞われ、中学生の貴重な命が失われました。また先月、広島市や礼文島で局地的な豪雨による土砂崩れや土石流が発生し、多くの人命が奪われました。被災された皆様方には、心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました皆様に哀悼の意を表します。

災害対策は、複合的に考えなければなりません。8月4日坂城町では、長野県石油商業組合及び同組合北信支部と災害時における石油類の安定供給と町民生活の早期安定を図ることを目

的に、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結いたしました。この協定は、同組合に加盟している給油所が災害発生時に緊急車両や避難所などへの石油類の優先供給を行うことを定めたほか、被災者に対する給油施設の水道水やトイレなどの提供、救急要請や簡易な応急手当など被災者支援について盛り込まれております。今回の連携協定が町民の皆さんの安全確保のための大きな備えになるものと考えております。

また、8月24日には、坂城町総合防災訓練が文化センターにおいて約700名の皆さんにご参加をいただき開催されました。参加された中之条、四ツ屋、戊久保地区の皆さん、関係団体の皆さん方には、途中雨に見舞われる中、まことにありがとうございました。

大勢の住民の皆さん方に体験、参加いただける訓練、さらに、町と「災害時の応急措置に関する協定」を締結している、坂城町建設業災害防止協会の皆さんにも土のうづくりや搬送などの水防訓練に参加していただき、また、初めての試みとして、今回の参加地域にある福祉施設、美里園、第2美里園の入居者、職員の皆さんにも避難誘導訓練に参加していただくとともに、上田ケーブルビジョンさんによる臨時災害FM放送局の開設訓練も実施されました。また、消防団の火災想定訓練及び消防本部による高所救出訓練では、日頃の訓練の成果を大いに発揮していただきました。

災害の未然防止または被害の軽減を図るためには、行政機関だけではなく、地域住民の皆さんにおかれましても日ごろから災害に対する備えが重要なものとなっております。今後も家庭と地域、行政、関係機関の連携のもと、防災意識の高揚と防災対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育関係について申し上げます。

南条小学校改築事業につきましては、8月の臨時議会におきまして請負契約の締結の議決をいただき、近隣の皆さんへの工事説明会を開催するとともに、現場におきましては準備工事を進めてまいりました。明後日9月3日には起工式を行い、平成28年3月までの長い工事期間となりますが、安全な工事に努めてまいります。

7月28日から31日まで、町内3小学校11人の児童が中国上海市実験小学校などを訪問いたしました。同世代の子どもたちとの交流やホームステイを通じて、中国の歴史や文化、生活に触れ、友好を深めるとともに国際感覚を養うことができたことと思います。このたび、実験小学校から本年秋にも当町を訪れ、交流を行いたいとの要望がありました。

この上海市との教育交流は相互に訪問、受け入れを1年ごとに行う計画で始まりましたが、24年度の訪日が国際情勢により1年おくれた経過があり、今回ホームステイを受け入れていただいた家庭の子供たちが同じ年に当町へ来ることで一層の交流が深められる機会であると考え、訪問を受け入れることとし、必要な経費について今議会に予算計上いたしました。

また、8月5日、6日の2日間、和平キャンプ場で、小学校5年、6年生を対象とした外国



語活動の一層の推進を目的として、「和平国際交流村」を開催いたしました。参加した児童は学校で取り組んでいる外国語学習を生かし、積極的に英会話をしながら、さまざまな課題に取り組み、外国の文化や言葉への関心を深めることができたと感じております。

また、8月15日に開催されました第59回成人式につきましては、新成人176名のうち約7割に当たる126名の皆さんの出席により、式典と成人祭が行われました。新成人の代表からは、これまで支えてくれた家族、恩師、地域の方々への感謝とともに成人としての抱負の発表もあり、頼もしく思えたところであります。今後それぞれの目標に向かって、大いに活躍されることを期待いたします。

さて、昨日8月31日、3年ぶりとなります「びんぐしの里薪能」がびんぐし公園において町内外から多くの皆さんにおいでいただき開催されました。前回に引き続きまして、能の重要無形文化財総合保持者である松木千俊さんと狂言のみならず幅広い分野で活躍されている野村萬斎さんをお招きいたしました。松木さんには、信州にゆかりのある「紅葉狩」の演目を演じていただきました。あわせて、宮入小左衛門行平刀匠の奉納鍛錬も披露され、日本の伝統文化を継承する第一線の芸術家が一堂に会する幻想的な夜を堪能いたしました。また、町内小学校の子供たちによる「謡と仕舞」の発表や来場された皆さんも参加しての「猩々」を謡うということもあり、伝統文化に触れ、身近に感じていただけたのではないかと考えております。

以上、25年度の決算状況と26年度の主な事業の進捗状況並びに主な9月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件が4件、条例の一部改正が2件、一般会計・特別会計の25年度決算の認定が7件、一般会計・特別会計の補正予算が7件、計20件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（柳澤君）** 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社にかかわる、平成26年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

---

**議長（柳澤君）** 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第

8「議案第35号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」までの4件を一括議題として、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長(柳澤君)** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長(山村君)** それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて以下、議案第35号まで一括して説明申し上げます。

まず、「人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもちまして、3年間の任期が満了となります塚田安紀子氏について、人権擁護委員として引き続きご尽力をいただきたく、法務大臣へ推薦するに当たりまして議会のご意見を求めるものであります。

塚田氏は人格識見高く、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。なお、塚田氏の任期は平成27年1月1日から平成29年12月31日までの3年間であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年10月の就任以来、4年にわたり町の教育行政にご尽力いただきました委員長職務代理者の山城修二氏がこのたび任期満了に伴い退職されることになりました。今までのご労苦に対し、心から感謝申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、識見高く、広く教育活動を実践され、当町におきましても生涯学習推進協議会会長として生涯学習分野に携わっていただいております鈴木忠氏が適任と存じ、委員を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は平成26年10月1日より平成30年9月30日までの4年間であります。

続きまして、議案第34号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、9月30日をもって玉木守二委員の3年間の任期が満了するに当たりまして、引き続き地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再認いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間でございます。

続きまして、議案第35号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、千曲市、坂城町、葛尾組合及び千曲坂城消防組合で共同設置しております千曲市・坂城町等公平委員会の委員につきましては、本年11月20日をもって北島幸子委員

の任期が満了となることに伴い、新たに経験豊富で人格、識見ともにすぐれる方として中村トモエ氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

北島委員には今日までのご労苦に対し、心から感謝申し上げる次第でございます。なお、新任の中村氏の任期は、平成26年11月21日から平成30年11月20日までの4年間であります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（柳澤君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時43分～再開 午前10時54分)

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

---

◎日程第6「議案第33号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

---

◎日程第7「議案第34号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

---

◎日程第8「議案第35号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

---

**議長（柳澤君）** 日程第9「議案第36号 平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第24「議案第51号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの16件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長（柳澤君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第36号から51号まで一括してご説明申し上げます。

議案第36号 「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」 ご説明申し上げます。

平成25年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額58億9,042万5千円、

歳出総額5億8,598万円、歳入歳出差引額は2億444万5千円となりました。実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から工期の関係で26年度へ繰り越しました坂城駅へのエレベーター設置工事負担金や町道A01号線道路改良工事など繰り越し事業の充当財源となる1億1,997万1千円を除いた8,447万4千円であります。この実質収支額から4,500万円を財政調整基金に繰り入れた残額の3,947万4千円が平成26年度への繰越金でございます。

歳入の主な内容について申し上げます。町民税につきましては、個人町民税は堅調に推移し増額となった一方、法人町民税については企業によるばらつきが大きく減額となり、町民税全体では前年度対比4.1%の減額となりました。固定資産税につきましては、土地の減額分を建物と償却資産の伸びが補った形となり、総額で0.3%の増となりました。町税全体では23億3,400万円の歳入で前年度対比マイナス1.0%、2,380万円の減額となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額についてリーマンショック後の法人町民税の減収調整の終了に伴い増額算定がなされたことなどから、交付基準額が減少し、交付税全体で前年度対比マイナス2.1%、2,560万円の減額となったところでございます。

そのほか、県支出金につきましては、町内に建設された特別養護老人ホームにかかわる介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金や役場庁舎へのバイオマスボイラー導入にかかわるグリーンニューディール基金事業補助金などの交付により、前年度対比47.2%の増となる4億820万円の歳入となりました。また、繰入金につきましては、図書館のボイラー改修等の財源として必要な基金の取り崩しを行いました。湯さん館のリニューアル工事などを実施した前年度と比べると大きく減額となる3,540万円の繰り入れを行いました。

歳入全体では、前年度対比マイナス3.7%、金額で2億2,700万円の減額となった状況であります。

次に、歳出でございますが、性質別に申しますと、投資的経費につきましては、南条小学校建設にかかわる詳細設計やバイオマスボイラー導入、第4分団の消防ポンプ車の更新などのほか、継続事業のA01号線道路改良事業や橋梁修繕事業などの実施に伴い普通建設事業費全体で3億4,300万円の歳出となりました。

義務的経費につきましては、扶助費について障害者の介護、訓練等給付の増加などにより0.1%の増額となりましたが、公債費については地方債残高の減少に伴い3.2%の減、人件費についても0.9%の減額となりました。

その他経費につきましては、特別養護老人ホームへの建設補助金の交付などにより補助費等が15.7%の増、税金・交付税の減額等により基金への積立金が38.1%の減、繰出金が

4. 9%の減となっております。

歳出全体ではマイナス5.9%、金額で3億5,380万円の減額となったところでございます。詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりでございます。また、その内容につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第37号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3,883万4千円、歳出総額3,797万4千円で、歳入歳出差引残額は86万円で、このうち、50万円を設備基金に積み立て、残りの36万円を平成26年度に繰り越しをいたしました。

歳入の主なものといたしましては、有線放送電話使用料3,362万6千円、各種事務手数料及び広告放送料等83万円、工事費負担金19万9千円でございます。

歳出の主なものは、設備基金積立金1,370万4千円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料283万円、有線施設設置移転等工事285万3千円でございます。

次に、議案第38号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額17億4,972万1千円、歳出総額17億1,713万2千円で、歳入歳出差引残額は3,258万8千円で、このうち400万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの2,858万8千円を平成26年度に繰り越しをいたしましたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、国民健康保険税3億5,752万3千円、国庫支出金3億5,636万5千円、療養給付費交付金1億6,460万6千円、前期高齢者交付金5億3,264万6千円、共同事業交付金1億6,500万9千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費12億2,214万2千円、後期高齢者支援金等2億1,345万6千円、共同事業拠出金1億6,188万6千円でございます。療養給付費、療養費、高額医療費を合わせた支払額を前年度と比較いたしますと、全体で3.2%の増となっており、制度別の医療費の内訳では、一般被保険者分で5.2%の増、退職被保険者分では、10.9%の減となっております。後期高齢者支援金等は、前年度対比0.7%の減、共同事業拠出金につきましては3.6%の減となっております。

続きまして、議案第39号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成25年度本事業の決算額は、歳入総額340万1千円、歳出総額338万7千円で、歳入歳出差引残額は1万4千円で、平成26年度に繰り越しをいたしましたところでございます。

歳入の主な内容につきましては、貸付金元利収入332万5千円、県支出金6万4千円でございます。

歳出の主な内容につきましては、元利償還金140万7千円、一般会計繰出金188万円でございます。

次に、議案第40号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は南条地区及び上平、網掛の一部を残し整備が完了したことにより、平成25年度末で供用面積は453haに達し、整備進捗率は74%となりました。

さて、平成25年度の決算につきましては、歳入総額9億2,752万4千円、歳出総額8億9,254万9千円で、繰越明許費の繰越額分3,410万2千円を除いた87万3千円円が実質収支額となりました。歳入の主な内訳といたしまして、受益者負担金1億4,606万1千円、下水道使用料1億1,087万7千円、国からの交付金1億1,200万円、一般会計からの繰入金2億7,630万円、町債2億5,190万円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、上流処理区維持管理費負担金5,326万2千円、下水道管渠工事費3億2,679万3千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金1,458万2千円、長期債元利償還金3億2,778万円でございます。

続きまして、議案第41号「平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億8,164万7千円、歳出総額11億7,807万3千円で、歳入歳出差引残高は357万4千円で、このうち40万円を支払準備基金に積み立て、残りの317万4千円を平成26年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、介護保険料2億6,333万3千円、国庫支出金2億5,933万8千円、支払基金交付金3億2,412万5千円、県支出金1億6,629万4千円、繰入金1億5,556万2千円でございます。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費11億2,091万6千円、地域支援事業費1,622万9千円、要介護認定事務等の総務費1,273万9千円、基金積立金1,594万1千円でございます。

次に、議案第42号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億5,883万4千円、歳出総額1億5,832万6千円で、歳入歳出差引額は、50万8千円で、全額を平成26年

度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1億2,325万3千円、一般会計繰入金3,515万9千円でございます。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,721万1千円、事務費等総務費110万6千円でございます。

次に、議案第43号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令が改正され、交付されたことに伴い坂城町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容として、四つの税目について改正がございます。

初めに、固定資産税については、国の税制改正において地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例制度の対象となる償却資産の対象が拡大され、地方税法の定める範囲で課税標準額の特例割合を我が町独自に定めることができるようになりました。対象は全て環境対策の一環として公害防止を目的とした施設・設備となっています。当町ではスマートコミュニティ構想を初めとする環境に配慮したまちづくりを目指す中、町が地域と一体となって環境に配慮したまちづくりを行えるよう、特例割合につきまして事業所などにとって最も負担のない最低の課税割合とするものでございます。

次に、軽自動車税でございますが、国による税制抜本改革により、車両課税の見直しが行われたことに伴い、軽自動車税の税額を引き上げ等の改正を行うものでございます。

また、法人町民税につきましては、消費税率が8%に引き上げられたことによる市町村間の財政力格差の是正を図るため、法人町民税の一部を国税化し、地方法人税が新たに創設されたため、法人税割の税率を14.5%から11.9%に引き下げる改正を行うものであります。

最後に、個人町民税につきましては、公的年金からの特別徴収の方法及び金融所得の課税方法について改正を行うものでございます。公的年金からの特別徴収の見直しは、年間6回の年金から天引きする額の平準化を図るものであり、また金融所得の課税方法は公社債等に対する課税方法の見直しが行われたため、開始を行うものであります。

次に、議案第44号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により地方税法及び関係法令が改正され、交付されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、税条例の一部改正でもご説明いたしましたが、個人町民税について株式・公社債等の投資にかかわる金融商品の課税が一体化され、公社債等にかかわる課税方法の見直しが行われたことに伴い、国民健康保険税の課税方法についても改正するものでございます。

次に、議案第45号「平成26年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,708万6千円を増額し、歳入歳出予算を62億9,941万7千円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税3億6,877万7千円、鳥獣被害防止総合対策補助金等の県支出金2,458万9千円、前年度繰越金2,947万3千円、臨時財政対策債7,149万円をそれぞれ増額いたすものでございます。また、これに関連しまして財政調整基金、減債基金からの繰入金、合わせて3億5,144万8千円を減額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、水ぼうそう、肺炎球菌の予防接種事業679万3千円、農地台帳システムの改修及びデータ更新委託583万2千円、有害鳥獣対策事業1,562万5千円、文教施設整備基金積立金8,900万円をそれぞれ増額いたすものでございます。

また、人件費について、現在の職員配置にあわせた組みかえや調整等を行うものでございます。

次に、議案第46号「平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,706万5千円とするものであります。

内容について申し上げますと、歳入につきましては繰越金35万円を増額いたすものであります。歳出につきましては、設備基金積立金35万円を増額いたすものであります。

次に、議案第47号「平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,810万1千円を追加し、歳入歳出予算を17億5,186万7千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては特定健診国庫負担金追加交付分10万5千円、前年度繰越金2,808万8千円を増額し、基金繰入金9万2千円を減額いたすものでございます。歳出の主なものにつきましては、国庫支出金返還金1,915万6千円、療養給付費交付金返還金593万5千円、予備費299万7千円を増額いたすものでございます。

次に、議案第48号「平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3千円を追加し、歳入歳出予算を300万3千円とするものでございます。



内容について申し上げますと、歳入の繰越金を1万3千円増額し、歳出の一般会計繰出金を1万3千円増額するものでございます。

次に、議案第49号「平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万2千円を追加し、歳入歳出予算を6億7,827万9千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては繰越金87万2千円を追加するものでございます。歳出につきましては、一般会計繰出金87万2千円を追加するものでございます。また、公共下水道事業費などを事業の進捗等にあわせ組みかえ等を行うものでございます。

議案第50号「平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598万8千円を追加し、歳入歳出予算を13億5,441万7千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては、支払基金交付金281万6千円、繰越金317万2千円を増額するものでございます。歳出につきましては、国庫支出金返還金279万8千円、支払い準備基金積立金319万円を増額いたすものでございます。

最後に、議案第51号「平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,170万4千円といたすものであります。

内容について申し上げますと、歳入の主な内容といたしましては、繰越金50万8千円を増額いたすものでございます。歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金46万2千円、予備費4万6千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（柳澤君）** 続いて、各課長等に、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

**財政係長（臼井君）** 平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入全般について、決算書事項別明細書の11ページ、町税からご説明申し上げます。款1町税につきましては、収入総額が23億3,430万2千円で、前年度と比較いたしまして、金額で2,382万5千円、率でマイナス1%の減収となりました。内訳でございますが、町民税につきましては、まず、個人町民税は回復傾向と言われる経済情勢の中、堅調に推移し、

前年度対比プラス1.1%、706万5千円の増額、企業によりばらつきが見られた法人町民税につきましては、4,473万9千円の減で、前年度対比マイナス17.9%という状況でございます。

固定資産税につきましては、土地について地価の下落に伴い減額となったものの、家屋と償却資産は増額となり、全体ではプラス0.3%、359万6千円の増、また、軽自動車税については率でプラス0.9%、町たばこ税についてはプラス9.7%、入湯税についてもプラス6.4%といった状況であります。

続いて、12ページにかけての款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税ともに減額となり、決算額は6,390万5千円で、前年度対比304万4千円の減、マイナス4.5%であります。

12ページの交付金関係では、款3利子割交付金が決算額356万2千円で前年度対比96万6千円の減、款4配当割交付金は決算額519万9千円で前年度対比221万4千円の増額、また、款5株式等譲渡所得割交付金につきましては株価の上昇に伴う市場の活性化などに伴い決算額871万4千円で、前年度対比804万6千円の大きな増額となりました。

次に、款6地方消費税交付金につきましては、決算額1億6,560万円で前年度対比マイナス0.9%、142万3千円の減といった状況でございます。続きまして、13ページにかけての款7自動車取得税交付金につきましては、決算額1,796万7千円で、前年度対比プラス1%、18万4千円の増となっております。款8地方特例交付金につきましては、住宅借入金等、税額控除にかかわる地方公共団体の減収を補うための特例交付金が交付され、決算額591万1千円、前年度対比マイナス5.5%、34万2千円の減となっております。

次に、款9地方交付税でございます。25年度の普通交付税はリーマンショック後に急激に税収が落ち込んだ平成21年度の生産調整が終了したことで、基準財政収入額が町民税の法人税割において、増額算定されたことなどから4.8%増加した一方、基準財政需要額についても臨時費目の新設などにより、1.5%の増加となりました。基準財政需要額が増額算定されたものの基準財政収入額の増額がそれを上回ったことから普通交付税額は減額算定となり、前年度対比マイナス4.2%となる10億8,373万3千円が交付されました。

また、特別交付税につきましては、1億3,959万8千円で、坂城駅へのエレベーター設置などにかかわる交通施設バリアフリー化の項目が増額算定となり、前年度対比ではプラス18.7%、2,199万円の増額となりました。

なお、財政力指数につきましては、平成23年度から25年度までの3カ年平均が0.64でありまして、前年度との比較では0.01ポイントの増加となっております。県下における坂城町の順位につきましては、昨年と同位となっております。全市町村中6番目、町村では軽井沢町、南相木村に次いで第3位に位置しております。

款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額188万2千円で、前年度対比4万9千円の減額といった状況であります。次に、14ページにかけての款11分担金、負担金につきましては、児童福祉、農業費関係の負担金などの減少により、決算額は1億1,413万3千円で、前年度対比マイナス6.8%、826万6千円の減となっております。16ページにかけての款12使用料及び手数料につきましては、決算額7,629万6千円で、家庭系一般廃棄物処理手数料の増額などにより前年度対比プラス1.9%、138万6千円の増であります。

続きまして、16ページから18ページまでの款13国庫支出金につきましては、当該年度の国の施策や町の導入施策等により差違の出るところであります。24年度に実施した村上小学校の耐震改修事業の完成に伴い、教育費関係の補助金が大きく減少しましたが、町道A01号線道路改良事業や橋梁修繕事業にかかわる土木費関係の補助金の増加や国の経済対策に係る地域の元気臨時交付金の交付などにより、決算額は4億997万6千円で、前年度との比較では、プラス3%、1,179万1千円の増額となりました。

次に、18ページから22ページにかけての款14県支出金につきましては、4億825万3千円で前年度に比べ1億3,090万5千円の増となりました。役場庁舎へのバイオマスボイラー導入にかかわるニューディール基金事業補助金や町内の特別養護老人ホームの建設、退所にかかわる介護基盤緊急整備等特別対策補助金などの交付により、前年度対比プラス47.2%となったところでございます。

23ページにかけての款15財産収入の内容につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売り払い収入として土地の売り払い、また基金積立金利子が主なものであります。決算額は1,958万9千円で前年度に比べ831万1千円の増額となっておりますが、24年度解散した株式会社テレコムユーの出資金返還金の減額が主な要因であります。

続いて、23ページ款16寄附金については、教育関係、民生関係、ふるさと寄附金としてご寄附をいただいたものがございます。決算額は286万1千円となっております。

次に、24ページの款17繰入金につきましては、図書館のボイラー改修工事などに伴う文教施設整備基金からの繰り入れなど事業目的に応じた特定目的基金からの繰り入れが主なものであり、決算額は3,545万4千円となりました。びんぐし湯さん館のリニューアルや村上小学校の耐震改修といった大型事業の完了に伴い、前年度に比べ、大きく減額となっております。

款18繰越金につきましては、3,759万8千円で、これは前年度の純繰越額3,361万7千円に繰越明許費にかかわる充当財源398万1千円を加えたものであります。

27ページにかけての款19諸収入につきましては、決算額4億9,707万7千円で、前年度対比2.2%の減となっております。主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振

興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金などであります。

歳入の最後になります。款20町債につきましては、決算額4億5,881万5千円で、村上小学校耐震改修事業などに起債を発行した前年度に比べ1億4,188万2,000円の減額となったところであります。主なものは、町道A01号線道路改良事業にかかわる公共事業等債などのほか、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債でございます。

以上、歳入総額は、58億9,042万4,589円で、前年度と比較してマイナス3.7%、金額で2億2,695万2千円の減額となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で95.26%でございます。

以上で、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

**議長（柳澤君）** 次に歳出について説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

**総務課長（田中君）** 歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、平成25年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧くださいと存じます。

それでは、32ページをご覧ください。32ページから35ページにかけては款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員23名分の給料、手当、共済費等経常的経費でございます。報償費は町功労者表彰記念品と退職職員への記念品等でございます。健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員が受診し、委託先は厚生連佐久総合病院でございます。人間ドックを含め全職員が年1回は何らかの検診を受け、健康管理に努めているところでございます。職員研修事業といたしましては、職員の接遇に対する意識を高めるための研修などを実施いたしました。

なお、町職員の給与、定員管理につきましては、町広報紙、ホームページでも公開しております。

35ページ、目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、文書配達委託費、例規集の加除にかかわる印刷代、例規集のデータベース更新費用、コピー機7台分の賃借料が主なものでございます。同じく35ページ及び36ページ目3財政管理費の印刷製本費は、当初予算書等の印刷代、有料道路通行料は役場全体の有料道路の使用につきましてETCカードで管理しております。積立金は財政調整基金、減債基金への積み立てでございます。

決算状況につきましては、10月号の広報紙に掲載を予定し、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

**会計管理者（春日君）** 続きまして、36ページ目4会計管理費でございますが、需用費中、消耗品費はファイル類など庁内共通で使用する事務用品の購入、印刷製本費は決算書などの印刷、役務費につきましては公金収納、派出業務の手数料等でございます。

**企画政策課長（荒川君）** 目5財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理等にかかわる経費であります。次に、目6企画費であります。企画政策推進費では、37ページの節19において長野、上田両広域連合への負担金のほか、太陽光発電システム設置に79件の補助金を交付いたしました。温泉管理事業につきましては、節15で施設維持補修工事としてろ過装置の修繕、節19では町民優待券の利用実績に応じた割り引き入館料の2分の1負担、そして節25では、振興公社からの納付金を基金として積み立てをいたしました。

続きまして、38ページにかけての、まちづくり推進事業では節1で27名の行政協力員報酬、節13では文書配布等の行政事務委託、節19では地域づくり活動支援事業といたしまして19区、8団体の事業に支援をいたしました。次の国際交流事業につきましては、節19で町国際交流協会へ補助金の交付であります。

38ページから39ページにかけてのスマートコミュニティ構想事業では、昨年度に引き続きまして信州大学テクノさかき工業団地内操業の2企業、そして町との産学官連携によりまして、工業団地における電力の効率的利用に向けた調査研究を行ったほか、県の元気づくり支援金を活用いたしまして普及啓発用のPRビデオの作成及び児童向けの化学実験教室を開催いたしました。また、グリーンニューディール基金事業の採択を受けまして、役場庁舎へバイオマスボイラーの設置工事を行いました。緊急雇用坂城町魅力発信プロジェクト事業では、特産品の普及宣伝や地域資源の魅力を内外に発信するための活動を坂城町振興公社に委託事業により実施いたしました。

目7広報広聴費であります。広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保持等に係る経費で、主なものは節13でインターネット系のサーバー及びシステムの保守を委託したほか、節14ではこれらハードウェアのリース料とインターネット回線の使用料などあります。続く広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷が主なものであります。40ページの有線放送電話特別会計繰出金事業では、節28において同特別会計へ繰り出しを行いました。電子自治体事業につきましては、国の施策として行政情報の提供や申請、届け出手続の電子化に向けて市町村行政ネットワークが構築をされております。これにかかわる経費といたしまして節13において装置の保守料、節14では回線の使用料、節19では県へのネットワーク負担金支出が主なものであります。

電算一般経費につきましては、窓口業務等に係る電算化の主たる経費を支出しているものであります。主なものといたしましては、節13において電算機ハード及びソフトウェアの保守料、節19ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料となっております。

**総務課長（田中君）** 40ページから41ページ、目10業務管理費は役場庁舎全般に係る光熱水費、エレベーター等の設備の保守点検料、修繕料、電話料金、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。昨年度も光熱水費、燃料費の削減に取り組んでおり、夏場の節電対策と

いたしましてはグリーンカーテンや庁舎の窓の一部に遮光フィルムを設置し、1階ロビーの照明の一部をLED照明と交換をいたしました。冬場の省エネ対策としてはバイオマスボイラーの導入により、灯油からより低コストの木質チップへの切りかえを行いました。

また、使用料及び賃借料の中では、昨年4月から役場庁舎にAEDを設置した経費が計上されております。このAEDにつきましては緊急時の対応に備えるとともに各種団体への貸し出しを行いました。

**住民環境課長（金子君）** 41ページから42ページにかけて目11防犯対策費であります、節11需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。修繕につきましては32カ所を実施しております。節19は更埴防犯協会連合会等関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして42ページ、目12交通安全対策費でございますが、交通指導員8名の報酬のほか、毎年、新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、交通安全協会坂城支部に対する補助金等が主なものでございます。また、東信地区交通災害共済の加入促進を図っておりますが、平成25年度の加入率は51.4%で7,803人の加入がございました。

続きまして43ページ、目13消費生活費の主なものは、消費生活指導員4名の報酬と消費者の会のリサイクル作品の作成展示、廃油とEM菌を活用した手づくり石けんの利用促進など環境問題への取り組み、そして振り込め詐欺や悪質商法防止等の啓発などの活動に対するの補助でございます。

**企画政策課長（荒川君）** 目14男女共同参画推進費の主なものは、節1で女性専門相談員の報酬、節19において女性団体連絡会及び男女共同みんなの会への活動補助をいたしました。

**総務課長（田中君）** 43ページから44ページ、項2徴税费、目1税務総務費は固定資産評価審査委員3名の報酬、職員9名分の人件費等経常的経費でございます。また、地方税の滞納整理に当たる広域連合長野県地方税滞納整理機構への負担金の支出がございました。今後も滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

同じく44ページから45ページ、目2賦課徴收費の印刷製本費は納税通知書等であり、通信運搬費は納税通知書、督促状等の送付に係るもの、委託料は課税及び収納に係る電算委託費、平成27年度の評価がえに向けての固定資産評価基礎資料整備等でございます。

**議長（柳澤君）** 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時56分～再開 午後 1時30分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

詳細説明を続けてください。

**住民環境課長（金子君）** 45ページから46ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございますが、主なものは職員の人件費と経常的経費でございます。



節 1 1 需用費は住民票等の用紙、申請書の印刷、節 1 3 委託料は人口統計処理、住基ネットセキュリティ対策、全国町・字ファイルの処理等の委託費、節 1 4 は戸籍機器、戸籍システム、住基ネット機器にかかわるものでございます。また住民基本台帳カードは 3 2 枚を交付いたしました。平成 1 5 年 8 月から本年 3 月 3 1 日までの発行枚数は 3 9 4 枚でございます。

**総務課長（田中君）** 4 6 ページから 4 7 ページは、項 4 選挙費でございます。目 1 選挙管理委員会費は選挙管理委員 4 名の報酬が主なものでございます。目 3 参議院議員選挙費は昨年 7 月 2 1 日に参議院選挙を実施した経費でございます。内容につきましては投開票事務に係る職員手当、投票管理者及び立会人さん等への費用弁償、ポスター掲示場の設置に係る委託費でございます。また、投票所のバリアフリー化を推進するため苅屋原公民館に踏み台を購入いたしました。

**企画政策課長（荒川君）** 項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費、統計一般経費につきましては、県民手帳の購入費でございます。目 2 委託統計調査費につきましては工業統計、学校基本調査、世界農林業センサス、そして次ページにまいりますけれども、商業統計調査、住宅・土地統計調査、経済センサス等に要した支出でございます。

**総務課長（田中君）** 4 8 ページ、項 6 監査委員費、目 1 監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

**福祉健康課長（天田君）** 続きまして、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費でございます。4 8 ページから 5 0 ページにかけては、社会福祉一般経費は、節 1 福祉委員の報酬、節 1 9 福祉委員協議会補助金、民生委員活動費交付金でございます。社会福祉協議会補助事業は、ヤングヒューマンネットワーク事業及び社協が実践する地域福祉推進事業への補助金が主なものでございます。国民健康保険特別会計繰出金事業は、国保特別会計への繰出金でございます。臨時福祉給付金給付事業は平成 2 6 年 4 月の消費税引き上げに伴う低所得者への配慮として臨時的な給付措置を行う事業で、平成 2 5 年度におきましてはその準備に要した経費でございます。

**住民環境課長（金子君）** 目 2 国民年金事務費でございますが、国民年金業務につきましては、1 号被保険者の資格取得、喪失、保険料の免除申請にかかわる届け出処理などの窓口業務を受け持っております。節 1 1 需用費の消耗品費では、成人者への啓発として年金手帳ケースを購入し、成人式での配付を行いました。節 1 3 委託料は、国民年金加入等の日本年金機構報告用データ作成に係る電算委託が主なものでございます。

**福祉健康課長（天田君）** 続きまして、目 3 老人福祉費でございます。5 0 ページから 5 1 ページ、老人福祉一般経費は、節 1 9 の更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブ補助金、社会福祉法人坂城福祉会が建設を進め、この 4 月にオープンをいたしました特別養護老人ホーム第二美里園に係る補助金などがございます。老人福祉町単事業になります。節 1 9 では、高

齢者祝賀事業への補助が15地区、節20は敬老祝い金事業で、該当者は111名の皆さんでございました。

52ページにかけて高齢者生活支援事業は、医療機関等への送迎など外出支援サービスに要した経費でございます。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保健事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への繰出金などございます。介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4心身障害者福祉費でございます。53ページ心身障害者福祉一般経費は、節19心身障害者程度区分認定審査会に係る長野広域連合負担金、障害者が働く社会福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などございます。重度障害者介護慰労金支給事業では、在宅介護者14名に介護慰労金を支給いたしました。福祉タクシー委託事業では、重度障害者の外出支援等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したもので、交付者は152名、利用回数は1,713回でございました。

54ページにかけまして心身障害者町単事業では、節19腎臓機能障害への通院費や障害者施設等への通所費の補助、節20重度心身障害者の福祉年金、難病による特別疾患者への見舞金などございます。福祉医療費給付事業になります。節13は給付に係る国保連等への審査委託、節20では重度障害者への福祉医療費の給付を行ったもので、件数は1万3,488件でございました。自立支援給付一般事業費は、障害者自立支援給付に係る事務的な経費でございます。介護・訓練等給付事業費は節20として、介護給付では居宅介護や生活介護、また訓練給付では就労移行支援や就労継続支援など障害者福祉サービスへの給付が主なものでございます。

55ページにかけて自立支援医療事業費では、身体障害者が対象となる手術等により障害の除去や軽減を図るための医療について自己負担分に係る医療費の給付を行ったものでございます。補装具支給等支援事業費は、身体機能を補う装具について給付を行ったもので、利用者は20名でございました。地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき地域活動支援センターの委託や日常生活用具の給付など、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。自立支援対策特別対策事業は、節20で事業者の運営安定化等事業を実施したものでございます。

**企画政策課長（荒川君）** 目5人権同和推進費であります。56ページの節13では同和対策集会所の管理委託、節19では解放運動団体への補助金交付が主なものであります。続きまして、56ページにかけての、目6隣保館運営費であります。職員1名分の人件費及び隣保館運営に係る経常的な経費であります。この中で福祉の向上と人権啓発の拠点としての相談窓口や各種講座の開催、隣保館ふれあいフェスティバルの交流事業を実施いたしました。



**福祉健康課長（天田君）** 57ページになります。目7高齢者対策費は養護老人ホームへの入所措置費が主な経費であります。年度末の入所状況は、はにしな寮が8名、長野市松代町の尚和寮が1名の計9名でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。58ページにかけまして地域包括支援センター一般経費は節7臨時職員賃金、節13介護予防ケアマネジメント業務委託が主な経費で、昨年6月地域包括支援センターを役場庁舎の福祉健康課に移し、介護に係る申請と相談の窓口を一本化し、住民サービスの向上に努めました。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センター夢の湯の管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。同じく58ページです。高齢者の寝たきりや認知症予防など生きがい活動支援事業を、在宅介護者の支援として家族介護支援事業では介護慰労金の支給を初め訪問理美容サービスの委託、おむつなどの介護用品の購入費の補助を行い、福祉の向上に努めたところでございます。59ページになります。緊急通報体制整備事業では、節1のひとり暮らし老人訪問員手当、節13安心電話保守等委託料が主なものでございます。

次に項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。同じく59ページです。児童福祉一般経費は需用費、役務費などが事務的経費でございます。児童手当では中学校卒業までの児童を養育している保護者等に児童手当を支給いたしました。子ども医療費給付事業では、子供の医療費の自己負担分について助成をするもので、入院は中学卒業まで、通院は小学校卒業までを対象に給付を行いました。出産祝い事業は、少子対策として、出産した親に対し町の商品券を支給したもので、対象は82名でございました。60ページになります。長野子育て家庭優遇パスポート事業は、平成26年4月のパスポートカード更新に備え、18歳未満のお子さんを持つ1,340家庭に新しいカードを配布いたしました。障害児通所等支援事業では、節20の障害児施設の通所に係るサービス給付費が主なものでございます。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 61ページから62ページにかけての目3保育園総務費、保育園一般経費でございますが、主に人件費関係、給食の賄い材料費及び給食調理業務の委託料でございます。また、節19は他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

次に、62ページから66ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に係る経常的な経費で、保育教材等の消耗品費、暖房用あるいは給食調理用の燃料費、電気、水道の光熱水費、保育園管理等に係る委託料でございます。クラス数及び年間延べ入所児童数につきましては、南条保育園は15クラス、延べ1,848人、坂城保育園は8クラス、延べ1,035人、村上保育園は8クラス、延べ1,178人でございました。特別保育事業といたしましては、早朝並びに夕方の時間外保育、障害児保育、一時預かり保育の実施、地域活動事業では、未就園児に保育園を開放する、なかよし広場の開催、地域のお年寄り等と交流を図る世代間交流事業を実施いたしました。

**教育文化課長（柳澤君）** 66ページから67ページにかけまして、目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営に関する経費で、館長の報酬及び厚生員の賃金、その他経常的経費でございます。3児童館とも年間250日の開館で、放課後の過ごし方、夏休みの過ごし方など工夫して運営をしたところです。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 続きまして、67ページから68ページの目10子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの運営に係る経常的な経費でございます。利用者は延べ1万1,944人、相談件数は498件でございます。家庭児童相談員、臨床心理士による相談日を定期的に設け、子育て支援センターを初め、各保育園の分室を巡回し、保護者や保育士の子育てや発達に係る相談に応じたほか、随時スタッフが電話や面接に応じ、相談事業の充実に努めてまいりました。

**福祉健康課長（天田君）** 続きまして、68ページになります。項3災害救助費、目1災害救助費は罹災者への見舞金で、25年度は水害関連1件に見舞金を支給いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。68ページから69ページにかけまして、保健衛生一般経費では人件費などの経常的な経費のほか、節19では厚生連佐久総合病院佐久医療センター建設及び厚生連篠ノ井総合病院建設整備について補助を行いました。70ページにかけまして精神保健福祉等事業は精神障害者を支援するための心のリハビリ教室開催に係る経費が主なものでございます。

次に目2予防費でございます。同じく70ページ、予防費一般経費は節13で休日における在宅当番医療制度を千曲医師会へ委託するとともに、節19は、第2次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、夜間における内科・小児科初期救急のため上田市内科・小児科初期救急センターについて、上田地域とともに共同負担をいたしました。結核関係一般経費は65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を行い、感染予防に努めたもので、1,070名の方が受診されました。71ページになります。乳幼児健診事業は節8で5歳児すくすく相談に係る臨床心理士等の謝礼、節12は乳幼児健診における医師手数料、節13妊婦一般健診の委託料が主なものでございます。予防接種事業は、予防接種法に基づき感染の発生及び蔓延を予防するため、各種予防接種を実施したもので、節11ワクチン等の購入に係る医薬材料費、節13は医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

次に目4健康増進事業費でございます。72ページ、健康増進事業は健康診査及び各種がん検診などを実施し、疾病の予防と早期発見に努めたところでございます。また、節目年齢の女性にがん検診無料クーポン券を配付し、受診の促進を図りました。73ページにかけて後期高齢者健康推進事業では、75歳以上の高齢者を対象に人間ドックや検診、肺炎球菌予防接種を実施し、健康増進に努めました。食育健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき、食育や健

康づくりのための教室や講演会などの開催したものでございます。

同じく73ページ、目5保健センター管理費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

**住民環境課長（金子君）** 73ページから74ページにかけて、目6環境衛生費でございますが、主なものは環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託、不法投棄ごみの撤去や獣医師会への狂犬病予防注射などの委託料、毎年6月の環境月間に合わせて実施していただいている各区の環境浄化整備事業に対する補助金でございます。続きまして74ページ、目8環境保全対策費は、町内河川及び地下水の水質調査にかかわる委託料及び不法投棄防止対策用の啓発看板作成委託等でございます。3月に実施している町内河川の定期調査結果につきましては、毎年「広報さかき」6月号でお知らせをしております。

**建設課長（青木君）** 同じく74ページ、目9上水道費上水道一般経費でございますが、公衆衛生の向上と安心安全の飲料水の確保、有事の際の消火栓設置のため、県営水道未普及の小網地区への上水道布設を平成24年度から26年度までの3年間で計画をしており、平成25年度に実施した地区の整備に伴う上田水道管理事務所への負担金でございます。

75ページにかけての目10合併処理浄化槽設置費につきましては、補助対象となる5から7人槽、5基分の合併処理浄化槽設置に係る補助金と小網地区合併処理浄化槽維持管理に対する補助金30件分が主なものでございます。

**住民環境課長（金子君）** 続きまして75ページ、項2清掃費、目1清掃総務費では、毎年全戸配布をしております、ごみ・資源物分別収集カレンダー等の印刷費、また区が実施いたしましたごみ危険物収集所の整備に対する補助金が主な内容でございます。なお、カレンダーにつきましては、中国語版等外国語版も作成をしております。

続きまして76ページにかけての目2塵芥処理費でございますが、節11の消耗品費として指定ごみ袋50万4千枚を作成、購入しております。全ての指定袋にはごみの出し方について、日本語とあわせて中国語等の外国語も記載しております。節13委託料については、可燃、不燃、資源物等の収集運搬処理、容器包装等の収集運搬、粗大ごみ不法投棄処理にかかわる委託費用でございます。このほか、節19は長野広域連合及び葛尾組合の負担金、ごみ減量化容器等設置補助事業補助金で、節8報償費はPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金などが主な内容でございます。なお、生ごみ堆肥化容器等の購入費に対する補助金につきましては、16件の補助件数がございました。

続きまして76ページ、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料にかかわる負担金でございます。

**産業振興課長（塚田君）** 76ページから78ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費です。労政一般経費の主なものは、職員の人件費、テクノハート坂城協同組合への運営補助と

同組合が実施した中小企業人材確保推進事業の補助が主なものです。勤労者福祉対策事業では、節19負担金補助及び交付金で千曲市からも負担いただいている更埴地域勤労者共済会への補助金、節21貸付金で勤労者生活資金貸付預託金が主なものとなっています。勤労者総合福祉センター管理一般経費では、節13のセンターの管理委託料のほか、下水道接続に係る受益者負担金を支出いたしました。

次に、同じく78ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございます。これは農業委員会にかかわる経費です。79ページにかけての農業委員会一般経費では、農業委員16名分の報酬と職員の人件費が主なもので、農業者年金業務では加入者の手続等の事務及び加入推進に向けた経費を支出しています。

次に80ページにかけての目2農業総務費の農業総務一般経費は、職員の人件費等の經常経費です。

目3農業振興費の農業振興一般経費では、節19で入横尾、北日名、上平・島、同じく小野沢の4集落を対象とした中山間地域直接支払事業補助を実施しました。また、45才未満の新規就農対策として、青年就農給付金を5名の方に交付いたしました。次に、81ページにかけての地域営農推進事業では、節13委託料で坂城町と町特産のねずみ大根をPRするマスコットキャラクターである、ねずこんの2体目の着ぐるみを作成しました。節19では農業支援センターへの補助や地場産直売所への運営補助を行ったほか、節24では味ロジックわくわくさかきが法人化したことに伴い株式会社味ロジックに対し出資金15万円を支出しました。

需給調整推進対策事業につきましては、国の施策である米の戸別所得補償制度に基づき、坂城町農業再生協議会を通じて、生産調整農家へ転作推進補助金の交付を行いました。農振地域整備促進事業は、農業振興地域整備計画の実施と推進についての経費です。次の82ページにかけての農地銀行活動促進事業は町内6カ所のファミリー農園の借上料で、74件の貸し付けが行われました。農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費が主な支出となっています。

ねずみ大根まつり事業につきましては、地場産直売所あいさいをメイン会場として開催し、2体目のねずこんのお披露目を行うなど800名以上のお客様においでいただきました。83ページにかけての坂城ワイナリー形成事業につきましては、ワイン用ブドウの品種適性を実証するための試験農場の栽培管理を行いながら、さらに約15aを拡大整備したもので、節7の作業員賃金、節16の資材及びブドウ苗購入費が主なものであります。地域農業マスタープラン作成事業につきましては、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加が懸念される中、農業者の確保、農地の利用集積を推進するため、人・農地プランの新規策定を中之条、村上地区で行い、坂城地区においては変更策定を行いました。

有害鳥獣対策事業では節13で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、節16原材料費で上平地区

で新規に県事業を活用して取り組んだ有害鳥獣侵入防止柵の資材費を支出し、区民の皆様により1,500mの防止柵の設置が完了しました。また、節19では有害鳥獣から農産物を守る電気柵等への設置補助27件分を支出しています。目4畜産業費ですが、東信農業共済組合に設置されている家畜診療所の運営に係る分担金及び北信地区家畜畜産物衛生指導協会へ負担金を支出しました。

84ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節19負担金補助及び交付金でこれまで実施いたしました土地改良事業にかかわる農林漁業資金の償還負担金44件分と六ヶ郷用水組合、各土地改良団体の負担金を交付いたしました。農道等基盤整備町単事業は、町が実施いたしました8カ所の水路改修工事等のほか、県の元気づくり支援金を活用し、住民みずから行う農道等整備工事として、込山平沢線、上五明籠岩線、南条大久保線の舗装補修工事が実施されました。また、節14で今年2月の大雪に伴う除雪費用156万円を支出いたしました。

85ページの町単補助事業では、自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行い、21地区の整備を実施しました。

次の農地水環境保全向上対策事業は農業者と集落、地域住民が共同で農業、農村資源を管理し、環境を保全していく活動に対し、国、県、町が支援をする事業で、補助対象環境が整っている上平緑の里への補助に対し、地域協議会への負担が主なものです。県営かんがい排水事業につきましては、県営による六ヶ郷用水及び埴科用水の改修工事の負担金で、平成25年度事業として小網及び網掛地区の六ヶ郷用水の水路改修工事461mと苧屋原地区の埴科用水補修工事411mを実施いたしました。農地水保全管理支払交付金は、これまで取り組んできた農地、農業用水等を保全管理する活動に加え、水路、農道等の長寿命化のための補修、更新等を行う集落、上平緑の里に対し追加的に支援を行ったものです。震災対策農業水利施設整備事業は、国の指導のもと地震防災の緊急対策として被害発生を未然に防止することを目的に町内のため池8カ所の点検調査を行ったものです。

次に86ページにかけての、項2林業費、目1林業総務費は職員の人件費のほか、県税の森林づくり推進支援金を活用した里山景観整備や、節19間伐対策事業補助金として、町森林造成事業による間伐事業へのかさ上げ補助が主なものです。

87ページにかけての目2林業振興費松くい虫防除対策事業については、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理、空中散布などを実施しました。なお、空中散布を実施するに当たっては、住民説明会の開催等、リスクコミュニケーションの強化及び薬剤安全確認調査を実施しました。町有林管理事業につきましては林業委員を委嘱し、町有林の管理や整備を行っているところですが、主には節7で下草刈りや除伐、間伐等作業にかかわる賃金を支出しております。88ページの特用林産振興事業では、五里ヶ峰トンネル横坑前に建設しました特用林産物生産施設、原木キノコ生産施設に係る光熱水費等を支出しました。緊急雇用里山

環境整備事業につきましては、今後の松くい虫防除対策の基礎資料とするため、県の緊急雇用創出事業補助金を活用し、町内の松くい虫の被害状況調査を実施しました。

目3林道事業費、林道事業一般経費につきましては、林道の維持管理に伴う経費です。作業員賃金のほか、重機借り上げ及び補修用材料の購入が主なもので、節15の工事請負費で林道水晶線など3カ所の補修整備を行ったものです。

次に89ページにかけて、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費ですが、その主なものは職員の人件費です。また、19節において中小企業能力開発学院事業への補助、さかきテクノセンターへ職員派遣団体補助金を支出しました。

90ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費では19節において商工業振興補助金を22社に、商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業への補助金を交付しました。また、坂城WAZAパワーアップ事業の一環として、町内事業所に勤務し推薦された優秀な技能者3名の表彰を行いました。中小企業対策事業では19節で融資に係る保証料補給金35件、東京ビッグサイトで開催された機械要素技術展等への出展に対する補助の交付を、節21貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金を町内4金融機関に支出し、25年度では県制度資金、町制度資金合わせ35件、2億4,128万円の融資を行いました。91ページにかけての中心市街地活性化事業につきましては、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーターに係る維持管理費と株式会社まちづくり坂城へのコミュニティセンターの管理委託が主なものです。

続きまして、目3観光費、観光一般経費では南条記念公園等の桜の手入れ作業や葛尾城、弧落城等の遊歩道整備を地元区等へお願いいたしました謝礼及び賃金。また新たに町の観光パンフレットを刷新、製作したことに伴う委託料、19節においては各種観光団体等へ負担金を支出しています。92ページの町民まつり事業につきましては、実行委員会へ補助を行いました。

目4商工企画費ですが、92ページ商工企画一般経費では、B.1プラザの光熱費の支出のほか、19節において、工業関係各種団体へ負担金、補助金を交付しました。また、新たに坂城町コトづくりイノベーション補助金を創設し、町内に集積するさまざま技術や知識を生かした価値の創造による新製品開発などを支援し、合計2件、127万円を交付いたしました。工業団地整備事業につきましては、節11光熱水費でテクノさかき工業団地内の外灯の電気代を支出し、工業振興施設等整備基金の利子分の積み立てを行いました。93ページにかけての坂城テクノセンター支援事業につきましては、同センターの運営補助並びに建設費償還補助や冷暖房施設設備などの施設改修に補助を行いました。

94ページにかけて、鉄の展示館管理一般経費では、管理に係る経費が主な支出ですが、平成25年度は平櫛田中展とお守り刀展、季節ごとの平常展を開催したところです。これにかかわる8節の報償費の謝礼、11節需用費のパンフレット等の印刷費、節12役務費の通信運搬



費や展示品の保険料、広告料を支出いたしました。節13の委託料では、施設管理等の業務について、株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出しています。企業意向調査事業では、今後の坂城町の工業施策の参考とするための調査を実施しました。

**建設課長（青木君）** 94ページから95ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容であります。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の道路橋梁総務一般経費は、道路照明灯の電気代と町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳の保守管理業務に係る委託費が主なものでございます。町単補助事業は、町内22区が実施した土木事業41カ所に係る補助でございます。96ページにかけての交通安全施設整備事業では、カーブミラー転落防止柵等20カ所を整備いたしました。

96ページ、目2道路維持費の道路維持一般経費でございますが、節13はA01号線、文化センター通り、逆木通り、鼠橋通りの街路樹の剪定、除草、清掃作業委託と、今年2月の大雪の際、町内主要幹線道路の除雪、融雪剤の散布の委託が主なものでございます。節14は除雪の際、建設機械の借上げが主なものでございます。節15では町内一円の道路の舗装、側溝の修繕等9カ所の維持補修工事を実施いたしました。節16は道路補修用のアスファルト舗装材料、側溝のふた、冬季の道路用融雪剤等の購入費でございます。節19は今年2月の大雪の際、各区へ除雪に対しての補助を行ったものでございます。

目3道路新設改良費の道路改良事業A01号線につきましては、節13は若草橋以南の酒玉工区の測量地質調査、設計業務委託でございます。節17は金井工区の用地購入費でございます。節22は金井工区における建物等の移転補償費でございます。97ページ、道路新設改良一般事業は比較的小規模な道路改良工事に係る費用で、工事用地の取得、電柱の移転補償を実施いたしました。効果促進事業では、地方道路整備事業とあわせ防犯灯13基の整備を実施いたしました。目4橋梁新設改良費の橋梁修繕事業につきましては、節13昭和橋、幸橋の橋梁詳細調査、設計業務の委託費でございます。節15では幸橋の橋梁長寿命化補修工事を実施いたしました。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費では、河川環境の整備を実施した愛護団体20団体への補助金交付が主な内容となっております。98ページにかけての河川改良費、河川改良一般経費につきましては、節15では例年行っております河川、水路のしゅんせつ工事と、2カ所の河川改良工事を実施いたしました。

98ページから99ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費の住宅管理一般経費につきましては、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕の経費でございます。99ページ、公営住宅等総合改善事業は、平成25年度から3年計画で実施している横尾団地60戸の下水道接続工事で、平成25年度に実施した6棟、18戸の整備に係る施工管

理委託及び工事請負費でございます。住宅リフォーム補助事業では住民の安全で快適な住環境確保と地域経済活性化のため平成25年度から実施している事業で、平成25年度では40件の改修工事に対して補助金の交付を実施いたしました。目3住宅・建築物耐震改修事業費では、節13委託料で簡易診断8戸、精密診断10戸と、節19で1戸の耐震補強工事に伴う補助金の交付を実施いたしました。

99ページから100ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費のうち都市計画一般経費では、都市計画事務に係る職員の人件費が主なものでございます。目3下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。100ページから101ページにかけての公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の管理及び事業費でございます。節13は指定管理者制度による株式会社坂城町振興公社への委託と遊具等施設の保守点検に係る費用が主なものでございます。節15は、びんぐしの里公園等の遊具施設の維持補修工事に係ったものでございます。節19は子どもフェスティバルの開催に補助金を交付したものでございます。

102ページにかけての、花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化が主なもので、作業委託によるバラ公園の維持管理のほか、緑化木、苗の頒布等を行いました。節7は平成25年度からバラ公園の管理を行っているローズガーデナー1名分の賃金でございます。節13は、バラ公園、水辺の親水公園の剪定消毒にシルバー人材センターと町内バラ植栽花壇の管理に町振興公社への委託費でございます。節15ではバラ公園へ丸太による柵の整備や排水工事等を実施いたしました。節16は12区、2団体への苗木の配布でございます。節19は、ばら祭り実行委員会等へ補助金を交付したものが主な内容となっております。

102ページから103ページにかけての高速交通対策費のうち、目1高速交通総務費高速交通対策一般経費は、節11需用費のうち光熱水費は坂城駅前のトイレの電気料、上下水道料、高速バス停の駐車場やテクノさかき駅外灯などの電気料でございます。節13は、坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託費と町内巡回バスの運行业務委託費が主なものでございます。節15では169系電車展示に伴い、坂城駅前の多目的広場へのフェンスの設置及び電気工事、また坂道への手すりやグリーンベルトの設置など駅周辺のバリアフリー化工事を実施いたしました。節19は各種団体への負担金と169系電車設置に伴う負担金、しなの鉄道の鉄道施設老朽化に伴う整備事業への負担金が主な内容となっております。節22は坂城駅エレベーター設置に伴い、駅ホームの広告看板の電源移設に係る補償でございます。繰越高速交通対策一般経費では、しなの鉄道の老朽化に伴う整備事業への負担金で、国の補正予算に対応したことにより繰り越しになったものでございます。

103ページ、高速交通対策整備事業費、湧水対策事業の主なものにつきましては、節



1 1 需用費のうち光熱水費では温水対策として設置した町内 8 カ所の井戸の電気代が主なものでございます。項 7 地籍調査費、目 1 地籍調査事業費の主なものは、地籍調査事業網掛 3 区に係る成果の修正測量などの業務委託費が主なものでございます。

**住民環境課長（金子君）** 続きまして 1 0 3 ページから 1 0 4 ページにかけて款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常設消防費は千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。1 0 4 ページから 1 0 5 ページにかけて目 2 非常備消防費については、消防団員に係る報酬、退職報償金、共済負担金、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、出動交付金等が主なものでございます。1 0 5 ページから 1 0 6 ページにかけて目 3 消防施設費については、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具の防火水槽、消火栓の維持管理に関する経費でございます。主なものといたしましては、節 1 8 備品購入費で第 4 分団のポンプ自動車を購入いたしました。節 1 9 の消火栓工事負担金については新設 2 基、修繕 7 基分でございます。

**建設課長（青木君）** 同じく 1 0 6 ページ、目 4 水防費であります。これは水防用備蓄資材の購入が主なものでございます。また、水防訓練につきましては、坂城地区で予定していた町の総合防災訓練にあわせて予定したところでございますが、雨天により中止となったため、用意しました砂等につきましては職員のほうで土のうをつくり、ストックをしたところでございます。

**教育文化課長（柳澤君）** 同じく 1 0 6 ページからの款 1 0 教育費について申し上げます。項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費の一般経費は、教育委員の報酬を初め委員会を運営するための経常的経費でございます。

1 0 7 ページ、目 2 事務局費の一般経費は特別職、一般職の人件費のほか、2 5 年度から節 7 賃金で教育コーディネーターを置き、町単独での就学相談委員会を運営いたしました。1 0 8 ページの節 1 3 委託料は教職員の健康診断、小中学校のごみ収集運搬委託料、節 1 4 使用料及び賃借料では、小中学校からの連絡配信システム経費、節 1 9 負担金補助及び交付金では、児童・生徒が加入する災害共済掛金等の負担金です。なお、積立金として文教施設整備基金へ 1 億 7, 1 1 3 万 2 千円を積み立てました。

教育振興事業では、節 1 9 負担金補助及び交付金では町奨学金、坂城小学校学有林、坂城高校振興補助、村上小学校 1 4 0 周年記念記念事業補助あるいは特色ある学校づくり交付金が主なものです。1 0 9 ページ、小中学生国際交流事業では当町と友好関係にある上海市実験小学校から教育交流団が当町を訪れ、教育、文化交流事業を行い、親善を深めたところです。また、国際交流村事業として小学生を対象として外国の人々との交流を図り、外国の文化や言葉を理解し合う中で国際感覚を養いました。私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の就園奨励や町内幼稚園の振興補助、運営費としての補助をいたしました。教員住宅管理事業につきましては、町内 4 カ所、7 戸あります教員住宅の維持管理に要する経費で

あります。

学力向上事業では、小学校2年生以上中学3年生までの児童・生徒を対象に相対評価テストを実施し、日々の授業実践を通じて学力の向上を目指しました。また、小学校4年生以上の体力テストを実施し、体力づくりの教育指導を行うとともに、学級運営の向上を図るためQ-Uテストを実施したところです。110ページにかけて問題を抱える子ども等自立支援事業は、登校が困難な小中学生を対象に大峰教室への通室により学校に復帰できるよう指導員や補助員を配置し、学習援助、面接相談、家庭訪問などを実施しました。110ページ児童生徒支援事業では各小中学校の状況にあわせ、発達障害や教室で授業を受けることが困難な児童・生徒などへの支援、医療ケアの必要な児童への支援を行ったところです。

項2小学校費、目1小学校総務費の一般経費では職員の人件費のほか、節8報償費では小学校の英語授業のコーディネーターなどの謝礼、節13委託料では情報機器の保守及び設定、節15工事請負費は坂城小学校の職員室、事務室への空調設備の設置などを行いました。111ページ、南条小学校建設事業につきましては、節1報酬は建設委員会の開催に係る委員報酬、節8報償費はプロポーザル方式による設計業者を選定するための提案謝礼、節13委託料は小学校建設にかかる実施設計委託などを行ったところです。

112ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬、節7賃金は町臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品、燃料費、電気、水道などの光熱水費など校舎管理にかかわる経費です。節13委託料は、警備保障、電気保安等の設備管理と児童の健康検診などの委託料や、学校庁務の業務委託料となっています。節18備品購入費では机、椅子など学校備品を購入いたしました。

112ページ、目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は教科学習に係る費用が主なもので、節8報償費は体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、節11需用費では教科学習用の消耗品と教材用品などを購入しました。節18備品購入費では理科実験用、家庭科など教材用備品を購入したものです。節20扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費を支給しました。

続きまして116ページ、項3中学校費となります。目1中学校総務費の一般経費では、節13委託料は英語指導講師、情報機器等の保守及び設定に係る委託などが主なものです。目2学校管理費は小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費、修繕費など経常経費、委託料として設備管理委託、学校庁務の業務委託等が主なものです。118ページ、目3教育振興費は節11需用費の教科学習の消耗品、各教科

の教材備品の修理が主なものです。節18備品購入費では理科実験用備品、各教科で使用する備品等が主なものです。節20扶助費として就学援助費等462万3千円でございます。25年度、小学校37学級818名、中学校16学級417名でした。

続いて項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。社会教育総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、119ページ、120ページにかけまして節19負担金補助及び交付金では文化協会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。文化の館事業では、報償費としてお茶会等の講師謝礼、警備委託などの委託料、駐車場の借り上げ料等が主なものでございます。

121ページにかけて目2公民館費、公民館一般経費では節1報酬は館長、副館長、分館役員の報酬のほか、節19負担金補助及び交付金では、分館活動費として27区への補助が主なものです。122ページにかけまして各種公民館事業では、節8報償費として講座等の講師謝礼ほかで文化講座の開講、成人式、文化祭、席書大会等、また体育事業として春のスポーツ大会、町民運動会などを行いました。また公民館報は年3回発行いたしました。122ページ、分館施設整備補助事業は分館活動の基盤となる地区公民館の整備を行い、六つの分館の整備補助を行ったものでございます。

目3図書館費では一般経費の節1館長の報酬、節7臨時職員賃金のほか、節8報償費は図書館講座にかかわる講師謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理にかかわるもの、節15工事請負費ではボイラーの更新工事を行いました。節18備品購入費では一般図書の購入を行いました。なお、年度末蔵書数は11万5,681冊となっております。123ページ、図書館ネットワークシステム事業として、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館等との連携を図り、図書の検索、予約、貸し出し等の充実を図り、そのためのシステムの保守委託、賃借料、共通経費の負担が主な支出であります。

123ページから124ページにかけまして目4文化財保護費の文化財保護一般経費につきましましては、節1報酬は文化財保護審議会委員の報酬、節7は一般事務及び文化財関係作業員の賃金です。節13委託料では町内11団体が継承する神楽の映像記録保存を行いました。節19負担金補助及び交付金では文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助が主なものです。125ページにかけましての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営にかかわるものでございます。村上義清を主体としました信濃村上氏の展示、あるいは坂木宿や和算の展示を行いました。また、恒例になりました古雛まつりを共催で行うとともに歴史館の長屋門におきまして昔の農家の生活に関する民具の展示を行いました。

文化財センター展示事業では、青木下遺跡の出土品を中心に町内各遺跡から出土した土器や資料の展示、また収集した民具の清掃、整備を行いました。埋蔵文化財発掘調査事業では開発

行為に伴う立ち会い調査、試掘調査を行い、遺跡の保護に努めたところです。試掘調査2カ所、立ち会い調査27カ所のほか、節13委託料では青木下遺跡出土の金属製品の保存処理委託を行いました。126ページ、大木久保遺跡発掘I発掘調査事業では、南条小学校改築事業に伴い建設予定地の校庭において遺跡の記録保存のため発掘調査を行いました。節13委託料は測量委託等、節14使用料及び賃借料については重機の借り上げ料が主なものです。

目5資料館管理費は格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用で、街道の歴史を中心とした夏の学校を開催するとともに、県宝としての文化遺産のPRに努めたところです。また、節15工事請負費につきましては資料館前の道路を取り壊し、通路の改良を行いました。

127ページ、目6文化センター管理費一般経費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託、あるいはエレベーター、電気保安、浄化槽等施設整備にかかわる委託等でございます。次に、目7青少年育成費一般経費では、子ども会リーダー研修会、通学合宿などに支援をし、青少年の健全育成に努めました。節19負担金補助及び交付金では、青少年を育む町民会議への補助が主なものです。

128ページ、目9生涯学習振興費につきましては、「いつでも、どこでも、だれでも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めました。教養講座5回、専門講座15講座を開催し、大勢の皆さんに参加をいただきました。その他、出前講座、長野大学坂城町講座等、講師謝礼等に係る費用が主なものでございます。節13委託料は、ライフステージエコーの実施、小中学生のICT講座の開催に係る経費などがございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、節1スポーツ推進委員等への報酬や、節8報償費では競技審判、競技役員への謝礼、大会参加賞などでございます。129ページ、節19負担金補助及び交付金では体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。各種スポーツ教室開設事業ではキッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝金です。130ページにかけての体育施設整備事業では、節13委託料としてグラウンド等体育施設の整備委託、節14使用料及び賃借料は体育施設用地借上料、節15工事請負費では台風により鼠橋マレット場が冠水したことから、その普及工事に要した費用などが主なものでございます。

目2武道館管理費の一般経費は施設の管理にかかわるもので、指導者賃金のほか節11修繕料で柔道場の畳の表がえを行いました。武道館は中学校の剣道部、体育協会スポーツ少年団の剣道、なぎなた等の練習の場として活用されています。

131ページにかけての目3食育・給食センター運営費についてですが、食育・学校給食センターでは、児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図りました。1日当たり1,356人の給食を実施いたしました。1食

当たりの給食費は、小学生265円、中学生310円で、主な支出は職員の給与、節11需用費では賄材料費、節13委託料では調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託などがございます。

**財政係長（臼井君）** 続きまして、132ページの款12公債費についてであります。これは長期債の償還元金とその利子分の支出でございます。また、款14予備費につきましては昨年9月の台風と2月の大雪で緊急的な対応が必要となった修繕経費4件、合わせて174万7千円につきまして充用いたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率につきまして、平成25年度は3カ年平均で13.6%になっており、前年度と比べ1.1ポイント減少をいたしました。また、同法に基づくその他の財政指標につきましては、主要施策の成果及び実績報告書の2ページでご報告いたしておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字につき数値は入りません。

また将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高のほか、下水道事業特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金や負担金、さらに土地開発公社等に対する債務負担も含めた自治体が背負っている実質的な将来負担の重さを示す指標であり、平成25年度におきましては、24.9%と、前年度より11.5ポイント減少し、実質公債費比率とともに健全と言われる方向に推移いたしました。また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入りません。

以上、歳出総額は56億8,597万9,892円で、前年度対比マイナス5.9%、3億5,380万円の減額となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で96.71%でございます。

以上で平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

**議長（柳澤君）** 以上で各課長等の詳細説明が終わりました。

ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時37分～再開 午後 2時47分)

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

日程第9「議案第36号」から日程第15「議案第42号」までの7件は、平成25年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（大橋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。お手元に配付されております、平成25年度坂城町一般会計・特別会計の決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として

取りまとめてあります。なお、この意見書は、8月29日に地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長に報告し議長に提出してございます。

まず、審査の概要です。審査の期間は7月23日より8月4日にかけて、坂城町役場庁舎内において実施いたしました。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査にあたり、町長から審査に付されました平成25年度坂城町一般会計、特別会計の歳入歳出決算は、七つの会計がございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

なお、決算審査にあわせまして、次の監査も実施いたしました。2番以降に書いてある項目であります。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運営状況、地方自治法第199条第5項の規定による平成25年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は社会福祉法人坂城町社会福祉協議会の平成25年度の歳入歳出決算についてであります。

また、8月19日には地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして健全化判断比率の審査を行いました。審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は記載のとおりでありまして、それぞれについて確認いたしました。

審査の方法は、歳入歳出決算書類等をもとに会計管理者所管の会計諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を審査し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書をもとに事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査については、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。なお、例月監査においても、毎月の基金の残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として社会福祉法人坂城町社会福祉協議会についても関係書類をご持参いただき、担当者から説明を聴取し、町から支出している金額についてその用途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

平成25年度の決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、その比率の算定の基礎となる書類をもとに計数の正確性を審査し、担当課から説明を聴取して行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。社会福祉法人社会福祉協議会についても、いずれも正確に処理されており、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の

計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に決算審査の結果を受けまして、審査の所見を添えながら詳細についてご説明いたします。まず、決算の概要についてですが、既に決算の詳細についてはそれぞれのお立場でご報告があったところであります。ここでは総括として一般会計の歳入歳出予算決算額及び特別会計については、その合計額をもって歳入歳出決算額を示しております。全会計の歳入歳出差引残高は、2億7,696万4,960円であり、前年度に比較して1億5,308万1,609円の増という結果になっております。この残高に基金の積立残高を加算しますと、坂城町全体の資金残高ということになります。その金額は年々増加しており、財政状態は健全な状況にあると認められます。厳しい経済環境の中ですが、引き続きこの状態を維持できることを期待しております。

次に、総括の内訳として財政に関する指標についてまとめました。四つの指標についていずれも比率をもって評価するものでありますが、一つの目安として受けとめていただきたい数値であります。まず、経常収支比率です。これは経常的経費、例えば人件費、交際費、物件費などですけれども、それに係る一般財源について経常一般財源の総額に対する割合であります。比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいるという見方です。本年はその分母となる町税、とりわけ法人町民税及び地方交付税の収入が減少したことにより、前年より2.1ポイント増の84.5%という結果となっております。年々上昇の傾向にあり、これは引き続き経費の抑制に十分な配慮をお願いするところであります。

次に、財政力指数ですが、これは、基準財政需要額に対する割合であります。それぞれが総務省が定める基準に沿って計算した数値をもって算定する理論上の数値になりますが、数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。なお、この基準財政収入額が基準財政需要額に満たない場合には、普通交付税が交付されるという仕組みにもなっているところです。坂城町の状況について、単年度においては先ほどの説明で基準財政収入額が増額算定されたということでありまして数値が向上しております。また、3年平均では資料では小数点第3位まで出しておりますけれど、小数点第2位であると0.64ということになりまして微増の状態になっております。引き続きこの水準を維持して財政健全化に向けて努めていただきたいと思っております。

公債費比率は、地方債元利償還金が標準財政規模に対する割合でございます。繰上償還分は除かれます。また実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。起債はそれに伴う元利償還金が増加して、財政規模に対する負担割合が増す関係にありますけれども、公債費比率の11.3%、実質公債費比率の13.6%は、坂城町にとりましては財政規模に負担のない数値と判断いたしております。事業推進に当たって起債も必要となることもありま

すけれども、運用には財政規模との均衡を保ちながら十分留意する必要があると思います。

次に、一般会計の詳細について説明いたします。平成25年度の歳入総額は58億9,042万4,589円、歳出総額は56億8,597万9,892円、歳入歳出差引残額は2億444万4,697円となりました。そのうち4,500万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の1億5,944万4,697円を翌年度に繰り越しているという状況になっております。

歳入の状況については、款別収入状況を表にしております。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりでございます。ページ、次にいきまして、一般会計の歳入のうちその構成比率が39.6%を占める町税についてその収入状況をまとめました。町民税の収入済額は、8億8,372万8,464円で、前年度と比較して4.1%の減となり、中でも法人町民税につきましては、2億556万5,400円で前年より17.9%もの減となっております。町税全体の収入済額では固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税の増収もありまして、金額は23億3,430万1,562円で、前年度比1%の減少にとどまっております。

一方、収入率についてですけれども、町税全体では前年度比0.2ポイント減少しております。これは滞納繰越分が年々累積されて分母に加算されるために起きる現象でありまして、今後もその方向にあると認められます。別の見方で現年課税分と滞納繰越分を分けて見たときに、現年度課税分の収入率は98.6%で、前年度と比較してほぼ同率であります。滞納繰越分についての収入率は7.5%から9.2%に向上し、徴収の成果が見られました。また、長野県地方税滞納整理機構への移管による徴収の効果もあると思います。未納額の解消には大変ご苦労されているところではありますが、今後も引き続き徴収率の向上に努めていただきたいと思います。なお、不納欠損処分については、地方税法の規定に基づくものであり、やむを得ないものとして認めました。

一方、次のページにいきまして歳出の状況について。款別に支出状況表にしてあります。項目として予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。お目通しいただくことで省略いたします。また、25年度の主な事業を下の後段のほうに取りまとめておきました。各事務事業について誠意取り組まれていると感じております。引き続き、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりにさらに積極的に取り組まれ、適切かつ効率的な執行を望むところであります。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりになっております。以下収納の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明のほうは省略させていただきます。9ページから10ページ、11ページ、12ページまでめくっていただきまして、12ページの下段、実質収支に関する調書についてご報告いたしま



す。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますけれども、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

それから右のページの基金の運用状況についてであります。一般会計に14基金、特別会計に3基金があります。それぞれの計数は正確であり、その運用方法について一般会計については基金名で言いますと、文教施設整備基金、工業振興施設等整備基金、びんぐし湯さん館施設整備等基金、ふるさとまちづくり基金等々、また特別会計においても国民健康保険基金の運用は事業の遂行のために必要なものであり、その処理は適切であると認めました。15ページになりますけれども、8月4日に本年度施工された工事のうち、記載の4カ所について巡検いたしました。工事等の検査箇所一覧表としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しております。

次に指摘事項でございます。一般会計については各課ごとに、特別会計については会計ごとにまとめてました。過日の決算審査におきまして関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめたものでございます。各課にとりまして対応が可能なものについて取り上げてあります。実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。また、財政援助団体につきましては、監査の折に、その内容を伝えてあります。個々の事項については省略いたします。お目通しいただきたいと思います。

最後になります。財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の審査結果について報告いたします。既に先ほども同じですが、それぞれの立場でご報告がされているところでありますけれども、ここは監査委員の立場でご説明申し上げます。

財政健全化判断比率の指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の五つの指標があります。実質赤字比率は普通会計における決算が黒字でありましたので、数値は入りません。また、連結実質赤字比率についても、これは全ての特別会計を含めた地方公共団体の決算額で判断いたしますけれども、これも黒字でありましたので数字が入りません。

実質公債費比率は、前段で説明したとおりでありまして、前年比1.1ポイントの減の13.6%であります。早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされていると判断いたします。将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、このほかに葛尾組合等の一部事務組合、また広域連合及び土地開発公社などが抱える債務のうち、坂城町の負担分を含めた債務の総額を標準財政規模で割った比率であります。この債務額は、充当額控除した後の金額ですので、充当額が債務額を上回る場合にはゼロとなります。県内市町村によってはゼロとなっている地方公共団体も幾つかあると新聞で見えております。坂城町でいいますと25年度は24.9%で昨年度より11.5ポイントの減となり、大幅に改善されております。これは地方債残高の減少と基金積立残高の増加による結果と認識いたしております。資金不足比率

は、公営企業としての下水道事業会計の資金が充足されておりますので、これも数値が入りませんでした。

坂城町の数値は全てにおいて、早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして25年度の決算審査の報告とさせていただきます。

**議長（柳澤君）** 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月8日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時14分)

## 9月8日本会議再開（第2日目）

### 1. 出席議員 14名

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 異常気象対応について    | 塚田 忠 議員  |
| (2) 臨時職員についてほか    | 入日 時子 議員 |
| (3) 災害から命を守るためにほか | 西沢 悦子 議員 |
| (4) 安心できる介護行政をほか  | 塩入 弘文 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

**議長（柳澤君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から10日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（柳澤君）** 質問者はお手元に配付したとおりであります。11名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に11番 塚田忠君の質問を許します。

**11番（塚田君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 異常気象対応について

イ. 町内土砂災害特別警戒区域の指定についてであります。

近年、地球の温暖化が原因だろうと言われている異常気象に見舞われ、世界各地で異常が発生し、日本の裏側のほうでは何カ月も雨がなく植物が枯れたり、乾燥し過ぎて大きな火災が発生したというようなニュースを見ております。昨年、日本の伊豆大島では10月の台風26号とともに、夜中の2時ごろ集中豪雨になり土石流が発生し大変な被害をもたらしました。それ以来今年になってからは、夏に前線の影響で日本各地で、特に九州四国方面が雨量が多く集中的な豪雨が各地で発生しております。

長野県でも7月の9日、南木曾町、8月の20日に広島市の土石流災害、全て夜中の3時ごろの出来事であり、避難勧告を受けても容易に避難できる時間帯ではありません。

土石流災害のテレビ番組の中で、ある土木学者が説明していましたが、今回のような集中豪雨は今後も考えられる。短時間にあれほどの量の雨が降れば土質に関係なく、どこでも災害を引き起こす可能性が十分あると論じていました。

土砂災害防止法が1999年に、広島豪雨災害を起こしたのが契機に制定されたようです。災害のおそれのある場所を都道府県が警戒区域に指定する長野県の土砂災害警戒区域は2万1,339カ所あり、特別警戒区域は1万7,467カ所ある。災害危険箇所が1万6,021カ所と大変な箇所数であります。

坂城町の千曲川川東地区、坂城・中南条地区ですが、平成22年3月29日に24カ所が土砂災害特別警戒区域に指定され、さらに川西地区、村上ですが、平成23年、1年後、3月28日に13カ所が土石災害特別区域に指定されました。市町村はハザードマップをつくり、避難体制を準備しなければならない、さらに危険な場所は特別警戒区域として地域開発を許可制にしたり、建物の移転勧告することができるとなっている。

坂城町は、立派なハザードマップを作成、全戸配布されているが、関心が薄く居間の片隅でごみ出し予定表とともに、ひもに結ばれながらぶら下がっている家庭がほとんどと思われます。ハザードマップの見方、利用の仕方のわからない住民が多いと思いますが、土石災害警戒区域についてお聞きいたします。

指定区域の地域説明会をしたことはあるのか。坂城町では指定を受けた39カ所各地の地域の現地確認はしているのか。特別警戒区域内の住民は警戒区域内ということを知っているのか。下流の人家戸数は町で把握できているのか。指定後、県や町では上流側に土石流発生防止策を施しているか。また、現在ダム等構造物設置計画中の場所はあるのか。地域別に避難訓練はしているのか。指定後家屋の新築、移転等変化はあるか。指定後特別警戒区域内の崩壊、土石流発生は起きていないか。今後、町は警戒区域に指定されていた地域をどのように土石流発生から逃れるか、計画があるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

次に口、防災訓練について

8月24日、文化センターグラウンドにおいて、文化センター周辺の中之条、四ツ屋、戌久保、3地区が中心となり合同で総合防災訓練が行われました。我々議員全員が来賓として訓練会場を見学させていただきました。各地区が第1避難所より文化センターの第2避難所へ徒歩による避難訓練にあわせ道路交差点では安協役員、交通指導員等の避難誘導訓練、避難会場で到着した地区の人員報告から始まり、火災消火訓練、けが人救出訓練、水防訓練、消防署による高所救出訓練等、半日がかりでいろいろな訓練やら体験をさせていただきました。有事の際には役に立つと思います。

その当日、午後1時30分より私の地元地区の防災訓練があり参加いたしました。区会議員、地元消防団、婦人消防隊が主体になり各種団体が後援団体となり、約130人が参加して避難訓練が行われました。訓練内容は、1時30分に家族、近所の住民を誘い、第1避難所の公民館に避難して区長の挨拶と、新たにできた地区のハザードマップの説明の後、約400m離れた第2避難所で他の第1避難所で集まった人たちと合流して、婦人消防隊の消火栓からの放水訓練が行われました。

終了後、役員さんが何か質問のある方はとの問いに、すかさず80代の婦人消防隊のTさんが、「なぜ堤防より低いところに避難しなければいけないのか」と問いかけました。区の役員さんは、「大地震を想定した避難訓練である」と軽く答えましたが、この地域は歴史をたどっても、大きな地震が来ても避難という記録もなく、先人からも余り聞かされていません。しかしながらいつどのような大きな地震が近くで起きるかわからないため、地震想定訓練も必要ではありますが、特に上五明区、月見区の住民は千曲川が近くに流れているので、住民にとっては避難といえば水害からの避難しか頭にありません。

過去においても1742年8月2日、寛保2年、戌の満水、大洪水になり千曲川が氾濫し、当時の上五明村の人家、田畑、ほとんど流失したと地域の年寄りから聞かされたり、更級郡誌や埴科水害誌に記されています。またそれ以外に沢からの鉄砲水、千曲川以外の中小河川の氾濫による水害の話は幾つか聞かされています。昭和27年昼間の上五明地区集中豪雨は、私自身が体験しています。そのときの記憶を読み起こせば、6月の半ば、朝から雨が降り続き、午前10時ごろかと思いますが、福沢川が網掛地籍で堤防が決壊し、一気に水があふれ出し被害をもたらしました。

当時、村上地区はほとんどの農家で水田の米の収穫の後に裏作として麦の栽培をしておりましたが、まだ収穫前でした。耕作地も構造改善前でビニールハウスなどは一つもなく、私の住んでいる地点から網掛までは家が1軒もなく、網掛集落が見える起伏の複雑な形をした水田に刈り取ったばかりの麦とともに大水が流れ、上五明地区へ押し寄せました。その様は、まさにはるか向こうから高さ、四、五十cmの幅の、幅の広い滝が押し寄せてきて、我が家の床下に水が入り込み、あげくの果てには床上の畳の上まで水がつき、後で畳を幾日も天日で乾燥させた記憶があります。当時は、今のように土のうはなく、消防団員が、かますというわらでつくったもみや麦を入れる袋に土を入れて水路脇に並べた記憶があります。水のほうが速かったような気がします。雨も早く上がり、その日の午後は太陽がきらきら出たおかしな気候でした。

このように、大水による被害等は幾つか聞かされたり体験しています。一方、地震被害についてはそれほど大きな被害は伝えられていません。体感じた大きな地震の記録は1847年3月、弘化4年、善光寺大地震、大きな揺れだけでも、被害はなしと。1924年、大正13年関東大震災、最近というか私が体験した大きな地震は新潟地震、阪神淡路大震災、新潟

中越地震、山古志村です。東日本大震災、それから栄村は体感しているが、地震直接の被害は聞かされておられません。

今後の総合防災訓練の際にはゲリラ豪雨を想定した急激に増水した千曲川の氾濫を想定した避難訓練をする必要を感じます。最近の雨の降り方では、地域によっては今までの防災訓練をしてきた土のうや木流しでは余り役に立たず、防災に取り組むよりも命を守る訓練、津波同様に一つで近くの高台や大きな建物に避難することを考えてはどうか、町の考えをお聞かせ願います。

以上、1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** それでは、私からは異常気象対応についての中の（ロ）の防災訓練について、ご質問ありましたので、それをお答えいたします。

ご案内のように、町の総合防災訓練は町内3小学校と文化センターの4カ所を毎年1カ所を重点地区として訓練を行っております。したがって各地区では4年に一度、その地区で防災訓練が行われるということになっております。

先日8月24日に町の総合防災訓練を開催いたしました。中之条、四ツ屋、戌久保地区の皆様、議員の皆様、関係諸団体を含め約700名の皆様にご参加いただきましたことをこの場を借りまして暑く御礼申し上げます。

さて防災訓練の中で行われております避難訓練については、先日のものも地震を想定したものであります。対象地区の自主防災会の方々は公民館にて警戒本部設置訓練を行い、その後文化センターや小学校といった中核避難所へ避難するといった、避難誘導訓練を行っております。この避難訓練というのは地震を想定して実施しておりますけれども、もちろんこの訓練の中でも河川等の氾濫による水害や土砂災害を想定した訓練を実施したという場合でも同じような訓練、避難態勢をとるということになります。

また、中核避難所となる小学校や文化センターは、浸水区域外にありますので、千曲川の氾濫が起こった場合でも中核避難所としての役割を果たす場所でもあります。防災訓練の際の自主防災会における公民館での警戒本部設置訓練では、地域住民の避難状況を把握し、公民館から中核避難所への避難誘導訓練は避難経路等の確認を行っております。住民の皆さんにおかれましても、みずからの命はみずからが守るということを常に考えていただき、いどこへ逃げるかを日ごろから考えておいていただきたいと思います。

なお、先日の防災訓練の中で消防団部隊増強訓練中の放水におきまして、泥水が放水され、その後、放水がとまってしまったということが起きました。水利とした坂城中学校のプールには、消防栓用の採水口があり消防団、消防署のポンプと採水口を連結し、プールの水をくみ上げる仕組みになっております。消防団は3月、5月、8月、11月の年4回、消防署は随時、水利点検を行っておりますが、点検時にはプールに水が入っていることも確認をいたしますが、

採水口から放水まではその中の点検を行っていなかったということのために、土砂が採水口の配管の中にたまっていたということでありました。

今回、このたまった土砂が放出されてしまったという報告がありました。今後は町消防団、学校との連携を図り、プール掃除が行われた後に、町と消防団により採水口の配管の清掃も行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、日ごろから水利や機械器具、車両などの点検が重要であると考えております。また自主防災会や各家庭でも非常食や非常用持ち出し袋など備えていただき、常日ごろから心構えや災害時における避難方法、場所等について家庭や地域で話をしていくことで有事の際に落ちついた行動がとれ、迅速な避難につながるものと考えております。

そのほか担当課長から回答します。

**建設課長（青木君）** 町内土砂災害特別警戒区域の指定についてお答えいたします。

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、住民の暮らしに大きな影響を与える一方、新たな住宅開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのような全ての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となります。

土砂災害警戒区域の指定のもととなる土砂災害防止法が施行された経過につきましては、平成11年6月に広島県呉市で死者24名の被害を伴う土砂災害の発生を受けて、平成11年7月8日、国で総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチームを発足し、土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策とあわせて危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進しようとする土砂災害防止法が平成13年4月1日に施行されたものです。

警戒区域の指定の対象となる土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3種類で、警戒が必要な区域について、都道府県で河川や斜面及びその下流の地形、地質、土地利用状況等について調査し、区域の指定を進めております。

長野県においては平成26年5月19日現在、土砂災害警戒区域が土石流5,805カ所、地すべり396カ所、急傾斜地の崩壊1万5,138カ所、合計2万1,339カ所指定されています。また土砂災害警戒区域のうちで災害時に建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じる危険性の高い土砂災害特別警戒区域が土石流4,791カ所、急傾斜地の崩壊1万2,676カ所、合計1万7,467カ所指定されている状況です。

現在、長野県内全域全て指定されている状況ではなく、県では平成28年度中の指定完了を目指しているところですが、指定箇所は約2万8千カ所に上ると想定されております。

坂城町においては、平成21年度に千曲川右岸の坂城、中之条、南条地区、平成22年度に千曲川左岸の村上地区で県による指定が完了しており、土砂災害警戒区域が土石流39カ所、



急傾斜地の崩壊40カ所、合計79カ所、そのうち特別警戒区域が土石流28カ所、急傾斜地の崩壊29カ所、合計57カ所指定されております。

ご質問のありましたハザードマップにつきましては、坂城町洪水・土砂災害避難地図として平成21年8月に全戸配布し、町のホームページからもご覧いただけるようにしてあります。また、町外から転入いただいた方には転入手続の際にハザードマップを配付しております。内容は片面に坂城町洪水土砂災害避難地図、もう片面に地図作成の目的、避難場所、避難指示などの説明、関係機関の連絡先、避難に備える注意事項等を表示し、ご覧いただくよう作成しております。

全戸配布に伴う地区別の説明会については、土砂災害警戒区域指定説明会の際にあわせて実施しております。さらに町内4地区持ち回りで実施している町総合防災訓練の打合せなど、防災関係の会議の際にハザードマップについて説明し、避難に当たってご利用いただくようお願いしております。

次に、土砂災害警戒区域の現地確認につきましては、区域指定に当たり実施された県の説明会に町からも参加しており、県とともに町でも現地確認はしております。

土砂災害警戒区域内の住民が区域内を認識しているかのご質問につきましては、平成21年度、千曲川右岸側地区の区域指定に当たり、平成22年2月22日から25日にかけて役場、文化センター、南条林業センター、鼠公民館の4会場で説明会を開催し、平成22年度千曲川左岸地区の区域指定に当たっては、平成23年2月15日と17日、ちくま農協村上市、小網公民館の2会場で説明会を開催し周知をしております。説明会に当たっては、関係地区の区長さんにご通知を申し上げるとともに、チラシにより関係地区の住民の皆様には説明会開催のお知らせをいたしました。また関係地区の公民館に土砂災害警戒区域の図面の掲示をお願いし周知を図っております。

次に、区域内の人家戸数については、県で指定する区域について調査を行い、区域ごとに把握をしております。町内の急傾斜地の崩壊の警戒区域内の人家は135戸、特別警戒区域内の人家は30戸、土石流の警戒区域内の人家は870戸、特別警戒区域内の人家は1戸で、人家戸数の合計は1,036戸となっております。

区域指定後の対策工事については、土石流の警戒区域のうち、洞岩沢と名沢川について、県で平成24年度から砂防堰堤の新設事業に着手し洞岩沢につきましては、用地買収が進められ、本年度工事用道路の工事に着工予定となっております。名沢川については、今年度用地測量を行い用地買収に取りかかる予定となっております。両河川とも下流域に人家、福祉施設、避難所等の施設が存在するため、区域内の土石流災害から守るため着手したもので、町としても早期完成を県に要望してまいりたいと考えております。

その他の警戒区域内のうち、土石流に対して27カ所の河川で整備が済んでおり、急傾斜地

の崩壊に対しては7カ所で整備が済み、現在2カ所で整備が進められております。今後も砂防指定地や保安林の指定状況により対応できる関係部署に、対策工事の早期実施の要望をしてみたいと考えております。

次に、地区別避難訓練については、警戒区域の指定を受けて平成22年7月24日に北日名区で、平成23年7月23日に上平区で、土砂災害に対する防災訓練として千曲建設事務所、千曲警察署、千曲坂城消防組合、消防団、自主防災会、対象地区住民と町が参加して情報の伝達、避難、誘導、意識啓発の勉強会を実施しております。今後も対象地区の関係者を相談する中で、地区別訓練の実施について検討してみたいと考えます。

次に、警戒区域の指定後の住宅移転、新築等につきましては、土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害に対しての危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域で、一般住宅の新築等については規制まではされていないため、住宅移転、新築等は通常に行われている状況です。

土砂災害特別警戒区域については、住宅、宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、都市計画法で定める開発行為とは別に県知事の許可を得る必要があります。基準に従ったものでないと許可が得られない制度となっております。また、建築物の構造規制が行われ、人が住む建築物については建築確認の際、想定される災害等に対して建築物の構造が安全であることが確認されてから許可される制度となっております。

詳細な図面は、地区指定を管轄する千曲建設事務所、長野地方事務所、町建設課に指定区域図がありますので、ご覧いただき確認することができます。また、県のホームページ、長野県統合型地理情報システム、しんしゅうくらしのマップから確認することもできます。

次に、指定後の特別警戒区域内での崩壊、土石流については、これまで発生していない状況です。

今後も警戒避難体制の充実や地区別避難訓練の実施等ソフト対策とハード対策も組み合わせた取り組みを計画するとともに、県に対しても対策工事の早期実施の要望をしてみたいと考えております。

**11番（塚田君）** 丁寧にご説明いただいて、私自身災害というか、土砂崩れのないところに住んでいて、皆さんこんなに熱心にやっておられるということは知らなかったもので、不勉強で申しわけございません。

防災訓練であります。必要性を強く感じたのは、以前も一般質問で取り上げさせていただきましたが、2年ほど前、宮城県の南三陸町、津波災害の被災地の現地を視察しましたときに、現地の津波被害の語り部が津波避難の様子を語ってくれましたが、大地震の津波は来るということは防災無線で町民に伝えていました。南三陸町の津波避難場所は町のほぼ中心地にある大きな病院の3階だったそうです。避難訓練に参加している人たちはスムーズに避難できたで

しょうが、避難場所が病院ということはわかっている、訓練に参加していない人たちが一斉に飛び込み、どこに避難所があるかわからず、もたつき2階から道路まで人があふれて津波に飲み込まれ、多くの人の犠牲が出てしまったという話を聞いてまいりました。避難訓練の重要性を感じる語り部の話でした。訓練だからといっても真剣に取り組む必要があるということをつくづく感じた次第であります。

土砂災害特別区域であります、手を加えて避難指定解除になるような方法を町で考えていかななくてはいけないのではないかと思います、今後、生活のしやすい、人命を守る坂城町にしていきたいと思っております。以上で今回の質問を終わらせていただきます。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時03分～再開 午前 9時13分)

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、9番 入日時子さんの質問を許します。

**9番（入日さん）** 今年の夏は、曇りや雨が多く、梅雨に戻ったような天候不順な日が続き、キャベツやレタスが高くなり、キュウリが店頭から姿を消すなど、台所を預かる主婦としては大変でした。新聞にも西日本は日照不足で冷夏だという記事が載っていました。宮澤賢治の「寒さの夏はおろおろ歩き」という詩の一節が頭に浮かびました。地球温暖化の影響で昔ほどの冷夏ではないと思いますが、天候に左右される農家は本当に大変です。お米やブドウ、リンゴなどに影響が出ないことを願うばかりです。

また、各地で豪雨災害が発生し地球温暖化による異常気象の恐ろしさを感じました。土石流災害でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災者が一日も早くもとの生活に戻れることを願って質問に入ります。

1. 臨時職員について

イ. 任用について

臨時職員の雇用については、私は今まで何回も質問してきましたが、定数管理などの問題があるなどの答弁でなかなか改善されない、しつこく取り上げました。現在、町の臨時職員数と仕事の内容について答弁を求めます。またそのうち6カ月雇用、3カ月休みという任用をし再雇用をしている人は何人でしょうか、答弁を求めます。

これで1回目の質問を終わります。

**総務課長（田中君）** それでは、臨時職員についてお答えをいたします。

まず、町の臨時職員の数と仕事の内容についてでございますが、町の臨時職員数は9月1日現在、町長部局に55人、教育委員会事務局に28人、計83人となっております。この臨時職員が携わる具体的な業務内容と、それぞれの人数について申し上げますと、まず福祉分野でございますが、現在給付作業を進めております臨時福祉給付金に係る事務及びその他の一

般事務の補助員として4人、介護保険関連では介護認定調査員として5人、介護相談支援業務のために1人、地域包括支援センターの社会福祉士が1人、国民健康保険関連ではレセプト点検業務のために1人、保健センターでは保健師と保健相談員が1人ずつ勤務しております。

また、保育関連では各保育園に保育士が27人、加えて延長保育のための保育士が10人、子育て支援センターに1人となっております。このほか、建設課にはバラ公園管理作業員1人と一般事務補助員が1人、企画政策課に一般事務補助員が1人が従事しております。

次に、教育委員会でございますが、児童館厚生員として9人、図書館事務に3人、図書館司書に1人、学校関連では村上小学校において医療ケアを実施するための看護師が1人、坂城中学校の大峰教室の指導員が2人、各小・中学校の支援員が7人、小・中学校図書館司書が2人、中学校事務員が1人、その他教育委員会の一般事務の補助業務に2人となっております。

続きまして、6カ月雇用の人数というご質問でございますが、先ほど申し上げました臨時職員のうち、地方公務員法に基づき6カ月を期間として任用される臨時職員につきましては、町長部局に41人、教育委員会に20人、計61人の臨時職員がおり、主な所属先といたしましては保育園に29人、児童館に6人、各小・中学校に10人という状況でございます。

**9番（入日さん）** ただいまの答弁で、臨時は9月1日現在83名で、そのうち6カ月雇用、3カ月休みを実施しているのが61人ですか。その人たちは、また3カ月休んで6カ月、再度雇用しているということですか。それでよろしいですか。

**総務課長（田中君）** 地方公務員法に基づきまして6カ月間雇用している人数ということによろしいです。

**議長（柳澤君）** 再雇用。

**総務課長（田中君）** 6カ月勤務の臨時職員につきましては、地方公務員法第22条によりまして、6カ月間の任期期間が満了するというところで、6カ月ということでございます。よろしく申し上げます。

**9番（入日さん）** いつもね、地方公務員法で6カ月しか雇用してはいけないという答弁ですが、3カ月休んでまた再雇用しているんですよね。その辺についてはどう思って雇用しているんですか。

**総務課長（田中君）** また繰り返しの答弁になってしまうんですけど、臨時職員を6カ月間雇用する理由ということにつきましては、その任用期間の上限が地方公務員法第22条によりまして、原則6カ月と定められていることによるものでございます。よろしく申し上げます。

何度も申し上げますけれども、地方公務員法第22条によりまして、原則6カ月に定められているということだものですから、再雇用はないということでもよろしく申し上げます。

**9番（入日さん）** 地方公務員法第22条では緊急の場合、臨時の職に関する場合、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる、6月を超えない期間で更新することができるが、

再度更新することはできないとなっています。つまり、緊急な場合は臨時的な仕事に対して6カ月を超えない範囲で臨時的に職員を雇用することができるということです。

先ほども充実保育士で19人、その中で延長保育士が12人、児童館の厚生員が6人、学校の補助指導員、支援員が9人、介護認定調査員が5人、事務所関係が12人などということですが、これらの仕事はね、決して緊急な仕事とか臨時的な仕事ではないわけですよ、常にある仕事なんですよ。本来ならこれはもう本当にこの22条に当てはまらない。

先ほど6カ月でやめて、再雇用はしていないとおっしゃったが、実際に3カ月休んで、また6カ月雇用ということを繰り返しているんですよ、坂城町は。それはやはり少しでもなれた人を雇ったほうが、仕事がスムーズにいくということで、そういうことをやっていると思うんです。本当にそういう勤め方でいいのか。

例えば、今、保育園に入園してくる子供たちの中には自閉症やADHA、注意欠陥多動性障害の子供が非常に増えています。以前はダウン症だとかね、肢体不自由児だとか非常に重度な障害児も入園していたわけです。そういうときにやはり幾ら補助の加配の保育士といえども6カ月でかわってしまう。特に今みたいに人見知り激しいとか、集団に溶け込めないとか、話しができないとかね、非常にコミュニケーションをとるのが下手なというか、できない子供が非常に増えてきているんです。

そういう中でやはり、せっかく保育士さんや仲間たちとなれてきて、自分の心を開けるかなと思ったときに、また保育士さんがかわってしまう。そういうことが決してその子供たちにとっても、また保育士さんにとっても非常に残念だと思うんですよ。せっかくその子供たちの状況がつかめたときにかわってしまうということは。

確かに、クラスの先生がいるんだから、加配の先生はかわっても大丈夫だという、そういう認識が町のほうにあると思うんですよ。だけどやはりそういう障害を持った子供たちにとっては、環境が変わるということは非常にやはりショックというか、その環境にまた新たになれるには、非常に時間がかかると思うんです。正職がいるから臨時はあくまで補助だから、そこまで気を使う必要もないし、責任を持つ必要がないという、そういうお考えなのでしょうか。

山村町長になって職員の増員が行われ、正規保育士も増えてきてうれしく思っています。しかし、依然としてクラス持ちの保育士のうち8人が1年雇用の臨時です。最長3年の延長はできますが、非常に不安定な雇用です。以前、議会報告会でも子供の担任のお母さんが私のクラスの保育士さんが臨時だなんて知らなかった、同じ仕事をしているのに全く待遇が違うなんておかしい、どうして正職になれないのですかと質問されたことがありました。こういう声に町長はどう答えるのか、町長の答弁を求めます。

先ほど、これは地方公務員法で6カ月の任用だというふうに決まっていると、総務課長答弁されましたが、これらの仕事が決して臨時的な仕事や突発的な仕事ではないんですよ。だか

ら、その項目に当てはまらないと思うんですが、それについてもう一度答弁をお願いいたします。

**総務課長（田中君）** 地方公務員法22条第5項のところでは、今、おっしゃるとおり任命権者は、緊急の場合は臨時の職に関する場合においては、6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において任命権者はその任用を6カ月を超えない期間で更新することができるかとあります。

そういう中については、クラス持ちの保育士についてはこの制度を利用しております。ただ、本当に加配的な臨時職については、6カ月間ということで運用をしております。よろしいでしょうか。

**町長（山村君）** ちょっと私から一言、今質問にもありましたので、お答えをしたいと思います。ご案内のように昨年にですね、保育園の先生方の中で、臨時で働いておられる方の中でフルタイムに希望したい方ということをお誘いいただき、2人フルタイムに採用を切りかえました。その過程でいろいろお話を聞くんですね、必ずしも全員がフルタイムをやりたいというわけではなくて、私は臨時がいいという方もいらっしゃったわけです。ですからそれは状況を見ながらですね、これはやっぱりフルタイムでなきゃならないというのは、適宜判断しながら採用については考えていきたいと思っております。

坂城町では3年前から新卒だけじゃなくて、社会人枠ということでいろんなポストの人に応募していただいています。その全て社会的にキャリアのある人なんですけれども、そういう方が即戦力で働いていただいているということもありますので、そういうことをよく見ながらですね、今後判断していきたいというふうに思っています。

**9番（入日さん）** 町長から答弁ありましたようにね、非常に山村町長になってから、社会人枠の採用だとか、採用枠を広げられたということと、それから保育士さんもね、増えてきたということで、決算書を見ましても25年度までは115人で、常勤的非常勤の臨時も入れても122人だったんですが、今年は職員定数166人に対して131人、それから常勤的非常勤が6人ということで137人、25年度と比べると15人増員されたということで、非常に町の取り組みの努力が見られると思います。

先ほど、加配やなんかね、時間が短かったりとかあるので、臨時でということもあるんだと思うんですが、でも今の前は加配なら加配だけ、一時保育なら一時保育だけという、そういう雇い方をしたんですが、今は充実保育士として加配に回ったり、一時保育に回ったり代替に回ったりという、そういう契約方法に中沢町長のときの最後にですか、変わったと思うんです。それで定期的に毎日仕事があるという状況になっていると思うんですが、やはりほかの自治体の保育園もそうなんですが、子供数が減らない限り、あるいはクラス数が減らない限り、6カ月雇用にしても継続でまた6カ月ずっと継続されるんですね。坂城町だけ6カ月やって3カ



月休むと、そういう対策をとっているんです。

私、富士見町の図書館へ行ったときも富士見町も図書館で6カ月雇用なんだけれども、仕事が減らないというか、ある限りまた継続雇用していると。そういうこともできるわけですね。先ほど、地方公務員法22条にのっとってやっていると言いましたが、実際には決して臨時的な仕事でも突発的な仕事でもないわけです。臨時的なというのは選挙の開票だとかね、そういう本当に一時的なもの、それから突発的なことと言えば、災害が起こったときの対処だとかそういうことだと思うんですが、そういうことに拡大解釈をしてね、やっているのではないかと、非常に私はそういうふうを感じるわけですが、確かにこれは国のね、方針で行政改革の中でね、やられてきていますが、実際には、先ほども言いましたように、坂城町の職員定数は166人なんですよね。だから決して正職が無理だとしたら常勤的非常勤にして、もうちょっと身分保障ができるような、そういう体制づくりもできるわけです。それに関して再度答弁を求めます。

**総務課長（田中君）** 166人、条例上では166人ということになっておりますが、今、町の考え方といたしますと、行政改革の中の集中改革プランという中で142名、これを基本と考えております。そういった中で、年々少しずつですが、それに合わせた中で雇用しているという状況でございます。6カ月雇用については、これは何度聞かれても、地方公務員法ということでお答えをいたします。よろしく申し上げます。

**9番（入日さん）** 障害を持った子供に携わる加配保育士は、障害児のやっぱり接し方や家族の相談など専門的な知識やスキルが必要だと思います。しかし6カ月の短期雇用では知識やスキルは身につけません。それらの研修については、どう考えているのでしょうか。

児童館については、町は放課後児童健全育成事業でやっています。役割は放課後の子供たちの健康管理、情緒の安定、安全確認、来所から帰宅までの安全確保、遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うこと、家庭との日常的な連絡、情報交換など多岐にわたります。

放課後児童クラブガイドラインは、職員体制として児童福祉施設最低基準第38号に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいとなっています。平成19年10月に厚労省雇用均等児童家庭局長のガイドラインでは、放課後児童指導員の資質向上のため、積極的に研修を実施し、または受講させることとあります。さらに平成25年12月に社会保障審議会児童部会で放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の報告書が出されました。それには、保護者が就労している児童を対象にしているため、職員は基本的な生活習慣の習得援助や自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識、技能を補完するための研修を制度化することが適切だと言っています。

そういう専門的な知識やスキルを習得するには、6カ月の短期雇用では無理だと思います。現在は、児童館の登録児童も減って各館50人前後と聞いていますが、館長と常勤的非常勤の厚生員では手が足りないため、臨時職員を入れています。先ほど質問したように、児童数が減

らない限り正規で雇うべきだと思います。臨時職員はあくまで補佐だからそこまでのスキル研修は必要ないとお考えでしょうか。スキル研修についてどう考えているのか、答弁を求めます。

**教育文化課長（柳澤君）** 児童館厚生員の研修ということで申し上げます。

研修につきましては、専門的な知識、情報、技能を職場外で習得する研修、あるいは仲間の実践から学ぶ相互の学習というようなところでの研修ということが考えられるところであります。広く専門的な知識、情報、技能を学ぶ研修につきましては、県の児童館連絡協議会主催の研修会に館長、あるいは厚生員が参加している状況であります。この研修につきましては、前期合同研修を行いまして、後期には北信地区の研修会としてブロックごとに開催がされているような状況であります。

内容でありますけれども、職員の知識や技術を高めまして、日々の行動を向上させるものとして専門性を深めるというような内容になっております。一方、仲間の実践から学ぶ学習の研修という部分もあろうかと思えます。こういう部分につきましては、年4回、町内の児童館3館の職員によります連絡会を開催しております。そういうところで各館におきます状況ですとか、事業運営について情報を行っているというような状況であります。

また、日々接する子供たちの対応としましては、子育て支援センター相談員との懇談ですとか、小学校職員との懇談という状況の中で、町内の児童健全育成というようなところにかかわる関係者との連携も深める中で、資質の向上に努めているところでございます。以上です。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 保育士の研修についてお答えいたします。

保育士の研修につきましては、県、また県保育連盟が主催する3歳未満児担当保育士研修、障害児担当保育士研修やリーダー家庭研修など各研修に各園のクラス担任の職員が交代で参加しております。そしてその研修内容については、それぞれの園の職員会等において報告し伝達しております。

また、実技研修の際は、園児降園後、実技の伝達講習を行い職員全体に研修の内容を周知するようにしております。町内3園の保育士の質の格差をなくすため毎月1回、同じ年齢を担当する保育士が集まり、研修や勉強会を実施するなど町全体の保育向上にも努めております。

また各園においては、県の保育専門相談員や特別支援教育推進委員の先生などをお招きし、園内研修を行っております。この園内研修は、6カ月雇用の充実保育士にも参加していただくよう配慮し、実施しております。そのほか、3園合同で行う研修会や講演会なども実施し、努めておるところでございます。こうした研修を重ねることによりクラスを担当する職員や充実保育士が、個々の子供の発達段階の情報を共有しながら基本的な知識の習得と専門性を高め、さらに具体的な技術や実践的な手法、現場で生かせる技術を修得し、よりより保育につなげるよう努力しているところでございます。



9番（入日さん） ただいまの答弁で、児童館については館長さん、厚生員さんは県の北信ブロックの研修会に参加してレベルを高めるようにしているということでした。また保育士さんに関しては、県の研修会に参加するとともに、各園ごとに臨時職員も交えて研修を行ったり、3園の研修を行っているということで、やられているということは理解しました。

前からなんですがね、厚生員の場合、県の研修には参加するんですが、なかなか県外の研修にまでは参加していないと。児童健全育成の推進財団では、館長研修だとか児童厚生員等の基礎研修会などで遊びだとか、それから精神的な発達に対してどのような相談をしたりとか、どういう子供たちに接し方をするとか、そういういろいろな多分野での研修会をやっているんですよ。集団にどういった援助が必要とか、地域にどういったことが必要かという、そういう個別援助と地域福祉活動とかって、多面的な活動を非常に年に何回かやっているんで、本当に今、子供たち、遊びがやはり知らないというか、私たちのころは何もなかったから遊びを自分たちで結構つくり出して、あや取りとかおはじきでね、陣取りみたいな遊びをしたりとか、遊びの中でいろいろな知恵を育んできたように思うんですが、今既成の玩具で遊んでしまって、なかなか自分で考えて遊ぶという、そういうところが欠けてきているのではないかと思うんです。そういう意味でも、やはり昔ながらの遊びを伝承したりとか、そういう機会が大事ではないかと。そういう意味でもね、ぜひこういうようなたまには県外の研修などにも参加していただきたいなと思います。時間がなくなりますので。

先ほども言ったように、166人じゃなくて今142人で定数を見直しをしているんだという話でしたが、臨時職員の任用は人件費の削減を目的に行われ、各自治体でも増えてきています。先ほども言いましたが、富士見町は6カ月雇用しても、そこで切るのではなくてずっと継続雇用していると、雇用対策でやっているとわかっているのも同じことだと。6カ月で切ろうと、また再継続しても同じことだということがありましたので、ぜひ坂城町でもそういう点は考えてもらいたいと思います。

それから、坂城町ではある程度の研修はやっていますが、やはり臨時職員が増えればスキルの研修など、先ほども臨時厚生員の場合、ほとんど受けることができないんですが、やはり臨時厚生員もできれば自分でも受けてみたいと、それで新しい子供たちの遊びやなんかを教えてあげたいと、そういうことをやはり自分の仕事をより充実するために願っているんですよ。そういう意味でもやはりスキル研修を受けられる体制づくり、それから仕事のレベル低下につながらないように、常にそういうレベルアップの研修を自治体がやはり考えていかなければならないと思います。自治体が非正規化を進めれば、民間労働者の非正規化を促す旗振りになっていると言われかねません。それは結果として地域の経済力を弱め、自治体の財政基盤を不安定にします。今、自治体の役割や自治体のあるべき姿が求められていると思います。

次の質問に入ります。

## 2. 図書館について

### イ. 開館日について

社会文教委員会で7月24日に富士見町の図書館に視察に行きました。富士見町は新聞などでも報道されましたが、1人当たりの本の貸し出し数が人口1万5,000から2万人規模の自治体で1997年から連続15年間トップという輝かしい実績があります。2011年度の貸し出し実績は1人当たり17.8冊でした。1日平均来館者は614人、坂城町は1人当たり4冊で来館者は47人ですから、雲泥の差があります。

富士見町の図書館はコミュニティ・プラザ郷土の森の一角にあり、図書館とミュージアム、公民館が併設されています。そのためロビーも広々としていて多くの町民が憩える場所になっていました。図書館の至るところに長椅子やテーブルが置かれ、本を読んだり勉強できるスペースがありました。入り口には車椅子やベビーカーなどもあり、誰でも気軽に使えるようになっていました。子供用には、じゅうたんの部屋があり、お昼寝もできます。縫いぐるみ等も多くあり、貸し出しもしていました。

富士見町の図書館の基本目標は、「やすらぎのある図書館」「居心地の良い図書館」「一日いても飽きない図書館」「情報満載の図書館」「利用したいときに開いている図書館」となっています。坂城町も鈴木館長になり、キッズコーナーや読書のできるスペースの確保など、改善の努力をしていることは承知しています。夏の期間は9時半開館も実施し、利用者にとって喜ばしいことです。

しかし、町の図書館は月曜日と祝日、月末が休館日となっています。25年度の開館日は276日です。富士見町は月曜と月末のみで開館日は303日です。祝日が月曜日になるようになってから、月曜日と火曜日に図書館が休みの日が増えました。また4月末から5月にかけてのゴールデンウィークは4日間も図書館が閉館になり、とても不便でした。特に勉強に集中したい学生たちはがっかりしたと思います。まとまった休みだから本でも読もうかと私も図書館に行ったら閉まっていた。こんな経験をしている人は多いと思います。祝日の休館日をなくすとか、ゴールデンウィーク中だけでも開館するとか、町民が利用したいときにあいている図書館にできないか、答弁を求めます。

### ロ. 利用者を増やす工夫を

障害者や子供連れでも気軽に図書館に入れるように、駐車場に近い職員用通用口を入り口にできないか。このことは以前、議会報告会でも町民から要望が出されました。図書館のレイアウトを変えるのは大変でしょうが、現在利用者は入り口まで一回りしなくてはなりません。私もいつも通用口から出入りできたら楽なのだと思います。特に、雨降りや雪のときなどは痛切に感じます。小さいお子さんやお年寄りの方のもっと感じていると思います。また、富士見町のようにゆったりしたスペースはとれないと思いますが、本を選んだりゆっくり読める場所が

欲しいと思います。以前、増改築の要望も出しましたが、入り口や図書館のスペースについてどう考えているのか、答弁を求めます。

また、若者の読書離れが激しくなってきました。今は、活字ではなくスマホで情報が手に入る時代です。しかし、読書をする子供たちは学力も高いというデータもあります。本を読むことは、思考力と創造力などを養います。

日本の歴史や世界の歴史、源氏物語や偉人伝などの漫画も多く出版されています。漫画の神様、手塚治虫も昔、PTAから漫画は悪書だという批判を受けました。町の教育委員会の中にも、漫画は低俗だという考えがあるように思います。手塚治虫の「ブラックジャック」や「ブッダ」、「きりひと讃歌」などは、手塚さんの人生観や哲学が込められた作品だと思います。私も里中満智子さんや水野英子さんの漫画が大好きです。特に山本鈴美香さんの「エースをねらえ」は大好きで、この漫画からは目的を持って生きることの大切さを教わったような気がします。たかが漫画、されど漫画、漫画にも哲学やいろいろなメッセージが込められているのです。

富士見町は手塚漫画を初め、「ガラスの仮面」や今どきの若者たちに人気の漫画など数多くそろえてあって感激しました。今、町の図書館にある漫画は、「サザエさん」と「釣りキチ三平」であとは寄附してもらった本が数冊と科学などをわかりやすく漫画にした本などだということでした。もっといろいろな人が楽しめる漫画本があってもよいと思います。

次に、雑誌についてですが、町は52種類の雑誌を受け入れていると、25年度決算実績報告書にありました。富士見町は100種類の雑誌を購入しています。もちろん図書購入費のこともあると思います。富士見町の図書購入費は坂城町の倍近くあります。坂城町も以前は1千万円ぐらいありましたが、年々削られています。富士見町より財政力のある坂城町がもっと図書購入費を増やし、漫画や雑誌など購入できないか答弁を求めます。

**町長（山村君）** 図書館につきまして種々ご質問をいただきました。私が最近の状況など含めまして全般的にお話を申し上げて、あと担当課長から細かくご説明申し上げます。

私、かねがね図書館というのは、各自治体のセンターになるべきだろうというふうに思っておりまして、その運営につきましても、ご案内のとおり昨年7月にこの坂城町図書館をもっと生き生きとすね、使っていただくための発想がないかということで、坂城町内外から広く公募をいたしまして、昨年7月に館長として鈴木康之さんにご就任いただきました。現在まで短い期間でありますけれども、いろんなアイデアを出していただいて、手腕を発揮しているいろんな取り組みを進めていただいているところであります。

例えば、館長就任直後に児童書コーナーにおいて、子供たちにゆっくりと本に親しんでもらうということを目的にしまして、畳コーナーです、を新設しました。また、閲覧スペースを拡張するための書架の整理を行いました。加えて格致学校の敷地内にありました建物を撤去し、

図書館への通路を改修するなど、環境整備にも着手いたしました。また昨年と今年は、夏季期間の開館時間を、先ほどありましたけれども、早めてより多くの方に図書館を利用してもらう取り組みを行ったところであります。また昨年の図書館まつりでは、絵本作家の二見正直さんにおいていただきまして、原画展とおはなし会の開催も行いました。また今年度はタブレット端末の導入、また6月29日の日曜日には、長野県図書館協会との共催による青木裕子さんとの一緒に朗読駅伝、バラ物語を中心市街地コミュニティーセンターで開催いたしました。私も朗読に参加しましたけれども、約100人ぐらいの方に参加していただきました。

また、同じ6月に開催されました、さかきふれあい大学教養講座では、この鈴木館長が所属されて理事をされている日本ペンクラブの会長の浅田次郎さんをお招きして講演をしていただくことができました。これも図書館の活動が広がってきたことの一つかなというふうに思っております。当日、講演会場には300人以上の方が熱心に浅田先生の話に耳を傾けていたということが印象にまだ新しいところであります。

このように図書館内での環境整備やおはなし会などの開催、著名人を招き図書に親しむといった取り組みなど、約1年間の中で多くの方が利用しやすく、また本に親しめるような工夫を凝らした図書館活動に徐々に取り組み始めているというところであります。しかしまだまだスタートをしたばかりというふうに思っております。格致学校の使い方も含めてですね、読書のスペースを増やすとか、それからこの前、クールスポットということで169系電車を公開しました。二百何十人の方が来ていただいたんですが、お年寄りから子供まであの中で本を読んでいるという方がたくさんいましたので、ああいうところの使い方などもいろいろ工夫していきたいと思っております。

いずれにしても、図書館は町のセンターであるというところから、大勢の皆さん、町民の皆さんが利用しやすい図書館となるようにいろんなご意見を賜りまして、できることはできるところから早く改善をしていきたいというふうに思っております。

**教育文化課長（柳澤君）** 町立図書館について、イ．町立図書館の開館日について答弁申し上げます。

図書館の休館日は、お話にありましたように、毎週月曜日、年末年始、国民の祝日、国民の祝日が月曜日に当たるときは、その翌日、毎月の末日、そのほかに9月から10月の期間で10日ほどの蔵書点検期間として運用しております。今年はゴールデンウィーク後半が長いことから、町立図書館においては4月30日の月末休館については休館日とせず、開館するなどの対応を行ったところです。

町立図書館が加入しております5市町村等で構成されました上田地域図書館情報ネットワーク管内で、週1日の休館日と月末休館として運用をしている図書館は、現在東御市立図書館となっております。

ご質問にありました図書館の休館日を月曜日と月末休館にできないかということでございますが、ゴールデンウィークのような長い祝日期間につきましては、数日間は開館をいたしまして、その開館分につきまして別の平日に休館日を設けるといった方法論もあろうかと思われま  
す。休館日につきましては、現在の休館日として運用を行うこととしまして、長期の祝日期間は  
そのような工夫ができないかを研究してまいりたいと考えております。

次に、ロの利用者を増やす工夫をについてでございます。利用者を増やす工夫ということで、  
東側にあります職員玄関側を入り口にするができないかというご質問でありますけれども、  
職員玄関を入りました内部につきましては、書庫として利用がなされておまして、室内は狭  
く改修については非常に厳しいと考えるところであります。

また、増改築ということでございますけれども、図書館の敷地的な関係もあり増改築は厳し  
い状況にあると考えるところであります。そういった中で既存の建物を有効に利用しながら、  
入り口書架を整理いたしまして、圧迫感のない空間づくりにあわせ、本を読むスペースの確保  
を行い、また子供たちにゆっくりと本に親しんでもらう畳スペースの設置などにも取り組んで  
いるところであります。

また、図書館北側駐車場から図書館玄関への通路につきましても、格致学校の敷地内にあり  
ました建物の撤去にあわせ、通りやすいように改修を行ったところであります。あわせまして、  
ボイラー設備の更新工事も行いまして、快適な空間で図書に親しんでいただくとともに、町が  
進めているクールシェアの一環としまして、図書館もクールスポットとして位置づけて利用促  
進を図ったところでもあります。

次に、若者の活字離れが進んでいることから、歴史などの漫画や雑誌の導入等を増やせない  
かということでありますが、雑誌につきましては、文藝春秋、週刊朝日、エコノミストなどを  
購入しております。また、町立図書館につきましては、漫画というよりは子供たちの調べ学習  
などに活用ができる図書を中心に書籍を選んでいるところであります。その中で文字列だけ  
ではなく、イラストや写真でわかりやすく解説をした歴史シリーズや図鑑といったものを購入し  
ているところであります。

漫画の購入ということでございますけれども、まず図書館としまして情報、知識を深める図  
書を備えることが大切と思われま。そのようなことから調べ学習を中心としました本を中心  
とした書籍の購入に今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

**9番（入日さん）** ゴールデンウィークなどの長い休みやなんかは、これから検討していくとい  
う答弁がありました。ぜひ検討していただきたいと思ひます。

それから、通用門からは入り口に書架などがあつてなかなかできないと。私もそれは承知し  
ていますが、そこを何とか片づけて通れるようにできないか。それから今の図書館はもう建設  
から29年がたっていて、以前も増築の話が館長さんのほうからも増築してもらいたいんだが



なという話があったんです。だけど、予算的に無理ではないかと、なかなかそこまで予算が回らないということで話が全然進まなかったんですが、今の駐車場になっているところを増築すればできるのではないかと。そちらのほうを事務所棟にして新たに今の事務所棟を全て図書館の本を置けるようなスペースにすると大分広がるのではないかと思いますので、ぜひもう29年ですからね、そろそろ増改築とか耐震化とかそういうことも視野に入れてほしいと、そういう時間に来ていると思いますので、その辺についてどう考えているのか答弁を求めます。

それから、情報や知識の向上の確保が優先だからとても漫画とか雑誌までは無理ですと。けど実際に今、非常に本を読む人口が減ってきている。図書館へ来る人口が減ってきているんです。やはりそれを増やすために何をすべきかということで、私は提案しているのもあって、もちろんその情報とか知識の向上を優先することはわかりますが、少しでもそういう本に親しむ、そういう機会を持ってもらわないとなかなかそっちまではいかないんじゃないかと。専門的な知識やなんかはもちろん必要ですし、そういう本は大事ですが、そこへたどり着くまでの一つの手段として、やはりもっともっと手に取って読みやすい雑誌だとか漫画だとか、そういうことも必要ではないかと思いますので、そのことを言っているんです。

先ほど、情報知識の向上を優先していると言いましたが、私もしょっちゅうリクエストするんですが、私の本は専門的でなかなかほかに読む人がいないからっていつも却下されちゃうんですよね。だから決してその情報や知識の向上を優先しているっていうふうには言えないと思うんですが、その辺についても、そういう意味でもね、漫画とか雑誌とかもっと取っかかりやすい図書館であってほしいし、本当に利用したいときに利用できる図書館であってほしいので、再度答弁を求めます。

**教育文化課長（柳澤君）** 順次お答えをしてみたいです。まず、図書館の入り口の改修というような状況でございます。この部分につきましては、図書館の駐車場から入りましてところ、職員玄関につきましては、可動式の書籍の本棚というような状況の中で、そういうところのつくりからかなり難しいというようなところで感じているところであります。

また、増改築というような部分でありますけれども、駐車場のスペースというような状況も勘案したときに、スペース的な部分でやはり増改築についてはなかなか難しいのではないかと、そういう中で現在、この建物を極力有効利用するということで、さまざまな改修を進めているというような状況でございます。

また、本を読むという部分で親しみやすいというような状況であります。雑誌につきましては、先ほども申しましたように、極力できる範囲で導入をしている状況でございますし、また取っつきやすい、読みやすい本というような状況の中で、例えば子供たちに関しましては、写真やイラストなどを用いて読みやすい本を購入をいたしまして、より取っつきやすいというようなところでの本の購入をしているところでございます。以上でございます。

**9番（入日さん）** 今はテレビやインターネットなどで必要な情報は得られるようになり、新聞を読むという人も少なくなってきた。映像からの情報のほうが手っ取り早く、活字を読むよりも楽です。だからこそ幼児期から活字に親しむことがより重要になってきています。本を読むことで字を覚えたり、言葉の幅を広げ表現力が豊かになります。思考力や創造力を育てる力になります。集中力もつき学力向上にもなります。

私も図書館で親子が本を借りにきている様子を見ると、とてもほほ笑ましくなります。小さいときから紙芝居や絵本を読んでもらった子は本好きになります。もっと多くの人が本に親しめるよう、利用したいときに開いている図書館、漫画や雑誌など、あらゆるジャンルの本があり、気軽に楽しく読める本がたくさんある図書館になってほしいと願っています。そして図書館の増改築を視野に入れた計画的な取り組みを今からしてほしいと思います。

坂城町も1人当たりの本の貸し出し数が二桁になることを願って、私の質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時08分～再開 午前10時19分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

**7番（西沢さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 災害から命を守るために  
イとして避難勧告の発令基準はです。

7月9日に発生した南木曾町の土石流災害、8月20日の広島土砂災害、さらには昨年10月の伊豆大島土石流災害と続けて不安定な大気をもたらす局所的な豪雨による大災害が発生しました。失われたとうい人命、また日常の生活を一瞬にして奪われた多くの住民の姿を目の当たりにして、繰り返される悲劇に言葉を失いました。異常気象をもたらす局所的な豪雨は坂城町でもいつ襲われるかわかりません。今年2月の豪雪が雨だったらと思うと、改めて土砂災害について人命を守るための対策が十分なされているか、確認をしたいと思います。

今回の災害では、いずれも避難勧告のおくれが指摘されました。過去の災害の教訓が生かされず悲劇が繰り返されてしまいました。大雨により土砂災害の危険が高まったとして、県や気象台が市町村を特定して土砂災害警戒情報を出し、その情報を受けた自治体が、それでもなお避難勧告を出すのにちゅうちょしてしまうという事実が繰り返されたのです。雨量の見通し、時間的状況、避難所の体制などタイミングが難しく判断がおくれてしまったと報道されていました。長野県は、土砂災害危険箇所が1万6,021カ所、全国で多いほうから12番目という状況です。

坂城町において長野地方気象台は、大雨洪水の警報、注意報を出す基準の雨量を定めていま

す。さらに土砂災害警戒情報が出され災害対策本部が設置された場合、いつどのタイミングで避難勧告など避難に関する情報を出すのか。その具体的な基準について、この2日の信濃毎日新聞に県内77市町村の避難勧告の発令基準が掲載され、その中で坂城町は1として、土砂災害警戒情報が発表された場合、2として対象となる箇所付近で前兆現象が確認された場合となっています。その内容についてお尋ねします。

次に口として、情報の伝達についてです。

住民が災害時に命を守る手段は情報に最大限の注意を払い、落ちついて最善の行動をとることだと言われていています。しかしその情報が確実に住民に伝わらなければ、命を守る最善の行動がとれなくなってしまう。当町ではJ-ALERTから受信した災害情報をメール配信したり、エリア配信メールの導入など多様な情報発信の整備が図られつつあり期待をするところでは。

そこでお尋ねします。8月24日に実施された町防災訓練に、この4月から運用が開始されているエリア配信メールの訓練ができなかったか、また今後、情報伝達訓練としての実施を考えているでしょうか。この情報伝達訓練につきましては、ちょうど昨日7日の午前8時33分に千曲市危機管理防災課から訓練のエリアメールが配信されました。皆さんにもそのメールが届いたと思います。避難情報が届いたということで、この後は自分自身の判断についてという思いを強くしました。坂城町でもぜひこの実施の検討をしていただきたいと思います。以上で1番目の質問を終わります。

**町長（山村君）** では災害から命を守るためにの中の口の情報の伝達について、何点かお話し申し上げたいと思っております。

現在坂城町では、携帯電話会社のドコモ、KDDI、ソフトバンク、3社と緊急速報メールの運用を4月より開始しております。緊急速報メールとは各携帯会社から強制的に配信されるメールのことで、現在も行われている地震情報等に加えて、役場から配信する避難勧告や指示などの避難関連情報、土砂災害、警戒情報等が新たに加えられることとなります。さらに国から直接各携帯会社を経由して配信される、例えば弾道ミサイルの発射やテロなどの国民保護関係情報が、坂城町内にある携帯電話やスマートフォンに一斉にメール配信されるため、災害時等の情報伝達手段として有効と考えております。なお運用から今日までの間、坂城町においては幸いにも大きな災害はなく、緊急速報メールの使用はありませんでした。

次に、もう一つの情報伝達の仕組みとして、登録型配信メール機能の整備を進めております。この登録型配信メール機能とは、気象庁や内閣府からの災害情報などの情報を全国瞬時警報システム、通称J-ALERTと言いますが、これを経由して送信されるもので、情報の内容は緊急速報メールと同時に災害情報やミサイルの発射情報等を住民の皆さんのパソコンや携帯電話、スマートフォンなどへ提供するものであります。



この整備は、今年の11月までに完了し、12月中には運用開始できる見通しであります。ただし登録型配信メールの情報を受けるためには事前に登録が必要となり、登録をすることによって町外においても坂城町の情報を受信することができるようになります。登録につきましては、11月、12月の広報やホームページ、有線放送などにより町民の皆様に周知していきますので、1人でも多くの方に登録をしていただきますようお願い申し上げます。

ご質問の中にありました町の総合防災訓練において緊急速報メールの送信訓練は、現在進めているJ-A-L-E-R-Tのシステムの整備が整わないという状況から行いませんでしたが、次回からの防災訓練には取り入れられるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

今後はパソコンや携帯電話、スマートフォンを活用した情報伝達手段が整ってまいりますので、皆様におかれましても情報収集に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます、町といたしましても多くの情報伝達手段の体制を整えていきたいと考えております。

続きまして、情報の伝達について非常に重要なことでございますけれども、今検討しております新しい情報通信システム、情報発信システムについてお話し申し上げます。平成6年度の更新いたしました有線放送電話は、機械設備的に更新期を迎えている中で、平成23年度の利用者へのアンケート調査や内部検討会により、次期施設のあり方について検討を進めてまいりました。

昨今、異常気象と言われているゲリラ豪雨や台風、本年2月の雪害、記録的な降雨災害など、有事に備えての啓発対応や、いざ有事に際しての的確な情報提供の必要性を感じる中で、安心・安全なまちづくりを支える情報基盤の整備が必要であります。また、有線本部本体の機器の老朽化に加え現在の自前の回線網も架線の維持更新はもとより、有線柱の更新や個人宅へお願ひし設置している電柱の移転希望も多くなる中で、中部電力やNTTの電柱への共架への切りかえ対応を進めてきたところであります。

こういった通信機器や回線網の維持管理経費、そして新たな更新費用等も念頭に置き、次期の通信環境整備については、現在坂城町に敷設整備されている上田ケーブルビジョンの回線網の活用を含めた検討を進めております。上田ケーブルビジョンからは、自身の映像事業の高画質化、ハイビジョンから4K化への対応による高画質な映像提供や情報発信サービスの一環として既存のメタル、銅線ですね、メタル回線から光ケーブル化への更新を平成25年度から取り組んでおられ、平成28年度には坂城町内の敷設を計画されると伺っております。上田ケーブルビジョンの回線使用につきまして、詳細検討はこれからであります、町独自の初期投資経費と回線の維持管理経費、そして使用時のサポート体制なども考慮し検討を進めてまいりたいと考えております。

また先月の総合防災訓練時にあわせてFM波による臨時災害放送局の試験運用も行われたところであります。万が一、架設回線網が途絶えたときにもFM波による情報発信ができ、有事

の際の手段として有益なものであるため、上田ケーブルビジョンとの連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、新情報の仕組みについてであります。冒頭申し上げましたとおり、安心・安全を基本に据える中で、屋内端末による告知、通話、屋外スピーカーの整備を四つの柱として考えております。幸い、坂城町は比較的風水害等が少ない町であります。本年2月の大雪による交通の分断や除雪においても生活情報の適宜的確な発信の必要性を感じているところであります。

昨今、従来の想定が及ばないさまざまな事象が発生する中で、防災のみならず有害獣の出没や安否確認、不審者に対する予防啓発などの犯罪防止等々、町民の皆さんの安心・安全の確保を図るため、町内全ての世帯へ確実に情報が伝わるよう、全戸への告知端末の設置を基本に進めてまいりたいと考えております。

また、近年有線放送から固定電話、固定電話から携帯端末への移动通信と利用者ニーズの変動が著しいと伺うところであり、有線放送電話も平成6年度当初は約3,800世帯の通話がありましたが、平成25年度末ではこれが3千世帯を割り込むというふうに至っております。しかしながら通話機能を望む方への機能確保としてIP電話、インターネットプロトコルといいますが、IP電話の選択肢についても検討しており、IP電話化によりこれまでの坂城町内のみの通話から固定電話や携帯端末への相互通話といった可能性も広がります。

そして、有線放送による告知機能として屋外スピーカーによる情報発信がありますが、聞こえにくい箇所や近隣では音が大き過ぎるといった苦情もいただいているところであります。従来の音量や指向性も再検討するとともに、スピーカーの増設についても取り組んでまいりたいと考えております。

今後、庁内全課にかかわる住民サービスの情報基盤について、私も加わる中で内部検討組織を立ち上げ、その際には専門的な見地として上田ケーブルビジョンなど外部の専門家にも参画をいただき、インフラ利用を想定する素案策定を行ってまいりたいと考えております。そして年内には、外部検討委員会も立ち上げ、施設整備の方向性をお示しし、平成27年度の実施設計、28年度の事業化に結びつけてまいりたいと考えております。

なお、町民の皆さんへの情報伝達の手段としましては、告知の対象や種類、緊急度など内容によりさまざまですが、有線放送電話の更新のみならず携帯3キャリアとの協定によるエリアメールの配信や現在整備を進めておりますJ-ALERT及び登録型配信メールサービスなど総合的かつ複合的に情報を告知できる仕組みを整え、安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

**総務課長（田中君）** イの避難勧告の発令基準はについてお答えをいたします。

今年の7月及び8月の天候の特徴として、太平洋高気圧の本州付近への張り出しが弱く、日本付近は南から湿った空気の影響を受けやすい状況にありました。このような状況において

7月9日に、県内南木曾町では台風8号の影響を受け、1時間に70mmの雨量となり、同町の7月の観測史上最大の降水量となり土石流災害が発生し、1名がお亡くなりになり30軒以上の家屋が被災いたしました。

また、先月中旬から下旬にかけては日本海沿岸付近に停滞した前線に暖かく湿った空気が流れ込み、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となったため、各地で大雨が発生いたしました。特に先月の19日から20日にかけて広島市では1時間の降水量が101mm、3時間では217.5mmを観測し、通年の観測史上最大を記録した局地的な集中豪雨に起因する土石災害が発生し、安佐南区、安佐北区ではお亡くなりになられた方が70名以上にも上り、気象庁が平成26年8月豪雨と命名した災害は記憶に新しいところがございます。

さて、避難勧告などを発令するタイミングにつきましては、長野気象台から発令される大雨警報や県と気象台で分析を行い発表する土砂災害警戒情報を参考に、また関係各課による現場パトロール及び地元にお住まいの方などからの情報をもとに、ふだんと違った兆候があらわれている状況が確認され、災害等への備えが必要となった場合は避難勧告などを発令してまいります。

ご質問のこの避難勧告の内容につきましては、坂城町に土砂災害警戒情報が発令され、対象となる箇所付近で溪流内での流木の発生、斜面から小石がばらばらと落下する、擁壁、道路等に裂け目やひび割れが発生するなどの前兆現象が確認された場合が、避難勧告の発令基準の内容でございます。

**7番（西沢さん）** 2回目の質問をいたします。この避難勧告の発令基準はについてですが、岡谷市では1時間降雨量30mm、連続雨量90mmを超えた場合、降雨予想を勘案して避難勧告を出す。また南木曾町は地区を特定して1時間雨量30mm、連続80mmを超えた段階で避難勧告を出す基準を、この災害後に決めています。

大雨警報や土砂災害警戒情報を待っている間に合わない場合もあるとして、地域の特性を理解している市町村が独自に雨量などを決めて発令基準を設定することが望ましいという専門家の意見もあります。また国は、迷わず発令できる基準をと求めています。町の中でも地形や土質が異なり、予測は困難との判断から定められた基準だと思いますが、そこで一歩進めて数値を取り入れて機械的に判断をする手法についてのお考えはないでしょうか。

それと避難勧告の発令基準にもあります前兆現象を住民が見逃さずに関係機関に報告する、町からの避難に関する情報と身の回りの危険を考えて行動するなど、被害を最小限にとどめるために事前に避難の情報についての説明など、住民に対しての啓発、また情報の共有が重要になりますが、この点についてはどのように進めていかれるのでしょうか、お尋ねいたします。

**総務課長（田中君）** それでは再質問にお答えをいたします。最初に、避難勧告を機械的に発令

できないかということですが、避難勧告等の発令に基準は設けておりますが、大雨や土砂災害は発生する場所、例えば坂城町ですと胡桃沢と苧屋原では状況が違うかなというふうに思います。また、発生する時間帯が全て異なるため、先ほど申し上げました発令の基準につきましては、あくまでも目安とするもので現場の状況や今後の気象状況を含め総合的に判断し、必要な情報を地域住民の皆さん方に伝えていきたいと思っております。

当町といたしましては、台風が接近する場合などにおきましては、現在も実施しております課長会議を招集し、この中には町に気象予報士がおります、資格を持っている職員もおりますもので、この職員も入ります、そういったこと。また各課で危険箇所等の現場を確認、また地元の皆さんからの情報を加えるなど、規定されております発令基準に捕らわれず総合的な判断を行う中で、必要な情報を住民の皆さんへ発信してまいりたいと考えております。

それと、住民の皆さんが災害情報を町へ報告する、連絡する啓発ですとか、住民と町との情報の共有という点でございますが、住民の皆さんからの現場の異変や前兆現象、例えば異常な雨による山からのにおい、山のおいですとか音、こういったことなどを町へ連絡することの啓発、また町から発信する情報については、住民の皆さんと情報の共有、また情報の認識の共有が重要と考えます。例えば、町から夜中でも必要な情報は住民の皆さんに伝えるなど、このようなことにつきましては、行政協力員会などを通じてお願いをしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

**7番（西沢さん）** 本当に難しい判断を迫られるということになるかと思いますが、ぜひその際は、慎重に判断をしていただきたいというふうに思います。

それから、口の情報の伝達についてですが、情報伝達訓練につきましては、来年度の防災訓練からというようなお話でございました。ぜひこれは早期に実施をしていただきたいというふうに思います。

それから、新情報発信システムについても、27年度実施設計、28年度事業化に向けてということですので、これも大きな期待を持っておりますので、スピードを持って進めていただきたいというふうに思います。

国も県も町も災害時に備え基準をつくり、情報を出し被害を最上限にとどめる努力をしていますが、一人一人が防災意識を高め、自分の命は人任せにしない、自分の命は自分で守るという心がけが大切だと思います。避難とは避難所に行くことだけではない、身の安全を図る行動をすることだというお話を聞きました。そのとおりだと思います。町には今後もふだんの普通の生活の中で防災に対する意識の高揚を図るための施策を期待します。以上で1番目の質問を終わります。

次に、2の公共施設等の老朽化対策について。

国は、中央自動車道笹子トンネル事故を教訓にインフラ老朽化対策の検討を進め、昨年

1 1月インフラ長寿命化基本計画を決定しました。1964年の東京オリンピック開催から70年代にかけて集中的に建設された公共施設が一斉に老朽化し、その維持管理、更新には莫大な財政負担が伴うことや人口の減少などにより、公共施設の利用形態の変化などを考慮する中で、総務省は今年4月、地方自治体に対し公共施設の全体を把握し長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を図ることを目的に、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。将来のまちづくりの基本となる重要な計画です。そこで次の2点について質問いたします。

イとして、橋梁長寿命化修繕計画についてです。町は平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画の策定に向けた簡易調査を実施し、その結果から平成24年度に計画を策定しました。簡易調査の中で、町内の橋159のうち22%に当たる36の橋が耐久性の目安とされている建設から50年を経過しているとのことでした。昭和橋においては、既に年次計画により修繕計画が始まっていますが、老朽化した橋を修繕し安全性と長寿命化を確保するこの計画を達成するには、長期的な視点で町全体の公共施設の老朽化対策をあわせた計画でなくてはならないと思います。そこでこの橋梁長寿命化修繕計画の内容についてお尋ねします。

修繕を要する橋は幾つありますでしょうか。また計画年数と全ての費用概算はどのくらいになるでしょうか。次に、今までに修繕が終了した橋、今年度実施予定のものもあわせて計画全体の何%になるでしょうか。

続いて、口の公共施設等総合管理計画策定の取り組みについてお尋ねいたします。

橋梁など国土交通省の対策が先に進められてきた状況ですが、この公共施設等総合管理計画は全ての公共施設の老朽化対策を推進することにより、将来のまちづくりを決める基本になると考えます。人口の減少、高齢化、生活様式、福祉ニーズなどの変化により、公共施設の利用状況や求められる内容も変わってきています。町内全ての公共施設の点検、診断、維持補修、改修、更新、除去、統廃合の推進計画を長期にわたり財政負担の軽減、平準化を進めながら実施するもので、計画そのものがまちづくり計画であると思います。中でも町民との情報共有、協力関係が計画成功の鍵であるとのことで、とにかく大変な計画だと思います。

国は計画策定に対する経費について、平成26年度から3年間にわたり特別交付税措置、あるいは公共施設等の除去について地方債の特例措置を創設するなど支援を打ち出しています。

お尋ねいたしますが、この計画策定について早急に取り組むべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。また役場庁内の取り組み体制、町民参加の方法についてもお尋ねいたします。以上で2番目の質問といたします。

**建設課長（青木君）** イの橋梁長寿命化修繕計画についてお答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画は、高度成長期にかけられた橋梁等、今後かけかえが必要になる時期を迎える橋梁が増加する中、限られた財産を有効に活用するために計画的に橋梁を補修するこ



とにより長寿命化を図り、かけかえにかかる経費を縮減するための計画です。町では平成23年度に管理している橋梁の簡易調査を実施、この調査の結果を受けて、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成25年度から計画に基づいて長寿命化修繕事業に着手しております。

町が管理する橋梁は、簡易調査の調査時159橋に加えまして、その後、力石バイパスなどの建設により移管された橋などを含めると現在162カ所ございます。このうち建設後50年以上経過している橋が36カ所あります。さらに今後20年で全橋梁の6割を超える101の橋が建設後50年以上経過する橋梁となる状況です。

平成23年度に実施いたしました簡易調査により、経年劣化が進行しつつあると判断され長寿命化に向けての対応を要する橋は135カ所の状況でした。この結果をもとに、平成24年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画においては、対応を要する135カ所のうち橋の長さ5m以上の橋梁、86カ所について計画策定をいたしました。長さ5m未満の橋梁については、緊急に修繕が必要となった場合、コンクリートの2次製品等で対応が可能となり、早期の交通確保の対応も可能ですが、5m以上の橋梁は修繕に時間と費用を要し、影響が大きくなると想定されることから、5m以上について計画策定をしたものです。計画策定に含めていない5m未満の橋梁についても日常の維持管理の中で修繕を実施していく予定です。

計画策定では、簡易調査により対応が必要となった箇所の費用について、調査内容をもとに町で精査し、平成25年度から10年間の長寿命化の事業費として、昭和橋を含む緊急性の高い橋梁2億8,300万円を計画金額といたしました。長寿命化事業を実施する際は、新たに詳細調査を行う必要があり、当初の計画策定には見込まれていなかった工事内容が必要になってくる場合や国の財政が厳しい中、全国的な修繕工事の量から国からの交付金が要望額に達しない場合が考えられ、計画年数、金額については順次見直しを行う必要があり、今後5年を基本として定期点検を繰り返し、その結果を受けて町全体の計画を見直しを図っていくことになります。橋梁長寿命化修繕事業の初年度となる平成25年度には、昭和橋と幸橋の詳細調査と幸橋の修繕工事を実施し、今年度から昭和橋の詳細調査の結果を反映して国道側から修繕工事に一部取りかかっていく予定としております。

今年度、国からの交付金の予定額が要望していた額を下回っており、現在交付金の増額を県に要望しているところでございます。事業開始から間もないため、修繕が終了した橋は幸橋1カ所で、金額は今後も変更もございますので、橋の数で申し上げますと86カ所に対して1.2%の進捗状況ですが、交付金確保に努め、できる限り策定した計画に沿った修繕を図り、長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

**企画政策課長（荒川君）** （ロ）の公共施設等総合管理計画策定の取り組みについてお答え申し上げます。

本年4月に総務省から公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針というものが示されました。これは先ほどお話にもございましたが、人口減少や少子高齢化の進展等によりまして、設置当時からまた今後に向けて公共施設の利用状況の変化がさらに予想されることを踏まえ、早期に公共施設の全体の状況を把握する中で更新、統廃合、長寿命化などのことについて計画的に行い、財政負担の軽減や平準化を図ることによりまして、最適な適正配置に努めていこうとするものでございます。

町ではこれまでも公営住宅等長寿命化計画や橋梁長寿命化修繕計画といった個別計画のほか、各部署で所管する施設の改修計画等を集約する中で、毎年行う実施計画の策定においてローリングによる見直しを行い、長期的な視点や財政負担を考慮しながら計画の策定に努めております。

また、今年度におきましても道路ストック総点検や公園施設の長寿命化計画を策定中であり、この計画に基づき長期的な視点での計画的な維持管理に取り組むこととしております。

今回の公共施設等総合管理計画においては、道路、橋梁、下水道などのインフラ施設から公営住宅、役場庁舎、社会福祉施設、教育文化施設といった建築物など、地方公共団体が所有する全ての施設について計画行政の推進と健全財政の堅持を図ろうとするものでございます。また計画の策定に当たりましては、策定に要する経費について平成26年度から3年間にわたる特別交付税措置や計画に基づく公共施設の除却については、地方債の特例措置も創設されたところでございます。

町といたしましては、これまで個別計画であったものの全体調整や各施設の利用状況や更新計画、ここで提供している行政サービスのあり方なども考慮し、例えば施設の一元化によるワンストップ化や統合等によるコスト削減等についても踏まえ、検討していかなければならないと考えております。

来年度は、第5次長期総合計画の後期基本計画策定の年になってまいります。その中でまず、おのおのの管理すべき施設の現状把握を行い、庁内の連絡調整を図りながら総体的な公共施設のあり方について検討を進めてまいりたいと考えます。

計画策定に向けての町民参加につきましては、まずは町が保有する全ての公共施設についての更新時期や費用、維持管理経費などを把握し、住民サービスの維持向上を図るための課題等を整理しながら計画素案を作成し、ご意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

**7番（西沢さん）** 2回目の質問をいたします。

イの橋梁長寿命化修繕計画についてですが、非常に長い期間をかけて大きな財政的負担が求められるという事業でございまして、一応今、お答えの中で目視による判断で10年間で2億8,300万円という計画ということですが、この10年間経過していく間にまた新たに組み入れられてくるという状況もございますので、そういう中で本当の計画完了の目安というのは、

一応どの辺に置いたらいいのかという期間的なものは、どのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

それと、インフラ長寿命化計画の中の個別計画ということですが、道路、橋梁、施設という枠の中で、今後どのような計画を予定されているかお尋ねいたします。

**建設課長（青木君）** 再質問の関係、橋梁長寿命化でございますが、これにつきましては先ほど申しあげましたように、目視での目安の金額という形になりますので、今後詳細設計をしていく中では当然金額等が変わってまいります。当然10年間という中での目安の金額ですので、今後当然10年度には新しいまた箇所等が出てくるという形になりますので、いろんな面で橋梁というものがまず1点といたしまして、鼠橋のような鉄でできている橋、これが大体45年が一つの目安という形になっているんですけども、これを長寿命化にすることで約100年延長したいと。坂城大橋のようなコンクリートでできている橋も一応長寿命化で100年間もたせたいと、そういう形の中で長寿命化計画というのは進めてまいりますので、非常にいつが終わりというようなことのない長期化していくと、そういう中で古くなってきたものから順次かけかえをしていくということで、かけかえの計画期間を長くすることによって費用のかかるのを少なくしていくということでございます。

あと続きまして道路の関係でございますが、これも橋梁長寿命化計画と同様に道路につきましても点検をして、損傷が著しい箇所から計画的な修繕で安全な快適な道路を確保していく必要があるという中で、今年度、国の交付金を利用いたしまして、道路ストック総点検事業を実施しているところでございます。これにつきましては、道路の路面の状態を把握いたしまして、修繕の箇所を抽出していくということで、町道の主要箇所、全部で33.5kmの舗装について調査を進めているところでございます。

この点検に基づきまして舗装の表面の修繕だけではなくて、舗装の路盤からの改良が必要になった場合の修繕工事につきましては、国の交付金の対象となります。幹線道路の修繕につきましては、この交付金を活用し、また計画的な修繕を行うということで、橋梁と同じように道路の長寿命化を図ってまいりたいということで、今後その結果をもとに修繕計画を立てていくということでございますので、よろしく願いいたします。

**7番（西沢さん）** それでは、次に口の公共施設等総合管理計画の策定の取り組みについてですが、公共施設の老朽化対策を先に進めていた自治体では、計画を住民におろした時点で頓挫してしまったというお話を聞きました。

坂城町においては、例えば保健センター、図書館、文化センター、夢の湯などについて統廃合とか建てかえ、除去の方針が出されたときに賛成が得られるかというのは本当に難しいと思います。ですので、計画の当初から住民の皆さんの、計画の当初というのは調査などが完了した上での計画について立てていくという、そのときからの参加が必要ではないかというふうに



思いますので、この点については再度検討をしていただきたいというふうに思います。

それと質問でございますが、総合計画との関係で現状把握を検討することを総合計画の中に組み入れていくというふうなお話を受け取れました。私はこの大きな計画と町の総合計画はどういうふうにかかわっていくのか、どういうふうを考えているのか、そういうことをお尋ねしたつもりでございますので、その辺、お答えをいただきたいと思います。

**企画政策課長（荒川君）** 今回、国のほうで出ておりますこの総合管理計画、もちろん施設の維持管理等に係る経費の低減、それはもとよりですね、どのようなサービスを町民の皆様に提供していく場であるべきか、設置当時と施設がもちろん老朽化をしているという部分と、サービス提供のあり方、またその場で行っているサービスが、例えばほかの場所で一体的に行うことがよいかどうか、こういったことも踏まえて総合的に進めていくべきではないかというのが、この根底にあるかというふうに考えています。

先ほど総合計画のお話でも申し上げましたが、従前も個々の施設について実施計画策定の際に維持修繕、改修等の経費もかなり多額なものがございます。個々でそういう計画の中でそういう数値をお出しをいただいて、その中で平準化が図れるよう、また緊急度の高いものという部分で調整を行いながら実施計画ローリングの中に反映をいたしております。個々そういう計画のものと、先ほど申し上げた来年度から入ってまいります後期計画の策定の中では、全体の調整というもの、そして総合計画というのは施設の更新、また財政的なものも踏まえてですね、町民の皆様に提供する行政サービスのあり方、こういったものを総体的に計画の中でも議論を進めてまいりたい、そのように考えています。

**7番（西沢さん）** 公共施設の老朽化の問題は、長い期間と大きな財源を伴い、なお町民との合意が形成されて達成されるものと思います。将来のまちづくりそのものです。本腰を入れて取り組んでほしいと思います。

それでは、3番目の教育の問題について質問いたします。

イとして全国学力テストについてです。

今年4月に行われた全国学力学習状況調査の結果が文部科学省より公表されました。都道府県別の平均正答率の上位県の固定化が進み、下位の県との差が縮まったと分析しています。下位の県では、テストの想定問題を繰り返し実施し成績を上げたという報道もありました。また今回から学校別成績の公表を解禁しましたが、公表は学校の序列化につながるとして、県内では学校別成績の公表をする市町村教委はないということでした。当町では全国平均と小学校全体の傾向の比較を公表の予定であり、中学校は公表しないとしています。

正答率を学校別に公表する必要はないと思いますが、その結果について教育委員会も学校もまたテストを受けた児童・生徒も十分活用しているのでしょうか、お尋ねいたします。今までこの結果について、どのように活用してきたのでしょうか。また、児童・生徒アンケートについ

て公表の考えはないでしょうか。

次に口の学力向上事業についてです。

この事業は、小学校2年生以上の児童・生徒の学力テストと4年生以上の児童・生徒の体力調査を行い、その結果を分析し学力向上と体力の向上を図る、また学級集団力の向上を図るためのQUテストの実施、外部講師による指導などで10年継続してきた事業です。学力向上を目指すために有意義な事業だと思っておりますが、この事業を取り組むために世界一忙しいと言われている先生の貴重な時間を奪っていないか。全国学力テストも実施されている中で、児童・生徒にも負担をかけていないかなど、検討してみることも必要ではないでしょうか。

そこで質問ですが、この事業の最終目標、到達点をどのように考えていますか。また学校現場に負担をかけ過ぎていないでしょうか。以上2点についてお尋ねいたします。

**教育長（宮崎君）** 教育問題についてまず最初に私から、学力向上事業についてご答弁申し上げます。

学力向上につきましては、校長会、町、学校職員会を中心に、平成18年から22年度までの5年間取り組んでまいりました学力向上事業を中心とした研究推進計画をもとに、先ほどのNRT、CRT、QUテスト、あるいは体力テストなどをもとに子供たちの学力実態を明らかにする中で、取り組みを進めてまいりました。

これらのテストの分析結果を踏まえまして、学校職員会では信州大学の先生を講師に思考、判断、表現力、そして説明力をつけることなど、教員の授業の工夫や授業改善の大切さについての研修も行ってまいりました。23年度からは、課題解決学習を基本とする教師自身の授業改善をテーマに掲げ、研究の柱を確かな学力を考え、見届けを重視した問題解決学習といたしまして、25年度までの3カ年計画で授業を通して実践を深めてきたところであります。

これらの授業改善の実績を踏まえまして、26年度からは学力向上からまた一步踏み込みまして、学ぶ意欲を向上させるキャリア教育の視点から取り組みを進めております。学力テストもNRTテストに絞り込んで実施をしている状況でございます。

全国学力学習状況調査も2年続けて小学校6年生、中学校3年生の児童・生徒に対しまして、悉皆調査として実施しておりますけれども、NRTテストでは小学2年生から中学3年生までを対象としております。調査教科につきましては、小学2・3年生が2教科、小学4・5・6年生と中学1年生が4教科、そして中学2・3年生が5教科といたしまして、教科ごとの全国における位置を客観的に比較することで、教科の得意、不得意を診断することにも役立てております。

到達点はどこかというご質問でございますが、やはり基本的には、児童・生徒の学力向上、これは保護者にとっても、学校にとっても、地域にとっても大きな命題であると考えているところでございます。教職員の負担というお話もいただきましたが、先生方には学力テストとい

う中で負担感を負担として捉えておられる方がいるのか、それよりもそれらのまとめであったり、学校職員会の取り組みに負担感を感じておられるのか、そこら辺について校長会等でも検証していきたいと考えているところでございます。

いずれにしても学力向上に向けては、教職員が共通認識を持ち授業の改善に努め、教員自身のスキルアップにもつながる取り組みが大切でありますので、現時点におきましては、NRTについては続けていきたいと考えているところでございます。以上です。

**教育文化課長（柳澤君）** 教育の問題について、イ. 全国学力テストについて答弁申し上げます。

全国学力学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとされております。

今年度につきましては、8月25日に国による全体結果の公表がされたところです。また今年度の調査については、文部科学省では学校別の結果公表を市町村の教育委員会の判断で可能とするされました。結果公表の実施要領には、公表する場合の配慮事項として、学校別の平均正答率等を一覧表にしない、それら数値による順位づけをしないことなどが記載されております。

町の教育委員会といたしましては、公表の仕方については実施要領に基づいたものとし、学校長の意見も聞く中で、全国及び県の平均と町内3小学校全体の数値を比較し公表することといたし、中学校につきましては、町内1校という状況でございますので、町としての公表は行わないことといたしました。

調査結果につきましては、みずからの教育及び教育施策の改善、児童・生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要と考えております。課題のある教科、項目についてはその課題を分析し、教育委員会としては学力向上事業に反映させ、学校では指導の方向性などの授業改善、家庭においては家庭学習の取り組みについて、それぞれの場面で考え、学力向上に役立てるように取り組んでいます。

具体的には昨年度の小学生国語を例にしますと、話し手の意図を捉えながら聞き、目的や意図に応じて必要な内容を適切に引用して書くことが課題として挙げられました。その改善策としては、授業の中で友達同士で考え、意見交換しながら自分なりの考えをまとめていく機会を多くする等の対策を講じ取り組んでいます。また、中学生数学では、図形の証明の方針を立てるに関する問題に課題があり、これに対しましては根拠を示しながら筋道を立て自分の考えをわかりやすく伝えていく力をつける必要があると分析をし、授業の中で指導の改善を図っているところです。

個別結果につきましては、学校において保護者懇談会の際に、児童・生徒及び保護者に対し、結果と傾向についてお伝えをしているところです。また、学力状況調査と同時に行われる学習

状況調査による生活状況の結果を分析し、生活面での課題解決からも学力の向上に向けた取り組みとなるような検討を行っております。学習状況調査については、74項目にわたるアンケート調査となっており、その内容は生活習慣、余暇利用、地域とのつながり、学習習慣等多岐にわたります。公表につきましては、今後学校の分析状況等を踏まえ検討していきたいと考えております。以上です。

**7番（西沢さん）** 2回目の質問をいたします。全国学力テストについてですが、学力向上事業に反映させて課題解決を図っていくという内容、個別については保護者懇談会で伝えていって、各家庭でそれによって学力向上を図っていくというような考え方でいるということとございました。この結果について十分利用して活用していただくということはもちろんですので、その辺についてはさらに活用を図っていただきたいというふうに思います。

それから、児童・生徒アンケートの結果について、携帯・スマホの使用時間と正答率の関係が公表されていきました。県内については今後、結果について比較をするということとございますが、坂城町の児童・生徒の状況についても早急に分析、比較、検討をして、その結果について学校も家庭もまた地域、関係者全員で共有して子供たちの今後に役立ててほしいというふうに思います。

それから、口の学力向上事業についてですが、茨城県鹿嶋市は学力向上のために夏休みを5日間短くして習熟度に応じた復習などに充て、7年間継続した結果、全国学力テストの結果や学ぶ姿勢も改善されたとして、夏休みをもとに戻して方向転換をしたというようなお話がありました。

坂城町もこの学力向上事業について、今後も学力向上を目指していくためにというお話とございましたが、具体的な結果としての考え方についてはどのようにお考えでしょうか、その1点について伺います。

**教育長（宮崎君）** 再質問についてご答弁いたします。最初に、学力向上事業の関係でございませけれども、やってきた結果、具体的にどのようにしていくかというようなこととございます。これについても学校のほうでただ検討しているわけではなくてですね、結果を踏まえて、結果は結果として出てくるわけです。それをどうやって分析するかというのは職員会でやっているわけですが、私が今年求めているものはですね、具体的に個々の先生がその結果で、私は何をやるということを出してほしいという話を、学校長を通じてさせていただいているところであります。

ただ、全国学テ等の中でまた結果等の公表もするわけとございますけれども、この間の中で全体的な水準はともかくとしてですね、やっぱりみずから考えていく力というのは着実についているのかなど、一般的に言われるB問題ということとございます。そんなところが一番の今の教育の方向には合っているようにも思います。引き続き結果が生かせるように努めてまいり

たいというふうに思います。

もう1点、全国学テのですね、生活に向けたアンケートの関係の公表の話でございますけれども、これにつきましてもですね、早急に取り組む中で、ただ項目が非常に多いものですから、どうやって関連づけてというのも私も教育委員会の中で、あるいは学校と打ち合わせる中でですね、整理していかないと、ただデータをストレートに出しても意味がないかなと思っておりますので、できるだけ早急に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**7番（西沢さん）** とにかく坂城町の子供たちには、健康で明るく学力をしっかりつけて巣立ってほしい、そのための協力、努力は惜しんでならないというふうに強く思います。

以上で私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時17分～再開 午前11時27分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、5番 塩入弘文君の質問を許します。

**5番（塩入君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

1の安心できる介護行政について、初めに信毎の「建設欄」に載った坂城町の女子高校生の介護体験を通しての感想を紹介します。全般はちょっと略しますが。

「私は母の介護をして介護に興味が湧きました。私が持つ介護全般のイメージはきつい、給料が安い、離職率が高いなど余りよくありません。国はなぜもっとこういったところに予算を振り分けないのでしょうか。無駄なところに予算を使わず本当に必要なところに予算をもっと充てるべきだと思います。私が老いて介護が必要になったら家族に迷惑をかけず施設に入りたいと思います。そのころまでには、福祉は今以上に充実してほしいです。」

これが坂城の高校生の感想です。この高校生が主張されているとおり、福祉にはもっと予算をつけ、高齢者が安心して暮らせる社会にする必要があります。しかし現実はどうでしょうか。私がさきの6月議会で医療介護総合推進法案に反対する質問をしました。要支援1・2の人が介護予防サービスの対象から外されます。また特養へ入れる人は介護度3以上でなければ入れません。年間所得が一定以上の人は利用料が2倍になります。このような改悪は、介護保険利用者の願いを裏切るものです。

介護をもっとよくしてほしい、特養に入りたいと待っている人が日本では50万人以上います。また介護する人がいないので、仕事をやめて介護離職をせざるを得ない人が10万人以上います。利用料が2倍にもなれば、サービスを抑制してしまいます。このように利用者にとって何のために介護保険料を長い間払ってきたかわかりません。介護保険の目的は個人の負担をできるだけなくし、社会全体で支えていくというものです。この目的に逆行していると言わざるを得ません。その狙いは、やはり社会保障費を減らすためです。



安倍内閣は今年消費税を3%上げました。上げた分は全部社会保障に回すと、政府広報で知らせていました。全部社会保障に回ったのでしょうか。3%アップの消費税は5兆円になります。そのうち社会保障に回ったのは10分の1のたった5千億円です。他の多くは、海外で戦争できる国にするための軍事予算は過去最大の5兆円を超えています。そのほか大型開発事業、大企業のための法人税減税などに使われています。私が冒頭で女子高校生の願いを紹介しましたが、無駄をやめ福祉、医療にもっと予算を増やしてほしいというのが、国民の多数の願いだと思います。

安倍自公政権は、国民の願いに反し社会保障費を大削減するためにこの介護保険制度を改悪してきました。特に問題なのは、要支援1・2の人を介護予防サービスから除外し、総合事業という名で市町村に丸投げしたわけです。どの市町村も今困っています。ようやく国からガイドラインが示されました。私は6月議会で総合事業に移行しても利用者の介護サービスは低下しないか質問しましたが、町長や担当課長からはまだ国からガイドラインは示されないのだから、介護サービスの低下はさせないという決意が述べられました。この姿勢をぜひ堅持していただきたいと思います。今回、国からガイドラインが示されました。要支援1・2の人を初め、どのように総合事業を進めていくか質問します。

イの要支援1・2の人の介護サービスはどうか。第1に今回、国から示されたガイドラインについてどのように受けとめているか。

第2に、要支援1・2の人が全国で160万人、坂城町では100人ぐらいいます。この人たちが今までと同じ介護サービスを受けたいと希望すれば受けることができるのか、それとも今度の国の方針では市町村の判断で決めなさいと指示しています。本人の希望は生かされるのか、それとも生かされないとすれば、介護サービスの低下につながる心配があります。この点について町はどう判断していくのか。

第3に、総合事業の財源について、要支援1・2の人が介護サービスから外されます。25年度の介護サービス料は幾らかかっていますか。また総合事業に移行した場合、財源はどう確保するのか、利用料を1割以上に上げるのか、介護保険料を値上げするのか、また国は総合事業の予算の上限を決めて縛りをかけています。これについてどう考えるか。

第4に、介護認定から要支援1・2の人が締め出される心配はないか。

次に口の利用料の2割負担について

今回、初めて一定以上の所得のある人には利用料を2割にすると決めました。年収、単身で280万以上の人が対象になりますが対象者は何人ぐらいいるのか、25年度についてお答え願いたいと思います。

次にハの総合事業をどう充実させるのかについて

第1に今後、町として総合事業をどのように進めていくのか。

第2に、総合事業の中身は地域包括支援センターと地域支援事業が中心になると思います。そこで地域支援事業の現状と課題について、また地域包括支援センターの現状と課題について、特に具体的には地域へ出での活動状況、ネットワークづくりとリーダーシップ、職員体制の強化をどうするかについて質問します。

以上で第1回目の質問とします。

**町長（山村君）** ご質問のありました1. 安心できる介護行政をの質問のうちイの要支援1・2の介護サービスはどうなるのかについてお答え申し上げます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進する医療介護総合確保推進法が、平成26年6月25日に公布され、現在施行に向けてさまざまな準備が進められているところがあります。

ご質問の要支援1・2の方の介護サービスにつきましては、ショートステイや福祉用具レンタル等は、今までと同様に全国一律の基準の中での保険給付として提供されますが、訪問介護と通所介護のこの二つのサービスは、市町村が実施する新たな総合事業の中で提供していくということになります。

今回、この新たな総合事業を適切かつ有効に実施するための基本的な事項を示した介護予防日常生活支援総合事業のガイドライン、これは（案）ではありますが、国が公表したところがあります。あくまでも未決定の段階であることをご承知おきいただきたいと思います。新たな総合事業は、団塊の世代が75歳を迎える2025年、これは平成37年ではありますが、これに向けまして単身高齢者の世帯、高齢夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加などを予測し、高齢者の社会参加や多様な生活支援の充実、介護予防の推進等を目的としており、町といたしましては、今まで実施してきた高齢者へのサービス事業をガイドラインに沿って再検討しながら、介護や支援が必要な状態になっても、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し推進してまいりたいと考えております。

サービス提供につきましては、今までの認定調査にかわる方法として、チェックリストにより対象者かどうか判定することになっております。サービス利用の際は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントが必要とのことなので、今までと同様にその方の状態に合ったサービスが総合事業の中で受けられるものと思われます。また、ガイドライン、これは案ですが、によりますと、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護サービスの実施方法には幾つかございますが、現行どおりの介護サービス事業所が提供する方法も示されております。

いずれにしましても、前回申し上げましたけれども、介護サービスが低下することのないよう、また制度改正によりサービス利用者が混乱することないように、できるだけスムーズに移行できる方法を検討したいと考えております。いまだガイドラインは案の段階であり、町が行うべき内容も不明確ではありますが、今後坂城町に合った総合事業が実施できるよう検討してま

いりたいと考えております。

**福祉健康課長（天田君）** それでは、安心できる介護行政はについてイの要支援1・2の介護サービスはどうかから順次お答えをいたします。

平成25年度における要支援1・2の方の介護保険給付費は約3,300万円で、そのうち訪問介護と通所介護のサービスについては約2,100万円で、64%を占めております。この二つのサービスにつきましては、今後は保険給付ではなく地域支援事業の中で実施をすることとなります。

地域支援事業は介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の三つの事業からなり、平成18年度から実施をしております。今回の改正により介護予防事業に要支援1・2の方の訪問介護と通所介護のサービスを加え、新しい介護予防日常生活支援総合事業として実施をさせる予定であります。

財源といたしましては、国、県、町と第1号被保険者保険料等で賄っており、今後も継続されるものと思われま。訪問介護サービス等を受けた場合のサービス単価や利用者負担割合につきましては、市町村が定めるとしていることから、現在の状況等を考慮し検討してまいりたいと考えております。

保険料につきましては、3年ごとに策定する介護保険事業計画にあわせて見直しを行っており、今年度は第6期介護保険事業計画策定の年となります。高齢化による介護サービスの需要の増加、介護保険制度改正等を考慮しながら今後の介護サービス見込量を算定する中で決定していく予定であります。また総合事業の事業費の上限につきましては、保険給付から総合事業に移行するサービス費用が賄えるよう、従前の費用実績を勘案した上限を設定するとしておりますので、移行後の制度の中で賄えるものと思われま。

介護保険認定から要支援の方が締め出されるのではないかとのご質問ですが、要介護、要支援の認定方法や基準が変更になるわけではなく、今までどおりその方の状況に合った介護保険サービスが受けられることに変わりはありません。

なお、今までお答えしたことは、先ほども申し上げましたが、国が示した介護予防日常生活支援総合事業のガイドライン（案）に基づいておりますので、今後変更もあり得ることをご承知おきください。

次に、口の利用料2割負担についてお答えをいたします。保険料の上限を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平性を図っていくために、65歳以上の被保険者のうち一定以上の所得のある方にある程度の負担をしていただくことが必要となることから改正が行われることとなりました。

65歳以上の第1号被保険者のうち、本人の合計所得金額が160万円以上の方が2割負担となります。ただし合計所得金額160万以上であっても同一世帯内の第1号被保険者の年金



収入と給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額の合計が単身で280万円未満、お二人以上で346万円未満であれば1割負担となります。当町における25年中の所得で見ますと、第1号被保険者のうち14%程度の方が2割負担に相当するものと思われま

す。影響につきましては、介護保険制度には高額介護サービス費の仕組みがあります。利用者負担には1カ月の上限額が設けられており、上限額を超えた額は本人に償還されることから、負担割合が2割となっても対象者全員の方の負担が必ず2倍となるわけではございません。利用料が2割負担になる方には、地域包括支援センター及びケアプランを作成するケアマネジャーが、ご本人やそのご家族の意向に基づきサービスの内容や量などを調整することになると思われま

す。次にハの総合事業をどう充実させるかについてでございますが、町長からも申し上げましたが、新たな総合事業は団塊の世代が75歳以上になる平成37年に向けて高齢者の社会参加や多様な生活支援の充実、介護予防の推進等を目的とするものでございます。少子高齢化が進展していく中で、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付のうち訪問介護及び通所介護について全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が地域の実情に応じて実施することができる事業へと移行するという内容で、今後の方向といたしましては、予防給付の見直しとあわせ既存の介護サービス事業者によるサービスから、元気な高齢者を初め住民が担い手として積極的に参加する支援まで、当町の実情に応じたサービスの多様化に向け検討してまいりたいと考えております。

また、サービスの利用に当たっては、従来と同様地域包括支援センター等のケアマネジメントに基づき、適切な支援につなげていく仕組みでありますので、自立支援の観点から、その方にふさわしいサービスの利用を実現していけるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

現在、町では高齢者が要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でも、できるだけ住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を取り組んでおります。

事業は三つの項目に区分し実施をしており、一つ目として元気な高齢者や、やや虚弱となった高齢者が要介護や要支援の状態にならないよう予防するための介護予防事業。二つ目に、高齢者の生活に関する相談を総合的に受け支援する業務、虐待や成年後見といった高齢者の権利を守るための業務、事業所のケアマネジャーを支援する業務、まとめて包括的支援事業と呼んでおります。三つ目に、家庭介護者への支援や配食サービス事業など地域の実情に応じて行う任意事業があり、各種事業がより効率的、効果的に展開できるよう、地域包括支援センターが中心となり推進をしております。

このほか、地域包括支援センターは高齢者やその家族を地域で支える中核機関として、総合相談初め地域への訪問や実態把握等の業務を行うため専門の職種を配属し、どのようなサービスを利用すべきかわからない住民に対し、相談からサービスの調整に至るまでの機能を発揮する拠点としての役割を果たしています。

また、地域ケア会議や千曲・坂城認知症連携の会の開催などを初め介護保険事業所やケアマネジャーとの定期連絡や情報の共有化を図るとともに、病院や医師とも連携し地域ケア体制の充実に努めております。このほか保健センターや社会福祉協議会、身近な相談役である民生委員さんとも連携し、地域のネットワークづくりにも取り組んでおります。

地域包括支援センターの職員体制は、介護保険法の基準により保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、各専門職が相互に情報を共有し協議する中、業務を遂行するチームアプローチに努めております。制度改正による新たな総合事業が円滑に実施できるよう、各専門職がより専門性を発揮したチームアプローチに取り組んでいく考えてございます。

当町におきましても、年々高齢化率が高まる中、高齢者が住みなれた地域の中で健康で生きがいのある生活が営めるよう、さらに介護予防や生活支援の活動を拡充させ、要介護状態の発生防止と減少に努めていくことが地域包括支援センターの業務として、また地域支援事業を展開していく上での課題であり、推進すべき目標であると考えているところでございます。

**5番（塩入君）** ただいま町長、それから担当課長から答弁がありました。特に町長からは要支援1・2のサービスが総合事業に移されてもサービスは低下させないと、そういう総合事業をしていきたいという決意が述べられたわけですが、私もガイドラインを読んでみてですね、本当にこれを実際町としてどうやっていくのか、非常に難しいなど。特に財政的な面についても、人的な面についても非常にこれは大変な問題だと。そういう意味では、これから町としてもですね、本当に本腰を入れていかないとなかなか低下を、サービスの低下をさせないでやるには難しいのではないかと。そういうことで、私がガイドラインについて特に問題に感じている点について、町としてはこれからどう対応されるのか、その点について幾つか質問したいと思います。

まず第1ですが、総合事業の予算で一番僕が問題にしているのは、国は総合事業の予算の総額は介護給付サービスの総額の3%以内にとすると、抑えるというふうにしてきているわけですね。そうすると、要支援1・2を市町村に丸投げをしておきながら、総合事業の予算を上限を抑えてしまっていると。具体的に言えばですね、坂城町でいえば25年度3%とえば3,362万円です。25年度の要支援1・2の介護予防サービス費がどのくらいあったかという3,285万、ほとんど同じなんですね。だから要支援、今までのような要支援1・2のサービスをやれば、それだけで総合事業の予算は終わってしまう。果たしてそこから新しいことができるのかどうか。この辺、本当に心配しているわけです。

そういう意味で、じゃあこれから利用料を上げていかなければいけないのか、保険料を上げるのか、または事業所へ委託した単価を切り下げようをお願いしなければならないのか、さまざまなことが考えられるわけですが、その点、町としてはですね、低下させないためにどうしたらいいのかと。私は、これだけの予算に決められてしまえば何もできないということですから、一般財源から繰り入れていかなきゃならない場合も出てくるんじゃないかと。そして何よりも今、国が縛っている3%で総合事業をなささいというこの縛りをね、やっぱり6%以上ぐらいにしていかないと総合事業の予算はつくれないんじゃないかと、その点について町はどう考えられるか。

第2点はですね、どうしても予算がこのように縛られてきているわけですから、総合事業の予算が縛られてきているわけですから、町としてはね、じゃあどうしたらいいかというふう考えた場合に、費用のかかっている要支援1・2の人をできるだけもう少なくしていかざるを得ないと、いわゆる介護認定の申請の段階でさっき、町長も言われましたが、新しいチェックリストとかね、それが今度は町の責任でやるというふうになっているわけですが、介護認定を申請する窓口で相談に来た町民に対してですね、あなたは、今までのように要支援1・2じゃなくて、多様なサービス、ボランティアとかほかのサービスが適当だと思いますよと、こういうふうに言われればもうそっちへ行かなきゃならないと。国は、個人の意見より町が判断してやりなさいと、こう言っているわけですから、町からそういう判断をされれば、もう要介護認定を受ける資格がその場でなくなってしまうんじゃないかと、いわゆる窓口で受けられなくなってしまうんじゃないかと、そういう心配があるんです。だから、そういう意味でこれから具体化していく場合に、大変重要な問題だと思うので、その点についてお答え願いたいと思います。

**福祉健康課長（天田君）** それでは再質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

まず、総合事業の事業費の関係でございますけれども、先ほど議員さんのほうからありましたが、ガイドライン上、介護保険給付のおおむね3%程度が総合事業の上限だということでは、ガイドの中には含まれているわけでございます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、介護給付から総合事業に移るサービスの費用については、従前の実績の中で勘案した上限を設定する中で、移行の中でも十分町のほうではやっていけるのではないかと、現在のところは思っている状況でございます。

それと要支援1・2の方、窓口で申請に来たところで、もう締め出されるおそれがあるのではないかとご質問でございますけれども、このほうも町としてはそういう考えは一切持っておりません。なぜならば、やはりそういうサービスを必要として申請をされる方でございますので、十分にそういう方の意向をお受けする中で認定、要介護認定、要支援認定の基準に合わせて調査をさせていただく、こんなことは変わらないものと思っております。

**5番（塩入君）** 今回の答弁の中で特に、これからやる総合事業のね、財政の問題ですけれども、国は先ほど申したように介護給付全体の3%に抑えろと、こういうことを言っているわけですね。これではね、本当に総合事業は回っていかない。これはどうやってやるんですか、本当に。非常に難しいし大変だと思うんです。その点について、やはり僕は二つ申し上げましたけれども、国はこういうやり方はまずいんじゃないかと、3%の枠を外しなさいということをおね、せめて町からも全国町村会を通してですね、これだけはやらないと。今、市町村、どこの市町村も困っているわけですから、ぜひやっていただきたいが、その点についてどうでしょうか。

**福祉健康課長（天田君）** 総合事業の事業費でございますけれども、その3%について国のほうに要望をとということでございますけれども、まず私どもとしてみると、まだそのあたり、しつかりとした情報もございません。それとまた先ほど申し上げましたが、介護保険事業計画の中の計画の策定する中で、そのあたりも十分勘案する中で進めさせていただきたいと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、平成29年4月からは猶予を得て、全市町村で実施をしなければいけない事業でございますので、必要に応じてはそのあたり、国のほうに働きかける機会を設ければと思っております。

**5番（塩入君）** ぜひ国に働きかけていただきたいと思います。これから29年度までにつくっていかなくちゃいけないものですので、今申し上げたような疑問についてはぜひ検討していただきたいと。

では次、ハのほうへ移りたいと思います。総合事業を充実させるためにどうするかということで、2回目の質問をしたいと思っております。

これから介護予防事業はますます重要になります。特に生きがい活動支援事業です。今、夢の湯と上平のふれあいセンターで行われていますが、今年度から北日名公民館でも行われ始めました。できるだけ多くの区で小さいコミュニティーでこのような活動を増やしていけないか。介護予防だけでなく健康づくり、地域防災活動なども同じです。地域包括支援センターがリーダーシップをとりながら、小さいコミュニティーの活動をもっと広げるべきだと考えますが、どうでしょうか。

第2に、リーダーシップをとる包括支援センターの職員体制の強化は、これから避けて通れない問題です。この点について町長に質問したいと思います。今、中心になっている3人のうち、1人は課長が兼務しているわけですね。これから総合事業を進める上で、それは無理があるんじゃないかと。今でも課長の仕事は増えて重責を担っているわけです。課長はやはり課長の仕事に専念していただき、他の人材を投入すべきだと思いますが、どうでしょうか。もう1人の正規職員を増やして取り組まないで、介護行政の中核としての役割が果たせないと思うが、どうでしょうか。以上2点です。

**福祉健康課長（天田君）** 再質問にお答えをいたします。地域活動支援事業の関係でございますけれども、通称生きがいデイと言っている事業でございます。お話がありましたように、ふれあいセンター並びに老人福祉センター、また今年からは地域のほうに出て開催をさせていただいているという事業でございます。

こちらのほうもやはり場所を提供していただく、そういう公民館さん等あれば、いろいろな形で検討させていただき、なるべく地域のほうに出させていただければありがたいと思うわけですが、申しわけございません、この事業につきましては、ちょっと国のルールがございまして、実は介護保険の特別会計の中でなく、一般会計としてやっている事業でございます。その点だけご承知をいただきたいと思えます。

続きまして、専門職の関係についてでございます。先ほども申し上げましたが、専門職といたしまして3職種ということで、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーということで配置をさせていただいております。私どもの町の規模からいって、この3職種が必ず必要ということで、その3職種つけていただいているところでございます。ただやはりいろいろな面で、これから総合事業いろいろ入ってくるわけでございますけれども、まずはこの3職種によりまして専門的なチームアプローチに心がけて努めていきたいと思えます。その点で、しっかりとまずは土台をしっかりと作り上げた中で見させていただければと考えております。

**5番（塩入君）** 今、課長から答弁がありましたけれども、特に包括支援センターの職員体制ですね。これは町長にちょっと質問したいと思うんですけれども、僕は今本当に先ほども職員の問題出されたわけですが、大変厳しくなってきていると。そういう中で特にですね、課長職も本当に大変になっている状況は端から見てもよくわかります。

そういう意味で、これから総合事業本当に真剣になって取り組む場合に、果たして課長が中心になってやっていけるのかと。やはり、もちろん課長だけじゃないんですけれども、この総合事業には中心になってやる人がどうしても必要だと僕は思っています。そういう意味で町長はどんなふうに考えていらっしゃるか質問します。

**町長（山村君）** 天田課長、優秀な課長でありますので、全体の責任者として専門職を使っていくという体制で今やっただいていますので、先ほどご質問ありましていろいろ回答しましたけれども、これからいろんな、国の施策がはつきりしない面も含めていろいろ出てきますので、その中の状況を見て判断していきたいと思っておりますけれども、もう2年前になりますか、上平にあるセンターを庁舎へ持ってきて、それでワンストップソリューションをやれということで、それが動いてきたところなんです。今、天田課長に頑張ってもらって進めたいと思っております。これからいろんな施策の中でですね、全体の体制というのは考えていかなきゃいけないと思っております。

**5番（塩入君）** 今、町長から答弁をありがとうございましたけれども、ぜひこれから総合事業、大変だと思

うわけです。そういう中で中心になる3人が本当に一生懸命取り組めるような体制をつくり上げていただきたいというふうに思います。

では次の2の町民に親しまれる図書館について質問します。

先ほど同僚議員からも質問がありましたので、答弁はできるだけ簡単にお願ひできればと思います。新しい館長になって私も何回か図書館へ行ったわけですが、坂城図書館も大きく変わってきました。親子で親しむ畳の部屋、書物を整理して空間を広げ、そこへ机や椅子を増やしてゆったりと読めるようになってきました。またロビーも工夫されて活用されています。そういう意味から本当にリーダーがかわれば大きく変わっていくということが実証されてきているんじゃないかというふうに思います。

長野県図書館協会が発行した図書館運営のためのガイドラインは、こういうように書かれているんです。我が町が誇れる図書館像をどうつくるかと、それを実現していくための図書館職員、スタッフの体制と充実、人材育成が最も重要であると述べているんですね、強調しています。そういう意味では、現在鈴木館長が一生懸命やっぺいらっしやる、そういうことを見てもわかるわけですが、また図書館の役割は、町民の文化的な生活や地域コミュニティの形成のために地域を支える情報の拠点、生涯学習の拠点、町民の交流の場として、まさに町の文化センターの拠点でもありますと、こういうふうに述べているわけで、本当に図書館の果たす役割というのは大きくなってきているわけです。

特に、子供たちが活字離れして読書に親しむ機会が少なくなっている中で、また高齢者も交流の場として図書館へ行けるような、そういう場としてこれからどういふ我が町の誇れる図書館像をつくり上げていくのか、その点について質問したいと思います。

まず、坂城町の図書館の現状と課題について質問します。

イの図書館の利用状況と課題について

1、町民1人当たりの貸し出し数、新刊図書購入数、よく読まれる本など。それから2番目に図書館の利用者を増やすための工夫。

ロの居心地のよい図書館にするために

居心地のよい図書館にするために課題は何か。図書館から遠い地域、例えば村上地区とか、そういうところへの配慮は。3、年間にどんな行事が行われているか。現状と課題について。

4、CD、DVDなどの利用はできないか。

ハとして他の施設との連携

1、広域でのネットワークの現状と課題。2番目に幼小中、児童館、福祉施設、公民館などとの連携と課題は何か。

ニに職員体制について、現状と課題について

以上、第1回目の質問とします。



**教育文化課長（柳澤君）** 町民に親しまれる図書館に、順次お答えを申し上げてまいります。

この図書館の利用状況の現状と課題ということでございます。まず利用状況でございますが、平成25年度の状況で申し上げますと、図書の貸出冊数につきましては6万2,811冊で町民1人当たりの貸出冊数、年間4冊という状況でございます。

新刊の図書の購入についてですけれども、昨年度の図書購入数は2,759冊というような状況で、よく読まれる本としましては、宇江佐真理さんの「糸車」、あるいは百田尚樹さんの「海賊とよばれた男」、東野圭吾さんの「真夏の方程式」などが挙げられているような状況となっております。

それから、図書館の利用者を増やすための工夫ということでございますけれども、児童書コーナーにおきまして、子供たちにゆっくりと本に親しんでもらうことを目的としました畳コーナーを新設するとともに、入り口付近の書架の整理を行ったところであります。

また、昨年度から多くの方にご利用いただける図書館にするために、夏の期間につきまして、開館時間を早める取り組みも行っております。今年は7月26日から8月19日までということで、小中学校の夏休みに合わせまして、通常の午前10時開館を30分繰り上げる開館をしたところであります。また、図書館における情報収集の拡充を図るために、インターネット接続の環境を整えましたタブレット端末も導入したところでございます。

続いて、口の居心地よい図書館にするためにという部分でございます。来館者にとりまして居心地のよい図書館にするための課題ということですが、昨年までは多くの書架が配置されてきて圧迫感がありました。その入り口付近の書架を減らしまして、広い空間で利用者を迎えるように改善するとともに、あわせまして本を読む椅子席も増やすといった工夫をしているところであります。また、子供たちが落ちついてくつろげるスペースもありませんでしたけれども、畳コーナーを設けまして、子供たちが本に親しみゆっくりとできる場もつくったというような状況でございます。

それから、図書館から遠い地域への図書サービスということでもありますけれども、町の図書館につきましては、ほぼ当町の中心にあります中之条に所在をしております。比較的コンパクトな町の中心部に位置しておりますので、移動の時間もそれほど大きな都市とは違っていて、いずれの地域からも図書館に来館ができる場所にあるのではないかと考えております。そういったことで、また自家用車をご利用にならない方につきましても、循環バスをご利用いただくということで、図書館に来ていただけるのではないかなというふうに考えているところであります。

次に、年間での主な事業でありますけれども、図書館の2階の集会室におきましては、おはなし会、1階の畳スペースでは、ちいさなおはなし会を、また、さかきふれあい大学との連携を図りまして図書館講座としまして、点字点訳講座というものを開催しております。



今年の6月には、県の図書館協会との共催によります青木裕子さんと一緒に朗読駅伝「バラ物語」を中心市街地コミュニティセンターにて開催をいたしまして、多くの方に参加をいただきました。あるいは、これまで格致学校歴史民俗資料館にて企画展示を行っていました坂城町の寺子屋展をもとに、町内の筆塚などを実際に見ていただく機会を設けまして、坂城町の寺子屋めぐりを開催したところでもあります。また町の文化祭に合わせまして図書館まつりを開催し、おはなし会などの開催、除籍した図書を町民の皆さんへ提供するなど書籍の有効活用も図っており、例年多くの方にご来館をいただいております。

続きまして、CDやDVDの視聴ということでもありますけれども、視聴覚教育という関係から、かつては視聴覚室を設けて対応をしておりましたが、現在のCDやDVD視聴には個別のスペース確保といったことが必要と考えられるような状況でございます。現在ではインターネット接続によりまして、ある程度音楽や番組を視聴することはできますので、どうしても必要な場合は、本年度導入いたしましたタブレット端末を活用する方法もあろうかと考えております。

続きましてハの他の施設との連携はということでございます。町立図書館は、上田市、東御市、長和町、青木村、坂城町の5市町村の公立図書館と上田市塩田公民館、長野大学附属図書館の合計12の図書室と連携をしております。この上田地域公共図書館ネットワーク内では、日曜日と月曜日を除く毎日各館を結ぶ配送が行われまして、図書が相互利用できる状況となっております。借りたい図書が坂城町立図書館にない場合ですとか、図書が館外に貸し出されている場合につきましては、他館から取り寄せることができる状況となっております。またネットワーク管内での蔵書の検索システムもインターネットで活用ができるようになっているところでございます。

小中学校につきましても連携という部分でございますけれども、自動車におきまして土曜日、日曜日、月曜日以外の平日に図書の配送を行っておりますし、保育園、幼稚園、児童館、子育て支援センター、おはなし会などについては団体貸し出しの制度を活用をいただいております。特に子育て支援センターには、3カ月に1回、約400冊を貸し出しておるような状況となっております。また、小学校、児童館、保育園につきましては、毎年除籍する図書の中から児童向けのものを選んで活用していただくように譲り渡しているところでございます。

そのほか、施設に常時職員などがいる福祉施設などについては、団体貸し出しが可能なのかなということもございますので、今後、検討をしてみたいと思います。なお、地域の公民館につきましては常駐する方がございませんので、図書の管理面などでの検討が必要と思われるところでございます。

次に、ニの職員体制という部分でございます。図書館の職員につきましては、館長、副館長、司書と臨時職員で運営をいたしております。教育文化課と必要な連携を図る中で円滑な図書館

運営に努めているところでございます。以上です。

**5番（塩入君）** 今答弁ありましたけれども、これから2回目の質問、3点したいと思います。

第1点は、やはり図書館から遠い地域ですね、例えば村上地区、そういうところはやはり図書館を利用する上でも地理的にもちょっと不便があるんじゃないかと。町民の要望の中にもそういう要望があったということも聞きました。そういう意味でですね、例えば村上地区には移動図書館とか、または福祉センター、上平ふれあいセンターあたりの一室に入れるとか、それは入れてあるかどうかちょっとあれですけども、とかね、村上地区の人も同じようにやっぱり図書館を利用できるような配慮はできないのかどうか、その点ね、特に移動図書館の体制は組めないのかどうかということの一つ、第1です。

それから第2番目と3番目は、町長に質問したいと思いますが、まず先ほどからも言われているように、町民1人当たりの年間は4冊ということで、同じ規模の町村と比べても非常に低いわけです。一番よい、最高レベルの富士見町は17冊以上ですから、坂城はそれに比べると4分の1と。そういうことでね、本当に利用率を高めるためにもどうしたらいいかということで、特に私は新刊図書をね、もっと増やすべきじゃないかと。やはり図書館を利用する人の中に、これは鈴木館長さんからもお聞きしたんですが、新刊図書を求める声が強いと。そういう中で坂城町はどうかというと、25年度の予算はですね、新刊図書の予算が350万ですね。平成20年は480万あったんです。120万減っているんです。そういうことで減ってきていると。他の市町村と比べても非常に低いということで、やはり町民の要望である新刊図書を読みたいと、こういう要望にぜひ、そのためにもですね、新刊図書購入の予算をもっと増やせないかということが第1点です。

それから第2番目はですね、長野県図書館協会でも言っていますけれども、我が町の誇れる図書館づくりをどう進めるかと、その上で最も重要なのは職員、スタッフ体制の強化だと、最も重要なのは職員、スタッフ体制の強化だということを強調しているわけですが、現在坂城町は館長1人、副館長1人、司書、さっき答弁がありましたように3名とパート2名ですね。全員で5名です。パートの人は月14日というふうになっているそうですけれども、今でもぎりぎりだと言われています。

ところが、同じ規模の富士見町の職員体制はどうかというと、兼務している館長、係長以外に正規職員が2名、臨時職員が6名、パートが2名、合計12名体制です。坂城町の倍以上の体制でやっているわけですね。これもほとんど同じ規模の町ですけども、そういう意味から考えて特に富士見町は正規の方、職員が2人いるわけですが、坂城町はここのところ、正規職員はなくなってしまっているわけです。

このように、職員体制はほかの市町村と比べてもやっぱり不十分だと思うんです。そういう点でぜひ正規職員を増やしていけないか、または臨時職員をもう少し増やせないか、これが

もっと図書館活動を活発にしていく大きな力になるんじゃないかというふうに思うんです。町長もかねがね本当に人材を育てると、リーダーを育てるということをずっと言われ続けているわけで、図書館づくりにおいてもですね、ぜひそういう職員体制の強化をしていただきたいというふうに思うわけですが、以上です。

**教育文化課長（柳澤君）** 2回目のご質問に順次お答えを申し上げてまいります。

まず、図書館から遠い地域への図書サービスという部分で、移動図書館というようなお話、福祉施設というようなお話をいただいたところでございます。この部分につきましては、当町、先ほども申しましたけれども、比較的コンパクトな町でございまして、その中心に図書館があるという部分がございます。大きな都市になりますと、図書館まで来館するまでに相当の時間を要するような場合については、移動図書館の運用といったことを考えることが必要かと思われましても、当町、コンパクトな町であり循環バスもございます。そういったところで、当面移動図書館の運用という方法ではなく、図書館にお越しいただいて本をご覧いただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、福祉施設という部分でございます。この部分につきましては、ご希望等があれば今後対応が可能な部分については検討してまいりたいと思います。

それから、2番目の町民1人当たりの冊数が減っている中で、利用率を高めるために新刊図書というようなお話でございます。この部分につきましては、先ほども幾分触れましたけれども、当町の図書館につきましては、上田広域の情報ネットワークというところに加入をしているような状況であります。そういったところの中で、その部分を一つの大きな図書館と考えられることもありますので、そういったところで相互利用を図る中で利用を進めていただければなというふうに考えるところでございます。

それから、3点目の図書館におきますスタッフの関係でございます。先ほど申しましたけれども、館長、副館長、司書、それから臨時職員というような状況でございます。富士見の図書館につきましては、いろいろな部分の施設が複合的に集まっているために、正規の職員も配置が可能かなという状況があろうかというふうに考えられるところでございます。そういった中で当町におきましては、正規の職員はおりませんが、必要なところで教育文化課と連携を図っている中で、円滑な図書館運営を努めておりますので、当面このような体制で考えていきたいと思っております。以上です。

**町長（山村君）** 今の説明、ちょっと補足申し上げたいと思っております。

最後のスタッフの件なんですけれども正規の職員がいないなんて、こんな失礼な話ないと思います。図書館にはフルタイムで働いていただける方を公募して来ていただいたわけです。町の職員がいないからなんて、そんなことは関係ない、ナンセンスだと思います。プロの判断で図書館を運営してくださいとお願いしているわけですから、正規じゃないなんて失礼だと思います。

ます。ですから僕は、鈴木さんにですね、今1年間やっていただきましたので、何が必要か、どんなことをやらなきゃいけないかというのを真剣に今相談しているところであります。だけでもね、まだまだいろんな取り組みでも始めたばかり、あるいはまだ手薄なところもあります。それは相談してやりますけれども、僕は町の職員を図書館で従事させるなんて全く考えていません。

**5番（塩入君）** 今の町長の答弁についてですが、図書館には正規職員は必要ないと、必要ないんじゃないかと、正規の職員、町の、そういう意味の発言、答弁されたわけですがけれども、やはりほかの市町村を見てもですね、町は先ほど申し上げたように、本当に我が町の図書館づくりというのは、文化の交流センターの中心でもあり、本当に重要な役割を果たしているわけです。そういう中で、やっぱり職員体制というのは本当に重要な意味を持つということは、長野県の図書館協会のガイドラインにもきちっと添えられていると、そういうことで坂城町としてはまだこれじゃあ不十分じゃないかなということで、今の鈴木館長さんにもお聞きしてもですね、ぎりぎりだと、今の状況は。これ以上またよくしていくためには、何とか考えていただければありがたいと、こういう趣旨の話もありました。そういう意味でですね、これは正規だけじゃなくて、臨時も含めて職員体制をこれから強化していくという方向で考えていただきたいというふうに思います。

時間もなくなってきましたので、一応まとめに入りたいと思いますけれども、今日は安心できる介護行政と親しまれる図書館づくりについて質問してきました。私が強く感じたのは、これから総合事業にしても親しまれる図書館づくりにしても、一番求められるのは職員体制、スタッフの強化です。すぐれた人材を育成することが大きな課題です。

坂城町は行政改革の名のもとに多くの職員を減らしてきました。そのため、介護行政や新しい文化活動を切り開いていくための施策が不十分でした。地域包括支援センター、図書館のスタッフをもっと充実させることが町民サービスになるし、住んでよかった坂城町になります。職員が減らされて、また臨時職員で補われて一番困るのは町民です。町民サービスが低下します。そういう意味で、25年度の財政調整基金も25年度の決算報告では21億余りあります。そういう財政調整基金も十分検討していただいて、町民が文化的で安心できる坂城町にするために、町長の英断を求めて、私の一般質問とします。

**議長（柳澤君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9日は午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時25分）



## 9月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳 澤 澄 君	8番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	白 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 町道と県道の点字ブロックについてほか | 窪田 英子 議員 |
| (2) 町内企業の経済動向ほか        | 塚田 正平 議員 |
| (3) 効率的な財政運営と健全財政の維持ほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 健康な町づくりへほか         | 吉川まゆみ 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

**議長（柳澤君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（柳澤君）** 最初に4番 窪田英子さんの質問を許します。

**4番（窪田さん）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

やっと涼しい日がやってきました。前回、高速道の坂城インター線沿いの家庭で、震動とエンジン音がうるさいと苦情があり一般質問をし、課長が県と話し合って8月の初め、「静かに」と字を入れ、子供の寝顔が描かれた看板がインターの入り口から5本立ちました。それを見て運転手がああ、子供が寝ているのかとエンジンの音を優しく静かにトラックを動かしてくれるのだろうか少しは心配だったり、寝顔が癒し系なのでちょっと癒される感がある、静かに走ってほしい、看板を見て静かに走行してください、坂城の住民の方は看板どおりに守ってください。

またマレット場にもトイレが6棟になり、大きな試合は方々から試合に来るので、たくさんの方が利用できマレット場らしくなってきました。そんなに待つことなくトイレを選べばすぐ入ることができます。

この間、早朝に役場前を通り、作業している姿を見ました。土のう袋をつくっていました。中之条の公民館にも土のう袋があり、突然のときはガード下にもあり、利用させてもらって、川の水もあふれないようにしようと思いました。安全・安心の坂城の町になりつつあります。

では一般質問に入ります。



## 1. 町道と県道の点字ブロックについて

目の不自由な方から、ブロックのところに草が生えて、朝の散歩に不自由を感じると電話があった。インターのセーブオンより上の左側の道路はすごく草が生えていました。また産業道路の消防署の横側の通りは、文化センターのほうまで草がいっぱい生えていました。今日、プラスチックを捨てにいったので、よく点検してきましたら、きれいになっていました。

目の不自由な方の唯一の目安の点字ブロックの周りを草だらけにしている市町村は余り見ない。長野や上田方面に行くので気をつけて見ていると、皆きれいにし草など生えていない。町道の産業道路等は、9月に手入れが入るとのこと。植え込みの中の草が道路のほうに倒れてきて点字ブロックのところまで倒れ、1人で目の不自由な方が歩けるような状態ではない。以前は時折見かけるとき、棒1本に奥さんが先頭でその棒にしっかりつかまって歩いている姿を見かけました。最近は、近所を1人で歩いてきているので、勘が鋭くなったのかなと思って朝姿を見てみると、1人で大丈夫なのかな、奥さんの手がなくても歩くようになったのかなとは思っていました。

では質問に入ります。

イ. 点字ブロックの周りに草がはえ利用しにくい

イ、苦情が出ないよう1カ月に1回の点検は。これで1回目の質問を終わります。

**建設課長（青木君）** イ. 点字ブロックの周りに草がはえ利用しにくいについてお答えいたします。

現在の町内道路における歩道の点字ブロックの設置状況は、町内3カ所に整備されており町道につきましては、中之条文化センターグラウンド付近から坂城消防署までの歩道約800mの区間、町内、県道の点字ブロックにつきましては、坂城インター線の国道近くの歩道橋から坂城インター途中までの約600mの区間と上室賀坂城停車場線の田町十王堂の信号から坂城駅方向200mの区間において設置してございます。

点字ブロックにつきましては、設置した歩道とのすき間で雑草が生えやすく、草刈り機等で刈るのが非常に難しい状況であり、雑草等の管理に道路の管理主体の県や町でも苦慮している状況です。点字ブロックを含む歩道の管理状況につきましては、町ではシルバー人材センターに委託をしまして、年に数回草刈り等、維持管理を行っており、県におきましても整備業者等に委託をしまして年に数回歩道管理等を行っているところです。

本年度につきましても、町では春と夏に草刈りを実施しておりますが、この夏につきましては、降雨等が多かったため雑草の生育が早かったように思われます。今後につきましても、歩道等状況を見ながら点字ブロックの利用者にご迷惑がかからないよう、町のバリアフリー施策の一つとして町道等、維持管理対策を講じてまいりたいと考えております。

**4番（窪田さん）** 再質問いたします。

点字ブロックの構造がわからないので、こんな質問はどうかと思うのですが、すき間があるので草が生えるので、そこを埋めるセメントのようなものは使用できないのでしょうか。長い目で見たら経済的では、草取りは大変な労働でしかもお金もたくさんかかります。いい方法を選択し実行しないと毎年大変になってしまいますが、これはどうでしょうか。

**建設課長（青木君）** 点字ブロックのすき間にコンクリートを詰めたらというご質問でございますが、現在点字ブロックを敷くには、下に砂を敷きまして、その上に点字ブロックを敷いているというような状況が一般的なやり方でございます。あと、交差点などの部分につきましては、コンクリートで目地を詰めて車等が乗っても沈まないような構造をとっているわけなんですけれども、現在の中のところをただコンクリート詰めだけをしましても、どうしても点字ブロックが若干動いてしまうというような中では、また剥げてしまうというような状況が考えられる中では、草取りにつきましては、小まめにやっていくというような形を今後もとっていきたいと考えているところでございます。

**4番（窪田さん）** 本当に小まめにやらないと本当にお盆前に県のほうの道路を、セーブオンの上をやっていたんだけれども、もう四、五cmぐらいになっているのかな。ですので、本当に1カ月といたら本当に伸びちゃうので大変だと思いますけれども、点検だけはまたよろしく願いいたします。

では2番目の質問に入ります。

## 2. 長野県の長寿県一位について

長野県が1位になったことは本当にうれしい。昔より食べるものが豊富になり適度にスポーツを楽しみ、旅行ブームでどこにでも気楽に旅をし、趣味を持ち、人生を楽しんでいるかのようにはさえ感じている。そんな姿しか浮かんでこないで、日本一と聞くと疑うことがなかった。しかし、逆に「えっ、日本一、長野県が」と疑う人もいる。病院に入院中の老人の数、施設で過ごす人や施設に毎日通ったり、家族が父母の面倒を見て寝たきり病人を抱えている、そんな数は未知数で数値にどのように反映しているのか知りたいとのこと。一生を現役で過ごす方もいれば、最後の10年は床の中で介護を必要とした方もおり、数値にはそれなりにあらわれているのか知りたいし、その割合はどんなだろう。高齢になってもスポーツ教室に通い動くこと、人のお世話にならず生きたい人、そんな点で陰となる数値が気になるみたいで、質問いたします。

イ. 平均寿命の内容は

イ. 寝たきりの高齢者の数は、そのうち何人か。

ロ. 元気で活動できるには

ロ. 1人で寝たきりにならず生活するには、町はどんな取り組みをしていますか。これで2回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** 2番目にご質問いただきました長野県の長寿県一位についてお答えいたします。

厚生労働省が今年発表しました平成22年都道府県別生命表によりますと、全国の平均寿命は男性が79.59歳、女性が86.35歳で、男女ともに世界でトップクラスとなっております。その中で長野県の平均寿命は男性が80.88歳、女性が87.18歳と男女ともに全国1位であるほか、高齢者の就業率が全国で最も高いなど、全国有数の健康長寿県と言われております。

その一方で、全国平均を上回るペースで高齢化が進んでおりまして、2020年には高齢者人口が約64万人のピークに達すると見込まれ、今後、過去に例を見ない超高齢社会を迎える状況になるものと推測されております。

県における寝たきり高齢者の人数は発表がないため、当町が基準とする要介護3・4・5の認定者の方に当てはめて長野県介護保険事業年報の数値から算出いたしますと、県全体では4万1,272名で、65歳以上人口の約7%に相当いたします。高齢者の方々が住みなれた地域で健やかに安心して暮らし続けるためには、仕事や地域活動において、みずからの経験や知識を発揮できる社会を構築することが重要であると思っております。

町といたしましても、高齢者が豊かで活力に満ちた生活を営むため、介護予防の充実を図り、生きがいきりや生涯学習を初め、各老人クラブや老人大学等の活動による社会参加や世代間交流、あるいはシルバー人材センターを通じての就労機会やボランティア活動など、事業の推進及び機会の提供に努めております。

今後におきましても、高齢者の皆さんが豊かで活力に満ちた生活を営むため、家庭、地域、企業などがともに地域で支え合う心を基調とする福祉環境づくりを推進して、優しさと心ふれあう長寿社会の実現を目指して努めてまいりたいと考えております。

昨日も申し上げましたけれども、先週の土曜日ですかね、敬老のお祝いということで、町内の88歳の米寿の方、卒寿の方、100歳以上の方、該当者123名おられるんですけども、そのうちの約100名、99名の方にお会いしました。いずれも高齢で元気になっておられる方というのは、農作業をずっと続けておられたり、あるいは何かスポーツ、あるいは芸術、手先の仕事、何か目標を持っておられる方がほとんどでありました。皆さんすばらしい顔をしておられます。そんなことをサポートしていきたいと思っております。

それからもう一つ、行政としてですね、やらなきゃいけないことが幾つかあるかと思っておりますが、一つ申し上げたいのは、実は一昨日、日曜日、7日ですね、坂城町で交通死亡事故ゼロが千日になりました。千日達成いたしました。3年近く前に年末の南条の鼠の地区で、高齢のご婦人が未明に、ごみを捨てるために国道を渡って向こうのごみ捨て場に行った。それを何十年繰り返しておられたんだと思っております。それで上田から来たトラックにはねられて命を失ってしまったということでもあります。

それはそのすぐ後に、地元の区の皆さんとご相談して、そもそもごみ捨て場を国道を越えて向こう側に行かなきゃいけないと、確かに信号はあるんですけども、ちょっと遠回りになるということがありまして、ご相談してごみ捨て場を国道の向こうじゃなくて、手前につくるということをご協力していただきました。こんなこともですね、お年寄り、高齢の方に対するサポートの一つかと思っております。いろんなことを総合的な事業を進めて、坂城町に住んでよかったと、高齢者の方が生きがいを感じて安心して住めるまちづくりにしていきたいと思っております。以上です。

**4番（窪田さん）** 質問に答えていただきありがとうございます。

では再質問いたします。沖縄がずっと日本一だったのが長野県が日本一になったら、またいつの日か変わる日が来る。すると何がよかったのか、長野県は何がよかったのか、ずっと日本一はキープできないのか、その点はどうか。

**保健センター所長（村田君）** 長野県が長寿第1位である要因についてお答えいたします。

県の第6次長野県保健医療計画によりますと長野県の平均寿命、健康長寿が全国上位に位置している要因といたしまして、高齢者の就業率が高く、生きがいを持って生活していること、野菜摂取が多く郷土料理・伝統料理を有効に活用して食生活を送っていること。そして食生活改善推進員や保健補導員などの健康ボランティアによる自主的な健康づくりへの取り組みが活発であることなどが挙げられているところでございます。

**4番（窪田さん）** 長野県が上位にいるのは、生きがいを持って生活している、野菜、それと食品改善、健康によく行政のほうでも指導してくださっているので、長野県が1位になったということですので、これを長くキープできるように、個人個人が気をつけていきたいと思えます。ではこれで2番目の質問を終わります。

3番目、あいさいについて

近所に便利な、あいさいができて大きな池だったのに夢のようでした。ちょっと野菜不足を、あいさいに足を向けている近所の奥様たちもいます。「安くて、近くで便利ね」と評判です。ボランティアのような中で働く人たち、いろいろあるとは思いますが、大きなスーパーや販売店でお店を閉じる昨今、頑張ればいつか芽が出る時があると思えますが、それには今の時代に合った商法とか場所とか建物の広さとか、いろいろ変化を持ってお客さんが安い、おいしい、ショッピングに来て楽しいとか、お客さんのニーズに応えなければならず、商売はそこが肝心だと思います。

ねずみ大根まつりのときは、大分お客様もワインやねずみ大根の目的物に向かってたくさん見えていたと思えます。あんな目玉商品が毎月あって、あのようにお客様を集めることができたなら本当に採算が合うのでは。国道沿いなので、お店に車をとめて、お祭りふうになにかを売っていると、知らない人たちも気をとられてお客になるかもしれないので、数多くお祭りのな販

売でお客を増員したらどうでしょうか。

では質問に入ります。お客様の車が少ないが。

イ、利益はありますか、課題はありますか。これで3番目の質問を終わります。

**産業振興課長（塚田君）** あいさいについてのご質問にお答えいたします。

あいさいは、生産者の組織化を図る中で、平成22年10月にさかき地場産直売所運営組合として設立され、組合員の皆さんから地域の新鮮な農産物を出荷していただき、地域の皆さんに安全・安心の食材を購入していただく、そうした中で地域の皆さんが集い、にぎわい、そして地域の皆さんから愛される直売所を目指して設置されました。

運営当初は、認知度も低く、消費者が農産物や加工品など、どのくらい買い求めてくれるかわからない中でスタートしたわけですが、食堂部門とともに毎年売り上げを伸ばしてきています。

平成25年度の売り上げは約2,600万円で、前年と比較して11.5%の増となりました。お客様も年間で約2万9千人の方にご来店いただき、こちらも前年比で約8%の増加となっています。

しかしながら、今年の4月から8月までにつきましては、特に5月の連休を初め休日に天候不順となる日が多かったことから、売り上げ及び来客数は昨年を若干下回っている状況です。このような状況の中、あいさいの組合員も120名と着実に増えており、地域に根づいた地場産直売所となってきたと考えます。また販売する農産物等も種類、数量とも増加し、売り場面積の拡張など施設整備について組合員からの要望もあり、今後の課題となっています。

また、国道18号線沿いでインター線の直近という好条件の立地であることを活用して、当町の特産品である、ねぎみ大根、ブドウ、リンゴ、原木キノコ等の販売や認知度の高いおしぼりうどんの提供を中心に、地元の来客だけでなく、観光客の集客についても今後さらに工夫していかなければならない課題と考えているところであります。

あいさいが組合員、スタッフを中心にさらに安定した経営体制づくりを進め、さらなる信用の拡大や販路拡大のために、法人格を取得できるよう町としてしっかりとサポートしていきたいと考えているところです。

これから収穫の秋、味覚の秋に向けてあいさいを会場に各種イベントが予定されています。9月27日土曜日には、お〜い原木会が町の特産品として生産しているマイタケを初め、ヤマブシタケ、シイタケ等を販売するきのこ祭りが、そして11月15日土曜日には、第6回目となります、ねぎみ大根まつりが開催されます。また、イベントのない日にも組合員、スタッフ一同力を合わせてたくさんの秋の味覚、坂城の特産品を販売いたします。多くの皆さんに地域の新鮮な野菜やブドウ、リンゴ、キノコなど安全・安心な農産物を提供し、いつも駐車場が車でいっぱいになる、あいさいになりますよう、皆様のご支援をよろしく願いいたします。



**4番（窪田さん）** 再質問いたします。まずお店が狭いので大きな店のように品数も置くことができず、たくさんのお客さんも入れないし、売り上げを望むほうが負担かもしれない。でもお店がもう少し大きくなれば、またその販売力は大きな力になるかもしれない、その望みは。これで再質問を終わります。

**産業振興課長（塚田君）** 先ほどもお答えいたしましたように、やはり組合員の中ではそういう施設面積、販売面積のちょっと拡大を目指したいというような要望も出ております。これから組合員とともに考えていくべき課題であるというふうに思います。

**4番（窪田さん）** では期待しまして、これで3番目の質問は終わります。

4. 鼠橋マレットゴルフ場について

約4年前から比べるとトイレの数も多くなり、道路も雨が降ってもしぶきを上げて走ることもなく大分整備されていて、坂城でも大会があるので町外からお客さんが見えてもトイレも恥ずかしくなく利用しています。しかし、高齢化の波はマレット場にも訪れ、年3回の草取りも年々厳しく疲れるとのこと。5時半から7時ころまでの作業中、休憩をとって作業しても疲れるとのこと。何か事故が起きてからでは大変なので、草刈りもシルバー等の助けをもらって作業を少なくしないと危険なのかもしれません。戸倉、上山田等のマレット場は前々から町の補助で草刈りをしていると聞いていました。我が町はそのような助成はどうしたらできるのでしょうか。質問に入ります。

イ. 高齢者で年3回の除草作業が年齢により大変になってきた。

イ. 町の費用で草の処分は考えられないか、刈った草を集める機械、集草機はいつの日か購入できないか。これで4番目の質問を終わります。

**議長（柳澤君）** 済みません、これで何番目の質問を終わりますということではなくて、第1回目のか、そういう言い方にさせていただきと質問が終わってしまいますから、ご注意ください。

**教育文化課長（柳澤君）** 鼠橋マレットゴルフ場について答弁申し上げます。

鼠橋運動公園につきましては、平成3年3月に野球場、マレットゴルフ場、北コース18ホール、南コース9ホールなどで開設されました。以降、マレットゴルフ場につきましては、平成4年に芝生化、平成5年に南北合計36ホールへと拡張、平成11年に一部改修するとともに名称を北コースは若あゆコース、南コースはちょうげんぼうコースと変え、現在に至っております。鼠橋マレットゴルフ場は、コースが起伏・バラエティーに富んでいること、ロングコースがあり思い切りプレーできること、ニセアカシアの木陰を利用し適度な休息ができることなどにより町内愛好者のみならず町外、県外からの利用者も多く大変人気のあるコースとなっております。

現在マレットゴルフ場の管理につきましては、町で作業をお願いして草刈りですとか消毒を行っているところでございます。また、年3回マレットゴルフ協会の皆さんに一斉早朝作業を

行っていただいております。例年、5月、7月、9月に会員の属する地区ごとに作業場所を決めてマレットゴルフ場内の、特に、ふだんは草刈りのできないコースとコースの間や周辺について念入りに草刈りをしていただいております。協会の皆さん総出で行う作業ということで短時間に作業ができ、毎回協会の皆さんの機動力のすぐれていることに感心、感謝をいたしているところがございます。中には、自分が毎日のように利用し楽しませてもらっているマレットゴルフ場なので草刈りぐらいはお手伝いしたいと言って、わざわざ協会員になっていただいた方もいるとお聞きします。また、昨年9月には台風18号により千曲川が増水してマレットゴルフ場も冠水し使用ができなかったわけですが、他市町村のほとんどが再開のめどすら立っていないときに、いち早く再開できるよう作業をしていただいたことも記憶に新しいところでもあります。

鼠橋マレットゴルフ場は大変人気の高いコースで、昨年は県レベルの大会も開催され大変高い評価をいただき、今年度から毎年県のペア大会が開催されることになっています。当町のマレットゴルフ協会員の皆さんの中には、土木や金属加工といった技術や能力を持っておられる方もいて、コースや設備にふぐあいがありますと、自主的に整備を行ってくださる方もおります。マレットゴルフという競技を好んでいるだけではなく、コースもかわいがっていただいていると、常日ごろ感じているところがございます。

さきにも申し上げましたが、草刈り作業は現在年3回、協会の皆さんにお願いしているところですが、町費により整備するというよりも快適にプレーできるコースを、利用されている皆さんとともにつくっていくことが大切であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、草刈り機につきましては、現在自走式1台、乗用1台で運用している状況です。刈った草を集める機械というご質問ですけれども、機械については最新のものがより作業しやすいという点は理解をいたしますけれども、現在の機械を有効に利用いたしまして、更新につきましては順次検討してまいりたいと考えております。以上です。

#### 4番（窪田さん） 再質問いたします。

8月31日も中之条区の大会でところどころが刈ったばかりの草で渦巻き状になっており、玉が刈った草の中に入り、スピードが落ちて試合の成績が平常どおりにいかない、また草を刈った後、熊手でかくと、また作業員が増える。マレット人口も高齢になりつつあり、今までと完全に違うと思います。問題点になりつつある高齢化だと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

**教育文化課長（柳澤君）** マレットゴルフ協会の皆様方におかれましては、本当にコースの整備などに大変ご尽力をいただいて感謝をしているところでもあります。また、コースの整備という部分につきましては、年配になりまして大変だというお話でございますけれども、大変協会の



皆さん、総出で行うという作業で大変短時間に作業ができるという部分を考えたときに、今後  
もぜひまたご協力をいただきたいと考えているところであります。

また、コースの整備につきまして、地域の方とともに、まちづくりを進めていくということ  
も大切だと考えておりますので、今後につきましてもよろしくお願いをしたいと思います。以  
上です。

**4番（窪田さん）** ずっと今まで我慢してきて、我慢の限界が来て、こういうふうに悩みを語っ  
たんだと思いますけれども、「75歳以上になったら、おい、どうにかしてくれよ」という話  
でした。この一般質問でどういうふうにお感じになるかわかりませんが、今のところは  
そういう感じですので、このまま続けていくかと思っておりますけれども。では、これで4番目の質  
問は終わります。

5番目、坂城どんどんについて

盛り上がった坂城どんどん、本当にご苦労さまでした。踊っているとほかのことが見えな  
かったが、有線テレビで放映されたのを見て若い人たちの楽しそうな姿が見られ、夏の一夜の  
踊りのことを一生忘れない喜びのように見えました。しかし、疲れた高齢者の方への配慮が足  
りず、次の日も大変だったと思い、申しわけなく思っています。休憩する場所が本部席の横に  
あったとのこと。そこに休まれるよう案内してあげられればよかったと思います。年齢にか  
かわらず参加し夏の一夜を楽しく踊っているので、道路のところどころに椅子があると踊って疲  
れた人たちも気軽に座れるので、来年は高齢者も参加できる楽しい坂城どんどんであってほ  
しいと思います。質問に入ります。

イ、高齢者が安心して参加できる踊り流しを

イ、高齢者、体調の悪い人の休むところを、ところどころに椅子が用意できないか。よろし  
くお願いします。

**産業振興課長（塚田君）** 8月2日土曜日に開催されました第37回坂城どんどんにつきまして  
は、県や町のクールシェア運動に呼応し、町民の皆さんに家庭のエアコンをとめて坂城どん  
どんに来てほしい、クールに行こう、クールというのは格好よくという意味ですが、そういう二  
つの意味を込めて「暑い夏、クールに行こうぜ」と新たにテーマを設け実施し、大勢の皆さん  
に会場に来ていただきました。昼の部では子供ジャズダンスや能楽教室、太鼓演奏などの恒例  
のステージのほか、新企画として坂城高校、屋代南高校吹奏楽部の合同演奏や中之条出身の塚  
田哲夫さん率いるロックバンドGUN-GRU-OWN（ガングルオン）の演奏などで大いに  
盛り上がりました。

また夜の踊り流しでは、昨年よりも2連多い50連、約1,500人の皆さんにご参加をい  
ただきました。各連とも練習の成果を発揮され、息を合わせて熱い踊りを披露していただき、  
最後の踊り流しの際には、今回は特別にGUN-GRU-OWN（ガングルオン）の皆さんに

よる生演奏と生歌により盛り上げていただきました。

さて、ご質問がありました高齢者・体調の悪い方が安心して参加できるための対応ということでございます。大会本部に救護所及び休憩所を設け保健師が常駐するとともに、AED等も準備し、体調の悪い方に対して迅速に対応できるよう体制を整えております。また、熱中症予防対策といたしましては、小まめな水分補給をしていただくため、随時放送での呼びかけや麦茶のサービス等を行うとともに、昨年からは事前に各踊り連の代表者の方に熱中症予防のためのお知らせも送付し、体調のすぐれない方は救護所のほうへ来ていただくよう案内も行っています。

今後とも引き続き高齢者や体調の悪い方を初め、坂城どどんに参加される皆さんや観覧に来られる皆さんが、安全に安心して祭りを楽しんでいただけるよう、救護所及び休憩所の表示、また先ほどご提案のありましたところどころの椅子というものも、今後いろいろと工夫する中で案内放送等も工夫しながら努めてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

**4番（窪田さん）** 再質問をいたします。

泉区の会合のとき、駅前商店街でなく文化センターの道路はどうかと意見が出て、スピーカーとか電気関係がないからと断っていたので、本当に引っ越すことができれば時間をもっと絞れる気がして全体が楽になると思う。私たちもまず中之条より本部のところに集まって、終わったらまた公民館に戻り食事をし、また会場に集まる、約8時間くらいはかかってしまう。でも1カ所だとその半分で4時間もあつたら終わることができる。いつの日か、役場の人たちは一日中仕事なので、どうにか改善したら半日で済むと思います。そんなに急がないので、長い将来を見据えて考えてみてください。これで再質問を終わります。

**産業振興課長（塚田君）** 再質問にお答えしたいと思いますが、会場の関係でございます。またイベントの内容につきましても同様でございますが、毎年実行委員会で内容等、会場も決めております。こちらのほうで一概にこうしようということはできません。やはり実行委員会がありきでございますので、その中の意見を尊重して今後とも進めていきたいと思っております。以上です。

**4番（窪田さん）** すぐではないんですけれども、遠いでいいですから、また考えるときがあったら簡略化していただけたらと思います。ではこれで5番目の質問は終わります。

**6. 図書館の利用を増やすには**

図書館の利用を増やすにはと富士見へ研修に行き、図書館を見学させていただきました。一番びっくりしたのは、図書室の大きさでした。本棚も低く遠くのほうまで見えるところも驚きでした。日本間のような畳の上にテーブルがあり、若いお母さんが子供を見ながら読書のような勉強をしていました。子供たちの意見を話し合う場所がかなり広くとれていて、また窓際に

は洋風のテーブルがあり、座って読書でき図書館にしばらくいたいなと思うほど行き届いていました。

本も子供向けには本棚がたくさんあるのか、本の表紙を見せて本棚に並べてあるので、絵が見えたりして興味をそそのか借りる人が多いとか。坂城も富士見のように利用を増やしたいが何かアドバースありますかと聞いてみると、私たちも本棚に表紙を見せて並べたら増えたとのこと。ぜひ坂城も試して利用者が増えるよう望んでいます。また、不思議と毎日でも来たいなと思うような雰囲気は何だろうと思いました。では質問に入ります。

現在の図書館の利用人数を増やすには

イ、富士見の図書館も棚に本の表紙を見せて興味が湧く展示方法だったが。お願いします。

**教育文化課長（柳澤君）** 図書館の利用を増やすにはにつきまして答弁申し上げます。

図書館につきましては、昨年度から新たに図書館長を迎えまして、図書館に来られた方が過ごしやすくなるよう、児童書コーナーにおきましては昼コーナーの新設、あるいは入り口付近につきましては、閲覧スペースを拡張するための書架の整理などを行っております。また、格致学校の敷地内にありました建物を撤去し図書館への通路を改修する環境整備を行いました。昨年と今年は、夏季期間の開館時間を30分早めた開館をし、また今年度はタブレット端末の導入など、より多くの方が図書館に来ていただけるような取り組みも行っております。

図書館の事業といたしましては、おはなし会、ちいさなおはなし会、点字点訳講座を開催し、今年度は坂城町の寺子屋めぐりの講座も開設したところでございます。

ご質問の書架に本の表紙を見せた展示ということでございますが、背表紙の見える縦並びの本を横並びに置くことは現在の図書館におきましては書架のスペース的に厳しい状況と考えるところでございます。一方、図書館内では入り口付近に、新刊や児童書などについて表紙をお見せして関心を持ってもらうように取り組んでいるところでもございます。新刊本などPRが必要と考えられる書籍については、今後も表紙が見られるような並べ方を行ってまいりたいと存じます。以上です。

**4番（窪田さん）** 再質問をいたします。上田の図書館は創造館の中にあります。大きくもなく学習室は隣にあり30ないし40人ぐらい入れると思いますが、みんな一言もしゃべらず一人一人勉強しています。大変集中力があると思います。本当に利用したいなと心から思えるので、利用率は高い。そんなところだったら坂城もいいなと思います。この件に関してはいかがでしょうか。

**教育文化課長（柳澤君）** 図書館につきましては、まず入り口付近というところでスペースを確保いたしまして、極力ゆったりとできるような改修を行ったところであります。また学習に集中したいという方につきましては、2階の集会室、学習室を利用していただくということで現在も運用を行っているところでございます。以上です。

4番（窪田さん） これで6番目の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時18分～再開 午前 9時28分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、2番 塚田正平君の質問を許します。

2番（塚田君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

平成23年5月に山村町政が発足しました。坂城町の町政始まって以来、初めての民間出身の首長であり、まさしく坂城ショックでありました。この年の3月11日には未曾有の東日本大震災と超円高に見舞われ、10月にはタイの洪水により町内企業2社が浸水被害をしました。何よりも経済環境においては、平成20年9月のリーマンショックは史上最大の倒産数と負債額が64兆円という100年に一度の経済危機でありました。その影響は町内企業の平成21年の工業製品出荷額で50%の減、従業員数は15%減少した町内企業の再興途上の3年目でありました。山村町政、多難な年の船出でありました。

1カ月後の6月議会により町内企業の動向調査が発表されております。今議会、町長の招集挨拶にありました経済状況について、内閣府による8月の月例経済報告で「景気は穏やかな回復基調が続いており、消費税の引き上げの影響も次第に薄れていく」と楽観的な見解であります。財務省が発表した4月から6月期の法人企業統計によると、製造業の売上高は7.6%減で、7期ぶりの減益でありました。また内閣府の発表した4月から6月期の国内総生産、GDP速報値は、実質で前期比年率換算で6.8%減と大幅に落ち込み、7月の消費者物価指数は前年同月比3.3%の上昇は14カ月連続の上昇であります。

一方、勤労者世帯の実収入は10カ月連続のマイナスで、物価高に賃金が追いつかないと景気の停滞局面に入ったとの観測もあります。株高円安でも輸出が伸びず海外生産の流れはとまりません。

2010年、日産自動車は主力小型車の完成車をタイから逆輸入し、国内の生産を中止しました。人件費の安いタイで生産すれば利幅が少ない小型車を日本に輸入しても十分採算がとれるとするなど、自動車メーカーは北米一辺倒だった海外生産をアジアや中南米へと加速しています。今自動車の海外生産はトヨタが60%、ホンダが80%を超え日産は74%と生産から販売までの海外移転が進んでいます。自動車関連の多い町内企業の業況と動向を順次質問します。

#### 1. 町内企業の経済動向

##### イ. 町内企業の海外進出について

リーマンショック後、多くの企業が経営の見直しを迫られ東日本大震災、超円高とタイの洪水から3年、町内企業の海外進出の状況と経営環境を伺います。

ロ. 「工業の町さかき」の事業所数減少について

帝国データバンクは、県内企業の後継者に関する調査で、県内企業の休廃業、解散が13年度は倒産件数の5倍に達した、代表者が60代以上は76%を占め、後継者の不在が休廃業の主因となっています。これまでの町内企業の事業所数と従業員数の推移、休廃業の状況について伺います。

ハ. 「坂城町工業実態調査」は

25年度の町工業実態調査の内容と課題を伺います。

ニ. 「坂城町企業意向調査」は

26年3月実施のアンケートの内容と結果を伺って1回目の質問とします。

**産業振興課長（塚田君）** 町内企業の経済動向について順次お答えいたします。

人口減少や国内需要の低迷、新興国の経済成長に伴う海外需要の増加を背景に企業活動のグローバル化が進展しています。坂城町の企業においても、現在12社が海外展開しており、そのうち11社が製造拠点を設けています。国別の内訳といたしますと、タイに9社、中国に3社、インドネシアに2社進出しています。平成24年度から25年度にかけて、タイに5社が新たに製造拠点を設けました。そのうちの2社は初めての海外進出であります。中国の人件費の高騰や労働力不足、労働争議の激化などの懸念から、いわゆるチャイナ・プラスワンとして熱い注目を浴びているタイを中心とするASEAN地域へとシフトしてきております。

進出企業の経営環境につきましては、海外進出して15年以上経過する会社から1年に満たない会社もありますが、現地での人材の確保、育成、労務管理や品質管理、資材調達、代金回収、現地での法制度への対応など、さまざまな場面で大変ご苦労されているということもお聞きしております。しかしながら、総じて坂城町から海外進出した企業につきましては、順調に事業展開を行われていると考えております。

続きまして、「工業の町さかき」の事業所数減少についてお答えします。坂城町の製造業の事業所数につきましては、平成3年の375社を最高にリーマンショック前の平成18年には279社、最新の調査結果である平成24年データでは240社という状況で、長期的に減少傾向にあります。平成23年と比較すると6社増加しております。町外から移転された事業所もあり、また従業員規模別では3人以下の事業所が、前年と比較して7社増加していますので、リーマンショック後、休止していた事業所が再度事業を開始したことも要因の一つと考えております。

従業員数につきましては、平成3年に6,633人でありましたが、平成18年には5,833人、平成24年には5,146人であり、景気動向等による増減はあるものの、こちらも長期的に見ますと減少傾向にあります。

従業員3人以下の事業所につきましては、平成3年が163社、平成18年が124社、平

成24年が101社であり、全製造業事業数に対する割合では平成3年では43.4%、平成18年では44.4%、平成24年では42%と若干減少しているものの、ほぼ横ばいといった状況です。

休廃業の動向といたしましては、平成3年には375社のうち法人が208社、個人が167社でありましたが、平成24年には事業所240社のうち法人147社、個人93社となり法人企業の減少率が約30%であるのに対し、個人企業は45%と比較的小規模の企業が廃業されていると推察されます。

廃業した事業所につきましては、事業継続ができなくなった事業所もありますが、オーナーがご自身一代で整理することを以前から決めていて、ご高齢になったことにより廃業された例や企業活動のグローバル化による価格競争の激化等の要因により、今後の経営環境の厳しさを見通す中で、ある程度余裕のある段階で廃業する事例もかなりあると考えております。

坂城町の工業も創業したオーナー世代から2代目社長への移行も進んでおりますが、今後は事業を継続したいが、後継者がいないため廃業を考えざるを得ない事例も増加してくるかと考えています。1月にオープンしました企業の事業承継を支援する長野県事業引継ぎ支援センターとも連携を図る中でサポートしていきたいと考えております。

続いて「坂城町工業実態調査」につきましては、平成25年3月に人材育成や取引環境の変化など、製造業企業の抱える課題や町及び商工会、公益財団法人さかきテクノセンターやテクノハート坂城協同組合など、支援機関への要望等をお聞きし企業ニーズに即した新たな事業企画を展開することを目的として調査を実施したものです。

調査につきましては235社に送付し、そのうち89社から回答があり、回答率は37.8%でした。調査では各事業所の取引関係や今後の事業展開、産業支援機関の利用状況、海外への進出状況等についてお聞きいたしました。また企業が抱える経営上の課題につきましては、取引環境については受注単価の低減、国内需要の低迷、原材料価格の高騰などが上位3位を占め、社内環境については設備の老朽化、若手従業員の育成、技術・技能の伝承が上位3位を占めております。これらの点については、商工4団体で課題を共有し、それぞれの事業の中で企業の皆さんをサポートしていきたいと考えております。

続いて、企業意向調査につきましては、テクノハート坂城協同組合に委託し平成26年3月に実施しました。25年3月に実施した調査と一部共通項目とし、企業の生産量、売上高や経営上の課題など前年と比較できるように調査票を作成したほか、新たに販路開拓や3Dプリンターの利用等について228社に調査票を送付し80社から回答がありました。回答率は35.1%であります。

昨年実施した調査結果と比較すると、1年前と比較した生産量、売上高、営業利益とも増加と回答した企業が増え、減少と回答した企業が減る傾向を見せており、全体としては業況感は



大幅に改善されていることがわかりました。

経営上の課題についても、前年では最も回答数が多かった国内需要の低迷と回答した企業の割合も減少しており、いわゆるアベノミクス効果が幾分出てきているのではないかと考えております。

今後も坂城町商工会、公益財団法人さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合等関係機関と連携し、町内企業動向を迅速に把握する中で支援してまいりたいと考えております。

**2番（塚田君）** 2回目の質問に入ります。町内企業の海外進出について、まず伺いますが、日本貿易振興機構ジェトロは、海外進出にはタイミングが重要であり、新興国でも人件費や物件費が上昇しており、進出しても簡単に利益を出せる状況ではないとして、経営環境などを的確に分析して企業の海外展開を支援していくとしております。まず今後の海外進出と第2、第3の海外展開の動向について伺います。

口について、事業所数の減少と休廃業の動向であります。先ほど発表されました県内中小企業の賃上げ状況は64%の企業が実施されました。内容は景気回復に伴う業績改善に加え、賃上げ企業の75%が従業員の定着と確保を理由に挙げ、中小企業の深刻な人手不足があります。業績回復の還元は3割程度で、円安による原材料高と人件費の上昇が経営を圧迫する人手不足倒産の懸念も出ております。人口減少社会において就労者の減少の状況をお伺いします。

また、今後10年で70歳前後になる経営者が急増し、事業を継承する時期を迎えます。町及び産業機関の支援の内容をお聞きして2回目の質問とします。

**産業振興課長（塚田君）** 再質問にお答えいたします。まず、今後の見通しはという面からでございます。町内企業の海外進出の今後の見通しですけれども、今後の少子高齢化、また人口減少時代を迎える日本にとりまして、日本経済の市場が大幅に拡大するとは考えにくく、親会社の要請や会社を維持していくためには資金力だけでなく、人材も含め、力のある企業は今後海外進出を当然考えていくというふうに思われます。

それに伴いまして、いわゆるものづくりの空洞化が課題となってきますけれども、坂城町から海外進出している企業につきましては、坂城と海外の両輪による経営を展開しております。競争力強化を図っていくとともに、日本では取引のできなかった大手企業との取引も新たに生まれてきているというふうにお聞きしております。このようにして新たに生まれた仕事が、また町内の関連企業に回っていくというのがベストだというふうには考えております。

続いて人手不足による倒産ということでございます。アベノミクスによる景気刺激策や建設業を初め小売業や外食産業を中心に人手不足というものが表面化しております。7月のハローワーク篠ノ井の有効求人倍率も1.12と前年同期の0.88から大幅に上回っております。

企業の人事担当者にお聞きしますところでは、派遣社員を採用するに当たりまして、今までは1社に依頼すれば事足りていたわけですがけれども、ここへ来て1社だけでは対応できないと。



複数の人材派遣会社に依頼するという事例が出ているというふうにお聞きしておりますけれども、それ以外に現在のところ坂城町の製造業におきましては、深刻な人手不足といった情報は入ってきていないというのが現状でございます。

また、70歳以上の高齢者の雇用という問題につきましても、今、国、県の施策もございません。そちらのほうについて町としてもサポートをしていきたいというふう考えております。以上です。

**2番（塚田君）** 今、るる説明がありました。アベノミクス効果が地方になかなか浸透しないというのが大方の見方であります。そういう上では坂城町が中小零細企業が集積しているという特殊な環境にあるということで、海外進出も含めまして今後、日本経済の動向も含めまして、大変楽観はできないなど、そういうような感じを受けております。

それでは次の質問に入ります。

## 2. ごみ焼却施設計画について

市民生活に欠くことのできないごみ処理の問題は、ごみ処理施設の老朽化により統合・建てかえ計画が進んでおります。長野県内には29カ所の焼却施設があり、稼働から25年の経過をしております。これが11カ所、中でも須坂市と葛尾組合は35年経過と飛び抜けて古い施設であります。これはともに長野広域連合8市町村内のごみ処理施設であります。長野広域連合は、AB施設と最終処分場の建設稼働目標を09年から5年延長、さらに14年から4年延長して18年、平成30年と稼働目標を再三の見直しをしてきました。それでは質問に入ります。

### イ. 長野広域B施設計画の進捗状況は

B施設は、千曲市屋代中島地籍を新たな建設候補地に選定してから3年、平成24年にB施設環境影響評価報告書を公告と現地調査に着手してからまた2年を経過し、今年、環境影響評価の準備書案を作成、地元説明会が開かれたところであります。現地調査の結果と環境影響評価準備書案の内容を伺います。

### ロ. 葛尾組合焼却施設は

信濃毎日新聞7月8日付の「礎はいまー信州のインフラ」という記事に上田クリーンセンター補修に年2億円とありました。上田クリーンセンターは稼働28年、葛尾組合の焼却施設は35年であります。町長は事あるごとに綱渡りの状態と言ってきましたが、平成13年のダイオキシン対策の大規模改修により、1日80tの焼却能力がありましたが、22年には焼却能力が1日58tまで低下し、23年の改修により65tまで回復しましたが、現在の処理状況と今後の維持管理と廃炉までのスケジュールを伺って1回目の質問とします。

**町長（山村君）** それでは、ごみ焼却施設計画、質問イ、ロについておのおのお答えいたします。

長野広域B施設計画の進捗状況でございますが、長野広域連合ごみ処理施設の整備につつま

しては、平成9年1月に国が策定しましたごみ処理にかかわるダイオキシン類発生防止ガイドライン及び平成11年3月に県が策定した長野県ごみ処理広域化基本計画を受けて、平成12年の3月に長野広域行政組合、現在の長野広域連合ですが、長野地域ごみ処理広域化基本計画を策定して以降、関係市町村で検討が進められてきました。

現在、新ごみ処理施設につきましては、長野市松岡に処理日量ですね、405tのA焼却施設、千曲市屋代に処理日量約100tのB焼却施設、須坂市亀倉に埋め立て容量約18万m<sup>3</sup>の最終処分場が計画されております。

千曲市屋代地区に計画されているB焼却施設につきましては、平成30年度中の稼働を目指し、県条例に基づく環境影響評価が進められている段階であります。

環境影響評価は、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者、この場合には長野広域連合となりますが、みずからが調査、予測、評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聞くことにより、環境に配慮した事業にしておくために行われるものであります。

長野広域連合は環境影響評価の準備書（案）に基づく説明会を7月に地元屋代地区で2回開催をいたしました。次の段階としまして、今後専門的な見地から長野県環境影響評価技術委員会の審査、県知事等の意見を踏まえ今年度末には評価書が作成される予定であります。平成30年度中という稼働目標年次に合わせ、予定したスケジュールが進行していると認識しております。なお、環境影響評価の具体的な経過及び現地調査の内容については、後ほど担当課長から答弁させていただきます。

続きまして、口の葛尾組合焼却施設はについてお答えいたします。現在の葛尾組合ごみ焼却施設につきましては、昭和54年に建設がされ本年で35年が経過しております。この間、先ほどもご指摘がありましたが、平成12年、13年にかけては国のダイオキシン類対策特別措置法に対応すべく、約23億円をかけて焼却炉や排ガス処理施設などの大規模改修を行ったところであります。

その後10年を経過する中で経年劣化が進み処理能力が年々低下し、平成22年度には本来24時間運転で80tの処理能力が約70%の58tまで落ち込みました。このため平成23年度に約8千万円をかけ、バグフィルターや排ガス減温器等の改修を行い処理能力を65tまで回復させ今日を迎えております。改修により日曜日に休炉することができるようになり、人的、施設のにも平成22年に比べ効果が上がっております。

可燃ごみの搬入状況と処理状況でございますが、平成25年度は家庭系、事業系合わせて1万7,990tで、前年度比100.06%と前年並みでありました。1日当たりの状況で申し上げますと、平日約75tが搬入され、毎日約10tが処理仕切れずに繰り越しとなりますので、その週に処理仕切れなかった分については土曜日に焼却を行っているという状況であ

りますが、施設については安定した運転がされております。また周辺地域の環境保全のため、ダイオキシン類調査、水質調査などを随時行っており、これはいずれも基準を下回る良好な調査結果となっております。

焼却施設の耐用年数等のご質問に関しまして、コンクリートの建築物は30年で、主要部の焼却炉の燃焼床であるストーカは3種類ありますが、これは5年から10年となっております。その他設備につきましては、耐用年数はそれぞれに異なります。平成12年、13年の大規模改修以来、職員による日常点検はもちろんのこと、専門業者による点検、整備等適正な維持管理を行うことにより、耐用年数の延伸を図りながら損耗度により設備の更新を行い、施設の延命化を図ってきたというところであります。

B焼却施設の平成30年度中の稼働計画を受け、葛尾組合では施設の維持管理について、この平成30年度までの整備計画を立て直し、今後ごみ処理に支障を来さないよう対応してまいります。葛尾組合といたしましては、構成市町に施設の延命化、維持管理の節減のため、ごみの減量化、資源化に努力をお願いしているところであります。

当坂城町では、昨年度27区において、ごみの減量化・資源化懇談会を開催し、本年度につきましては、資源となる紙類の統合収集やサンデーリサイクルの回数を増やすなど、減量化・資源化に努めているところでございます。結果は平成25年度家庭系可燃ごみが前年度比マイナス77tの2,546tということで、この努力が数字としてあらわれているかなと考えております。

B焼却施設へ移行後は、焼却施設の解体撤去を行う予定ですが、構成市町に一時的に大きな負担が生じないように、平成25年度より年5千万円、年ごとです、5千万円の積み立てを行い、備えているところでございます。いずれにしましても、長野広域連合B焼却施設につきましては、計画どおり進められるよう長野広域連合、千曲市等関係機関に働きかけるとともに、B焼却施設の稼働までの間、葛尾組合の役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

**住民環境課長（金子君）** 初めに環境影響評価の経過についてお答えをいたします。

長野広域連合は環境影響評価の項目、調査及び予測の手法等を記載した方法書を作成し、県知事に送付し、これを受けて県知事は平成24年2月の公告を行い1カ月間縦覧に供しました。その後、長野県環境影響評価技術委員会での審査結果を勘案して、長野広域連合は県知事より平成24年7月に方法書の意見書の通知を受理いたしました。

次の段階といたしまして、長野広域連合は、県知事からの意見を踏まえて方法書に従い、科学的な現地調査等を平成24年9月から平成25年8月までの間、実施いたしました。その結果を踏まえて事業実施による環境への影響を予測・評価し、準備書案を作成しその説明会を地元屋代地区で、平成26年7月に2回実施いたしました。

説明会を終え、準備書案の「案」が取れ準備書としてまとめられ、今年9月3日に県知事へ送付され、県知事において改めて準備書として公告、縦覧に供されるほか、長野広域連合により9月末から10月にかけて屋代地区などで説明会が開催される予定となっております。

なお、この準備書につきましては、長野県環境影響評価技術委員会で審査され、県知事意見が出されることとなります。長野広域連合はこの県知事意見を勘案し、準備書の記載事項に必要な検討等を行い環境影響評価書を作成し、県知事に送付します。県知事はこの評価書について公告し、縦覧に供することになり、平成26年末には評価書となる予定であります。

続きましてB焼却施設における環境影響評価の現地調査の結果でございますが、地上気象、大気質、騒音、植物など18項目において、建設候補地及びその周辺の環境がどのようになっているか調査が実施されました。地上気象においては、1年間を通して北東方向からの風が多いこと、大気質の環境大気においては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は全ての地点で環境基準を下回る結果となっております。また、有害大気汚染物質と定められているベンゼン等についても、全ての地点において環境基準を下回る結果となっております。騒音につきましては、環境基準を上回る地点がありました。植物につきましては、ススキやナズナなど267種の植物が確認され、調査範囲内で国、県、市で作成しているレッドリスト等に記載されたニシキソウなど12種が確認されたところでございます。

今後、現地確認を踏まえ、適正な環境保全措置を講じ、環境への影響を配慮し進められていくものであります。以上です。

**2番（塚田君）** 2回目の質問に入ります。先ほど町長からの答弁にもありましたように、今、準備書の案を消して今年度中の準備段階に入ると、そしてスケジュール的にも順調であるというような答弁でありました。

2回目の質問ですが、今、課長からも話されました環境影響評価、これについて環境アセスメントの中で、施設稼働後のダイオキシン類は、環境基準を下回る適切な環境保全対策をすればと、そして総合的な環境への影響は少ないとしていますが、適切な環境保全対策とは、その内容をお伺いします。

次に、地元説明会が開かれたわけですが、このB施設の建設予定地は、しなの鉄道の西側ということであります。私たちが考えるに、このごみの搬入の経路は堤防道路を通るのか、また住宅地を通るのか大変心配するところでありました。またそのような意見、特にこの準備書案に関する地元説明会での住民からの意見を踏まえ、本年度末までに環境アセスの評価書の公表、作成するとしておりますが、地域振興策など住民の要望・意見はどのようなものかお聞きします。

次に、先ほども言いましたが、毎日新聞で今日も保育園の老朽化の問題も出ていますが、この上田クリーンセンター、これは焼却施設の内部でありますけれども、我々どこが傷んでいる

のかよくわかりませんが、補修に年2億円かかるというように大きく書かれています。私どもももらった資料によりますと、この上田クリーンセンター以外、東部にもありますし、丸子もあります。この施設では5年間で2億円からまた5億円というような大きな補修の経費がかかるというような資料もあります。この新聞の報道にありますように、葛尾組合の焼却施設の維持管理について、今後の補修計画を伺って2回目の質問とします。

**住民環境課長（金子君）** 最初に長野広域についてお答えをいたします。

まず、環境保全対策の関係でございますが、施設稼働後の適切な環境保全対策につきましてでございますが、準備書の主な環境保全措置としましては、建設工事中の騒音緩和のための仮囲い設置、稼働時における適正な運転管理を行うとともに、可燃ごみを施設に搬入する収集運搬車のアイドリングストップによる排出ガスの抑制や低公害車の導入、吸音材や脱臭装置の設置による騒音や臭気対策を図る計画となっております。

また、可燃ごみ搬入経路につきましては、現在長野広域において環境アセスメント調査の段階で、幾つかの経路を想定し提示してございます。今後、地元と協議を経て協定などを結び決定していく予定となっております。

準備書では、B焼却施設の工事及び稼働による周辺環境への影響は、適切な環境保全措置を講じることにより回避、低減され、総合的な環境への影響の程度は小さいと評価されております。住民の要望、意見については、準備書案の地元説明会におきまして、幾つかご意見が出たようでございます。このような住民要望・意見を踏まえまして、振興策について現在千曲市において地元の皆様及び市民の皆様にとって安心・安全な施設づくりに向け対応を進めているところでございます。

地域振興対策事業につきましては、地元市以外の市町村も一定の負担はすることは必要であると考えておりますので、今後、地元以外の市町村が負担する事業の範囲、地元市以外の負担の割合など、長野広域連合と関係市町村において今後、今年度において検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして葛尾組合の関係でございますが、葛尾組合のごみ焼却施設の整備につきましては、当初、B焼却施設の稼働予定である平成26年度まで安全・堅実な運転ができるよう計画がされておりましたが、平成24年にB焼却施設の稼働予定年度が、平成30年度に延伸がされました。これを受けまして葛尾組合では平成25年から30年度までの計画の立て直しを行い、現在この計画をもとに補修事業が進められているところでございます。

整備計画は、前半に設備機器等の損耗状況から、中央制御室と工場内の計器類や燃焼設備のストーカなどの主要設備の更新工事が予定され、中盤から後半にかけては、設備の修繕等が主な工事となることから、工事費は徐々に減額していくものとなっております。その工事費でございますが、平成25年度は決算見込みで2億1,400万円、26年度は予定額で2億



1千万円、以降につきましては、毎年2千万円から3千万円程度ずつ減額となっていきます。B焼却施設稼働の予定年度であります平成30年度には7,500万円となっております。この整備計画に基づきまして、事業を実施していくことで安定した安全な運転がされるものと考えております。以上です。

**2番（塚田君）** 長野広域におけるB焼却施設についてであります。この振興策は地元のこれから要望等が出てくると思うんですが、2年ばか前ですかね、大豆島に新しく建設されましたいわゆる児童館ですか、これが近くの小学校の近くにできました。これを私たち社会文教委員会で視察したときに、この地域、帰りに、地域も回ってきました。この児童館の建設もこのA焼却施設関連の振興で補助金でできたと。そのような説明があったというふうに記憶しております。またそこに学校、児童館に行くまでに非常に県道、市道も含めまして大変立体交差ですごい道路が建設されております。先ほど新聞報道にもありましたように、県道の整備を長野広域連合として、ぜひしてほしいという県に要望もありました。そして、この今現在あるサンマリーンながの、これも全面に建てかえると、そういう約束のもとで施設が今、建設に向けて進んでいるわけでありまして、そういう上から言いましても、このB施設が今後どのような地域振興策が出るのか、また意見があるのか、これはまた今後の中で明らかになると思うんですけれども、これも長野広域連合では平等にこの地域振興策の資金、要するに補助を各市町で請け負うんだと、そういうことでありますから、今後、この振興策については慎重に見守っていききたいというふうに思います。

それではまとめに入ります。5月に行われた議会報告会は「これからの坂城町を語る会」と題し、町民の皆さんと懇談をしました。その中でも日本創生会議が発表しました消滅する可能性のある自治体について、多くの方から心配と懸念の声がありました。また、北陸新幹線の開業が来年の3月14日に決まり、定住人口の維持と地域振興に新幹線や高速道路などのインフラをいかに活用するか、都市間の競争が一段と熱を帯びております。また割って入る中間駅の請願も加わるなど、我が町も人ごとでは済まされないと思います。産業の振興と活力ある町を願って私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時14分～再開 午前10時24分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、6番 塩野入猛君の質問を許します。

**6番（塩野入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 効率的な財政運営と健全財政の維持

私はこれまでも予算、決算及び補正予算の提出議案について、その都度効率的な財政運営と

健全財政の維持を踏まえて質疑等をしてまいりました。効率的な財政運営と健全財政の維持は、私の公約にも掲げており、9月は決算議会でもありますので、任期4年のいわば総決算の意味合いも含めこれから順次お尋ねをいたします。

#### イ. 財政運営状況について

第5次長期総合計画基本構想、施策の大綱には、財源の確保と効率的な財政運営に努め、事業の重要性と効果を考慮して優先順位を定め、重点的な予算配分により健全財政の維持を図るとあります。それを実現するために必要な基本方針と財政運営の施策が基本計画にうたわれ、そこには健全な財政運営、財源の確保、適正な財政管理と効率的な運用及び効率的な事務・事業の執行の四つの体系が描かれています。時間の関係もあり、この四つの体系を一々説明することはできませんが、中には指定管理者制度などの民間活力の活用やコンビニ収納など具体化されたものもあります。

そこで、この四つの体系ごとに効率的な財政運営と健全財政の維持の面から、これまでどのように財政運営が図られてきたのかお尋ねいたします。

また、基本計画は前期5カ年が終了する平成27年度を目途に見直しが予定され、その目標年度は目前に迫っています。前期基本計画が目指す財政運営の進捗状況はどんなでしょうか、お聞きをいたします。そのほかにも健全財政維持の面から具体的な財政運営がなされているものがあれば、それもお答えをいただきたいと存じます。

#### ロ. 財政分析について

効率的な財政運営と健全財政の維持に向けて、財政分析は大きな役割を持ち、健全財政の指標にもなります。さて、世界経済、日本経済、そして本町の体制にも強い影響が及んだ平成20年、2008年9月の米国リーマンブラザーズの破綻による悪夢のリーマンショックから6年がたちました。そして今議会には平成25年度決算が上程され、これから審議が始まるうとしていきます。

決算書や決算資料から財政分析の基礎数値がわかり、そこから町財政の現状と財政運営の将来見通しがはかれます。例えば、財政力指数を見ますと、平成20年度0.849がリーマンショックの翌年21年度は0.808に落ち、それ以降も下がり続け招集挨拶では、25年度は0.64で前年比0.01ポイント、わずかに上昇したとのことですが、小数点第3位で見ると前年同様0.635と不交付団体以後の昭和60年度以降、過去二十数年で最低の数値であります。これをどう見ているのでしょうか。またこのほかにも、財政構造の硬直度を判断する経常収支比率などの指標がありますが、これらもどのように分析していますでしょうか。

次に、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための地方公共団体の財政の健全化に関する法律、健全化法が平成21年に全面施行されました。そこには、地方公共団体は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤



字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率を監査委員の審議に付した上で議会に報告し、公表しなければならないことになっています。このほか、公営企業の資金不足を指標化して経営状況の悪化の度合いを示す資金不足比率があり、本町では下水道事業が当てはまります。25年度も指標は健全状況にはありますが、健全化法からの効率的な財政運営と健全財政の維持に向けた財政分析はどのように見ているのでしょうか、お尋ねします。

#### ハ. 会計管理について

会計管理者は、自治法で親族の就職禁止があるように、町の会計事務については支出命令機関と現金出納をつかさどる執行機関とを分離し、事務事業の公正を確保することにより、会計事務独立の権限を有し、その事務の執行については町を代表するものであります。職務権限は、自治法第170条のとおりであります。一番は現金にかえて納付される証券やら基金に属する現金を含む、そういった現金の出納及び保管を行うことでもあります。また、同法施行令には会計管理者は、歳計現金を最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとあります。

大きな金額の歳計現金をどのように、最も確実かつ有利な方法での保管を行っているのか、会計管理者にお尋ねをいたします。また、証券会社にも比較的安全な金融商品がありますが、そうした商品での運用はされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

#### ニ. 健全財政の維持に向けて

決算ベースで見る本町の財政は、他市町村との比較でもそんなに劣っているわけではありません。大事なことはこれから先も健全財政を維持していくことでもあります。健全財政の基本は、支出を減らすこと、収入を増やすことの二つであります。支出の削減はこれまでもシーリング設定などの具体的抑制がなされてもいますが、これからは抜本的な方針を確立していくことが肝心です。収入面でも工業に特化している中で、アベノミクスの景気刺激策は、この町では極めて薄く、企業は円安のメリットを十分受けられないまま輸入品、原材料価格やエネルギー価格の上昇に苦しめられています。

現在の人口減少と高齢化が加速している中では、子供の増加を夢見るのではなく、子供が減っても持続可能な財政や社会福祉のモデルをつくり上げていくことこそが賢明ではないかと思えます。1人当たりの財政支出の傾きを町民所得の傾きと同じにすることが、人口減少時代に必須の財政規律であります。増えることが当たり前だった人口や総生産が減るのだから人も社会もそのままでいられるはずがないわけです。町では健全財政の維持に向けてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

**町長（山村君）** 効率的な財政運営と健全財政の維持についてのご質問でございます。私からは、

(イ) の財政運営状況についてを中心に全般的な状況、あるいは考え方などについて答弁申し上げます。

坂城町は、ものづくりの町として多くの企業のたゆまぬ努力により、製造業を中心とした産業活動が活発であることから、町税の中でも法人町民税の占める割合が高くなっており、自治体の財政力の目安となる財政力指数が高い要因となっております。反面、財政的には、経済情勢や景気の動向の影響を受けやすく、安定的な歳入の見込みが立てにくいという状況ともなっております。これはご案内のとおりでございます。

平成25年度の財政力指数につきましては、国への報告値で0.64となっており、昨年より0.01ポイント上昇し、県下市町村の中では第6位、町村では軽井沢町、南相木村に続く第3位であります。町村における順位につきましては、リーマンショック以前から3位を維持しているというところではありますが、上位2町村が別荘ですとか、ダムといった特有の状況から安定的な税収が見込める状況にあることから勘案しますと、坂城町の財政力指数は平成20年度以降減少はしているものの、その動向は多くの自治体にかかわる全般的な傾向と考えられます。

また、財政健全化法に基づく財政健全化比率につきましては、平成19年度決算から町の数値の公表を行っておりますが、それ以来特別会計を含む町の全ての会計が黒字運営であり、実質公債費比率、将来負担比率につきましても、毎年改善方向で推移し平成25年度におきましてもさらに健全な数値となったところであります。

さて、町の財政運営の基本方針につきましては、第5期長期総合計画に掲げられており、四つの体系に基づき、より効率的で健全な財政運営に努めております。一つ目の健全な財政運営につきましては、年度の借り入れをその年度の償還額以内に抑え、交付税措置のない起債は原則として借らないといった基本的部分を徹底することで、数値の改善を図ってきたところでございます。また、有利な繰上償還を積極的に活用したことも財政の健全化につながっていると考えております。

次に、財源の確保といった観点では、建設事業などの実施に際しては、有利な起債の活用に努め、交付税措置のない借り入れを極力抑制することで、財源確保と町の財政負担の軽減を図っております。また、事業実施に際しては特定財源の確保に努め、事業の進捗に支障のある場合や制度に基づくものなどを除き、補助金等が確定した段階での予算化に努めております。これにより見込んだ財源が収入されず、一般財源の持ち出しが増えることを予防しているということになります。そのほかにも指定管理者制度による施設運営や業務の委託などを通して経費削減に努めるとともに、町税等の収納推進のためコンビニ収納を導入し町民の納税機会を拡大したことで大幅な利便向上を図りました。

三つ目の適正な財産管理と効率的な運用といった面では、保育園の統合後、分譲した古田町住宅団地が完売となり有効な後利用を図ったほか、東日本大震災を教訓とした安全確保とインフラの長寿命化を図るため橋梁、道路、公園の状況調査を実施し、計画的な修繕改修に向けた

取り組みに着手しております。

また、効率的な事務事業の執行につきましては、長期総合計画の具体的な年次計画となる実施計画の策定に際して、事業の選択や効率化に配慮しながら広く町民の皆様のご意見をお聞きする場を設ける中で、より優先度の高い事業の推進を図っているところでございます。

冒頭にも申し上げましたが、ものづくりを誇る坂城町の活性化には産業の活性化が不可欠であります。町の財政的には、それが最大の武器であると同時に、リーマンショックのような経済情勢の急変に際しては、時として弱点にもなり得ることから、企業活動を支援し、例えば経営革新塾などの人材育成をする事業に積極的に取り組みながら、産業のさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、建設事業につきましては生活基盤や教育施設に重点を置き整備を推進してまいりましたが、今年度は小網地区への上水道の管渠整備が完了し、来年度の南条小学校の建設で小中学校の耐震化も完了いたします。今後は、平成32年度を目途に南条地区の下水道整備の推進を図るとともに、公共施設の長寿命化も視野に入れる中で、将来負担に配慮し健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

**総務課長（田中君）** ロの財政分析についてと、ニの健全財政の維持に向けてについてお答えいたします。

地方公共団体の財政状況をあらわす一般的な比率や数値として財政力指数や財政健全化法により報告、公表が義務づけられた四つの健全化判断比率などのほか、財政の弾力性を示す目安とされる経常収支比率などが用いられます。

当町の状況であります。財政力指数につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に占める基準財政収入額の割合であり、自治体の財政力をあらわす数値で、これが1を超えると普通交付税の不交付団体となります。財政力指数の公表値につきましては、直近3カ年の平均値を用いることとされており、坂城町の数値はリーマンショックが発生した平成20年度の0.85以降、毎年、若干ずつ下がってきているのはご質問のとおりでございます。これは、世界的な経済危機の影響であり、全国的な傾向となっておりますが、坂城町のように経済情勢が大きく税収を左右する町の特長から、その影響がやや顕著にあらわれたものと考えるところでございます。ただ、町長も申し上げましたとおり、県下町村における順位につきましては、リーマンショック以前から第3位を維持しております。

財政力指数の単年度の数値につきましては、23年度以降改善してきており、23年度の0.62から25年度は0.65へ上昇しております。また、国への報告値となる小数点第2位までの3カ年の平均値についても0.64と昨年度より0.01ポイント改善いたしております。

続いて財政の硬直度を示す経常収支比率につきましては、数値が高いほど財政の自由度が低

いと言われますが、平成25年度は84.5%と前年度と比べ2.1ポイント上昇しております。主な要因といたしまして、収入面では財源の多くを占める町税と普通交付税が減少したことに加え、臨時財政対策債が減少したことが影響しており、また歳出面では法人町民税を初めとした税の償還金、還付加算金が増加したことが影響したものでございます。税収の増減や税の償還金などにつきましては、どちらも景気の動向やそれに伴う企業の情勢により変動する町の特徴的な傾向であり、見通しが立てにくい状況でございます。

続いて、財政健全化法に基づく四つの健全化比率でございますが、一般会計を初めとする普通会計の赤字の割合を示す実質赤字比率につきましては、当町においては財政健全化法施行以来、毎年黒字で推移しておりますことから、平成25年度につきましても数値は入りません。また特別会計を含む全会計が赤字か黒字かをあらかず連結実質赤字比率につきましても、黒字で推移しており健全な状況となっております。

続いて、普通会計が負担する元利償還金と一部事務組合の公債費に係る負担や農林漁業資金に係る債務負担行為などの準元利償還金が、町の標準的な一般財源の規模を示す標準財政規模に占める割合をあらかず実質公債費比率につきましては、年度ごとの借金返済の重さをあらかず数値であり、財政の健全化に係る計画の策定や国・県の勧告の対象となるなど、一定の制約が生じる早期健全化基準が25%とされております。当町においては、公表初年度に当たる平成19年度と翌20年度の19.3%をピークに年々数値は改善しており、平成25年度は13.6%と前年度を1.1ポイント下回る、より健全な数値となっております。

次に将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高のほか、下水道事業特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合、さらに土地開発公社等に対する債務も含めた自治体が背負っている実質的な債務を標準財政規模で割った比率で、将来的な負担の重さを示す数値であります。将来負担比率の早期健全化基準は350%となっておりますが、当町の数値につきましては、こちらも公表初年度の平成19年度の147.7%をピークとして年々数値が改善し、平成25年度は24.9%と前年度から11.5ポイント減少し、大幅な数値の健全化が進んでおります。

また、公営企業の資金不足比率につきましては、企業活動に必要な資金の過不足を示す数値であります。坂城町では下水道事業が該当となります。下水道事業に係る資金不足比率につきましては、こちらも平成19年度以来毎年資金は充足しており黒字の状況で推移しております。

実質公債費比率、将来負担比率の数値の改善の主な要因といたしましては、事業の取捨選択、重点化による起債の抑制とそれに伴う地方債残高の減少のほか、一部事務組合の公債費やテクノセンター建設費の借入金の完済に伴う債務負担行為の減少などがございます。加えて将来負担比率につきましては、そういった町の将来負担に充当することができる基金の確保も大きな

要因となっております。

続いて二の健全財政の維持に向けた取り組みについてお答えいたします。

まず、単年度の借入額をその年度の地方債の償還額以内にとどめること、交付税措置のない地方債の借り入れを極力行わないことを原則とし、将来負担を抑制することで財政の健全化を図ってまいります。将来負担の軽減は、義務的経費の抑制につながり、持続可能な財政運営、健全化に有効でございます。また、実施計画の策定や予算編成に際して事務・事業の検証、見直しを行い、事業の重点化と効率化を進めながら経費削減に努めるとともに、大型事業、新規事業の実施に当たっては極力特定財源の確保を図ってまいります。あわせて今後は、道路や橋梁を初めとした既存の公共施設の長寿命化への対応にも力点を置き、安全確保を図りながら施設の効率的な利用を促進してまいりたいと考えているところでございます。

また、その時々を経済情勢や景気動向の影響を受けやすい当町の特性を踏まえ、一定の基金を積み立てておくことも、計画的な事業推進や急激的な社会情勢の変化などに対する財源確保といった点で大変重要であり、財政の健全化という側面からも意義あるものと考えております。

そういったことを総合的に配慮する中で、少子高齢化や人口減に対応できる健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

**会計管理者（春日君）** ハの会計管理についてお答えいたします。

ご質問のとおり、地方自治法170条に会計管理者の職務権限の規定が、第235条の4第1項には現金及び有価証券の保管、そして同法施行令第168条の6では、会計管理者は歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金、その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされております。最も確実かつ有利な方法による保管とは、通常は金融機関に安全に保管することであり、かつ支払準備金に支障のない限り、適時適正に預金による運用の利益を図ることと国より通知されております。

会計管理者の制度は、平成19年4月よりそれまでの収入役の制度から改正されたもので、ご案内のとおり一般の職員であります。ペイオフが実施され、安全な保管方法を確保するのが難しい状況、また近年の低金利のもとでは金融機関の選定や定期預金以外の運用についても検討する必要がございます。町では昨年4月に庁内に会計管理者を長として総務課長、企画政策課長、財政係長、企画調整係長、会計室長からなる公金管理委員会を設置し、町の公金管理及び運用について、変化する金融情勢等に応じた的確な判断と対応により、公金の安全かつ効率的な保管に努めておるところであります。

ご質問の歳計現金等の保管につきましては、委員会の協議をもとに指定金融機関等への定期預金を基本としております。また国が元本の償還と利息の支払いを保証しております国債による運用も一部実施しておるところであり、月々の運用状況につきましては、監査委員に報告もいたしております。なお、証券会社の金融商品による運用につきましては、国債以外は実施し

ておりません。

**6番（塩野入君）** 再質問では具体的な内容を中心にお聞きをいたします。

まず、今年度の地方交付税、普通交付税配分額が11億6,800万円で、不交付の軽井沢町を除く76市町村中第1位の増加率であります。その原因をお聞きをいたします。

次に、健全化法に基づく財政指標について、平成24年度決算で実質公債費比率は前年より1.2ポイント下がりましたが14.7%で、県内7位の高さです。年々、対前年度比は減少していますが、23年度は9位、22年度は8位といずれも高い位置であります。将来負担比率、これも毎年対前年度比率は減少ですが、36.4%で26位、23年度50.6%、21位、22年度79.9%、18位とその率、順位とも減少傾向ではありますが、それでも県内77市町村中の上位に位置づけられます。これから南条小学校改築により起債残高が増加しますが、これらをどのように見ているのでしょうか。

がんばる地域交付金については、職員数の削減や給与カットなど行革で頑張った分を手厚くした配分で、多くいただくことがよいわけですが、町村では5位、町では佐久穂町に続く第2位の4,307万円であります。どのように分析されていますでしょうか。また国の地方支配につながるなど、戸惑いや反発の意見もありますが、これをどのように捉えていますでしょうか。

会計管理について、舛添東京都知事が厚生労働相のときに、年金積立金管理運用独立行政法人GPIFが、年金の利回り確保に株式方式を手がけた経験に関心を持ったことから、東京都では公金の一部で株式投資を検討する仮称公金管理アドバイザーボードを立ち上げる模様ですが、そうした動きをどのように考えるかお聞きをいたします。

また、八十二銀行では自治体の庁舎内の派出所向けの公金管理システムを開発したようですが、これはどのようなシステムで、町の庁舎内派出所にはいつごろ設置されるのかもお尋ねをいたします。

次に、町は今長野と上田地域の二つの広域連合に加わっています。もちろんメリットはありますが、今の両連合への負担金は両広域連合に払い続けます。そろそろどちらかに一本化し、必要な部分は個々に対応する方向に転換していく時期ではないかと考えるがいかがでしょうか、お聞きをします。

**総務課長（田中君）** 再質問にお答えをいたします。

今年度の普通交付税につきましては、11億6,877万7千円で、昨年度の決算額と比較してプラス7.8%、8,504万4千円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、基準財政需要額の公債費の算入分につきまして、平成25年度の臨時財政対策債に対する措置分の算入等により2,700万円の増加となったことに加え、その年々で算定される臨時費目においても1,500万円の増額算定となりました。また基準



財政収入額におきましても、今年度は消費税率の改定の影響により3千万円の増額算定となりましたが、町民税の法人税割における実績調整により6,800万円の減額となったことで、基準財政需要額と基準財政収入額の差が大きくなったため、交付額が増額となったものでございます。

続いて財政健全化比率に係るご質問でございますが、坂城町の実質公債費比率、将来負担比率につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、年々改善してきております。公表となっております平成24年度までの県下市町村における順位につきましては、若干高い位置に推移している状況はございますが、双方の数値とも確実に減少しており、早期健全化基準を大きく下回っておりますことから十分健全と言える状況でございます。

また、南条小学校建設に係る地方債の増額に伴う数値の変化という部分でございますが、南条小学校建設事業につきましては、財源として4億7千万円ほどの借り入れを見込んでおります。起債残高につきましては、学校建設が完了する27年度末残高について、前年度末残高を一時的に上回るものの、28年度以降は減少に転じると考えており、借り入れを行ったことで比率が極端に悪化することはないと考えております。

続いてがんばる地域交付金につきましては、8月9日の新聞報道にもございましたとおり、坂城町の交付限度額として4,307万円が配分されました。1次配分では914万円の配分でありましたが、2次配分において国の経済対策予算により、補助金が交付される今年度の南条小学校建設事業が算定に含められたことから、配分額が大きく増額となったものでございます。

行政改革努力に係る傾斜配分につきましては、当町の本交付金における行政改革努力加算分の算定では、町が早い段階から自主的な給与削減措置や定員削減などに取り組んできたことに加え、国の要請に基づく給与削減を実施したことなどがプラスに作用し、10%の上限に対し8.4%と比較的高い交付率が算定されました。

交付金における算定だけを考えれば、町が実施した行政改革に対する取り組みが結果として交付額の加算につながったということで、交付金の増額という面では国の配慮と理解できるものの、制度としては国の意向に従わない自治体への制裁ともとれる方式であり、地方分権に逆行するものと考えるところでございます。

続いて、広域連合に係るご質問でございますが、広域連合は、さまざまな広域的なニーズに柔軟かつ効率的に対応することを目的に設置されております。坂城町は長野広域連合と上田地域広域連合に加盟し、長野広域連合では介護認定等の福祉サービスやごみ処理、そして広域的な課題研究などに取り組み、上田地域広域連合では図書館ネットワークの運営や広域的な幹線道路網計画に関する事務、医療などについて共同事務を行っております。また両圏域に係る立地を生かし、町民生活の利便性向上と行政サービスの提供を目的に、それぞれ必要な項目ごと



に参画しているものでございます。それぞれの項目はいずれも重複するものではなく、それぞれ相互補完し合いよりよい行政サービスの提供のため、今後も両広域連合に加盟してまいりたいと考えております。

**会計管理者（春日君）** 東京都の公金管理アドバイザーボードの立ち上げの動きについて、どのように考えるかのご質問ですが、東京都につきましては、運用の専門家を集めた組織を設けて、株式を含む新たな資金管理方針をつくる方向で協議をしていくようであります。低金利のもとでの一つの新しい取り組みということで、注目はいたしておりますが、町といたしましては特に今までと変更する考えはございません。

次に、役場庁舎内の八十二銀行坂城支店坂城町役場派出所の新しい公金管理システムについてお答えいたします。このシステムは、派出事務室内に新たに現金処理機を設置するもので、派出社員が窓口でお預かりした現金を新しいシステムで処理しますと出入金の記録がされ、またつり銭が必要な場合は自動で処理されて、短時間でお客様にお渡しできるというものであります。このシステムは、この9月4日から導入されまして、派出窓口での事務の迅速化と正確さがより推進されるものと期待いたしておるところであります。

**6番（塩野入君）** 米国では、リーマンショック後、目標が達成できない場合は、歳出削減に踏み切らざるを得ないような政府への縛りを設け、財政健全化の財政規律を保つ保険の処置があります。財政に一発逆転の妙手はありません。我が町の健全財政の将来像をしっかりと考え、その将来像に対する希望と意欲を創造する地道な作業が王道であろうかと考えます。

## 2. 坂城更埴バイパスの進捗状況は

次に、坂城更埴バイパスの進捗状況についてお尋ねします。バイパスの質問は平成23年9月議会定例会で国道18号坂城更埴バイパスの建設促進についての質問表題で初めて一般質問をしてから今回でこれで5回目であります。このときの私の質問に町長は、町長になって早速取り組んだ案件の一つで、これまで推進されてきた最後の期間の固めをするのが役目だと答弁されました。また防災上、緊急搬送などからも早期完成を要望していくとのことのお答えもありました。

あれから3年がたちました。この間、羽田国交大臣が誕生し、町長が直談判式に羽田大臣と面談したり、大臣が交代した直後にも国交省に出向き、直接事務方へ説明したりと活動され、幅ぐいの打設までは進んでまいりました。しかし今年度26年度になってからは、バイパス促進の動きがよく見えません。そこで今年度の進捗状況並びにこれからの動きについて順次質問をいたします。

### イ. 今年度の進み具合

まず、今年度の進みぐあいがあります。初めに26年度も今月で半年、6カ月が経過しますが、これまでどのような動きがされてきたのでしょうか。バイパス建設促進に向けた全体的な

進捗状況についてお聞きをいたします。

今年1月には設計説明会での要望などを酌んだ計画図による2回目の地区説明会が行われました。2回目の説明会では、前回の設計説明会での意見・要望を大幅に取り入れた修正計画図が示されました。地区説明会でありますから当然に、当該地区の修正箇所を重点に話され、路線全体の変更箇所の説明が薄れてしまっています。また、修正計画図による意見・要望も出されています。初めに示された設計図と修正された今現在の計画図を比べ、どこが修正変更されたのか、主な箇所と修正内容をお聞きをいたします。

次に、対策委員会の設置状況について、地元関係区などとはどのような話し合いがなされ、進められているのでしょうか。今の状況はどんなのでしょうか、お聞きします。そして今年度のバイパスの予算の獲得額はいかほどで、どこに使われているのか、これから使われる予定なのかをお聞きをいたします。

#### ロ．幅杭打設後の予定

冬場の時期に積もった雪をかき分け、幅ぐいを打っている作業員の姿を何度か見受けました。その雪が解け、幅ぐいの全容が見えると、現地にバイパスの予定路線がおぼろげにわかってまいりました。今は、水田に稲穂がつき、畑には野菜がつくられ、ぐいの姿は見当たりませんが、予定地に立つと、やがてあらわれるバイパスの姿が思い浮かびます。しかし幅ぐいが打たれて、半年が過ぎようとしています、その後の動きがわかりません。幅ぐいが打たれてからどんな作業がされてきているのでしょうか。また潰れ地の測量面積の算出などはどう進むのでしょうか、秋の収穫が終わってからになるのでしょうか。幅ぐい打設後の具体的な予定はどう描かれているのかお尋ねをいたします。

#### ハ．用地交渉・契約に向けて

長野国道事務所の資料には、事業の流れが載っています。そこには調査設計、設計協議、用地交渉、買収及び工事と大きく4段階の分類があります。現在は用地交渉・買収の段階にあり、その流れは用地幅ぐいの設置から用地測量・物件調査、そして補償金の算定がされ用地交渉・契約へと進むことになっています。流れの中では今は用地測量・物件調査の段階へ進みつつあるものと思われれます。一番肝心なことは、用地交渉・契約へ早く進んでもらうことです。事業の流れに沿って時期的なことも含めて、これからどのように進んでいくのかお聞きします。

また、国道工事事務所側では、これまでも供用開始まで10年程度を見越しているが、この日程を早める努力はしたいとは言っていますが、具体的目標年次は相変わらず明言されていません。日程短縮による供用年次は見え始めているのでしょうか、お尋ねをいたします。

**建設課長（青木君）** 2. 坂城更埴バイパスの進捗状況は、イ. 今年度の進み具合についてお答えいたします。

ご案内のとおり、坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmにつきましては、平成23年度に

国の直轄事業として事業化、着手いたしました。平成24年度には関係機関との協議や関係区長の説明会などを実施し、平成25年度には区長会において事業概要の説明や上五明区を初め村上5地区と役場において、国道18号坂城更埴バイパス設計説明会を2回実施したところでございます。

地元説明会以降、長野国道事務所において地元区の要望に対し、関係機関との再協議を重ね平成26年6月には意見・要望の再確認や用地関係について関係区長と打ち合わせを実施したところでございます。

変更された主な箇所と内容でございますが、月見区、上五明区から通学路について新たに歩行者用横断ボックスの設置、網掛区、小網区からは要望のありました側道については、それぞれ設計変更または延長等について変更したところでございます。

また上平区、上五明区から要望のございました歩行者用横断ボックスの設置につきましては、ここは国道バイパスの設計高、また路面排水の勾配等さまざまな制約がある中で、現在ボックスの設置については大変厳しい状況ではございますが、長野国道事務所において調整をしているところでございます。

次に、対策委員会の設置状況でございますが、対策委員会は区単位の立ち上げが望ましいと考えているところでございます。現在上五明区において対策委員会が立ち上がっておりますが、その他の区におきましては、対策委員会の立ち上げをお願いしているところでございます。今のところ、区単位で説明会を実施しているところでございますが、今後各区の対策委員会の設置に向け調整をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、今年度の予算の内容についてでございますが、坂城更埴バイパスにつきましては、1億5千万円の事業費が計上されており、道路設計、用地調査を行うとともに今年度用地買収に着手したいという計画となっております。

次に、口の幅杭打設後の予定はにつきまして、今年1月村上5地区と役場において開催した地区説明会において、長野国道事務所より用地幅ぐいの設置について説明があったところです。その後、地区説明会の中でバイパスに係る用地幅について、図面上だけではなく現地でどこまで来るのか知りたいなどの意見があり、目で見てバイパスの幅がわかるように、幅ぐいの設置を行ったところであり、今後、協議により構造等の変更が生じた場合は、幅ぐいも再度打ち直すというものでございます。

幅杭の打設後の予定はでございますが、地権者や地元区との調整を行い、用地測量、物件調査、補償算定等が行われた後、用地交渉を進めていくこととなります。長野国道事務所では、今年度には用地関係に入りたいという計画もあり、起点と終点の二つに分け、まず起点である小網側から10月以降測量説明会の開催を実施し、その後境界立ち会い、物件調査を進めていく予定となっております。

次に、ハの用地交渉・契約に向けてでございますが、現在、設計協議を重ねながら用地関係に向け打ち合わせ等を進めているところでございます。時期的なことにつきましては、今年度小網側から測量説明会、境界立ち会い、物件調査などを進める予定となっております。

また、供用開始年度は見据えているかのご質問でございますが、一般的には事業化からおおむね10年を目安にしているところであり、平成23年度の事業化から10年後の平成32年度の供用開始に向け事業が進められておりますが、事業の短縮には用地交渉の進捗が重要となっております。早期開始に向け進めているところでございますが、現在年次につきましては明言されていない状況でございます。現在、町といたしましても引き続き長野国道事務所とともに事業の推進に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**6番（塩野入君）** 私は前回、平成25年9月議会の一般質問の交通動線の確保の中で、網掛地区に2カ所計画された横断ボックスを接続した巡回できる交通確保の要望をいたしました。建設課長は、長野国道事務所に検討をお願いするとの答弁でありました。その後、今年1月31日に役場にて地区説明会があった折に、建設課の指示により説明会終了後に個別的な要望の時間をとっていただき、私が国道事務所担当者に直接要望し、納得され了解されました。災害対応や高齢化が進む中で、この巡回経路は地域住民としても必要であります。どのように進展しましたでしょうか、お聞きをします。

次に、用地幅ぐいが設置されましたが、この幅ぐいは少し余裕を持った柔軟性を持たせた位置に打ってあるという説明であったやに理解している向きもあります。今のぐいの設置は設計図に沿った正確な位置に設置されていると解釈していますが、それでよいのでしょうか。

また、町には坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会があります。以前にも活性化に向けた質問をしましたが、相変わらず総会は年度後半に開催され、今年度の総会もいまだ開かれず停滞ぎみな状況です。この同盟会も今動かなくていつ動くのでしょうか。25年度の事業計画は国道18号バイパスの早期完成に関する活動とうたわれています。同盟会活動の活性化を図っていかねばならないと思いますが、お考えをお尋ねをいたします。

**建設課長（青木君）** 再質問についてお答えいたします。

長野国道事務所によりますと、機能回復につきましては、原則として現在利用されている道路や水路について機能を損なわないよう計画されているということでございます。網掛地区にはバイパスにより分断される地域が2カ所あり、それぞれ横断ボックスの設置による機能回復が示されており、通行の確保が示されております。

平成25年8月の第1回地区説明会において、災害時対応や高齢化の進む中、この横断ボックスを接続して迂回できる交通確保との要望があり、長野国道事務所において検討したところでございます。1月31日の2回目の地区説明会での回答によりますと、この場所につきまし

ては、千曲川河川事務所や長野県との協議が必要であり、協議の結果、この場所は河川管理用道路であり、一般車両は通行できないため常時の通行はできないが、車どめで通行制限をし、緊急時のみ開放し自転車道に接続するという回答が示されたところでございます。

次に、幅ぐいの設置についてでございますが、長野国道事務所の説明によりますと、構造物から20cmから1m程度の余裕幅を持って設置しているということでございます。

また、坂城国道バイパス県道整備期成同盟会では、国道バイパスの早期事業化について国や県等へ陳情活動を継続してきた結果、平成23年度坂城更埴バイパスが事業化された経過がございます。以降、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会と新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会により事業化区間の早期供用開始、未事業化区間の早期事業化に向けての国等への陳情をしてまいりました。また、昨年度は新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会により中央陳情の活動を実施いたしました。

町といたしましても少しでも早い時期の供用開始に向けまして、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会の総会において町独自の陳情についても図ってまいりたいと考えているところでございます。総会の開催につきましては、期成同盟会の活動が最大限発揮できるよう早期に開催し、今後も国、県等への早期活動を継続し早期開始に向け活動を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**6番（塩野入君）** 北陸新幹線東京金沢間の開業が来年3月14日に決まりました。リニア中央新幹線工事の認可も申請され、事業着手の段階へと進み始めました。国家プロジェクト的な大きな事業は、どんどんと現実味を帯びてまいります。

一方、バイパス建設は確かに進んではいますが、頻度という面からは面映ゆいという感じがしています。主体は国ですから、事業規模からしてもしかりですが、小規模な地域の願いは思うように届かないギャップがあります。町も今以上に地域住民のパイプ役として力を注いでいただき、地域住民がバイパスの現実味を感じられる段階へ早期に進むようお願い、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時22分～再開 午前11時32分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、3番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**3番（吉川さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 健康な町づくりへ

厚生労働省は、2013年に病気やけがの治療で全国の医療機関に支払われた医療費が、概算で39兆3千億円となり、11年連続で過去最高を更新したと発表いたしました。前年度と



比べ8千億円増え、伸び率は2.2%、高齢化に加え医療技術の高度化も大きく影響しております。

政府の推計では、日本の75歳以上の人口は10年の1,419万人から30年には2,278万人、約2倍弱になり、医療にかかるお金は12年度は35.1兆円でしたが、団塊の世代が70代後半となる25年度には54兆円になる見込みを示しました。個人や企業が負担する社会保険料などを除いて税金で賄う分は、15兆円から25兆円超に増えます。

政府は、これを受け都道府県別レセプトデータ、診療報酬明細書の解析などで医療費の節減に取り組む地域を目標とする指標をつくり、その達成度合いを公表することを検討しています。つまり、医療費抑制目標の導入を検討しているということです。

このように、今、国民一人一人が真剣に健康づくりに向き合い、医療費削減に取り組むときが来ております。そこで当町の健康実態と健康なまちづくりについてお伺いいたします。

イとして、レセプトデータからみた健康実態は

2カ月おくれで送られてくる診療報酬明細書をもとに適正に請求されているかどうか、担当の方が点検を行っています。このデータの解析が医療費抑制の大きな鍵でもあります。そこでお聞きいたします。ここ二、三年の実態について、次の6点についてお答えください。

1、24年、25年の死亡原因の順位と人数。2点目として高額医療費の原因別順位。3点目として透析者の推移。4点目として40代から64歳までの方で要支援、要介護になった原因とその人数。5点目として25年度のレセプトに見る入院、入院外の件数と医療費の比較。6点目として22年から24年までの国保と後期高齢者の1人当たりの医療費とその順位。そしてこのデータからどのように実態を分析されたかお伺いいたします。

ロとして保健指導について、実施状況とその内容についてお伺いいたします。

平成20年から特定健診、特定保健指導が実施されてきました。そこで一つとして、22年から25年の特定健診の受診率の推移についてお伺いいたします。2点目として保健指導の内容について。3点目として重症化予防対象者への取り組みについてお答えください。

ハとして、健康づくりについて

一番大事なのが、町民一人一人が自分の体の状況を知って健康な体を維持することです。そして、これはなかなか1人ではできないことでもあります。坂城町健康づくり計画の基本方針の中に、健康づくり支援のための環境整備とあります。その内容は個人の健康づくり活動の持続性や達成度をより高くするために幅広い関係者の参加、協力のもと、健康づくりを支援する環境づくりを推進しますというものです。そこで、町として取り組んでいる健康づくりはどのように実施されてきましたか、その点についてお答えください。以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** 健康な町づくりへという質問でございます。私からは町全体の取り組みについ

て答弁させていただきます。

国は、健康増進法に基づく第2次健康日本21を平成25年度からスタートいたしました。健康日本21は、21世紀における国民健康づくり運動で、国民の健康増進の総合的な推進を図ることを目的としております。

町におきましても、健康日本21に基づき町の特性と健康実態に沿った坂城町健康づくり計画第2期「すこやかさかき21」を策定し、これを町民の皆様の健康づくりの基本となる計画として位置づけ、健康増進事業を推進しているところでございます。この計画は町民一人一人が健康で長生きできるまちづくりを目的として、妊娠・出産から高齢期までのライフステージごとに重点目標を定め、町民の健康づくり事業に取り組んでいくものであります。

乳幼児期から若年期におきましては、心身ともに健康な子供の成長を重点目標とし、平成24年度からは、子供一人一人の成長発達に沿った適切なサポートや子育て支援の充実を図るために5歳児すくすく相談を開始し、子育て・発達・就学支援の充実を図っております。

成人期から高齢期では、特定健診受診率65%、特定保健指導実施率60%、健康寿命の延伸、医療費等の適正化を重点目標として、生活習慣病の発症予防及び重症化予防、がんの早期発見を図るため事業を推進しております。

特定健診につきましては、開始年齢に当たる40歳の方を対象とした40歳スタート健診を今年度から開始いたしました。また女性特有のがん検診の受診率向上のため無料クーポン券検診を実施しているところでもございます。自分の健康状態を知り、日常生活習慣の改善の第一歩となるよう引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、町の医師、歯科医師の先生方とは、坂城町健康づくり推進会議を年に1回開催、先生方にご協力いただいている予防接種や乳幼児健診、特定健診、歯周疾患検診等を初め、広く町民の健康づくり事業にご協力をいただいているところでもあります。今後とも関係機関等との連携強化を図り、町民の健康増進の推進を図ってまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（天田君）** 健康な町づくりへのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、イのレセプトデータからみた健康実態のうち、主な死亡原因につきましては、平成24年、25年ともに一番多い疾患は悪性新生物で、24年が58人、25年が42人、2番目が肺炎で24年が45人、25年が42人、3番目が心疾患で24年、25年ともに35人で、これらは全死亡の約6割を占めている状況でございます。

高額医療費の支給となった原因疾患では24年度、25年度ともに一番多いものは悪性新生物で、2番目が精神疾患、3番目が心疾患、4番目が腎不全となっております。このうち心疾患、腎不全は生活習慣に起因する疾患であります。特定健診の受診により基礎疾患の早期発見、そして生活習慣の改善や適切な治療を実施することで予防ができるものと考えます。

人工透析をされている方の推移を国保のレセプトから見ますと、平成22年度が13人、



23年度が12人、24年度、25年度が10人と減少傾向で推移をしております。

介護保険における40歳から64歳の新規認定者の状況ですが、24年、25年度の2年間は8件で、原因としては脳血管疾患が5件、ほか初老期認知症、糖尿病性神経障害、がん末期となっております。

次に、平成25年度における国保加入者の受療状況でございますが、入院は1,024件で医療費が5億4,395万1,860円、入院外は3万8,333件、医療費が7億5,478万5,330円となっております。国保加入者の1人当たりの医療費につきましては、平成22年度は30万3,720円で県下20位、24年度は34万4,964円で10位となっております。後期高齢者医療保険では、22年度が84万4,011円で3位、24年度は92万6,373円で県内で一番高い金額となっております。

国民健康保険の運営につきましては、被保険者数の減少により国民健康保険税の減少が、収入が減少する一方、医療費の支払いは増加しておりまして、厳しい状況が続いております。被保険者の方が健康で毎日過ごせることは、ご本人にとってとても大切なことですが、このことは国民健康保険の健全な運営にも欠かせないことと考えております。

続きまして口の保健指導についてでございますが、特定健診、保健指導につきましては、40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象として、年1回の健診受診と健診結果をもとに保健指導を実施し、生活習慣の改善と生活習慣病の発症予防、重症化予防を図っているところでございます。特定健診の受診率の推移を見ますと、平成22年度が40.0%、23年度が43.7%、24年度が48.2%で年々増加していたところですが、25年度につきましては暫定値であります46.9%でやや減少しております。

特定健診受診後の保健指導につきましては、集団特定健診の受診者全員を対象として結果報告会を開催しております。報告会では、お一人30分程度の個別相談を実施し、健診結果の説明と検査値をもとに身体活動や食生活の改善などの支援をしております。また、メタボリックシンドロームのリスクが高い方を対象として特定保健指導を実施しております。特定保健指導では、定期的な面接相談等による生活習慣の改善状況を確認しながら継続支援に努めております。

重症化予防対策につきましては、生活習慣病の治療をされている方で、血糖値や血圧値のコントロールが困難な方や未治療の方、心疾患や糖尿病性腎症の方を対象として定期的な面接指導により、生活習慣の改善状況の確認や医療機関への受診勧奨を実施しております。特定健診を受診し生活習慣を改善することが、健康を維持するための第一歩と考え、今後もさらなる受診率の向上に努めるとともに、保健指導の充実及び関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ハの健康づくりについてでございますが、介護予防事業としてストレッチ、ヨ

ガ教室、地域支援グループへの運動や栄養に関する教室など各種事業を実施しております。特に70歳の高齢受給者証発行にあわせ、健康教室ではロコモ予防運動のほか、脳卒中や認知症予防などをテーマに実施をしております。また、生きがい活動支援通所事業、通称ミニデイサービスの中でも運動や栄養の指導を取り入れ、できるだけ長く健康で自立した生活を維持していただけるよう働きかけをしております。

高齢者の皆様が運動機能や栄養状態といった心身の機能の改善をすることによって、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人が生きがいや役割を持って毎日を過ごせるようこれからも支援してまいりたいと考えております。

**3番（吉川さん）** 2回目の質問に移ります。ただいま町長から町の健康づくりの実態、また担当課長より詳しい説明をいただきました。やはり、今死亡の原因のトップは悪性新生物ということで、がんがトップに出ています。そして2番目が心疾患ということで、入院後、肺炎になったりしてお亡くなりになるということで、今の医療費を見ましても、入院の件数は本当に通院の何十分の1なのですが、医療費が同じくらいかかっているという実情であります。

今の中で1点お聞きしたいと思います。高額医療費、これが今、1番から教えていただきましたが、トップのがんの医療費の割合と、また生活習慣病に起因する疾患の医療費の割合はどのくらいでしょうか。そして先ほど若くして要支援、要介護になってしまった方が8人も2年間でいらっしゃいます。この方は町での特定健診、ないしはドックなどを受けていたのでしょうか、その辺わかる範囲でお願いいたします。

**福祉健康課長（天田君）** 高額医療費の関係でございますけれども、先ほど申し上げたように、一番多い疾患は悪性新生物、がん等の病気でございます。その後が精神疾患、また3番目が心疾患というような状況でございます。詳しい割合につきましては、ちょっとデータがないものでございまして大変申しわけございませんが、いずれにいたしましても、この方たちの割合は全体で非常に多いような状況でございます。また、この方たちがいろいろなドックとか特定健診とか、かかれたとかということについてございますけれども、やはり重症化の方につきましては、なかなか全員の方が診察を受けていらっしゃるということでないところでございますので、引き続きこのあたりもアナウンスをさせていただいて、健診等努めていただければと考えております。

**3番（吉川さん）** ありがとうございます。それで高額医療ですけれども、本当に金額的には億を上回っております。今もデータがおっしゃいましたが、その順番の中で精神疾患と整形というのは、長期的な医療体制になります。ですが、今のがんとか心疾患というのは突発的に出てくるものです。これは医療費の約5割を占めておりました。

そして、先ほども若くして要支援になられた方、この方たちがやはり今言ったように健診を受けていなかったということもあります。ぜひこの一般健診ですね、40歳までの方の中にも

本当に若い世代で、会社勤めをしていない非正規雇用の方とかいらっしやいます。そういう方などは特にこの一般健診のほうの勧奨もしっかりと力を入れていただきたいと思います。

その中で一つ、最後に1人当たりの医療費について、先ほど報告がありました77市町村のうち、国保は10番目で後期高齢者は2年続けて県下トップであります。この実態について、特定健診を進めてきた中で、この実態をどう受けとめて対策をとられたのか、その点について答弁をお願いします。

**保健センター所長（村田君）** ただいまの再質問についてお答えいたします。

40歳未満の一般健診の若い方からの保健指導等が重要ではないかということで、町の保健センターのほうで行っております内容についてお話しさせていただきたいと思います。

40歳以下の20代から39歳までの一般健診の方たちにつきましては、集団健診が主なものでございまして、先ほども答弁にございましたように、全員の方が結果報告会ということで受診していただきまして、結果の説明、それから保健指導ということで日常生活の改善等の支援をさせていただいております。以上です。

**3番（吉川さん）** 済みません。今、医療費が県下でトップということで、それに対しての対策をどう捉えているかという答弁を求めていたんですが、その点についてお願いします。

**保健センター所長（村田君）** 失礼いたしました。1人当たりの医療費への対策についてお答えいたします。

先ほども答弁にございましたように、保健指導の徹底を図っております。保健指導につきましては結果報告会、そして特定保健指導、それから重症化予防ということで未治療の方、それからコントロールの不十分な方につきましては、継続した訪問指導、電話相談等を行っているところでございます。そして、さらに65%の特定健診の受診率に向け、また特定保健指導も60%に向け、ただいま保健センターにおきましては、訪問指導に力を入れ、また地域へ出ていきまして重点地区について啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

**3番（吉川さん）** 継続した訪問指導をしていただくということでお願いします。

さて、広島県の呉市では、医療費をどうやったら削減できるかということで試行錯誤した結果、冒頭に上げましたレセプトデータを解析して、その成果を上げました。呉市では2008年から始めたのですが、レセプトに記された病気の名称や通院の回数、処方した薬の種類や量など膨大なデータをコンピューターで解析し、同じ病院に何度も通ったり、薬をもらい過ぎていたりする患者を打ち出し、保健師が丁寧に健康相談に回ります。

その内容は自分でできる健康管理を指導したり、成分が同じで価格が安い後発薬の利用を促したりいたします。そして11年度には年約1.5億円の医療費を減らすことができたそうです。ちなみに呉市の人口は24万人弱で国保加入者は5万4千人で23%です。大きな自治体で保健師の数も相当の数いらっしやると思います。このような取り組み、これはできないこと

じゃないと思いますが、この取り組みについて見解をお伺いしたいと思います。

**保健センター所長（村田君）** ただいまの保健指導にレセプトデータの活用をしてはいかがという  
ことについてお答えいたします。

現在、特に重症化予防対策として実施しています心疾患や糖尿病などの生活習慣病等の治療  
をされている方の場合には、必要に応じてレセプトで受療状況を確認し、保健指導に活用して  
おります。今後もさらに受療状況等活用できるよう努めてまいりたいと思います。

**3番（吉川さん）** ただいまの答弁の中で、重症化予防とともに保健指導に当たっているという  
ふうに理解いたしました。

それで、では今までの中で訪問指導した中で、実際に呉市のように通院を減らしたり、目に見  
えた形で医療費が削減できたという実績はあるのでしょうか、その点についてお伺いいたしま  
す。

**保健センター所長（村田君）** レセプトデータの活用が医療費の削減につながったかどうかとい  
うことにつきまして、お答えいたします。

レセプトデータと医療費の削減の関連性につきましては、現時点では把握しておりません。  
これから訪問活動とともにレセプトデータの活用を把握してまいりたいと思っております。

**3番（吉川さん）** 呉市では、このデータをもとにこの人との絞って、その人が日常化してい  
る通院状況までを把握して指導して削減に当たりました。これは大変な作業かと思いますが、  
ぜひ取り入れていただきたいと思います。

さて、町では重症化予防対策もしっかりやっております。あとは一人一人への意  
識啓発だと思います。昨年、県では信州保健医療総合計画が29年までの5年間を目標に策定  
いたしました。寝たきりなどにならずに、健康で年を重ねる健康寿命をさらに延ばし、平均寿  
命との差を縮めることが、ひいては医療費の抑制にもつながると考えます。その取り組みの中  
で、食生活の改善について、保健補導員の強化とありました。

須坂市ではこの保健補導員が活躍をしております。それは健康に関する学習会や食生活改善  
に関する調理実習を行って健康意識を高めております。そしてそれを地域に持ち帰り広げ、要  
介護者の抑制につながってきているとお聞きいたしました。健康づくりは食生活から始まります。  
地域と密着しているこの保健補導員さんの活動の中に、この仕組みを取り入れてはと考えま  
すが、その点について答弁を求めます。

**保健センター所長（村田君）** 保健補導員活動により健康づくりへの支援ができないかとい  
うことにつきましてお答えいたします。

現在、保健補導員の方々には、地域と町との健康づくりのパイプ役といたしまして、健康意  
識の高揚や健診受診率の向上にご尽力をいただいているところでございます。県や町が実施し

ております研修会等にもご参加いただき、みずからの健康づくり、そして家族や地域の方々へも知識の啓発をしていただいております。

今年度は、さらに生活習慣病の発症予防等、健康づくり支援のための学習会を開催する予定でおります。今後も保健補導員活動における健康づくりへの支援について、さらに検討してまいりたいと考えております。

**3番（吉川さん）** ただいまの答弁で学習会を今年度計画をしているということで、ぜひ各自治区にいらっしゃいます保健補導員さん、地域の皆さんのために、その役割を大いに発揮して健康のためにつなげていただきたいと思います。

県民の医療費は13年度が6,481億円で、17年には7,138億円に増加すると見込まれております。生活習慣病の予防とともに、後期高齢者の医療費削減が大きなポイントになってまいります。

高齢者の健康づくりについてですが、現在各所で機能訓練のための機器をそろえて、利用が高まっているデイサービス施設ができてきております。当町には、勤労者福祉センターがあります。この中にジムが設置してあります。これは私の考えですが、今若い方がもう本当に昼に夜に健康づくりに使っていらっしゃいますが、ぜひこのセンターでミニデイサービスの皆さん、こんな方たちが月に1回でもいいですが、このような体のトレーニング、これを取り入れてはどうかと思いますが、その点について考えをお聞きいたします。

**保健センター所長（村田君）** 健康づくりに健康機器の活用を取り入れたらどうかというご質問についてお答えいたします。

健康づくりに健康機器を活用していくためには、設置場所や指導者等の確保、そして効果的な活用方法等を指導する必要があるがございます。今、議員さんのほうからお話ありましたように、町の勤労者総合福祉センターにおきましても実施しているわけがございますが、健康づくりのための運動等につきましては、安全性や効果、また継続して実践できることが重要と考えております。どこでもいつでも安全に実施できる歩行、そしてまた日常生活の中で小まめに動くこと等が健康づくりについては大きな役割を果たしているものと考えております。

**3番（吉川さん）** うちの母ですが、夢の湯にミニデイサービスに通っております。介護保険を使わずにいまだ行かせていただいておりますが、夢の湯にも電気のあるま器とか、いろいろなものが用意されておりますが、これから長い目で見てこのような健康づくり、これも取り入れられたらいいなと思います。9月は1日から30日までが健康増進普及月間です。町民一人一人が体を動かし、医療費削減のために健康なまちづくりに努力できたらと思います。

それでは次の質問に移ります。

2として出産支援について

イ.産後ケアの充実を



子供を産み育てやすい社会を実現するには、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援が重要です。核家族化が進み地域のコミュニティーも希薄化する中、1人で孤立する母親もいます。自分の両親が高齢だったり、働いていて全面的に頼れないケースもあります。出産後の女性はホルモンのバランスが変調を来し、一時的に情緒不安定になりがちです。そんな意味でも公的支援の必要性が今高まっております。そこで次の2点について伺います。

一つとしてここ二、三年の出生数とそのうち第2子以上は何人でしょうか。2点目として、出産退院後のお母さんへのケア事業の内容についてお答えください。

口として、妊婦に歯科検診の無料クーポンを

先日、歯周疾患検診のお知らせをいただきました。当町では平成22年から始めた40歳からの節目健診のお知らせでした。2年も歯医者に行っていなかったので大変ありがたかったです。検診料は町が半額補助していただき1,500円で検診を受けてまいりました。

さて、妊婦さんはどうでしょうか。妊娠によりホルモンのバランスの変化などで歯周病、歯肉炎、虫歯などになりやすいそうです。近年、歯周病にかかった妊婦はそうでない妊婦に比べて37週、およそ5カ月くらいかと思いますが、37週以前の早産や2,500g以下の低体重児出産の危険性が7.5倍にもなるという衝撃的な報告がされております。妊婦さんこそ歯科検診や口腔ケアが必要と考えます。妊娠中は体調が変化しますので、気が進まない方もいるかもしれませんが、歯科検診や口腔ケアの大切さを知っていただき、体調のいいときに検診を受けてほしいです。

妊婦さんの健康と安心の出産のために、歯科検診の無料クーポンの導入を提案いたしますが、お考えを伺います。以上で1回目の質問を終わります。

**福祉健康課長（天田君）** 出産支援についてのご質問のうち、初めにイの産後ケアの充実をについてお答えをいたします。

まず、過去3年間の町内の出生数の状況についてでございますが、平成23年の出生数は114人、そのうち第2子以上が67人であります。24年度は出生数91人、第2子以上が51人、25年度が出生数95人、第2子以上が53人で、ここ数年出生数の半数以上を第2子以上が占めるというような状況でございます。

出産退院後のケア事業につきましては、保健センターでは妊婦の方が妊娠届を提出に来られた際、子育て支援に関するアンケートの記入をお願いをしており、その内容から出産後における支援の必要性について確認をしております。また、医療関係との連携にも努めておりまして、未熟児やハイリスクの母子、家庭環境等により出産後の支援が必要な方につきましては、病院から直接連絡をいただいております。アンケートの内容や病院からの連絡により支援が必要な場合には、早い時期から保健師が訪問をし対応をしております。

また、生後3カ月までには全ての乳児について保健師が訪問をし、母子の状況の把握を行っ



ております。状況に応じて児童相談所や子育て支援センター等とも連携を図る中で個別の支援を行っております。生後4カ月以降につきましては、定期的な乳幼児健診を実施する中で保健師や栄養士による相談や指導を行っております。

このほか、社会福祉協議会におきましては、ファミリーサポートセンター事業を実施しており、生後6カ月以上のお子さんを対象に、一時預かり等の支援に努めていただいております。町では妊産婦健康相談や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等を行う中で、妊娠から出産、子育て期において継続した支援の充実に努めているところでございます。

今後も安心して穏やかな出産・子育てができるようきめ細かな支援を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、口の妊婦に歯科検診の無料クーポンをについてお答えをいたします。妊娠中は、体調や生活の変化により歯周病等にかかりやすくなると言われており、予防には日ごろからの歯磨き等によるケアが重要であります。

保健センターでは、妊婦の方に母子手帳を配付する際、歯の健康についての小冊子を配付し妊娠中の口腔ケアの大切さについて周知に努めております。また、妊婦等を対象に年4回開催する母親教室では妊娠、出産、育児に加え歯の健康についても指導を行っているところでございます。歯周病等の予防につきましては、毎日の歯磨き等の口腔ケアを徹底を図るとともに、バランスのよい食生活が重要であると考えております。

今後も母親教室等の機会を通じた指導の充実と周知に努めていくことで、無料クーポン等による歯科検診の助成につきましては、当面は実施しない考えでございます。

### 3番（吉川さん） 2回目の質問をします。

24年度、25年度が100人を割り、少子化対策が喫緊の課題です。しかし今お聞きした中で、課長の答弁にありましたとおり、半数が第2子以上だということで、大変うれしいことです。また逆に第1子の方も同じくらいいるということで、これから2人、3人と生んでいただけるということで期待が持てます。そのためにも安心してこの町で赤ちゃんを育てられる環境づくりが大切になってまいります。

ただいま当町での産前産後の支援について詳しく説明をいただきました。アンケートに始まり、また医療関係との連携、しっかりやっていただいております。振り返ってみますと、私が出産した当時は1カ月健診を病院で済ませた後は、4カ月健診まで何もなく相談することがなかったと思います。たまたま義理の母がいましたので、何も困ることはなかったと記憶しております。そんな意味では、現在の支援体制はまことにすばらしいと思いました。

まず、母子手帳を交付とともにお母さんへの見守りが始まり、そして出産後、乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業として、保健師さんが4カ月までの間に家庭訪問して状況を把握し相談相手になっていただいているわけです。大変ありがたいです。

そこでお聞きいたします。この訪問の回数は1回のみと理解していいでしょうか。そしてまた、今までの中で訪問を断られたというケースはあったでしょうか、この2点についてお聞きいたします。

**保健センター所長（村田君）** 乳児家庭全戸訪問についてお答えいたします。

1回の訪問で終了なのかということについてですが、必要に応じて2回、3回ということで、保健師だけではなく栄養士等必要であれば、必要なスタッフによる訪問を継続しております。

二つ目の訪問拒否の方があったかどうかということですが、平成24年度につきましては、対象者100名のうち2名の方が、平成25年度におきましては89名のうち1名の方が訪問を希望されておられません。訪問を希望されない方につきましては、電話連絡によりまして、育児状況の把握やお子さんの発育状況の確認を行います。そして必要に応じて健康相談、保健指導へと支援をつなげております。

**3番（吉川さん）** 25年度の決算報告書では対象乳児が100人に対して91人の訪問というふうになっておりましたのでお伺いいたしました。中にやはり訪問を断るとい方がおりますが、ぜひ今、電話連絡をとる中で指導していただいているということです。

今の子育て事情は複雑で本当に今、携帯、またスマホで手軽に情報が入手できる分、逆にお母さんが不安やストレスをためてしまうと思います。そんな意味でもこの保健師さんの対応が大変重要になってまいります。ある方が言うておりましたが、産後1年のケアが一生を決める、そういうふうにお聞きしました。そこで、産後さまざまな理由で病院から帰ってきて、面倒を見てもらえない状況にあるお母さんもいらっしゃると思います。そういう方に対する支援はどうされておりますか。また短期に母子を入所させられる場所が当町にはありませんが、そのような手だてはどうされておりますか。この2点についてお聞きいたします。

**保健センター所長（村田君）** 出産後に支援を受けることができない方への町の対応についてお答えしたいと思います。

先ほども答弁にございましたように、出産後に支援を受けられない方につきましては、妊娠届け出時のアンケートの内容によりまして、ハイリスクのお母さんのご様子を把握しております。また、病院からの退院時の情報提供等によりまして、早期の訪問も実施しております。また、実家が上田市にある方につきましては、上田の子育て支援施設ゆりかごの利用が可能ですので、子供とともに宿泊しまして育児支援を受けることができるようになっております。平成25年度につきましては、2名の方がご利用されております。出産後の支援につきましては、今後さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

**3番（吉川さん）** 今、答弁ではアンケートに沿って、また早期の訪問を実施していただいているというお話でした。私の中では、この出産後、家事、また育児、家庭のこと、そういう部分

の面のことをちょっとお聞きしたんですが、この出産後の大事な時期、この時期の無理というのは高齢になってから出てきます。相談体制はこの町は大変すぐれていると思います。一歩踏み込んだ支援が必要ではないかと考えます。そして今、上田のゆりかごですね、ここに上田に実家がある方が1週間ほどお世話になれるというお話ですが、これは大変母体にとっても負担が軽減できて素晴らしいと思います。当町にはそういう施設がありません。

私の友人が子育てヘルプサービスを立ち上げ、出産から育児に至るまで支援をしております。この方は行政や病院では届かない、すき間の困り事にヘルプをしているわけですが、内容は家事とか相談、育児、そして外出のお手伝い、また上にお子さんがいらっしゃる場合は保育園の送迎など、多岐にわたっております。出産を終えたお母さんに1人で頑張り過ぎないでほしいということで、温かい手を差し伸べております。なれない育児にストレスがたまって5カ月の赤ちゃんを虐待死させた事例もあります。このように保健師さんにかわって少しお母さんのお手伝いをしてくれたり、相談に乗ってくれる、こういうボランティアグループなどがあると心強いと思いますが、その点について見解をお伺いいたします。

**保健センター所長（村田君）** 実際の家事、育児等のボランティアさん等の支援が必要ではないかということについてお答えさせていただきます。

現在、町の状況ではサポート、社協のサポート事業におきまして6カ月以上ということのお子さんの支援がなされているところでございます。今後、坂城町におきましても、ボランティア活動等、サポートできる地域支援等、充実を図ってまいればと思っております。

**3番（吉川さん）** 冒頭でも申しましたが、近くに親がいないとか、上に3人、4人子供がいて実家に帰れない、そういう方は結構いると思うんですね。1点、今までにそのような困り事、そういう相談があったでしょうか、その点について答弁をお願いいたします。

**保健センター所長（村田君）** 今までに実際、ご相談を出産後の家事等についての相談があったかということについてお答えいたします。

実際にはほとんどの方が育児等、1カ月の間に里帰りをされたり、ご主人の協力を得たり、それから実家のお母さんに来てもらったりということで支援ができているということでございます。実際には直接町のほうに、そのようなご相談を受けたことはございません。

**3番（吉川さん）** 4人目を千葉の実家に帰らず生んだお母さんの話ですが、出産後病院から自宅に戻ると、家の中は騒然としていて足の踏み場もなく、上の3人の子の世話は待たなしでいらいらが募り、パニックになってしまったそうです。そこで思い出したのが、支援センターで何かあったらこのヘルプサービスを使ってくださいとの言葉でした。これは上田市です。そうしてすぐ電話をして、応援を頼み1週間、毎日2時間ずつ訪問していただき、家事全般を助けていただいたそうです。お母さんはそのおかげで体をゆっくり休めることができました。

厚生労働省の研究班が昨年度に実施した自治体アンケートでは、宿泊型産後ケアを行ってい

る自治体はわずか2%で、自宅を訪問して家事などを手伝う産後ヘルパー事業も13%にとどまっているということでした。今、母親に対するケアのニーズが高まっております。今、そういう要望はなかったというお話でしたが、当町でも将来を見据えて前向きにこのボランティア、検討をお願いしたいと思います。

さて、最後に歯科検診ですが、今は実施の予定はないというお話でした。この歯科検診は1人につき3千円ですね。そういうことで金額的には導入できないことはないと思いますが、その点について、再度お聞きいたします。

**福祉健康課長（天田君）** クーポン券の話でございますけれども、先ほども申しあげましたとおり、それぞれの皆さんが毎日の歯磨き等で口腔ケアの徹底を努めていただくということと、またバランスのよい食事、またそういうことをしっかりとさせていただくということで考えております。それぞれの皆さんがご自分の健康をご自分で守り、まずは自分でつくっていただくということを基本と考えておりますので、当面の間は現状のままで努めてまいりたいと考えております。

**3番（吉川さん）** 少子化が目に見えている昨今です。母子の健康のためにも先ほどの産後ケア、そしてこの歯科検診、前向きに町で検討をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問及び総括質疑等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時27分）



## 9月10日本会議再開（第4日目）

### 1. 出席議員 14名

1番議員	柳澤 澄君	8番議員	山崎 正志君
2 "	塚田 正平君	9 "	入日 時子君
3 "	吉川 まゆみ君	10 "	中嶋 登君
4 "	窪田 英子君	11 "	塚田 忠君
5 "	塩入 弘文君	12 "	池田 弘君
6 "	塩野入 猛君	13 "	大森 茂彦君
7 "	西沢 悦子君	14 "	宮島 祐夫君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘君
副 町 長	宮下 和久君
教 育 長	宮崎 義也君
会 計 管 理 者	春日 英次君
総 務 課 長	田中 一夫君
企 画 政 策 課 長	荒川 正朋君
まちづくり推進室長	中村 淳君
住 民 環 境 課 長	金子 豊君
福 祉 健 康 課 長	天田 民男君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋 敬一君
産 業 振 興 課 長	塚田 陽一君
建 設 課 長	青木 知之君
教 育 文 化 課 長	柳澤 博君
収 納 対 策 推 進 幹	宮下 和久君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村田 よし子君
総 務 課 長 補 佐	大井 裕君
総 務 係 長	臼井 洋一君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	竹内 祐一君
代 表 監 査 委 員	大橋 房夫君

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎 金一君
議 会 書 記	小宮山 和美君



5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 学校登山についてほか 中嶋 登 議員  
(2) 町の災害対策はほか 大森 茂彦 議員  
(3) 南条小学校建設について 山崎 正志 議員

第 2 議案第36号 平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第37号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第38号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第39号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第40号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第41号 平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第42号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

**議長（柳澤君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（柳澤君）** 最初に10番 中嶋登君の質問を許します。

**10番（中嶋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、9月3日の日には南条小学校の地鎮祭、起工式が行われましたが、100年はもつ立派な学校ができるよう期待をするとともに、そう願うものであります。そして私が建設委員のとき、また、この議場内におきましても数回にわたり絶対残すべきであると一般質問いたしま

した大正時代の記念館も町長の格段のご配慮により残すこととなり、敬意を表するものであります。

さて、質問に入りたいと思います。

#### 1. 学校登山について

##### イ. 小学校の実状は

信州信濃は昔から山国と言われ、坂城町も四方山に囲まれて原風景となっております。長野県では信州山の日の制定を今年から7月15日より8月14日までとし、また祝日として山の日が2016年の8月11日から始まります。山に囲まれた信州人に今まで以上に山を愛してもらいたいということと、また登山に山岳観光に教育旅行にと全国の小中学生から大人まで幅広い世代が、また海外からも登山や山歩きの観光客が大勢訪れることを具体的に実現するために、国と県がいよいよ行動を始めました。そんな中、我が町の3小学校は町内の里山と思うが、遠足での実情をお尋ねをいたします。

##### ロ. 中学校の実状は

アルプスの2千mから3千m級の山岳登山となると数時間、または十何時間もかかるようがあります。私の中学のときの思い出・体験では、くたくたに疲れ切ってしまったとき、先生が号令をかけて全員で大きな声で、「雪山賛歌」や「アルプス一万尺」を歌ったら不思議と疲れが吹き飛んでしまい、クラスの連帯感が生まれ、危険なところでは女子の手をとって、中学のころでした、もう心臓がドキドキでありましたが、助け合いながらの登山をしたことが、まさにこの場面は昨日のことのよう鮮明に覚えております。そして全員で山頂に着いて下界を見おろしたときの風景のすばらしさ、幾つも幾つも山の名前を先生から教えてもらいましたが、遠く山並みの向こうに、かすかに富士山らしき山が見えたような気がしましたが、雲の中だったと思います。今でも楽しかった思い出として心に残っております。

とにかく本格的な山岳登山は、険しい山道を自分の足で歩くことにより強い意思と忍耐力、達成感が感じられ、学校登山には山を生かす身近な取り組みとして、机上では決して味わうことのできない自然の中での実践教育であると私は思います。坂城中学の山岳登山の実情をお尋ねをいたします。

##### ハ. 教師の年齢は

山岳登山はある程度体力がなければ生徒の引率は無理かと思うが、先生の高齢化も心配であります。年齢の年代別をお尋ねをいたします。

##### ニ. 今後の対応は

前段でも申し上げましたが、国も県も山の日ということで力を入れて取り組んでおります。諸問題あると思いますが、今後、町といたしましても物心ともに応援していくべきであると思いますが、その辺のところのお考えをお尋ねをいたしまして1回目の質問とさせていただきます。

す。

**教育文化課長（柳澤君）** 学校登山につきまして、順次答弁申し上げます。

イ. 小学校の実状はについてでございますけれども、お話もありましたように当町は豊かな自然に囲まれた環境がございます、地元の山や自然に親しんでもらうことを狙いとして町内3小学校におきましては、遠足や5学年の和平キャンプの際に地元の自然散策や登山を行っております。遠足では低学年におきましては、南条の記念公園、びんぐしの里公園など地元の自然散策を行い、中高学年では葛尾城址、虚空蔵山、自在山、三水城跡、そして五里ヶ峰などへの登山活動を行っております。

また、坂城小学校につきましては、これら登山活動のほかに学有林を通した体験活動を行っています。学有林活動は高学年の児童だけの活動にとどまらず5・6学年が整備した学有林を1・2学年及び3・4学年においても秋には学有林遠足として訪れ親しんでおります。小学校の高学年におきましては、自分の体力や身体の状態を考え行動し、山登りを通して山頂という目標に向かい心身を鍛錬する場として、また集団で行動する態度を養い協力することの大切さを体得する場としても位置づけられております。

小学校の遠足では地元の自然に親しみながら楽しく歩き、山の上から自分の住んでいる町を見て道や川や田畑、建物など土地利用の様子などについても学習する機会と捉えて行っております。

続きまして、ロの中学校の実状はということでございますが、坂城中学校におきましては、1学年では志賀高原周辺の自然に親しむ高原学習を行っております。この高原学習では、大きく三つの目的により実施されておきまして、一つ目としましては、集団活動での規律と互いの協力、いたわりの心を持って行動し、友達と自分のよさを発見する。二つ目として、自覚と責任を持って行動し、学年と学級、自分自身を成長させる。三つ目として、高山、高原の中で自然に親しむとともに自然の中での生活を経験し心身を鍛える。こういった目的により実施しております。

2学年におきましては、これまで唐松岳への登山を行ってききましたが、体調等の問題で頂上まで登れない生徒が毎年数名いたことなどから、比較的頂上までの道のが緩やかな乗鞍岳登山に今年度は変更いたしました。2学年登山の実施に当たっては、添乗員のほか山岳ガイドボランティア、看護師といった同行を受けまして、安全対策を図った上で学習面と集団生活の高まりについて目的を定め実施しております。学習面では、乗鞍岳、上高地など日本を代表する自然に直接触れることを通して自然のすばらしさを感じ取り自然を後世に残し受け継いでいく気持ちを育てる。また集団生活の高まりでは、事前準備や当日の登山、散策での班行動やクラスの行動を通して友とのかかわりを深め、ルールを守り協力できる学年やクラスにしていくことを目的に行っております。

以上のような町内3小学校による地元の山への登山、坂城小学校の学有林活動及び中学生による高原学習、登山活動は自然との共生、自然を守る大切さを実感するとともに、心身を鍛え仲間とのかかわりの大切さを学ぶ貴重な体験と考えております。

続きましてハの教師の年齢はということですが、坂城中学校におきます1学年の高原学習、2学年の乗鞍岳登山の引率教員を年代別に申し上げますと、高原学習につきましては、30代が3名、40代が5名、50代が2名で引率を行っております。乗鞍岳登山につきましては、20代1名、30代4名、40代2名、50代4名が引率を行っております。

続いてニの今後の対応はというところでございます。県民共有の財産であり、貴重な資源であります山に感謝するとともに、山を守り育てながら生かしていく機運の醸成の機会として長野県独自の信州山の日が本年7月に制定されました。信州山の日には登山を初めとするさまざまな野外活動が活発に行われるため、3千m級の高山地帯から身近な里山まで幅広く参加することが可能な季節で、次代を担う子供たちが山に触れ、親しみを持つためさまざまな行事等に参加することが可能な休日であることとされ、7月の第4日曜日と定められております。

また、7月15日から8月14日までの1カ月間を長野県の山で開催される各種行事や情報発信等を集中的に実施する期間として信州山の月間もあわせて定められました。この長野県独自の山の日制定の経過としては、過去10年間で山岳観光利用者数の減少等のほか、長野県特有の学校登山など、山に親しむ機会の創出等が挙げられております。

また国におきましても、山に親しむ機会を得て山の恩恵に感謝するとして国民の祝日として山の日を8月11日とし、お話にありましたように、2016年から施行されることとなりました。これら機運の高まりの中、町といたしましても学校における地元の山を初めとする自然に触れ親しむ機会として行っている遠足や登山について、美しい山々に囲まれた山岳県、長野県の子供たちとしてこれまでと同様に山に親しんでもらえるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**10番(中嶋君)** ただいま課長より詳細にわたってですね、説明をいただきました。大変よくわかりました。ただちょっといま一つ気になったのは、中学の2年生の子供たちがちょっと子供の事情もあるんでしょうけれども、去年は乗鞍岳、これ乗鞍岳は3千ちょっとあって高いところではありますが、その子供のことを考えればということもあるでしょうが、それはそれでまた考えていかなきゃいけない問題ではありますが、私に言わせれば今の山の日とかそういうことでありますので、特に今のあれですか、力を入れ気合いを入れていかなければいけないと私は思うわけでありますが、そういうのを考えるとですね、乗鞍岳は8合目ぐらいまではバスや車で行けるんですよ。そこから歩けば数百m歩けば頂上になると。それも一つの考えではあるが、その前まではもう十数年来、唐松岳に子供たち登っておったんですよ。唐松岳はきつい、あそこは大変です。だからそのようなことを考えれば、ちょっと私に言わせれば逆行し

ちゃったかなと。だからその分を考えてまたひとつ唐松岳、唐松岳と同等のようなですね、本当にびっしょり汗をかいてですね、それで登るようなそういうことが私は山岳登山だと思っておりますので、そんな方向に私は持って行っていただきたいと思いますが、そのようなお考えはございませんか。教育長でもよろしゅうございます、お答えいただければ幸いです。

**教育長（宮崎君）** 学校登山についていろんな考え方の中でですね、取り組んでいるわけでありまして。課長のほうからも先ほど答弁ございましたように、比較的厳しい唐松岳、これを今年については乗鞍ということにさせていただいたわけでありまして、学校の年代、年代の事情によってですね、やっぱり全員で一つの目的を達成すると、子供たちが助け合いながらも一つの目的を達成する。そういったことにおける達成感というものもあるわけでありまして、例えばそういう中で、そこにいろんな事情で参画できない子供が複数いるとすればですね、それはまた非常に悲しい話になってくるわけでありまして、そこら辺についてはですね、学校現場の中でですね、その都度その都度どこがいいのかというのを選定しながら行き先を決めていくというようなことをご理解いただければというふうに思います。これがずっと乗鞍ということではなくてですね、その都度検討いただくということで考えているというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

**10番（中嶋君）** 今、教育長にお尋ねしてよかったです。今回、そういう事情だったということで、やはりクラスですね、先ほど私申し上げましたが、連帯感であるとかやっぱりきずなですとか、それはとってもしっかり教育上大切なことであります。私にすれば数名のですね、そういう子供たちがいたから大多数のそれこそ8割、9割方の子供たちを簡単な山へ登らせるというのは私はいかなものかということでの発言でありましたが、ただ、教育長が今言うにはですね、そのときの事情を鑑みて毎年乗鞍だけじゃないんだよと、そういう今お言葉をいただきましたので、またよくその辺のところはですね、校長会なりそういうときにお話をして、できればあれです、何とかそういう部分をクリアをしてですね、全員とにかき私が申し上げましたように、とにかく汗をかく本当に危険な場所、それが教育なんですよ、そういうところへ行かせるということもこれはお願いをしておきたいとします。

それから、先ほど課長からもご答弁あったわけですが、私は心配しておったのはね、今全国的なことを見ると長野県もそうでありまして、坂城の町の役場もそうでありましたが、50代に今うんと先生が多い時代になっちゃっているんですよ、長野県は。それで三、四十代は割合少ないんです、でありましたので、そういう部分を今ちょっと心配したら、課長の答弁の中では、20代、30代、40代、50代、50代は少な目で山に登るときは20代や若い先生方をお願いをするような方向をとっているというようなお話を聞きましたので、とりあえず一安心しました。

いろいろ調べる中では、50代の先生方も、もうちょっとやっぱり年とってくると大変だと。

場合によっては自分で登る人は50代ぐらいだったら幾らでもいるんですが、例えば今の話です。急に子供がぐあいが悪くなっちゃった、そのときには場合によっては先生がおぶって登らなきゃいけないじゃないかと、そんなような心配もありましたので、今の年代別の部分をお聞きしたわけです。ただ坂城町においては、うまくバランスをとってですね、支障のないようにやっているというお話を今課長から聞いたので、とってもいいことでうまく調整をとりながらやっているなど。とにかくでもこれは何年か後なんでしょうけれども、大変なことになるんじゃないかと私はちょっと心配しています。

役場もそれこそね、町長がお入りになってから社会人のところへということですね、40代くらいの人もいて、おうおうなんて私もちょっとね、庁舎内で会ったときに驚いたんですが、年齢を別なところにあきがあっちゃいけないからってことで、うまくバランスよくやっているということは、これはすばらしいやっぱりあれです、いい人材を社会から引っ張ってきてうまく役場の職員のバランスを整えているなどということには、とてもすばらしいことをおやりになっていると私は思っております。

ただ今言ったように学校だけがもう少しという話でしょうが、ちょっと心配はあります。それはさておきですね、それからまたですね、今、同じく課長からガイドや看護師まで連れていっているというお話を承ったので、とっても私はよかったと思います。それはもう絶対やっていくべきです。

これはちょっとまたある意味余計な話かもしれませんが、私の調べた中ではですね、例えば若い先生はいいんですが、ふなれな若い先生が引率する学校もあるということです。それは山小屋のガイドの人たちが見ていたら、子供が雨にさらされているのに山小屋に入らず、計画どおりに野外で整列をさせて集会をしていた学校もあったようです、そういう場面を見た。だから若い人はいいんだけど、そういった指導をやっておった。そのようなことからこれは我が町はつけているからいいんですが、だからこそ、その今のガイドをつけなきゃいけないというようなお話であります。

ガイドをつけるとどうということかちょっと私調べてみましたら、県の山岳センター調べによると2013年ごろ学校登山を実施した県内中学校は170校ございます。またそこでガイド、プロの案内人の付き添いがあったのは137校で81%であったそうです。ちょっと昔の話ですが、1992年ごろはガイドが37%であったが、もう既にこの時代であります。44ポイントも高まっており最近のですね、安心・安全確保のためガイドをつける学校が多いに増えておると。

ただ、私ちょっとこれ心配なのは、例えば松本市や安曇野市の場合では、ガイド費用、結構高くかかるんですね、あれ。1人大体1泊2日ですか、ぐらいになると6万5、6千円ぐらい、お一人ガイド代を取られるという話であります。そんな中で松本市と安曇野市はもう既に



ガイド費用は市のほうの支援を受けているということです。でありますのでですね、今心配だったのは、さっき課長のご答弁の中にあつたように、ガイドと看護師つけているんだよということで安心はしたんですが、これは町が応援しているということですか、ちょっとその辺もお尋ねしておきたいと思います。よろしくお願いします。

**教育文化課長（柳澤君）** 登山におきますときの山岳ガイドボランティアあるいは看護師といった部分のところがございます。危険な部分というような状況の中でガイドというようなところについては、同行をしていただいているところがございます。山岳ガイドにつきましては、学校費用の保護者の積立金というようなところでの対応になっているところがございます。看護師の派遣というような部分につきましては、町での負担をしているというような状況となっております。以上です。

**10番（中嶋君）** 今、課長からご答弁があつたわけですが、バランスいいといえいいんでしょうけれども、できればですね、今後のことを考えてまた3年、5年後を考えていくと必ずやガイドつけて、そのガイドを町で負担しましょうよ、そのぐらいのことですから。この今の長野県、国も本気になって山の日まで制定しておるんですからね、余計私はそういうことでこの場所で一般質問させていただいているわけなんですよ。ぜひ私は、町負担でガイド代ぐらいはやっていただきたい。ましてや例えば市町村によっては違うんでしょうけれども、一クラス1人ガイドつけるところまであるんですよ。坂城町は1人でしょう、きっと。一クラスに1人ということになれば、例えば3クラスあれば3人つけているとか、そういうような状況だということでもあります。それじゃ、今の話ですと6万5千も1人あれすれば、ちょっと大きなお金になるわけですね。ですから、そういうところぐらひは坂城町としても町で援助してあげるべきだと私は思います。

それでさっきもちょっとガイドの話しましたが、ガイドさんたちはこんなことで、私はつけろと言っているんですよ。自然の知識があるガイドは雨で登頂を断念しても、違った山の魅力を伝えられるとそのときにお話をしてくれるとか、例えば地元の山の歴史や自然に精通した県独自のガイドで、信州登山案内人なんてあるらしいんですが、おつけをすればやっぱりいろいろ山に関するお話を雨降りのにきに山小屋の中でしていただくとか、そういう教育効果が絶大であるということでもあります。決して学校の先生が悪いというんじゃないんですが、ある意味プロにはプロの仕事でありますので、お任せしていればいいのかというふうに思います。

ただそうは言いましてもね、ガイドに加えて山に詳しい保護者であるとか、場合によっては地元住民を巻き込んで学校登山のですね、仕組みを考えていく必要が、これからは私はあるのかなというふうに思っております。なぜそのようなお話をするかといいますと、これは学校、校外であつたのかもしれないけれども、今もやっているのかもしれないけれども、小学校のときにですね、これは冬の話ですが、スキー教室でありますとか、それからスケート、そんなようなことを子

供たちにやった時代があったときに、たしか町に樹氷というクラブがありましてね、中に入っていた人もいたんじゃないかな、その樹氷ね。もうやっぱりスキーのですね、準指ぐらいの免許はみんな持っていて、お父さん方ですよ、それで子供たちを引率していくときにね、もううちのこんな子からね、中学生くらいの子供たち、準指ぐらいの免許持っていれば十分今の練習、教えることができた。そんなようないいあれです、スキーのときにはですね、樹氷というクラブの人たちが先頭切ってやっていただいたなんていう流れもあったわけです。

ですから今申し上げましたように、そんなことを考えると、地元住民の人で山をうんと好きな人もいます。大学時代に山うんと登ったような人もいます。お金のかからないということを考えたりすれば、そんなような人を例えば登録を町でしていただいてね、そのときに子供たち唐松岳へ行くんだよというときにですね、いろいろ山のお話を聞いたり、もう事前学習までそういう人が来ていただければできると私は思うわけでありまして。ですからぜひひとつ、仕組みづくりを今後考えていただけたらありがたいなというふうに思いますので、教育長その辺よろしく願いしておきます。お願いしてしまったので、ご答弁よろしいです、したいですか。よろしゅうございます。それではひとつ、そんなことでお願いをしておきますので。そうですか、せっかくでございませぬ。済みませぬ、よろしく願いいたします。

**教育長（宮崎君）** 今の山岳のボランティアの関係ですとか、ガイドの関係でありますけれども、坂城中学校については今年は3名のガイドをつけさせていただいております。費用的なものについては、今、町側でというようなお話もいただいたわけですが、登山計画全体の中ではですね、保護者の負担、町の負担というのを現状の中でとり進めておりますので、そこら辺についてはですね、現状の中ではそれでうまく動いていますので、当面はそういう現状の中で動いていきたいと思っております。

それともう1点、今ボランティアの話をしていただきました。樹氷という、かつてというようなお話がありましたけれども、これからやっぱり学校ボランティアというのは、そういう意味で大変重要というふうに考えているところであります。どういう場面でどういうふうに学校へご参画いただくかというのは、これからの課題ではありますけれども、またそういうお気持ちある方たくさんいらっしゃればですね、本当にありがたいと思っております。それをどうやって学校と連携していくかというのは、私どもの大きな宿題であるとも考えております。よろしく願いいたします。

**10番（中嶋君）** 大変失礼いたしました。よかったです。教育長にご答弁いただきましてありがとうございます。坂城町やっぱり立派ですね。さすが我が町は。3人もガイドいたということはもうきめ細かな教育、私はしていると思っております。ただ今のあれです、何とか町のほうでね、それをやって、今の看護師さんと同じような流れだったら余計私はもう拍手喝采だったわけですが、その辺のところは今後の課題として。それから先ほど申し上げました

ように、ボランティアの部分のところは、今教育長からいろいろ研究なされるという、今ご答弁いただきましたので、大変私もうれしく思っております。ぜひご研究なされてですね、うまく地域住民の皆さんを巻き込んでやっていただければありがたいのかなと思っております。その辺のところは特によろしく願いしておきます。

それでは早速次の質問に移りたいと思います。

## 2. 終活問題について

### イ. 終活アドバイスを町で

今月5日の金曜日に団地まつりがありましたが、あのときトイレに立ちましたら、途中でスペシャルゲストでありました財津一郎さんとちょっとお話をする機会がありましたので、「てなもんや三度笠」の話などをして当時のギャグで、「きびし〜」や今でもタケモトピアノのCMでやっている「ちょ〜だい」は、国宝級のギャグですねと話をして大分盛り上がりました。でも最後に財津さんが言っておりました、一言。みんな死んじゃったわ。さみしそうに言われましたので、私が「今日の舞台は頑張ってちょ〜だい」と言うと、ちょっとウインクなんかして別れたわけではありますが。まさに財津さんではありませんが、私の坂城中学のときの同級生、クラスメートはたしか四十八、九人おったと思うんですが、50人近かったんですが、年に1回は同級会を開いております。もう50年も続けております。会の名前は、花の大好きなクラスだったので、花の3年4組なんてという名前ですとずっとやっております。そうは言いましても、我々のクラスメートも65歳ともなると1人欠け、2人欠け、ついこの間うんと元気だったやつも釣りに行って崖から落ちて亡くなったというような、6人亡くなっております、我がクラス。

そんなことを考えますとですね、団塊の世代も終活を考える時代に入ってきているように私は思うものであります。そして高齢化、社会現象と申しますか、人生の最期に向けて準備を始める終活に、近年大勢の60歳以上の町民の方々ですが、関心が高まっているようであります。そしてまたこのような時代でありますので、行政による取り組みの動きもあちらこちらで出てきております。我が町にも司法書士や看護師さんなど専門家による終活アドバイス、また終活相談を始めるべきかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

### ロ. エンディングノートを町で

数年前から本屋にいろんなエンディングノートが発売されており、私も何冊か購入してみましたが、なかなか細かなことがたくさん書いてあって書きづらくて大変です。ちょっと投げ出してありますが。そんな折りでありました。これは須坂市においてですね、2013年の9月より自分史や遺言、相続、終末期医療への考え方などを書くエンディングノート、これ須坂市では「すざかマイ・ノート」と言っているようであります。これは市独自に作成し市民に100円で販売し、イの質問とも関連がありますが、専門家をですね、公民館に呼んでエン

ディングノート活用講座を開いており、これはエンディングノートの書き方を教えているようですが、大勢の市民が集まり大変喜ばれて大好評であるとのことでありました。

見ていただければわかるんですが、このようなすばらしいノートであります。本当に小学校の子どもわかるぐらいな感じのですね、簡単なエンディングノートで、うまくこれまとまっております。今言ったように、須坂市ではこれをマイノートという名前でエンディングノートをおつくりになっているということでもあります。

私もですね、中を全部見させてもらいましたが、とにかくですね、市販のエンディングノートよりも簡単でわかりやすく、アイデアがいっぱい詰まっております。場合によって考えが変わったら鉛筆で書いてあるので消して書き直せばいいんです。この辺もおもしろいアイデアだったなと思いました。私なんかみんなボールペンで書いちゃったものでね、市販のやつ、だから書き直しなんていうこともずっとできないような状況だったんですが、須坂のやつはこれもう全部鉛筆で書きゃいいんですよということでもあります。

この須坂市ですね、高齢者福祉課というところでやっております、この北堀次長さんのお話を聞いたところによりますとですね、北堀さんは今年の4月からだったということで、前任者の方が物すごくエンディングノートのことに詳しい精通していらっしゃる方で、その彼もですね、1年間もいろいろ研究して簡単に書いて間違いのない方法でできるようなすばらしいのが書けたみたいです。ただ、大分苦勞したなんて苦勞話もしておりましたけれどもね、1年もかかったようなすばらしいのが今のエンディングノートでありました。

ちなみに、先ほども言いましたが、市民には100円で販売していますが、実は北堀さんに、次長さん、本当は幾らだいと、今見てもらえばわかりますが、こんなすばらしいやつ、あれですか、この表紙だけでももうそれこそ100円ショップで買えるかどうかくらいのすばらしいやつだと思うので、実情、こそと教えてくれと、ここで発表したら怒られるかもしれませんが、ちなみに600円かかっているようです。それで市民の皆さんに100円でおあげしていると。

そんなようなことでもありますので、私は坂城町で独自でいろんなお考えして坂城町は独自性のある町であります、いいところは、私はね、すぐまねしたほうがいいと思います。もしかしたらまねする中にまたよかったら、私、エンディングノート、皆さんにお見せしますので、これよりもっといい方法あるよなんてことがあるようだったら、そこで坂城方式にしていけばいいわけです。ぜひ坂城でもですね、少子高齢化、特に高齢化が進む中でございますので、そんなお考えをお持ちいただければよろしいかと思っておりますので、ぜひその辺のところもご答弁をお願いしたいと思います。以上であります。

**町長（山村君）** それではニの終活問題についてということでお答えいたします。

終活という言葉自体は平成21年ごろでしょうか、ある雑誌社がつくったもので当初は葬儀

だとか、お墓など人生の終えんに向けての事前準備のことでありました。現在では、人生の終末を考えることを通じて自分を見詰め、今をよりよく自分らしく生きる、活動するということを指すようであります。個人的には余り好きな言葉ではありません、ちょっと軽いですね。重い話を婚活、就活と、そして終活というのはちょっと軽いかなという気がいたします。

しかしながら、今お話ありました少子高齢化が急激に進行して全国約4人に1人が65歳以上、高齢化率が30%を超えている坂城町では、約3人に1人が65歳以上という状況が来ているというところでもあります。高齢者のみの世帯や単身の高齢者も増加傾向にある中で、他人に迷惑をかけたくない、家族に負担をかけたくないという思いを持つ人は、今後ますます増えていくんだろうと思っております。

なぜ終活をするのか、なぜ終活をしなければならないのか、自分なりの終活はどうするのかということを考える際に、手段の一つとして重要なのかというふうに思っておりますが、最近ではこの終活カウンセラー検定試験とかですね、いわゆる終活ビジネスがますます盛んになっているということで、先ほど申し上げたように、本来の意味とはちょっと違う方向にもいっているような気もいたしますが、今の中嶋議員さんのお話にありました、これにエンディングノートを活用して考えるというのも一つの方法かなというふうに思っております。

今までの人生を振り返る、自分史としてあるいはまた人生の最終章を迎えるに当たって自分の思いや希望、残された人生で自分が何をしたいかなどをまとめつづり残しておくということを家族等に伝えるためのもので、このエンディングノートというのは、存命中や死後の家族の負担を減らすということの目的も捉えるということであろうと思っております。

今、坂城町独自のものというお話がありましたけれども、坂城の場合、ほかの市町村と違いまして個人経営の会社がたくさん多ございます。なおかつ世代をどう残していくかということも重要な問題だと思っておりますので、そういうことでも坂城の独自性のあるものを考えるということも必要かなというふうに思っております。

別の言い方になりますけれども、こういうことがあります。あなたのこれからが、あなたのこれまでを決めると、要するにこれまでというのは、これからどうするかと、どういうことを残していくかということで決まるということもあるようでございます。また坂城町では、今年ですけれども、社会福祉協議会で7月から8月にかけて開催いたしました夢の湯納涼サロンにおいて、エンディングノートの書き方講座を2回シリーズで設けました。初めての試みでありますけれども、26名の方が参加されて自分の気持ちを整理するよい機会になったという反響があったとお聞きしております。

ただいまご紹介いただきました須坂市さんがつくられた独自に作成されたエンディングノート、すぎかマイ・ノート、これ私も拝見させていただきましたけれども、その活用講座、ノート自体も含めてですね、坂城町としましても先駆的な取り組みということで興味深くまた敬意

を表すところであります。内容についてもですね、いろいろ検討する必要があるかと思っております。

社会福祉協議会では、今後ともエンディングノートの活用講座を機会を捉えて実施する予定だと聞いておりますので、その状況を見せていただきながら町としてはどうするかということの研究していきたいというふうに思っております。私の感じとしてはですね、さあ、つくったからさあ使えというような押しつけになっては失敗すると思っておりますので、実際に社協さんと協力しながら進めながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

**10番(中嶋君)** 町長から今、るるご説明ございました。全く私も思っていたようなことを町長おっしゃってございました。本当に就活、婚活と同じようにね、ちょっと軽いなどは思っておりました。そうは言いましてもこれが町長、時代でしょう。そういう時代なんでしょう、きっと。でありますので、私はその終活という言葉を使わせていただきました。そしてまたエンディングノートでありました。

私も今よかったなと思うのは、さすがやっぱり坂城町です、福祉協議会のほうではあったようですが、もう既に始めていたというのは、もうちょっと言えば須坂さんにも負けていないよというところをですね、次長さんにでも会ったら言いたかったんですが。そのときにやはり何と26名の方がね、私なんか知らなかった。これはまた有線流したりもっと大きな宣伝すればもっと大勢、私来たと思います。

ちなみに、ちょっと須坂市さんのお話を聞いたらですね、去年の話ですが、今年もあれしてですが、どのくらい公民館でやったんですかとお話を聞きましたら、何と11回、1年間でやったと。総勢どのくらいの皆さん、来たんですかと。いろいろ広報活動している中で、672名の方々がお見えになって、それでエンディングノート一生懸命お書きになっていたというお話でありました。そんなような部分を考えれば、そうは言いましてもあそこは市ですし、坂城町は町であります、26名、いい数字だと私は思っております。

それで町長も今おっしゃってございましたけれども、もう今、社会福祉協議会さんのほうで一生懸命やっていただいておりますということでありますので、その辺のところをいろいろ情報が入ってくるでしょうから、場合によっては先ほど私が申し上げましたように、須坂さんと同じような、そんなようなものもお考えになっていただいて、坂城独自のものをつくっていったら、それも一つの手なのかなというふうに思います。あんまり町長、きちっとお答えしていただいちゃったもので、再質問いたしません。よろしいです。またさっきの教育長みたいにどうしてももう1回したいというなら町長、よろしゅうございますがいいですね。はいはい。それでは、町長も割合、今の私にしてはすばらしいご答弁をいただきましたので、ぜひ坂城町も考えていっていただきたく思います。

とにかくですね、エンディングノートも高齢化社会となり、ますます私は今のお話のようで



す。必要になると思います。ここへ来てですね、遺産相続などは今まで、私らに言わせればお金持ちの人の話かなと思っておりましたら、最近ですね、ごく普通の一般家庭でも調停や裁判が大分増えているようです。驚きました。兄弟もあんまり仲よくない時代になっちゃったんですかね。兄弟でそれこそ金額言っちゃいけません、1千万前後のところでもって3人兄弟で、言うなれば調停したとか、最後は裁判まで持っていったんていうのは、そんなことがこの時代うんと多くなってきているんだそうです。それで、私もこんな一般質問をさせてもらった部分もあるわけです。

それから、先ほど町長もお話もありましたが、なおかつですね、自分の命の、必ずや人間死にますから、自分が最期を迎えるときに延命治療するのか、それからそのまま自然に任せておくのか、私も今年7回忌やったんですが、うちのおふくろも亡くなったときにですね、お医者さんに呼ばれて、うちのおふくろもやっぱり最期のときはやっぱり救急車で病院担ぎ込まれたような格好になって、先生にお願いして何といたしましょうか、胃瘻というんですかね、胃の中へ穴をあけて、食べ物食べられなくなったから、それやるかどうかということ私には長男でありますから当たり前ですが、うちのかみさんと2人で先生のところへ行ったら、どうするかと、命のはかり売りですよ。おふくろのことどうするんだい。先生、その胃瘻というやつをやるとうどうなるだいた聞いたら、中嶋さん、胃瘻やればまあ半年か1年はもつよ。もし先生、胃瘻やらないでこのままにしたらどうなると言ったら、1週間かななんてお話を聞いたんです。

これは私の理論です。何でそれこそ昭和30年ごろのですね、中之条の公民館報なんてやつを、私この間見ていましたら、昭和30年ごろは60代うんと亡くなっているんですよ。70代まで生きりやまあいいかと、71になれば。80なんて生きたもんだら、おい、あの家のじいやん長生きしているわなとかね、あの家のばあやん、達者だわななんていうようなお話、昭和30年ですよ、皆さん。60ぐらい生きりやまあいいかと、70超えりやまあまあよく生きたわ、そんな時代だったんです。それがこの時代になったら、それこそ一般質問の中でも同僚議員たちからいろんな話が出たり町長も答弁していましたが、長野県はまさに日本で一番になっちゃってね。それで今のもう80、90、最近言われていることは80で亡くなったら、おもしろくないじゃないかやと、90くらいはなど。人生90なんていうような時代になっちゃっているのが実情です。

じゃあ、なぜだいたいと、さっきの胃瘻じゃないですが、科学、医学が私は進んでいるからこそこういう時代になったと思っているんです。ただ、その理論を私は持っていたので、せっかくこういう時代に生まれている、この科学が発達した時代に生まれている、それで先生にお願いしました。最高の手当をしてくださいと。せっかくもらってきた命ですから。したら先生も、よしわかったと、それで胃瘻をやっていただいて、最初おふくろが言っていま

した、おい何だか変だわやと。何か食べたい、食べたい、腹減っちゃったなんて言うんだけど、母やんそうじゃねえわいと、胃の中へ直接うんと栄養のある流動食が入っているから大丈夫だわいと言ったら、だけども腹減った、腹減ったって、最初は困りましたが、なれてきたらもう平気になりまして、もうそれが当たり前の生活になりまして、2年生きました。よかったですと思っています、私は。

昔ならさっきの話で1週間で亡くなったやつが、ただそれはその後の話でしたが、私もそういう親にそういう遭遇したので、いろんな新聞や本なんか読んだりしたら、いろんな皆さん、今の世の中お考えあるみたいですね。人間は自然のほうがいいんだよと、自然のまんまそのまんまにしておいて、今のあれですか、命を全うするほうが一番いいんだよというふうに言っている学者もおれば、私が今申し上げましたように、せっかく科学が進んでいるんだから、ちゃんとやろうじゃないかと。そんなようですね、お話があるから、これは私はここでもってこうがいいんだよなんてことは私は申し上げられません。ただそれは個々皆さんのお考えだと思います。

ただ、それがエンディングノートになると、自分自身で自分の命が決められるということがあります。家族に迷惑かけたくないよと、そしたらそのまんまにしてくれやと、一言エンディングノート、さっきのところに書いておけばいいわけですよ。中にはね、私なんか書きますが、今の医学であるからどんな状況になっても俺のところ1日でも長生きさせろなんて、私は書くかもしれませんが、そんなようなことでのエンディングノートであります。

それが、私に言わせれば家族のためでもあると思うものであります。今いろいろお話申し上げましたが、エンディングノートには幾つかの項目がありますが、一番大事はことは特に二つかだと思います。それは今申し上げましたように、調停や裁判が起きないように、子供たちに。それから最期のところは子供たちに決めさせるのではなくて自分が決めなければいけないというこの、私は2点かだと思います。

ちょっと口はばったようなこと、生意気なことを申し上げたような気もいたしますが、最後に一句添えます。

「エンディングノート書き終えハッピーエンド」

「エンディングノート書き終えハッピーエンド」

これで私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時19分～再開 午前 9時30分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦君の質問を許します。

**13番（大森君）** ただいまより議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質

問を行います。

#### 1. 町の災害対策は

近年、これまで経験したことのない局地的な集中豪雨が全国各地で起きています。広島では、8月20日未明に起きた土砂災害で、行方不明になっていたお二人のうちお一人が昨日発見されました。犠牲になられた方は一人の不明者、行方不明の方を残して犠牲になられた方は73名になりました。被災された皆さんに哀悼の意をあらわし、ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、今回の広島の災害について、専門家によれば今回と同様あるいはより大きな土砂災害が起きる危険性は、全国至るところで起きて過言ではないと注意を喚起しております。そこで、具体的にお尋ねしてまいります。

イといたしまして、土砂災害警戒区域の指定についてであります。

土砂災害警戒区域の指定は、土砂災害防止法に基づいて都道府県が指定します。指定区域を抱える市町村は、災害情報伝達や避難の体制を地域防災計画で定め、ハザードマップをつくって住民に周知することが義務づけられております。このうち、特に危険な場所は特別警戒区域に指定され、新たな建物が規制されたり、住民が移転勧告を受けることもある、このように決められております。

当町において、土砂災害警戒区域が指定されている箇所数は、そしてどんな防災対策を行っているのかお答えください。あわせて、指定されていない箇所も含め特に緊急に対策をとる箇所はあるのかどうか、把握しているかどうかお尋ねいたします。

また、警戒区域であることが地域住民へ十分周知なされているのかどうか、そして土砂災害警戒区域以外に町内にも幾つかため池が存在しております。このため池点検を実施することについて地域防災計画も定めております。必要な施設の改修に努めると明記しておりますが、しゅんせつや護岸などの整備に不備はないか、お尋ねをいたします。

イの最後といたしまして、土砂災害指定地域の防災訓練、避難訓練の実施計画はあるのかどうか、ご答弁を求めます。

ロといたしまして、災害対策本部の設置についてであります。

災害対策本部の設置条例には設置基準が決められておりません。そこでお尋ねするわけですが、災害対策本部の設置はどんな状況になれば設置するのか、お尋ねをいたします。また自主防災会との連携がとれる体制はできているのかどうか、この点についても質問いたします。

避難指示、避難勧告等の発令には地震、台風、土砂災害、水害、積雪等の災害発生原因がそれぞれ異なっております。また時間帯や地域など判断が大変難しくなっております。それぞれのどんな状況で避難指示や避難勧告が発令されるのか、ご答弁を求めます。

また、最近のいろんな災害で、行政が避難指示、避難勧告の発令が非常に遅い、対応が遅い

という指摘がいろんところで出されております。また行政のほうもいつ発令すればいいのか、非常にちゅうちょするところだと、こういうマスコミからの記事にも出ております。特に要支援者や危険箇所付近の住民の安全を確保するために、明るいうちに避難したほうがいいのかというふうに思うわけですが、町としまして自主避難の指示は早目にできないのか、この対応についてお尋ねいたします。

ニといたしまして、要援護者対策は

要援護者の対象者の抽出と名簿作成は、今年度中につくらなくてはならないように決められております。この対応についてどうなっているのか、現状をお尋ねいたします。

要支援名簿者を抽出し作成されても、実際に活用するには自主防災会等に提供される必要があると思いますが、それについての対応はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

ホといたしまして、町地域防災計画の見直しを

今述べました要支援者の状況把握の対策、あるいはまた今年の2月の豪雪での対応、対策、また最近、石油商業組合との災害協定締結等が行われました。やはりこういうのも1年ごと見直しをし、つけ加えたり削除したり整備していく必要があると思います。地域防災計画の見直しが必要と考えますがいかがでしょうか、お答えを求めて第1問目の質問といたします。

**建設課長（青木君）** 1. 町の防災対策は、イ. 土砂災害警戒区域の指定についてお答えいたします。

土砂災害警戒区域の指定箇所は、坂城町においては平成21年度、22年度の2年間で県による指定が完了しており、警戒区域が土石流39カ所、急傾斜地の崩壊40カ所、合計79カ所、そのうち特別警戒区域が土石流28カ所、急傾斜地の崩壊29カ所、合計57カ所指定されております。

指定された区域に対する防災対策につきましては、土砂災害防止対策工事として土石流の警戒区域のうち洞岩沢と名沢川については、県で平成24年度から防護堰堤の新設事業に着手し、洞岩沢につきましては、上流側に大きな石はとめて水は流すスリットタイプの堰堤と下流に土砂と水もとめる一般的な堰堤の2基を整備する計画で用地買収が進められ、今年度工事用道路の工事に着工予定となっております。

名沢川につきましては、スリットタイプの堰堤1基を整備する計画で、今年度用地測量と用地買収を進め、予定どおり買収が進んだ際は一部工事用道路の工事に取りかかる予定となっております。その他の警戒区域のうち、土石流に対しては27の河川で整備が済みであり、急傾斜地の崩壊に対しては7カ所で整備が済みであり、現在2カ所で整備が進められております。

特に緊急の対策をとる必要のある箇所につきましては、現在県において着手しております洞岩沢、名沢川の堰堤新設事業につきましては、警戒区域内に災害時要援護者施設があるため、県に対策工事の早期完成を要望してまいりたいと考えております。また他の箇所につきましては

も、砂防指定地や保安林の指定状況により対応できる関係部署に対策工事の実施を要望してまいりたいと考えております。

地元住民への周知につきましては、土砂災害警戒区域指定に伴う説明会を県が町内6カ所の会場で開催し周知を図るとともに、関係地区の公民館等に警戒区域の表示された位置図を掲示していただき周知を図っております。

次に、ため池に関しましては、昨年度から2カ年かけて震災対策農業水利施設整備事業として町内15カ所のため池を一斉点検しております。調査内容につきましては、改修を要するため池かの判定と周辺の地形、地質、活断層の状況を調査し、その結果、昨年度に実施した10カ所につきましては、緊急な改修が必要とされる箇所はありませんでした。今年度調査のため池5カ所につきましては、現在調査中です。今後のそれぞれの調査結果に基づき、改修計画並びにため池のハザードマップ作成にも役立ててまいりたいと考えております。

指定地域の防災避難訓練の実施計画については、千曲川右岸地区で区域指定後、平成22年7月24日に北日名地区で、千曲川左岸地区で地域指定後、平成23年7月23日に上平地区で土砂災害に対する防災訓練として避難訓練を実施した経過がございます。その他の指定地域についても全国各地で土砂災害が発生している状況でもあり、対象地区の関係者と相談する中で防災避難訓練の実施について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**総務課長（田中君）** ロの災害対策本部の設置についてお答えいたします。

初めに、災害対策本部はどのような状況になれば設置するのかについてでございますが、町では長野気象台等から発令される気象情報などを参考に、今後災害が発生するおそれがある状況と判断した場合は、災害対策本部を設置する前段階として警戒態勢をとります。まず課長会議を招集し、各部署を横断的に連絡がとれる態勢を強化し、職員による町内のパトロールを行い危険箇所等の状況の把握を行います。また地域住民の皆さんから各課に連絡のあった災害に関する情報や土のうの配布などの要望等を集約し、町内の状況の把握を行います。この警戒態勢をとった中で、把握した町内の状況や今後の気象情報などを総合的に判断し、災害対策本部の設置が必要となった場合、本部を設置いたします。

次に、自主防災会などとの連携についてでございますが、ただいま申し上げましたように、警戒態勢をとっている中で自主防災会長さんとも必要に応じて連絡をとり合い、相互に危険箇所等の情報提供を行い土のう等の必要物資を配布するなど、災害に備えた対応を行っております。今後はさらに自主防災会の組織強化をお願いする中で、連携の強化に努めてまいりたいと考えます。

次に、避難勧告等の発令についてでございますが、発令の基準として例えば避難勧告の場合、土砂災害警戒情報が発表され、対象となる箇所付近で溪流内で流木が発生するなどの前兆現象が確認され、また今後の気象予測や現場パトロールからの情報も含めて総合的に判断し、発令

いたします。しかしながら、ご質問のとおり災害はその発生状況や発生場所、発生する時間帯が全て異なるため、ただいま申し上げました発令の基準につきましては、あくまでも目安とするもので、やはり現場の状況の確認を行い、また地域住民の皆さんからの情報などをもとに、今後の気象情報を含め総合的に判断して必要な情報を地域住民の皆さん方に伝えてまいります。

次に、自主避難の対応についてでございますが、避難勧告等が発令される前に、住民の皆さんが危険を感じて自主的に避難される場合は、近くにいる親戚や友人、知人を頼って避難されるケースがあるかと思えます。また避難先につきましては、必要に応じて町の施設を利用するとともに、各公民館等を開放していただけるよう、日ごろから地域の皆さんに協力をお願いしてまいりたいと考えます。

**福祉健康課長（天田君）** 続きまして、要支援者名簿の作成状況についてお答えをいたします。

昨年改正されました災害対策基本法により市町村においては、災害時の避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成することとなりました。対象者といたしましては一定以上の障害を有する方や要介護状態にある方、独居高齢者などが中心になろうかと思えますが、名簿の作成に当たっては、要支援者の範囲や情報提供等の範囲を地域防災計画に定めることとされておりますので、現在所管の住民環境課と調整をしているところでございます。

また、災害時における自主防災組織への名簿の取り扱いということでございますが、災害時においては特に隣近所や地域での支え合いが重要なことは、東日本大震災を初め多くの災害時に言われているところでございます。こうしたことに鑑み、災害対策基本法では町で作成した名簿情報についてご本人の同意があれば平時より、また災害時におきましては生命や身体の保護に特に必要と認められるときは、ご本人の同意なしに情報の提供ができるとされております。しかしながら、秘匿性の高い個人情報でありますので、特に平時における情報提供に当たりましては、適正な管理体制が確保されていることが求められると考えております。

町といたしましても、名簿情報の提供に向け地域や自主防災組織の皆様にも、こうした点に十分ご配慮いただく中で災害時の支援に有効な活用が図られますよう、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

**住民環境課長（金子君）** ニの町地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

町地域防災計画は、主に災害対策基本法の一部改正や中央防災会議において、防災に関する重要事項の審議等検討された対策等が追加、修正された際に見直しを行っております。計画の修正等を行う場合には、関係各課で町に即した内容となるよう検討し、町防災会議にお諮りをして修正、追加等を行っていくようになります。

要支援者の状況把握の対策でございますが、災害対策基本法の一部改正に伴い、災害時に避難が必要となった場合、自力で避難ができない方やサポートが必要な方の名簿の作成や作成された名簿の提出先や提出方法について、本年度中に町地域総合防災計画に定め、災害発生時に



有効かつ迅速に名簿の活用ができるようにしてまいります。

次に、雪害対策についてでございますが、今後中央防災会議や長野県防災計画、近隣市町村の状況などを踏まえて検討してまいりたいと考えておりますが、当面の間は町地域防災計画の中にある風水害対策編を応用し対応してまいりたいと考えております。

また、8月に締結いたしました石油商業組合との災害時における石油類災害時の物資供給に関する協定等の災害時応援協定については、町総合防災計画の資料編に追加掲載いたしますが、坂城町防災会議に諮り承認後の掲載となります。

町地域防災計画につきましては、災害対策法の一部改正や中央防災会議の決定、長野県防災計画の修正等を確認しながら随時修正、見直しを行っていく予定でございます。

**13番（大森君）** それぞれ質問した内容についてご答弁をいただきました。

一つは、特に災害対策警戒区域についての指定の点であります。合わせれば、今136カ所にも及ぶと、これ管理的にはダブるといいますかね、沢や傾斜地等で地すべりというような、ほぼ同じような位置にあるところもありますけれども、それぞれの災害状況について分ければこういう状況だということですが、やはりこのところで下流にですね、結構民家があるんですよ。特に対応する地域について、一つは洞岩沢についての砂防堰堤、これについての工事を今進めているということで、2基を整備しているということですが、今年度、用地買収が済んで次の1基目をつくっていくということなんですが、これはまず完成するのはいつを予定しているのでしょうか、まずその点について一つ、お尋ねいたします。

**建設課長（青木君）** 洞岩沢の砂防堰堤の工事につきましては、平成24年度から事業着手され、今年度、用地買収等が全て終わっている状況ではございませんけれども、終わったところからもう工事用道路に着手をしてまいりたいということで、工事を進めております。一応終了年度の予定でございますけれども、これも用地買収、最終的にあと数件残っておりますので、この関係で若干変更がありますけれども、現在ですとおおよそ平成30年ごろを完成年度ということで、県のほうは見込んでいるところでございます。以上でございます。

**13番（大森君）** 特に洞岩沢はですね、この下流に155戸が暮らしていらっしゃるわけです。そして広島のような状況というのは、もう全国的にどこにあっても不思議ではないと指摘されているということから見て、平成30年という、あと3年、4年ということもかかるということになればですね、下流の人は非常に心配であります。とりあえずはこれ1基だけはいつになりますかね。来年度中には完成するということがよろしいでしょうか。ご答弁願います。

**建設課長（青木君）** 洞岩沢の堰堤工事につきましては、先ほどもご説明申し上げましたように、上流のほうのスリット型というふうに、大きな石をとめて下に水を流すタイプと、下のほうが一般的な堰堤で水も土砂もとめるタイプという形で工事が計画されております。一般的には上流側のスリットタイプのほうから堰堤を工事をしていくというのが一般的な工事ということで

ございますが、一番ちょっとまだ用地交渉のところが一番最後の上流側のところで若干まだ残っているというような形の中で、来年度から堰堤工事に入るかということまでは、ちょっとまだ県のほうは決めていないような状況ではございますけれども、状況によっては下流側からでも早く着手していただけるような形で、早目の完成について要望してまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** 洞岩沢の2基、新しく砂防堰堤をつくるということについては、用地買収がまだ残っているということですので、ご努力いただきまして平成30年というよりも早く、1年でも早く工事完了することを要望しておきます。

次に、時間も大分過ぎてしまうんですが、緊急で必要なところということで出ておりませんでした。最近上平の山中です。崩落がありました。これについて崩落の原因、そして今後の対応、これはどんなふうにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

**産業振興課長（塚田君）** 上平地区の山の崩落の原因と今後の対応についてというご質問についてお答えいたします。

上平区の原の山地籍におきまして4月13日に1回目の土砂崩落、6月22日に同箇所におきまして2回目の崩落が発生したところでございます。傾斜度が約30°の山の中腹地点で崩落面積は延長約50m、幅約30mの面積にして1,500m<sup>2</sup>の面積となります。町では上平区長から土砂崩落発生の連絡を受け、1回目の崩落後及び2回目の崩落後、それぞれ現地の確認を上平区の関係者の方々とともに行いました。また7月3日には長野地方事務所林務課の治山担当者の方も含めまして現地調査を実施したところです。

崩落の原因につきましては、両日とも大雨による影響によるものというふうには推測されます。崩落による麓へかけての影響範囲ということでございますが、一般的に崩落延長の5倍程度ということでございますので、この地籍では約250mが影響されるというふうに見込まれます。

この付近に関しましては、人家まで500mほどの距離がございます。現段階において人家に影響を及ぼす可能性は比較的小さいという見解でございました。しかしながら地域の住民の皆さんは不安な思いをされておりますので、直後の7月10日に台風8号が接近した際には崩落箇所周辺の5軒の地元の皆さんへ直接電話連絡をいたしまして、いざというときは避難していただくよう周知をしたところでございます。

なお、崩落箇所につきましては、保安林の指定地でございますので県へ治山事業として対応を今現在要望しているところでございます。

**13番（大森君）** これも県の事業でやっていただくということですので、500mですかね、まだ余裕があるということですが、やはりこれも雨による原因ということでもありますので、早急な手当てを要望しておきたいというふうに思います。

あと1点だけ、緊急にということで質問項目を入れておいたんですが、北日名の三社山です

が、横のところの沢のところは相当崩落している、浸食しているということが私も現場を見て非常にひどい状況。蛇かごというんですかね、中に石を入れてその斜面のところを、護岸のところを保護しているという状況であるんですが、これについて本格的にやるのかそれともあのままの状態でも推移していくのか。そしてもう1点はあるところの沢も河床が全然きちっと整備されていなかったので、あそこは堰堤といいますか、もう崩れてきているということがありますが、それについての対応はどのようにお考えなのか、ご答弁願います。

**建設課長（青木君）** 北日名の三社山付近の土手の浸食対策につきましては、北日名区から町単補助工事にあわせて申請が提出され、現地調査、区の関係者からも要望を受けている箇所がございます。湯之入沢の川底から耕作されている水田までのり面の高さが高く、対策工事につきましては、町の単独事業としてやるには非常に費用的なものもかかるということもございまして、この8月5日、千曲建設事務所との地域づくり懇談会の際に、県での対応が可能かどうかということも含めまして、現地のほうを確認していただいております。また、町で実施する際にも、また県の補助事業などが活用できないかということも含めまして、現在県のほうでも検討をいただいております。

また下流部につきましては、林務部の工事により谷どめ工などが現在施工されておりますので、現在また林務部関係のほうにも相談しまして対応策等を検討していただいているというふうな状況でございます。

**13番（大森君）** ご答弁ありがとうございます。いずれにしても、大きな事業で私、最初の質問のところで、警戒区域等に指定されていなくて緊急にしなきゃいけないところということで、ちょっとご答弁いただけなかったということで、別で今質問させていただきました。

いずれにしても、県がある程度中心になって動いていただかなきゃいけないということでもありますので、早目の手を打てば災害は少ない、被害も少ないし、災害になるのも非常に少なくなるということで、早目の対応ということを要望しておきたいというふうに思います。

また、災害対策本部設置についても、警戒態勢で各課長を招集し、また職員による町内パトロールを行うということで行ってくるわけですけれども、やはりこの辺の判断について総合的な判断ということであるんですが、やはりこういう情報が住民から情報が来るといふのをどういふふうに伝達するのか、情報くださいということをやったり日ごろきちっと自主防災会あるいは地域住民に、きちっと伝達しておかなければ、災害になって初めて連絡が来るといふことになると思うんですよね。やっぱりその点についても要望しておきたいとします。次の質問がちょっと残っておりますので、その辺の対応はよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

それから要援護者の抽出でございまして、やはりこれは早くしていただいておりますね、今年度中に実施しなきゃいけないわけですが、やはり自主防災会としてもやっぱりそういう体制をと

り、近所の皆さんとも相談していくということにもつながりますので、やはり早目の提示ということ要望したいんですが、その点についていつごろできますでしょうか、ご答弁願います。

**福祉健康課長（天田君）** 要支援者名簿の作成につきましてでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、現在住民環境課と調整をしているところでございまして、今年度中に地域防災計画の中に定めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**13番（大森君）** 防災ということでは本当にもうこれだけあれば十分ということではなくて、切りがないといえばそうですが、やはりいろんな全国のいろんな教訓をきちっと酌み尽くしてですね、やはりこの町でもなかなか過去にそれほど大きな災害ということではなかったということもあって、対応が非常に鈍くなる可能性もありますので、やはりよその災害が、坂城町で起きた場合どうするかということの日ごろから検討していく、いつも意識していくということに住民も、そして町のほうもそういう気持ちを持ち続けるということが、必要だというふうに考えます。1の災害については以上にいたしまして、次の質問に入ります。

2といたしまして、緊急医療情報キットの取り組みはでございます。

緊急医療情報キット、いわゆる安全キットとかあるいは情報キットとかと言われますが、この自分自身の医療情報や家族などの連絡先を記入し、冷蔵庫に保管することで駆けつけた救急隊員が、かかりつけ医療機関との連絡がとれる、これは非常にいい制度、やり方だというふうに思います。また近所の人や家族などに連絡する、こういうこともできる本当にすばらしいやり方だというふうに思います。

この点について先日の区長会において情報キットの導入の調査が行われました。これについてのアンケート調査で導入している区はどれくらいあるのか、また今後情報キットの配布を希望している区は何区あるのか、ご答弁を願いたいと思います。以上で緊急医療情報キットの質問の1回目といたします。

**まちづくり推進室長（中村君）** 安全キットにつきましては、これまで自治区の自主的な活動を支援いたします地域づくり活動支援事業をご活用いただきまして、平成25年度時点において4区において既に導入をいただいております。そういった中で、本年4月の行政協力員会におきまして、これまでの取り組み事例を発展的に拡大し、全町的に配布導入することについてご要望をいただいたところでございます。

そこで、ご質問にありましたように、安全キットの活用や運用方法を説明した上で、全ての自治区に対しまして状況把握と導入のための意向調査を実施させていただいたところ、既に導入済みの四つの自治区に加えまして、本年度導入を検討しているという区が8区、今後導入を検討している区が15区ということになりまして、27区全ての自治区が導入に向けて前向きであるということが確認されました。

安全キットの導入に当たりましては、配布をして完結するというものではございません。各

家庭の世帯状況やご家族の持病、かかりつけの病院や常備薬の種類、緊急時の連絡先といった不測の事態に備えて必要な情報を随時更新しなければ、いざというときにその効果を発揮することができないものでございます。

そこで、本年度、導入を検討されている8区、それから既に導入済みの4区のうち、配布世帯数の拡充を計画をされている2区、合計10区から申し出のあった2,200戸分の購入経費を今議会の補正予算に計上させていただいたところでございます。

キットの配布に当たりましては、再度行政協力員会を開催をし、これまでに先進的に取り組まれている4区の状況や運用方法、課題等の情報共有を図りながら今後の普及拡大に向けての意識啓発とあわせ進めてまいりたいと存じます。その中で、今後導入を検討されている区につきましては、自治区内の導入に向けた住民意識の醸成と体制づくりを働きかけるため、必要に応じて地区説明会などを開催をし、円滑な導入移行が図られるよう町として支援をしたいと考えております。

今後、各自治区のご協力をいただく中で緊急時や災害時など、万が一の場合に備えてこの安全キットが早期に全町的な取り組みに広がりますよう、また必要な情報の随時更新により地域住民の安心・安全の一助となりますよう努めてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** 私は、この安全キット、情報キット、この取り組みについてですね、もう10年ほど前から何度か質問させていただいております。やっこの全町的な配布体制がとれるということで、評価したいというふうに思います。

先ほど答弁でありましたが、やはり配布する体制がとれてもそれをきちっと管理、そして更新していくということになれば、地元区あるいは自主防災会がそこできちっと機能しない限りただ配布しっ放しということになりますので、自主防災会をきちっと立ち上げる、あるいはこういう仕事ができる、こういう自主防災会をぜひそれぞれの行政協力会議等でもですね、それぞれ情報交換しながらやっていく必要があるというふうに思います。

その体制がとれなければ、いつまでも1区でも残ればやっぱり問題ですので、やはり一応の目標を設けていつまでにそういう体制、そしてそれぞれの区が自主防災会、あるいはこういう取り組みについて意識的にしていただけるかという、その辺の目安、目標はどういうふうにお考えでしょうか。

**まちづくり推進室長（中村君）** 全町的な取り組みへの目安ということでございますが、先月行われました区長会の際には、ただいまの調査結果を皆さんにお知らせをいたしまして、今後導入されるという区の皆さんにつきましては、町としては来年度に向けてぜひ取り組んでいきたいので、各区においてもそういった体制整備を図っていただきたいということを強くお願いをした次第でございます。また、今後の行政協力員会の中でそのようなお話を詰めて進めてまいればというふうに考えております。



13番（大森君） ぜひご答弁のように事業が進むことを念願しております。

最後になりましたが、3番目の質問に入りたいと思います。

3といたしまして役場来庁者への職員の接遇についてお尋ねいたします。

最近、何人の方かの町民から役場での職員の対応について、もう少しプライバシー的なことに配慮してほしい、あるいは役場内での挨拶や声かけがもう少しあってもいいのではないかという意見もいただきました。そこでお尋ねするわけですが、まず一つとして、町職員の接遇研修が行われておるわけですが、実施状況についてお尋ねいたします。

次に、役場庁舎入り口ですね、私が庁舎内に入ってきたときに、来庁者がそれぞれの課の表示を眺めているということがあります。そのときちょうど私遭遇したときには、どんな要件ですかという声をかけて、何々と言えはそちらのほうへ案内するというのを数回やったことがあるんです。

そういう点ですね、やはりそういう声かけをするということも必要なんですが、もう一つ、今回、去年ですか、玄関前に新しい案内板が設置されてビジュアル的にも非常にいいなというふうに思ったんですが、なかなかやっぱりそれをじっと見て行く先を決めるという方は、そんなにはいらっしやらないというふうに、私の見る限りではそういうように映っております。やはりできればですね、玄関の入り口に案内係を配置をしたらどうか。そしてこれは1人をそのままずっと一日じゃなくて、やはり出入りの多い時期、あるいは時間帯等についてですね、各課から交代でですね、1名が担当して午前中2人前後で分けるとか、あるいは午後そういうようにするとか、そんな感じですね、分担をしてそして玄関入り口の案内係を設置したらどうかということをご検討しましたが、それについての対応をご答弁願います。

また住民がですね、町に来るのはどうしても必要な用があるから来るわけで、やはりそこに来る人たちは余裕があって来るってなかなかいらっしやらないで、やっぱりぎりぎりになっていらっしやるということで、特に相談に来る方々ではやっぱりそういう状況の方が多いというふうに聞いております。そのときにですね、人の出入りのあるカウンターで話をするわけですが、そのときの、先ほど言いました方から言われたのが、カウンターで対応しているということと、付近の職員も聞き耳を立てているようでどうも話しづらい、相談しづらい、そういう雰囲気があって嫌だなというふうにおっしゃっていました。また知り合いの方に見られてですね、後日いろいろと近所でお話を聞かれると、何かあったのと聞かれるというようなことで、もっとその辺の配慮ができないのかというふうにもおっしゃっていました。

これらの意見もいただきましたので、今回このような質問をさせていただくわけですが、特にそういう相談の場合、一言、二言、お話を伺ったときに、やはり別室でお話を聞きましょうということでの一声かけていただくということをしていただければいいなあということもおっしゃっておりました。こういうふうに行われていると思うんですが、この辺について状況はどう



なんでしょうか、お尋ねいたします。

来訪者の接遇についての最後ですが、来庁者にやはり明るく挨拶をしてほしいなということ  
で一言つけ添えて、私の3番の一般質問といたしますのでご答弁をよろしくお願ひします。

**町長（山村君）** 3番目の来庁者への接遇についてということで、私、全般的に考えているところ、それから1人配置できないかというお話もありますので、その辺を中心にお答へして、残りは担当課長のほうからお話したいと思っております。

私は、これ非常に重要なことだと思っております、私は3年半前に役場へ来たときの印象からですね、いやこれはなかなか変えなきゃいけないなというように思いまして、取り組んできたところでございます。

まず、職員の接遇につきましては、私が3年半前来たときに、いろんな取り組みをしようということで、チャレンジSAKAKIということで職員の皆さんが持っている課題を、テーマを出してくれということで、二百何件出てきたんです。その中に職員の中から挨拶とか窓口対応をしっかりとするための接遇研修をしてくれないかという提案がありました。なかなか自分で言い出すことは結構勇気のあることで、すばらしい提案だということで、早速23年度から実施してまいりました。年2回全職員を対象にした接遇研修をやってまいりました。

しかしながら、これはなかなかやれば、講習やればすぐ終わるということじゃありません。頭でわかってても体に身につかないということがありますので、まだまだ道半ばでありますけれども、23年から6回全員研修をやってまいりました。これは引き続きいろんなご意見を賜りながらいろんな形で意識改革、それから行動改革するということを進めていきたいというふうに思っております。

それから、具体的にご提案の中で、正面玄関への案内係の配置というご提案ございました。提案のご趣旨は理解いたしますし、わかりますけれども、私はですね、毎日毎日言っているのは、全員で接遇しなきゃいけないということです。ですから役場に来られたときに、今日は誰かが立っているから私はいいいということじゃなくて、その場に気がついたら全員がすぐ対応するということじゃなきゃいけないと。職員全員が案内係、職員全員がコンシェルジュにならなきゃいけないということであります。その場に居合わせた職員や気がついた職員が率先してご希望される窓口へご案内するという対応を全職員ができるように求めているところであります。したがって、この接遇研修は職員個々の基礎的なマナーの向上に加えて、職員一人一人が役場へ来られるお客様に対して案内係であるという意識づけに取り組んでいるところであります。

実は、お気づきになったかどうかあれでしょうけれども、毎日毎日役場の中を清掃していただいているスタッフの方おられます。そこの社長さんにもお話をしまして、掃除をしながらでも外からお客さんが見えたら、ちゃんと挨拶をして、場合によっては何か聞くということも

やってくれということにしております。変化にお気づきになったかどうかわかりませんが、そういうことで、役場にいる方全員で対応しようということでもあります。

今後とも、明るいコミュニケーションということができるように、より一層活発にしてよりスムーズな接客案内にも努め、町民の皆様へのサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。私からは以上です。

**総務課長（田中君）** それでは、職員の接遇研修の実施状況及び来庁者への対応についてお答えをいたします。

職員の接遇研修につきましては、全職員を対象に今町長から話がございましたが、平成23年度から実施をしましてしております。23年度につきましては98名、24年度以降は年2回開催をしております。24年度は延べ101名、25年度は延べ124名、26年度は町の公的サービスを行っております振興公社、それからテクノセンター、それから社会福祉協議会の職員、それと町の臨時職員も研修の対象といたしまして、延べ175名が受講をしております。研修では、基本的なおじぎの仕方や挨拶などの基本的な内容の反復練習や担当部署への取り次ぎ方、電話対応など多岐にわたる研修を行っております。

次に、来庁者への対応や挨拶についてのご質問でございますが、来庁の目的や要件、相談内容によりまして、窓口カウンターでの対応だけではなく状況に応じて別室、相談室、カウンターから離れたロビーでの対応に心がけております。引き続きそのような対応に心がけてまいりたいと考えております。また、来庁される方への挨拶につきましては、研修会において挨拶の大切さ、重要性を改めて認識する中で実践をしております。

先ほど案内板の話があったんですが、役場玄関入り口にありますこの案内板につきましては、山村町長が登庁以来行いましたチャレンジSAKAKIの中で、提案グループが病院ですとか大型商業施設等の案内板を調査いたしまして、それぞれ意見を出し合う中で設置場所ですとか画面の角度、高さ、照明にはLEDを使用して消費電力の削減を図るなどの工夫を凝らしました。また会議室の利用についても今まで別個別個に案内板と会議室の利用あったんですが、会議室の利用についても、町民の皆さんにわかりやすくご覧いただけるよう、案内板と会議室の利用を一体化して坂城町独自の案内板を完成させました。さらにカラー液晶による表示として明るくわかりやすい、そして見やすい案内板ということで作成をいたしました。私が聞くとところによると、結構案内板見ているよというふうに聞いております。案内板についてはそのようなことでございます。

接遇につきましては、1回研修行えばよいというものではなく、基本動作から応用編まで繰り返し研修を行う必要があると考えております。なお研修の講師には民間会社などでも接遇研修を数多く行っている講師を招き、また研修会を開催する前には、講師の立場をあかさずに来庁して職員の対応などの様子を確認していただき、職員に必要な研修メニューを作成して研修

を行っております。研修については、接遇については、年々確実に向上していくように、また真心のこもった応対ができるように各種機会を捉え、また研修を通じてお客様への接遇の向上に努めてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** 町長より、この町長の職につかれてからの感じられたことで始められたということではありますが、やはり私も以前からその辺は感じていました。なかなかこういうのは、一般質問でやるような内容でもなさそうですので取り上げられなかったんですが、やはり答弁にありましたように、全員が案内係ということで、そういう気持ちでやっぱり町民の皆さんをお迎えしていただければというふうに思います。

特に、町民がそうやってどこへ行こうか、どこへ行けばいいのかと探しているときに、その横を黙って通り過ぎていくという光景は何度も見えています。何で一言かけないのかなということを感じておりました。時間もありませんので、接遇についてちょっとお話したいんですが、私、携帯電話契約したときにですね、その携帯電話にすぐアンケート調査のメールが届きました。そこには本日ご来店いただきありがとうございます、今後弊社の営業に生かすためご協力お願いしますとありまして、内容は、対応した職員の言葉使い、服装はどうでしたか、わかりやすい説明でしたか、満足度はどうですか、店の雰囲気はどうですか、清潔であったかどうか、商品の陳列は見やすかったかなどなど、きめ細かな問いが寄せられました。やはりこういう気持ちをですね、やはり職員一人一人が自問自答しながら職に当たっていただくということもお願いして私の本日の一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時28分～再開 午前10時39分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、8番 山崎正志君の質問を許します。

**8番（山崎君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1として南条小学校建設についてであります。

イといたしまして、工事における安全確保はであります。

今月3日に地鎮祭及び起工式が行われ、いよいよ建設工事が始まりました。そこで8月29日に行われた説明会の内容をお伺いいたします。また、説明会の案内を出した地域の範囲をお伺いいたします。

次に、工事現場への工事車両の進入ルートについてお伺いいたします。昨日、工事現場に足を運びました。もう既に校舎と校庭との間のコンクリート製の階段は解体され、大型ダンブカーによる搬出作業が行われていました。南条小学校周辺の道路は国道と産業道路に挟まれ、余り道幅が広いとは言えないところであります。大型車両の通行には細心の注意が必要とされ

ます。現場は旧北国街道沿いの校庭西側が搬入・搬出口となっています。そこで新校舎の建設、現校舎の解体、新しい校庭の造成など約1年半に及ぶ工事期間において、工事車両の搬入、搬出はどのようなルートをとるのか、また安全確保をどのように考えているのか、お伺いいたします。

ロといたしまして、工事費における備品の範囲はであります。

7月9日の補正予算可決、8月12日の建設業者選定と2回の臨時議会を経て工事着工となったわけですが、工事費における備品の範囲はどのようになっているか、また子供たちの机や椅子、職員室の備品などはどのような扱いになるのかお伺いいたします。そこで工事費に含まれていない備品についてどのように考えているのかお伺いいたします。

ハといたしまして記念館についてであります。6月議会において記念館の取り扱いについて、早急に方針を定めたいと町長は答弁されています。7月臨時会の補正予算の説明では、記念館をひき屋工事により移動させるとありましたが、どのようになったかお伺いいたします。以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** 皆様方の多大なるご支援、ご協力、種々アドバイスいただきまして、ようやく9月3日に地鎮祭、起工式という段階になりました。改めて感謝申し上げます。

さて、いろいろご質問ありましたけれども、私からは全般的な取り組みについてお答えしまして、その他につきましては担当課長から具体的にご説明申し上げます。

ご案内のように、南条小学校改築工事につきましては8月1日入札後、12日には請負契約の議決をいただき、いよいよ着工の段階となりました。過日9月3日には議員各位、関係者にご出席いただきまして起工式をとり行ったところでございます。

南条小学校の改築は、平成23年から検討を始め翌平成24年、建設検討委員会では校舎の配置の決定や六つのコンセプトをまとめていただきました。平成25年には構想をより具現化するため、建設委員会に移行しプロポーザル方式により設計を担当する業者を決定し、基本設計及び実施設計についてご検討いただいたところでございます。

新南条小学校は南普通教室棟、北普通教室棟、管理棟、特別教室棟からなり、校舎の延べ床面積は約5,030m<sup>2</sup>となっております。子供たちに目が行き届き、管理もしやすいコの字型のシンプルな配置といたしました。普通教室を広くするとともに低学年にはプレールーム及び展示スペースと兼用のベンチを、中高学年にはオープンスペースを設置し、グループワークや学年発表の場に、また少人数学習でも利用できるようにしております。音楽堂は、地域や児童が学校のシンボルだと認識できるものとし、音楽授業のほか学年集会や全校集会などにも利用できるように設計しております。また、中庭は再生木デッキテラスにより上履きのまま全ての学年の児童が交流できるようにいたしました。普通教室棟の屋根には集熱と太陽光発電を併用したパネルを設置し、自然エネルギーや環境についても同時に学習できる施設としておりま

す。

南条小学校改築工事は、平成28年3月までの長い工事期間となります。校庭に校舎を建設することから、体育の授業など校庭が使えなくなりますが、運動場については地元企業のグラウンドをお借りするなどご協力いただき、感謝しております。工事期間中、地元の皆様方にはご迷惑をおかけする場面もあろうかと存じますが、子供たちの教育環境を整えるためにご協力をお願いするところであります。工事が本格的に始まりますので、学校とも調整を図りながら子供たちの安全対策に万全を期し、改築工事を進めてまいりたいと考えております。なお、ご質問いただきました詳細につきましては、担当課長から答弁申し上げます。

**教育文化課長（柳澤君）** 南条小学校建設につきまして、順次答弁を申し上げます。

この工事における安全確保はということでございますけれども、南条小学校改築工事につきましては8月に入札、12日の請負契約の議決をいただいた以降、設計業者、工事施工者、教育委員会、そして学校と打ち合わせ会議を実施しまして、工事工程等の協議をしてきたところであります。

工事を進めるに当たりまして、周辺住民の皆さん及び保護者を対象に8月の29日に南条小学校の体育館におきまして工事説明会を開催しました。説明会の内容は、設計監理を担当します株式会社エーシーエ設計から校舎の配置等についての紹介、施工業者の守谷・富士建設共同企業体からは工事内容、方法について説明をしたところであります。説明会範囲といたしましては、南条小学校に近接します新地、金井の区の役員さん、そして新地7組合、金井8組合、9組合、10組合に住んでおられる皆さん、そして児童の保護者の方々であります。

工事現場への工事用車両の進入ルートということでございますけれども、国道からは新地の北国街道との分岐、そして金井のセブンイレブンさん前の交差点からとなります。校舎建設時につきましては、国道から現グラウンド西側の校庭入り口を主な進入ルートとする計画です。校舎の解体時でありますけれども、国道から現在の低学年棟のプレールーム横の北門からのルートと、それから産業道路から体育館の東を通るルートを予定しているところであります。

工事現場から町道への出入りには一旦停止をし、一般車両や歩行者を優先することはもちろん、必要に応じて誘導員を配置する計画です。なお工事エリアにつきましては関係者以外が入れないよう仮囲いで封鎖をしまして児童や学校関係者、地域の皆さんの安全確保に努める計画となっております。なお工程会議を毎週開催しまして、行事の多い学校等とも調整をしながら、工事につきましては安全第一を心がけ、事故のないように建設を進めてまいりたいと考えております。

続きまして口の工事における備品の範囲はということでございますが、通常、壁ですとか床に固定される状態のものにつきましては、改築工事に含む設計として今回もそのような扱いとしております。具体的には、水道ですとかガス管などの設備を伴いまして、床に備えつけられ



ます家庭科室ですとか理科室の机、椅子などにつきましては今回の改築工事の中に含まれているところでもあります。

なお、南条小学校改築工事の実施設計の際ですけれども、現校舎にあります備品につきましては、使用できるものは可能な限り使用するという観点で設計を進めてまいりました。キャビネットやロッカー等について、今の校舎の各部屋、各棟ごとに拾い出しまして、新しい校舎、各教室などにはどこにどんな備品を利用していかとといった点も検討してきたところがございます。こうしたことから現在の児童の机、椅子、あるいは教職員の机等についても、使用できるものは使用していくことといたしまして、不足なものについては検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、ハの記念館についてでございます。南条小学校の記念館が現在の場所に移設となった経緯につきましては、昭和2年に完成しました旧木造校舎の正面玄関部分を現在の校舎建築に伴い記念館として移設されたものであります。

建築文化財としての価値といたしましては、間口2間半のポーチ部分に赤色の鉄板ぶき屋根や銅製の棟飾りなど大正末期から昭和初期における代表的な建築様式が見られるとのことで、今回の南条小学校改築工事に当たりまして、最終的には南条小学校の敷地外で活用しながら保存ができないかという方向で検討しております。

当初は7月の臨時会の際に申し上げましたように、この記念館の北東の一部が新しい校舎にかかるため、まずはひき屋工法により移動し、建物の調査を実施する中で具体的な保存活用方法を検討することといたしました。その後8月1日の入札会、12日の臨時議会を経まして施工業者が守谷・富士建設共同企業体に決定しましたので、現地におきまして施工業者と、それから有限会社信濃伝統建築研究所の和田所長を交えて施工方法を検討いたしました。現場で記念館の天井裏などを確認しましたが、表面上は確認できなかった箇所におきまして雨漏り等による構造部材の劣化が数カ所確認され、ひき屋による建物への損傷が予想以上にあると判断をされたところでもあります。また、施工業者の計画する小学校の建設工程から当初懸念されておりました支障となる箇所の工事施工日程も決まりまして、調査を行う時間もとれることがわかりました。

これらのことから、信濃伝統建築研究所の和田所長にもご意見をいただきまして、ひき屋をせずに建物の詳細調査を実施し、解体して保存活用が必要とされる部材の保管をして建物文化財としての価値が高いとされる玄関ポーチ部分を主に復元活用による保存を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**8番（山崎君）** それでは、順次再質問いたします。

まず、説明会において出席された方たちからどのような意見が出たり、どのような要望が出されたか、まずそれを1点目から質問いたします。よろしく申し上げます。



**教育文化課長（柳澤君）** 工事説明会に出ました地域からどのような意見が出されたかという部分でございますが、今お答えしました工事車両ルートや安全対策といった部分が出されました。また、工事中の騒音ですとか震動についてのご質問も出されたというような状況となっております。主なところはそのような状況でございます。

**8番（山崎君）** 説明会は保護者及び新地区の7組合、区長さんとあと8組合、9組合、10組合と南条小学校に隣接する住民の方たちに対して行われたわけですが、全家庭が出席したわけでありませんが、隣接する組合の皆さんは恐らく出席された方が説明されると思われれます。旧北国街道及びその周辺道路は通勤、通学など生活道路として多くの方々が利用されています。工事中安全確保のために周辺住民以外の方たちに対して注意の呼びかけをどうように考えているのかお伺いいたします。

**教育文化課長（柳澤君）** 近隣住民以外の方へのお知らせというようにところでございます。南条小学校の工事が始まりましたというようなことを広報のほうでお知らせをしまいたければいけないと考えておりますので、そういう中で工事期間の安全対策、ルートの部分につきましても触れましてお知らせをして考えていきたいと思っております。以上です。

**8番（山崎君）** 工事中の騒音対策であります、バックホウ、あるいはクレーン等大型重機が使用されますけれども、騒音対策はどのようにお考えでしょうか。

**教育文化課長（柳澤君）** 工事期間中の騒音というような状況でございます。この部分につきましては、地域の方からもご質問に挙がったところなんですけれども、地域の方からはくい打ちというようにところのご心配があったところであります。現在、基礎工事のくい打ちにつきましては、従来の打撃方式ですとか震動を用いて打ち込む方法ではなく、支持層までドリルによって穴を掘り安定剤を注入しながらくいを落とし込む方式とすることで、震動、騒音が少ない工法を予定をしているというような状況となっております。また、重機につきましても低騒音式を使用するなどいたしまして、騒音、震動には配慮して工事を進める計画となっております。以上です。

**8番（山崎君）** 今、重機は結構すぐれていますから騒音対策もできていると思います。それはいいとして、新校舎建設に当たっては、そこそこ騒音は出ないと思いますけれども、解体工事はまた壊す段階ですね、あれは結構コンクリートを壊したりする部分あって、騒音が出るとは思いますけれども、その部分も十分対策を練っていただきたいと思えます。

今議会の初日、9月1日ですね、その日、私、ちょうど現場の前を通ってきました。道路が、その周辺の道路ですけれども、少し泥を引っ張った痕跡がありまして、汚れていたわけですがけれども、周辺道路を汚さないような対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**教育文化課長（柳澤君）** 町道への工事車両の配慮という部分でございます。起工式のときにはまだちょっと施工ができてなかった状況なんですけれども、現在工事現場につきましても、鉄

板を敷きまして泥がつかないように工夫をしております。また、搬出時にはタイヤに泥がついていないか確認をし、場内で掃き落として町道に出るような計画を立てているところがございます。以上です。

**8番（山崎君）** 工事現場となる現在の校庭の周りには、防音壁というかアルミ製のパネルがずっと囲っていました。それによりまして、現在まで使われていた校舎のプールと体育館に挟まれた南門からは入ってこれないような形に、あちらから、げた箱に抜けられないようになっていますけれども、南口を使用していた山金井あるいは鼠、新地の生徒たちの交通ルートはどのようになっていますか、通学ルートはどのようになっていますか。

**教育文化課長（柳澤君）** 現在お話にありましたように、新校舎建設のために仮囲いを行っております。一部既存校舎の取り壊しがあるために、仮囲いとその南門を通ってくる子供たちが直接そのグラウンドと校舎の間を通れないような状況となっております。一方で、通学路を変更しますとかなり遠回りとなってしまいますので、現在子供たちにつきましては、南門を通りまして体育館から入り、体育館から渡り廊下を通りまして昇降口に行くというような格好で遠回りするよりは安全確保ができるということで運用をしているところがございます。以上です。

**8番（山崎君）** 体育館を通るということで安心したわけですがけれども、前回、プールの工事でしたか、あのときでしたか、通学路を迂回しまして鼠、新地の子たちは北国街道を迂回してそこから正門のほうへ向かったということがありましたもので、そちらを通らないということですから安心しましたけれども。

今日も工事現場の前を通ってきました。8時5分ごろだったと思いますけれども、もう工事現場の中には数台の車両があり、前でのコンビニエンスストアには朝食をとっているのか2台の大型ダンプがとまっていました。これから多くの工事車両が出入りするわけでありまして。工事関係者には細心の注意を払っていただき、事故がないよう工事が完了することを願っております。

では備品のほうに移ります。理科室、家庭科室など特別教室や教室に備えつけの棚などは建築予算に含まれているわけですね。子供たちの机、椅子、職員室の備品は使えるものは使うということでありまして。南条小学校建設に当たってはその前の村上小学校、坂城小学校の耐震工事が行われ、新しい備品があったわけではありません。南条小学校だけ新しくというわけにはなかなかいかないと思います。その状況を理解した上で、今年、村上小学校では110周年実行委員会ですか、それを設けて寄附金を募ったという経緯があります。ビーナス会でもPTA会長のOB会なんですけれども、そこでも何かできないかという意見が出ております。子供たちの机や椅子など備品を新しくする、あるいは落成式、完成した後に完成祝いを開催するような実行委員会を設立するという動きも出ております。そこで寄附金を募るに当たっては別に何

も差しさわりもないのでしょうか。

**教育文化課長（柳澤君）** 町としまして必要な備品、子供たちに必要な備品については整備をしていきたいと考えておりますし、また活用できるものは基本的に活用するという考え方でそろえられるのではないかとこのところ考えているところではあります。

一方、寄附金を募ってという部分でございますけれども、この部分につきましては、町でどうこう申し上げられる状況ではございませんで、関係の団体で必要な手続を踏んで行っていただくというようなことが考えられるところでございます。以上です。

**8番（山崎君）** それでは、実行委員会につきましては、ビーンズ会等開催しまして考えていきたいと思えます。

記念館についてでありますけれども、解体保存するわけですが、保存はどのようなところになるか、また保存する場所についての選定はもうされているのか、まずそこから伺いたします。

**教育文化課長（柳澤君）** 記念館につきましては、これも最近のところ解体保存という方向性が出てきたような状況でございます。そういった中で、どの程度の部分を部材を保存しなければいけないのかというような状況にもよりますし、できることであれば屋外に保存をするというよりは、木材でありますので屋根のついたどこかがいいのではないかとこのことで考えておりますけれども、まだ保管場所については決まっている状況ではございません。今後検討していく状況となっております。以上です。

**8番（山崎君）** 臨時会におきまして補正予算組まれたわけですがけれども、そこでひき屋工事として230万でしたかね、計上されていましたがけれども、解体するに当たってはどの程度の金額を見られているのか、伺いたします。

**教育文化課長（柳澤君）** ひき屋から解体保存というような状況の中での費用的な部分であります。これにつきましては現在ちょっと積算をしている状況でございますけれども、ひき屋の工法から解体というところの一つ変わって、ただ壊せばいいという状況ではなく、丁寧に保管をしていくというような解体の工夫が出てまいります。また必要に応じて調査というような状況も出てまいります。そういったところで、再度費用を算定をいたしまして、極力その範囲内でおさめるというところで現在積算をエーシーエ、それから施工業者に依頼をしている状況となっております。以上です。

**8番（山崎君）** ポーチ部分を新南条児童館に使用するという案が出ておりました。そこで、南条児童館建設に着手する予定はいつごろになるのか伺います。

**教育文化課長（柳澤君）** 南条小学校の工期がまず平成27年度末となっているような状況でございます。南条の児童館につきましては、今後実施計画の中でまた計画をさせていただきたいと思えますけれども、南条小学校建設が終わりました、それ以降の早い時期に建設ができれば

ということで考えているところでございます。以上です。

**8番（山崎君）** では南条小学校完成後ということですから、28年に着手と受けとめておきます。

南条小学校全面改築に当たりましては、建設検討委員会設立以来、建設委員会も含めずっと傍聴し成り行きを見守ってきました。一般質問でも何度も取り上げ、いいものができるようにずっと質問してきました。恐らくこれで南条小学校建設が始まりましたから、南条小学校建設に当たっての一般質問はこれが最後だと思います。すばらしい小学校ができるように祈念いたしまして、一般質問を終わります。

**議長（柳澤君）** 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時12分～再開 午前11時23分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

---

◎日程第2「議案第36号 平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（柳澤君）** 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いいたします。

また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず歳入について総括質疑に入ります。

**9番（入日さん）** ページ11ページ、款1町税、項1町民税、目1個人についてお伺いします。現年度分36万4,210円が不納欠損になっていますが、現年度分を不納欠損にするということはかなり理由がなければできないと思うんですが、その理由と件数をお願いいたします。

それから、その現年度分の収入未済額1,031万1,588円ですが、これ昨年よりも227万7,400円ほど増えていますね。それでその件数と滞納の最高額についてお伺いします。

それから、その下の節2の滞繰分についてですが、それについても不納欠損額の件数と最高額、それから収入未済額についても件数と最高額、それからこの件について均等割だけの人もいるのか、それについてお伺いします。

それから法人についてですが、現年度分77万7,100円、これは徴収率がわずかに増え

て昨年より25万少ないんですが、この件数と滞納最高額、それから滞繰分について625万8,400円、これについての件数と最高額と滞納年数をお願いいたします。

それから、その下の項2の固定資産税ですが、目1の固定資産税の中で現年課税分について収入未済額の件数と最高滞納額、それから下の滞繰分についての不納欠損額の件数と最高滞納額、それから収入未済額についても件数と最高滞納額をお願いいたします。

それから、13ページの款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金の節2の児童福祉費負担金ですが、保育料負担金の中で46万4千円ほど収入未済額になっています。昨年よりも74万円ほど減っていて非常に努力の跡が見えますが、これについては一般の保育料なのか長時間保育なのか、あるいは一時保育なのか広域入所なのか、その件数と金額をお願いいたします。それから節3の滞繰分ですが、これの件数と最高額とそれから年数をお願いいたします。それから長時間保育についても件数と最高額と年数をお願いいたします。

それから、15ページの町営住宅の使用料についてですが、この収入未済額の件数と昨年よりも26万ほど減っていますが、最高滞納額をお願いいたします。それから節3の滞繰分について、昨年より121万5,740円減って非常に努力の跡が見られますが、その件数とそれから最高滞納額と滞納年数をお願いいたします。改良住宅についても件数と最高額と滞納年数をお願いいたします。

それから最後になりますが、25ページの雑入についてですが、収入未済額が147万6,185円あるんです。これ昨年より22万1千円増えています。この決算を見ますと昨年度よりB.1プラザも9万円、農産物加工施設も20万円、振興公社も100万円収入が増えているのに、なぜ未済額が増えたのか、それについてお伺いしたいと思います。どんな部署の未済額なのか、それについてもお伺いします。以上です。

**収納対策推進幹（宮下君）** 何点かご質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず初めに、個人町民税の不納欠損、現年の不納欠損でございます。この現年分の不納欠損分につきましては、外国人の出国に伴うもので10名、29件でございます。

個人町民税の滞納件数でございます。件数につきましては、現年分が545件、最高額は300万円ほどでございます。滞納繰越分でございます。件数につきましては4,157件、最高額につきましては361万5,100円でございます。

続きまして法人町民税でございます。現年課税分につきましては14件、最高額は5万円でございます。滞納繰越分でございますけれども、件数が117件、滞納繰越分の最高額でございますけれども、104万円でございます。

続いて固定資産税でございますけれども、現年分の滞納額の件数でございますけれども、790件でございます。最高額は240万円でございます。滞納繰越分でございますけれども、件数で5,811件でございます。滞納繰越分の最高滞納額でございますけれども、



3, 641万8, 448円でございます。以上でございます。

失礼いたしました。それぞれの不納欠損の内容でございます。住民税につきましては、先ほど現年度分申し上げましたけれども、滞納繰越分につきましては18名、88件でございます。固定資産税につきましては、滞納繰越分で9名、108件でございます。以上でございます。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 13ページ目2児童福祉費負担金の収入未済額の内訳でございますが、これは現年度分の関係でございます。保育料滞納額15件分、42万5, 710円、最高額が22万4, 460円でございます。それと長時間保育料の滞納額でございます。3万8, 400円、14件分でございます。最高額が2万4千円であります。

次に、節2保育負担金滞納繰越分の収入未済額の関係でございますが、滞納件数が402件でございます。最高額は117万9, 900円ということであります。一番古い方で平成11年度からの方がおります。また長時間保育料負担金滞納繰越分の関係でございますが、滞納件数281件で最高額は15万5, 500円あります。これも同じく平成11年度からの方が一番古いという状況でございます。

**建設課長（青木君）** 15ページ住宅使用料の滞納状況についてご説明申し上げます。

町営住宅使用料の関係、現年度分9万3, 100円の滞納額に対しまして滞納者数は3名でございます。

続きまして町営住宅使用料滞納繰越分でございますが、これにつきましては滞納者数15名でございます。最高額が344万500円でございます。滞納期間は平成11年から平成23年までの13年間で24年度、25年度については完納している状況でございます。

続きまして改良住宅の滞納繰越分につきましては2名でございます。最高額は18万6, 100円で、平成23、22の2年間分でございます。24年度、25年度分については、完納している状況でございます。以上でございます。

**産業振興課長（塚田君）** 25ページ雑入の収納未済額でございます。この147万6, 185円につきましては、B. Iプラザの共益費2社の収入未済額でございます。滞納の状況といたしましては、1社が事業主のけがによる入院及び取引先の倒産に伴う売掛金の回収が困難になったということが重なりまして、昨年9月から滞納となっております。もう1社につきましては、過年度の未納分が滞納ということで、この2社分の収入未済額でございます。

**9番（入日さん）** 法人の滞納の収入未済額が昨年より571万5, 300円増えていて、固定資産税の収入未済額も昨年より576万5, 100円増えています。こんなに増えた理由と今後不納欠損にならないようにする対応はどのように考えていますか。

それから、先ほどかなり、やはり1人当たり最高額とすると300万以上の人もいましたが、町民税を滞納しているということは、ほかのね、国保税とかそういうことも滞納していると思うんですが、そういう1人当たり、そういうものを合わせると最高滞納額は何万円ぐらいに



なって、それは回収機構へ頼んでいるんでしょうかね、以上ですけど。

**収納対策推進幹（宮下君）** 法人町民税、また固定資産税の滞繰分の増加でございます。この増加分につきましては、その前から何年も納めていない滞納者、それが積み重なって、納めてはいるんですけども、なかなか減っていかないということで増加傾向に生じているということでございます。

また、ほかの町税、例えば個人町民税、また固定資産税、国民健康保険税、それぞれが滞納という方もいらっしゃいます。ちょっと合計額につきましては600万円ぐらいになるかと思えますけれども、そのような状況でございます。またそういう案件につきましては、滞納整理機構、私どものほうで当然折衝とか分納誓約とかいろんな方向で折衝はしております、その折衝に応じている方につきましては、引き続き分納誓約額の増額とか、そのような対応をとらせていただいておりますけれども、折衝に応じない方につきましては、議員さんのご質問のとおり滞納整理機構のほうへ移管しているという状況でございます。

**7番（西沢さん）** 3点についてお伺いいたします。

最初に歳入の11ページ、款1町税について、町税の収入済額は調定額26億960万9,630円に対し、23億3,430万1,562円で収入率が89.5%でした。前年度に比べて0.2ポイント減少ということでございます。滞納繰越分においては収入率が前年比1.7ポイント上がって、大きな成果をおさめているところですが、毎年、収入未済額が滞納繰越分に加算されるという状況ですので、この収入率を上げることは非常に難しい状況だと思います。現在で収入となるべき額から10%を超える額が未済額というわけです。それでこれについても非常に大きな問題だというふうに考えていますが、この収入率を改善するために行った具体的な取り組みについてお伺いいたします。

それから13ページ、款11分担金負担金、項1負担金、目1の民生費負担金の関係でございますが、今、さきの質問で収入未済額についての内容をお聞きしました。その中で本当に大きい額をやはり納められないでいるという方がいらっしゃるわけですね。それとあわせてその14ページの土木手数料の収入未済額についても、大きい額を滞納されている方がいるという状況の中で、この分担金、負担金、また使用料につきましては、公平を原則としている税の納税という意味とは大きな違いがありまして、サービスを受けたその対価であるという、そういう意味を本当に滞納している方にわかって十分理解していただいているかどうかという、その取り組みについて、それぞれお伺いいたします。

**収納対策推進幹（宮下君）** ご質問の町税の未納額、2億7千万円ほどございますけれども、その対応策としてどのような方策を講じたかというご質問でございます。ご質問のとおり、町税の未済額が2億7,276万5千円ということでございまして、納税者間の公平性の面から、また町の財政面からも非常に大きな問題であり、また早期にこの解消を図っていかねばな

らないと担当者の私も真摯に受けとめているところでございます。

そうした中で、どのような対策を講じたかということでございますけれども、まず一つには滞納者それぞれの財産調査、また所在調査等をさらに進めて行いました。これによりましてその滞納者の状況等把握する中で、先ほども話ありましたけれども、滞納整理機構への移管、また預貯金、また給与の差し押さえ、不動産の差し押さえ等もそれに基づいて行っております。また、どうしても困難な案件につきましては滞納整理機構へ移管にあわせまして、また町民税につきましては、町県民税ということで県の徴収対策室と一緒に連携して取り組みました。

また、新たな取り組みといたしまして、税務署と連携を図りまして所得税の還付の際、その際に差し押さえを7件実施して徴収しておるといような状況も行ったところでございます。また、特にこれから10月、国保の保険証の新たな更新時になります。そうした中で町の収納推進対策会議も開催する中で、滞納者に呼び出しをかけまして納税相談も実施したところでございます。あと通常の電話、臨戸の督促はもとよりですけれども、呼び出しした中で昨年度は166件、金額にして5,900万円でございますけれども、分納誓約も行ったといような経過もございます。今後につきましても、未済額の減少にさらに努めてまいりたいと考えているところでございます。

**子育て推進室長（宮嶋君）** 保育料の滞納につきましては、現在保育園に在籍している方につきましては、滞納の解消に向けて基本的には毎月の督促、あるいは催促書をお渡しし納入をお願いしたり、またそれぞれの園で園長、担任が直接お渡しし、お話をし納入をお願いしているところでございます。また、福祉課から直接出かけていきお話をするなど、滞納の解消、また繰越分にならないよう努力しております。

また、長期にわたって滞納されている方につきましては、外国籍の方やあるいは既に町外に転出されている方も多々おります。そういった中で、催告書を送り根気よく連絡をとりながらお話する中で分納、分割という形をお願いしたり、あるいは直接お伺いして徴収するなど回収に向け努力しているところであります。

今後も各部署と連絡、連携をとりながら収納推進対策会議等で対策を検討するなど、滞納の解消に努めていきたいと考えております。

**建設課長（青木君）** 住宅使用料の滞納解消につきましては、長い方は先ほど申しあげましたように13年という形で大変長く滞納をしている状況ではございます。そういう方につきましては、本人はもとより保証人等もでございますので、保証人等の方も交えて滞納に対して少しでも減らすように、その対策の一つといたしまして、平成24年度から現年度分についてはもう必ず入れていただくということを条件といたしまして、その残りの古い部分は現年度プラス滞納分を減らしていくといような形の中で、新しい滞納は増やしていかないことをやっておりまして、多い方300万入っている方につきましても24年度、25年度分の現年度には

入れていただいて、あと過年度分につきましてプラスアルファというような形で入れていただいておりますので、そういう形の中で滞納を少しでも減らすように努力してまいりたいと考えておるところでございます。

**7番（西沢さん）** それぞれのところでいろんな努力をされているということでございます。本当に大変だと思います。その中で今も出ました庁内の対策推進会議の中では、個々の納税者あるいはまだ納めていない方についてどのように、共通した認識というものをどのようにして図っておられるか、その点だけお伺いしたいと思います。

**収納対策推進幹（宮下君）** 収納推進対策会議でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今年におきましては去る7月15日に開催して、町税の担当者、収納の担当者初めそれぞれの使用料の担当者一堂に会しまして、未済額解消に向けた取り組みや課題等についてそれぞれの立場の中で意見を出し合って、またどうのようにやったら、今の議員さんのご質問ではございませんけれども、未済額の解消ができるのか、そういうことをそれぞれ話し合う中で法的な根拠もあるんですけれども、そのような学習会も兼ねまして共通認識を持って横の連携を持ちまして、未済額の回収に努めていくというようなことで、会議を開催させていただいたところでございます。

昨年から今年にかけてはなんですけれども、決算書もご覧になっておわかりかと思っておりますけれども、ほとんどの町税、使用料におきまして現年度分は減少しておるといような状況でございます。

**議長（柳澤君）** ほかにございませんか。

（進行の声あり）

**議長（柳澤君）** これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

総括質疑の途中ですが、ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

次に、歳出についての総括質疑に入ります。

**5番（塩入君）** ページ、34ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費ですけれども、右側の備考欄の上から4行目、健康スクリーニング検診委託についてですけれども、全員が受けられているのか、また受けられなかった人はいなかったのか、それが第1点ですね。

次にページ34、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、今のページの34ページですが、職員研修費が103万7,114円あります。25年度は特にどんな研修に力を入れてこられたかと。実績報告書の19ページですけれども、その中にも研修項目が幾つかありますけれども、一般質問でも先ほど出されました、接遇研修なんていうのは討論されたわけですが、全体としてですね、どういうところに一番力を入れて研修されてきているのかということ

を第1回目の質問にします。

それから次にページ37、款2総務費、項1総務管理費、目6の企画費ですけれども、まちづくり推進事業あります。実績報告書の22ページになります。実績報告書22ページを見ますとですね、実際申告している自治区は15区です、申請があったのは、27区あるわけですが、ほかの区からは申請がなかったからだと思うんですけれども、具体的に全然ないのか希望はないのかどうか。それから申請をする許可の基準ですね、申請許可の基準はあるのかどうか。

それから、次に39ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費ですけれども、スマートコミュニティ事業の中で、バイオマスボイラーの設置工事費が4,734万3千円でつくられたわけですが、これをつくったメリットと課題は何かと。またほかの公共施設へも適用できるかどうか、考えられているか。

それからページ83ですが、款6農林水産費、項1農業費、目3農業振興費、83ページの備考欄の上から3行目に地域農業マスタープラン作成事業というのがあります。この事業というのは具体的にどんなことをしているのか、ちょっと詳しくお知らせしていただきたい。

それから、次に同じ83ページですけれども、有害鳥獣対策事業が25年度687万4,914円ですね、かけていますけれども、実際に25年度はどんな成果があったのか、今後の課題は一体どんな課題があるのか。

最後になりますが、ページ、86ページですけれども、松くい虫防除対策事業についてです。一つは、今年度含めて空中散布は3回やっているわけですが、その効果が見られてきているのかどうか。

それから二つ目は、農薬のネオニコチノイドを使われていると思うんです。これは外国や国内でも今ミツバチの大量死が大きな問題になってきているということで、安全性は本当に大丈夫なのか、その点について、特にミツバチの大量死というのは、今後日本だけじゃなくてもちろん世界、地球の大きな課題です。そういう意味からやはり慎重に安全性を確かめる必要が農薬の場合含めてあると思うので、その点について安全性は大丈夫なのか、以上です。

**総務係長（大井君）** 初めに健康スクリーニングの受診委託の内容についてお答えを申し上げます。健康スクリーニングにつきましては、受診者、昨年度37名でありました。こちらにつきましては、人間ドックを受診しなかったような若手の職員に対しまして、保健センターをお借りしてそちらで実施をしたものであります。ちなみに受診できなかった者が6名おるんですけれども、そちらは産休中でもう医療機関にかかっているとか、そういう職員が受診をしなかった状況でございます。

続きまして、職員研修の研修の内容でありますけれども、昨年度につきましては、上田の定住自立圏の研修として参加をさせていただいて、そちらに負担金として支出しているもので

あったりとか、それから町の職員として施設で必要になった危険物の取り扱い講習ですとか、大型のトラクターの免許取得のための講習会等に参加をしているものがございます。そのほか、町として、先ほど一般質問でもございましたけれども、職員の接遇研修ですとか、そういった各種研修24回の4項目の研修を行いまして、延べ人数として265名が参加をしております。以上でございます。

**まちづくり推進室長（中村君）** まちづくり推進事業の中の地域づくり活動支援事業についてであります。昨年15区ということで採択をしているわけですが、実際申請のあった区も15区であります。

この申請の基準につきましては、まちづくり、地域が主体となって活動していただく事業であれば申請ができるということでありまして、ただ上限は30万というふうにしております。また地域の方の人件費とか食料費、こういったものは一部を除いて対象外というふうになっております。ちなみに本年度申請は18区というふうになっておりまして、年々増えてきているという状況でございます。

**企画調整係長（竹内君）** 39ページ、スマートコミュニティ構想事業の中のペレットボイラーの関係でございますけれども、今回導入いたしましたペレットボイラーにつきましては、防災面、環境面、地域経済面においてですね、複合的に高い効果が見込まれているところでございます。

導入の効果といたしましては、燃料が木材ということでございまして、その木材が吸収したCO<sub>2</sub>をですね、使用させた際に排出をするという、そういう特性からCO<sub>2</sub>の削減という部分。それからですね、燃料費の面でございますけれども、こちらについてもペレット材は灯油より安いということの中で、灯油と比較しても削減効果が見込まれているところでございます。さらに燃料となります木質ペレット材につきましては、現在、長野森林組合から供給をいただいているところでございますけれども、山林の間伐促進もあわせて地域内の経済循環効果が期待されるといった部分がメリットとして考えているところでございます。

それから課題という部分なんですけど、まだまだペレットボイラー、ペレットストーブもそうなんですけど、導入がまだ少ないという中では燃料となるペレット材の安定供給という部分がまだちょっと心配かなという部分はございます。

それから、他の施設への導入はということでございますけれども、こちらにつきましても再生可能エネルギーの導入については進めていかなければいけないというふうに考える中では、今後検討していきますけれども、財政面等も含めてですね、今後検討課題として取り組んでいきたいと考えております。

**産業振興課長（塚田君）** 83ページのまず地域農業マスタープラン作成事業でございます。こちらにつきましては、今まで従来進めております認定農業者、また集落営農組織等の育成確保



というものが進められてきましたけれども、これらの仕組みをさらに推進いたしまして、各地域の実情を勘案したプランを作成するものであります。坂城町におきましては、坂城、南条、中之条、村上の4地区に分け24年度から25年度にかけて、この2年間で全ての4地区の人・農地プランを策定したものでございます。

またこのプランにつきましては、例えば認定農業者が増えるとか、そういうような場合は随時策定をし直すというものでございますので、今後さらに就農される方、そういう方が増えていくことを望むものでございます。

続いて有害鳥獣対策事業の成果と課題ということでございます。こちらにつきましては、地域による、例えば北日名地区では捕獲隊というものを編成いたしまして、地域の方々がこの有害鳥獣の防止ということで作業をしていただいております。また上平地区におきましては、1,500mの侵入防止柵を設置いたしました。これにつきましては、今年度、全て上平地区をぐるっと回るような、そういう侵入防止柵を設置するという運びになっております。これによってやはり大分、有害鳥獣の侵入というのが防げているというのが実感できるということでございます。

また課題につきましては、今度は上平地区を囲みますと、そのほかの地区のほうに出没するというおそれがあります。こちらについて、どのようにしていくかというのが今後の課題になるかというふうに思います。また、今年につきましては、山のドングリが大変少ないというような新聞のニュースでも出ておまして、最近、北日名、南日名地区のほうで熊の出没が大変目撃されております。この辺についてもやはり注意していかなければと、また猟友会とも連携を密にとりまして、そういう危険防止というものについてもやっていきたいというふうに思います。

続いて86ページ、松くい虫防除対策事業でございます。効果ということでございます。地元の皆さんから言っていただくのが、大分減ったというようなお話を聞くんですが、確かに私どもの目から見るとやはり線がくっきりと、被害の大きい場所とそうでない場所というのがはっきりしてきているなという実感があります。しかしながらやはり3年間、空散をやってなかったというのが大分大きいのではないかというような感じもいたします。実際に数値でその効果を出せというような要望もありますけれども、それにつきましては、県のほうでも今年からそのデータのものを出そうということで、今検討をされているというふうにお聞きしております。

また坂城町では、ネオニコチノイド系のエコワンスリーフロアブルを使っているわけですが、こちらのほうにつきましては、県の防除のものにのっとりまして、そこで決められた薬剤を使っております。これは国でも認められた安全性のある、高い農薬だということで、それも希釈倍率も決められた希釈倍率で進めているということでございます。



また、ちなみにミツバチの関係でございますが、この区域内でもミツバチを飼っていらっしゃる方がおります。その空散をする場合には、あらかじめお知らせをいたしまして、ミツバチに被害がないよう取り計らっていただきたいというふうにご連絡を申し上げておまして、いまだ1回もミツバチが死んだというような連絡は入っておりません。以上です。

**5番（塩入君）** それぞれ説明していただいたわけですが、じゃあ、2回目の質問をします。

34ページの職員研修についてです。先ほどもいろいろ紹介されました。やはり町の職員の仕事というのは1年でかわったり2年でかわったり、本当にさまざまな課に異動しながら大変な仕事があるわけで、そういう中で本当に研修をしていくという時間がなかなかとれないかと思うんですけれども、今、実態としては報告がありました。

できればですね、対外的な研修だけじゃなくて、本当に庁内で具体的にどういう研修ができるのか、例えば先ほど町長はチャレンジSAKAKIをつくると、いろいろ知恵を絞って出されたと、これも大きな研修だと思うし、やはり町民の願いとか困ったこととか、そういうことにどう対応していったらいいかという立場で研修するのが一番いいと思うんですが、特に庁舎の中でね、研修、具体的に、例えばそれぞれの課でどんなことをやるとか、全体として町のこういう課題について研修をみんなでやりましょうとか、そういうようなことは考えていらっしゃるのか、それが2回目の質問です。

それから、まちづくり推進事業ですが、15区から申請があったんですけれども、ほかの区はまだ十分じゃないと。やはりこれから防災の問題、自主防災会とか介護の問題にしても、それから健康づくりにしても、本当に地域で本当にそれぞれの区の単位でですね、やっていく仕事が増えてくるんじゃないかと、またそれをやっていかないと防災にしても何にしても、なかなか本当に回っていかないという意味で、もう少し町としてもリーダーシップをとっていただいて、自主的に各区がもっとこういうことやってみようかというようなことができるアドバイスはできないかということが第2回目の質問です。

それから、最後の松くい虫の点ですね。課長からも説明がありました。僕はやっぱり一番心配しているのは、ネオニコチノイドという農薬ですね。たしか今、答弁にもこれは国の基準、また県の基準に合ったものでやっているというお話がありました。しかし、同じ県の中でもですね、林務課と、それから農政課の考え方は違う部分があります。実際農政課で調べた県内のミツバチの大量死、これは戸隠でも最初にあって、そのほか何カ所でも県内で起きて、ミツバチが大きな被害を受けているわけですね。それがネオニコチノイドと因果関係があるということ、可能性はあるというふうにも言っているわけですが、そういうことで、今このネオニコチノイドに対する具体的な対応、さまざま意見があるわけで、町としてもですね、このネオニコチノイドについては、これはヨーロッパではもう禁止している状況もあります。そういう意味で、いろいろなデータを集めながらぜひ検討していただきたいということです。

そういうことをやっていただきたいと思うわけですがどうか、以上3点。

**総務係長（大井君）** 職員研修について再度お答えいたします。

まず庁舎内等についての研修でございますけれども、先ほど申し上げましたように、職員の接遇研修ですとか、それから昨年度につきましては、ごみの減量化、役場も一事業所としてごみの減量化に取り組んでいくというところで、まずごみの分別の仕方ですとか、そういった部分の研修というのを全職員対象に実施をいたしました。

また、本年度ですけれども、職員のパソコン関係のセキュリティーの向上という目的にeラーニングという形で、パソコン上のセキュリティーの研修といたしますか、試験といたしますか、を実施をしたりしております。また庁舎ではないんですけれども、テクノセンターのほうで町内の企業さんも集めて能力開発学院の新入職員の研修会というところでは、町の新入職員もその研修に参加をしております。

ご指摘のありましたような庁内の課題ですとか、そういった部分については、先ほど一般質問にもありましたように、税の関係ですとか、そういうのは対策会議ですとか、そういった必要な会議を設けまして、それぞれの職員で打ち合わせを実施しているところでございます。以上です。

**まちづくり推進室長（中村君）** 地域活動支援事業の関係でございます。これにつきましては、この25年度の実績の中で、その安全・安心、防災の関係、2区が取り組んでいただいておりますけれども、この事業につきましては3年を一区切りということで、26年度から3期目に入っております。

3期目に入るに当たりまして、重点事業というのを設けさせていただいております。そこには防災の関係であるとかエネルギー関係、環境対策等、そういったものを重点事業ということで、採択に当たりましては、審査会を実施をして採択をしているわけですけれども、その中で優先的にこの点数を配分するというをやって、特にこの防災関係等をですね、積極的に取り組まれるようにというふうに考えております。

また、各区長さん方が新しくなりまして、初めての区長会、大体2月上旬に開いておりますけれども、その際、区長会に先立ちまして、長大の安井教授を講師に地域づくり勉強会を開催をしております。また4月のこの事業採択に当たり審査会につきましては、その前に各申請区の皆さんに申請内容を発表していただきますけれども、それにつきましては、全区長さんに希望があれば傍聴していただくということで、ご通知を申し上げます。また、実績につきましても、区長会、行政協力員会の際にですね、実績が出たところにつきまして事例発表していただく等、そういった啓発に努めているというところでございます。

**産業振興課長（塚田君）** 松くい虫防除の農薬について、ネオニコチノイドの検討をということでございます。ネオニコチノイド系でも成分によって、やはりミツバチ等の昆虫に悪影響を及

ぼす成分もあるというふうにお聞きしております。実際、そういう成分が今やっているエコワンスリーの中にあるのかというようなことも含めまして、岐阜県立森林文化アカデミーの田端先生等の専門家ともお話を伺いながら、また県とも連絡を密にとりながら進めていきたいと、総合的な松くい虫防除を進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**12番（池田君）** 私は農業者というようなことで、農業のことについてちょっとわからないこと教えていただくというか、この80ページ絡みなんですけれども、中核農家、節の説明で19の負担金補助金というところなんですけれども、説明のほうで真ん中どこらに中核農家育成補助金というところがあるんですけれども、中核農家というのはどの辺のところを中核になるのか、その辺のところをお聞きしたいと思うんです。

それから、その下にまた中山間地域直接支払事業というのもどんな事業になるのかお聞きしたいと思います。

それから、最後にこれは私がどうしても聞かなきゃと思っているあれなんですけれども、81ページのやっぱし19説明の19ですね、農業支援センター補助金とあるんですけれども、農業支援センターというのは、この前、一般質問で通告がないからどういう仕組みでどんなふうになっているかということをお聞きしたいと言ったら、通告がないからそれはだめだというあれなんですけれども、どうしてもこれは聞かないと、聞かないとということもおかしいんですけれども、この議員の中で何人かにも聞いてみるけれども、さあよくわかんないというのが実情でございます。そのようなことからあえて聞きたいと思いますので、うまい説明をお願いしたいと思います。

それから最後と申しましたが、84ページに節の説明で13の委託料というところがあるんですけれども、そこに農道管理というところがあるわけなんですけれども、農道管理っていうのは四ツ屋のほうでいうと、あそこへブドウ街道と立派な県の事業でやってもらった道路があるわけなんですけれども、あれはすばらしい事業としてやってもらったからいいんですけれども、農道というのは農業者が通る道のことをいうんだと思うんですけれども、その辺のところ、どの辺までを農道というのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。農業者としてその辺のところなんですけれども、よろしく願いいたします。

**産業振興課長（塚田君）** それでは80ページ、中核農家育成補助金ということで、どういうものかというご質問です。中核農家につきましては、町内にあります町農業クラブに対する運営補助であります。農業クラブはどちらかというとなら若手農業者のグループでございます。

続いて、中山間地ですね。中山間地につきましては、こちら町内には4地区この中山間地域の直接支払事業を行っている地区がございます。入横尾、北日名、それと上平の島と小野沢、この四つの地域で行っている事業です。地形条件の厳しいところで農地を保全する集落組織に

対して補助金を交付しているものでございます。こちらにつきましては、平成22年から平成26年の5年間という内容の事業でございます。

続いて農業支援センターにつきましては、平成15年設立でございます。特にお隣の塚田議員さんが監事を行っていらっしゃる組織でございます。こちらについては町内の農業関係の組織、農業委員会、農協、あと農業生産団体、そういうものの代表の方または役員の方が集まりまして、坂城町の農業全般に対して推進を行っているというような組織でございます。

特に、池田議員さんに関連するのは、やはりサポート事業、アグリサポート事業、この農繁期にリンゴの花摘みだとか、ブドウの粒抜きだとか、そういう作業を手伝ってもらう人を、忙しい農家の方にあっせんといいますかお願いいたしまして、そういう作業を行っていただいているというような事業を行っております。また農業機械の貸し出しとか、そういうものについても行っております。

続いて農道管理でございます。農道につきましては、この部分で予算をとっているものは、和平線の管理委託でございます。草刈りや側溝の清掃、泥上げ等を行っている費用でございます。ご質問の農道とはという質問でございますが、そのとおり農業用の道路というふうに考えていただいて、町道を抜かしたものでございます。

**12番（池田君）** 今説明をいただいたわけですが、農道整備、和平線という、あれはもと県道にしようとして、傍陽につなぐ道路だというような感じで始まった道路だと思うんですよ。そこだと思うんですけれども、あれがいつから県道にしようというのが終わっちゃっているかということもちょっと聞きたいと思いますね。前は、真田町とつながっているというようなことでもって、野球やったりマレットやったりして一杯会もやったというようなことも、私は元議員のときにあったものですから、それがいつ消えちゃったかという、違っていたらごめんなさいですけれども。

それから80ページですね、中山間地の事業というようなことでございまして、4地区に支援をしているんだということで、何かこれ5年計画でやっているって、成果か何かがあったということもお聞きしたいと思います。どんな成果があったかということでもいいと思うんですけれども。

それから、農業支援センターというものは、事務局としてはどこらに、役場にあるんですかね、その辺のところも聞いて、どうしてこんなことを聞くかというね、私も去年9月議会的时候、多分松葉づえついてたと思うんですよ。あのときに何というんですか、私も農業をやっているんですけども、百姓ができないという痛手を負ったもんだから、そのときに、こういうときに農業センターというのがあったら、どこかへ頼めばよかったのかなと後で思ったわけなんですけれども、それであえて聞いているわけなんですけれども、事務局的にどこでお聞きしたらいいかということもお願いしたいと思います。以上です。

**産業振興課長（塚田君）** 初めに、ご質問いただいた順番で農道和平線で、いつから農道になったのかというお話でございます。当初、真田町とつながったときには県道にしましょうというお話があったかと思いますが、結局、真田町にはつながらなかったということでございまして、いつだというのはやはり真田町とつながらなかったときがその時期だと思います。

それと中山間ですが、中山間の成果ということでございます。中山間のこの事業につきましては、一番の目的は今の田園風景をそのまま残すというのがこの事業の目的です。ですので、今のこの地域が荒れていないということが成果となります。

それと支援センターでございます。事務局は産業振興課の産業振興係でございます。以上です。

**8番（山崎君）** 59ページ、款3項2目1児童福祉総務費の中の説明の一番下ですかね、出産祝金事業であります。25年度の出生数は95人と一般質問の答弁でありました。これを見ますと、実績報告書の44ページに書かれてあるのは第1子・2子が63名、第3子以降が19名と合計すると82名ですね。この95名引く82ですから13名の差はどの辺から出てくるのか、よろしくをお願いします。

**福祉健康課長（天田君）** それでは59ページ出産祝金の関係でございますけれども、実績報告にございます数字は、町のほうからお生まれになった方々にお祝い金として商品券を申しあげた方の数でございます。また先ほど答弁の中で申しあげました、ご指導をしたということで人数を申しあげましたけれども、町以外からも見えた方いらっしゃいますね、里帰り出産とかですね、そういう方もいらっしゃいますので、若干そのあたりで数の差があるということでございます。

**8番（山崎君）** 95名の25年度生まれた方たちは坂城町の住民として登録されていないという形でしょうか。また実績報告書の中の金額を合計しますと、1子目・2子目で1万円掛ける63名、63万円、3子目以降で3万円掛ける19名で57万円という形になりますけれども、合計すると120万円になるんですけれども、ここ130万とはその10万円の差額はどのようになりますか、よろしくをお願いします。

**福祉健康課長（天田君）** お答えをいたします。まず第1子、第2子の方につきましては、お一人につきまして1万円の商品券をお渡しをしております。第3子以降につきましては、お一人につき3万円の商品券のお渡しをしております。ご存じのとおり商品券には期限がどうしてもございますので、ある程度急な出産のですね、お生まれになってお見えになったときに対応できるようにということで若干の余裕を持たせていただいているような状況でございます。

**8番（山崎君）** 95名出生されましたけど、95名が坂城町に住民票があるかどうか。

**福祉健康課長（天田君）** 済みません、答弁漏れがあったということでございます。昨年度お祝い金のほう申しあげたのが、合計で82名ということでございまして、この方たちは子供さん



の出生時に、母親の方が坂城町に3カ月以上在住をしているということを要件で申し上げております。先ほどの資料のほうで95名ということがございますけれども、その方たちは里帰り出産の方も含めての数字ということがございます。

**議長（柳澤君）** ほかにございませんか。

（進行の声あり）

**議長（柳澤君）** これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。お諮りいたします。

日程第3「議案第37号」から日程第8「議案第42号」までの6議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。

よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第3「議案第37号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（柳澤君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（柳澤君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---



◎日程第4「議案第38号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（柳澤君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第5「議案第39号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（柳澤君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第6「議案第40号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（柳澤君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第7「議案第41号 平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（柳澤君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（柳澤君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第8「議案第42号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について」

**議長（柳澤君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（柳澤君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

**議長（柳澤君）** ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第36号」から日程第8「議案第42号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11日から9月16日までの6日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。よって、明日11日から16日までの6日間は委員会審査等のため休会することに決定いたしました。

次回は9月17日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時16分）



## 9月17日本会議再開（第5日目）

### 1. 出席議員 14名

1番議員	柳澤 澄君	8番議員	山崎 正志君
2 〃	塚田 正平君	9 〃	入日 時子君
3 〃	吉川 まゆみ君	10 〃	中嶋 登君
4 〃	窪田 英子君	11 〃	塚田 忠君
5 〃	塩入 弘文君	12 〃	池田 弘君
6 〃	塩野入 猛君	13 〃	大森 茂彦君
7 〃	西沢 悦子君	14 〃	宮島 祐夫君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘君
副 町 長	宮下 和久君
教 育 長	宮崎 義也君
会 計 管 理 者	春日 英次君
総 務 課 長	田中 一夫君
企 画 政 策 課 長	荒川 正朋君
まちづくり推進室長	中村 淳君
住 民 環 境 課 長	金子 豊君
福 祉 健 康 課 長	天田 民男君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋 敬一君
産 業 振 興 課 長	塚田 陽一君
建 設 課 長	青木 知之君
教 育 文 化 課 長	柳澤 博君
収 納 対 策 推 進 幹	宮下 和久君
保健センター所長	村田 よし子
総 務 課 長 補 佐	大井 裕君
総 務 係 長	臼井 洋一君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	竹内 祐一君
代 表 監 査 委 員	大橋 房夫君

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎 金一君
議 会 書 記	小宮山 和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第36号 平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第37号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第38号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第39号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第40号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第41号 平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第42号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第43号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第44号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第45号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について
- 第12 議案第46号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第47号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第48号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第49号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第50号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第51号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 追加第 1 発委第 7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 追加第 2 発委第 8号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 追加第 3 発委第 9号 手話言語法制定を求める意見書について

追加第 4 発委第 10 号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書について

追加第 5 発委第 11 号 集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書について

追加第 6 発委第 12 号 「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について

追加第 7 発委第 13 号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書について

追加第 8 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（柳澤君）** おはようございます。ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第 1 「請願・陳情について」

**議長（柳澤君）** 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

---

「請願第 3 号 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

---

「請願第 4 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

---

「陳情第 5 号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」



---

「陳情第6号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

---

「陳情第7号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

---

「陳情第8号 産後ケア体制の支援強化を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

---

**議長（柳澤君）** 日程第2 「議案第36号」から日程第8「議案第42号」までの平成25年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月10日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

---

◎日程第2「議案第36号 平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（柳澤君）** 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（塩野入君）** 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月11、12日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まちづくり推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求め、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審議を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 住民税の徴収率低下とその対応策は。
- △ 住民税普通徴収は高額課税対象者の退職等により、特別徴収から普通徴収に変わったことによる滞納が約300万円あり、収入率が低下した。滞納額については分割納入により順次解消する誓約を結んでいる。
- 固定資産税の滞納繰越の収入未済額1億7,500万円の解消に向けての対策は。
- △ 対策として不動産の差し押さえを41名、約7千万円行っている。固定資産税の滞納最高額3,600万円の案件についても平成23、24年度滞納整理機構へ移管し、対応している。
- 滞納整理機構への移管のプロセスは。
- △ 滞納額おおむね50万円以上で督促やたび重なる納税折衝にも応じない、また誓約不履行の滞納者、法人等の整理困難な案件などを移管している。
- 自動車重量税の減額理由。
- △ エコカー減税の影響と推測される。
- 株式等譲渡所得割交付金の増加の原因及び対象人数は。
- △ 増加した原因は、アベノミクスなどの影響で株価が上昇したことにより、株価譲渡益が増加したためと考えられる。25年度中に株式譲渡の所得は66名である。
- 地方交付税について、補正予算による増額が大きい、当初の見込みがかたすぎるのはいか。
- △ 見込額が実際の交付額を下回ると、県の財政指導の対象となることに加え、その不足分について財政調整基金の取り崩しで対応することとなり、財政運営上も見込み以上の取り崩しは極力避ける必要があることから、当初予算はかために見込んでいる。
- 保育料の滞納者の階層別人数は。
- △ 保育料現年度分の滞納者は5名で階層別ではC2が1人、D1が3人、D2が1人である。
- 経常収支比率が前年より2.1ポイント増加しているが、要因は。
- △ 歳入における税金と普通交付税、臨時財政対策債の減少と歳出における税の償還金の増加が主な要因である。
- <歳出>
- (総務課)
- 職員の健康管理体制は。また運転免許取得、事故等の管理はどうしているか。
- △ 長期に及ぶ病気、障害等は総務課に報告がされる。職員の運転免許については定期的にチェックを行い、安全運転管理に努めている。交通事故等については総務課へ報告させている。
- 例規集整備委託料、例規集データベース等使用料の内容は。
- △ 委託料は例規集データベースの条例、規則の改正等に伴う更新とホームページに公開するデータの作成に要する費用、使用料はデータベースの基本使用料。

- 自動車賠償責任保険、建物等の保険の加入状況は。また、保険適用の件数は。
- △ 自動車賠償責任保険は全国町村会総合賠償補償保険に加入、自動車共済と建物火災共済にも加入している。昨年の賠償保険の適用があった事故は2件、20万1,299円。
- AEDの貸し出し状況は。PRは行っているか。
- △ 総務課に設置しているAEDは講習受講者がいる団体等へ、イベントの際に貸し出しを行っている。平成25年度は1団体へ貸し出した。また、貸し出しについては広報を通じて周知している。
- 庁舎照明のLED照明への切りかえは進んでいるか。
- △ 1階のロビーについてはLED照明を設置している。順次LED照明への切りかえを進めていく。
- 滞納整理機構への移管件数と移管により徴収された税額は。また、移管された税目ごとの内訳は。
- △ 移管件数は10件、徴収金額は398万5,261円、税目ごとの移管内訳は住民税が約334万円、固定資産税が約268万円、軽自動車税が1万5千円、国民健康保険税が約519万円で、計1,242万2,155円。
- 固定資産税の前納報奨金の廃止に伴う影響や苦情は。
- △ 廃止に伴う収納率の低下を懸念し、徴収を強化したこともあり現年、滞納繰越分ともに徴収率は一昨年度より向上した。また、苦情も寄せられていない。
- 臨時職員の業務内容は。また、個人情報保護の対策はとられているか。
- △ 臨時職員については1月から4月まで6人を雇用し、確定申告書、給与支払い報告書のパソコンへの入力、町県民税申告書の整備に従事。守秘義務があることを説明し、USBメモリ等の記録媒体は使用しないよう徹底している。
- 投票所、ポスター掲示場の設置数は。また、ポスター掲示場の設置数はどのように算定されているのか。
- △ 町内に15の投票所があり、各投票区の面積と有権者数による基準に基づき99カ所のポスター掲示場が設置されている。
- 予備費を充用した内容は。
- △ 昨年9月の台風による鼠橋運動公園マレットゴルフ場等の被害に係る復旧工事と今年2月の大雪により被害のあった夢の湯車庫の撤去、並びに鉄の展示館の空調室外機、坂城保育園費のフェンスと門扉に係る修繕費用。  
(会計室)
- コンビニ収納の利用件数と金額は。
- △ 平成25年4月から出納閉鎖の間で税金納付の利用件数1万1,608件、金額1億

5, 738万4, 907円、下水道納付842件、金額454万5, 423円。

○ 公金収納手数料の内訳は。

△ 手数料82万3, 880円のうち、コンビニ総額43万8, 355円、八十二銀行窓口での取扱総数38万5, 525円。

○ 税金など個人の口座からの振替手数料は。

△ 1件につき10円で、それぞれの担当する課等ごとに金融機関に納付している。

○ 金融機関の財務状況をどのように確認しているか。

△ 各金融機関から決算資料提出時に自己資本比率、不良債権比率、経常利益率等の説明を受け、問題はないと認識している。

(企画政策課)

○ 広域連合への負担金の算出根拠と広域連合への派遣状況は。

△ 運営経費である総務管理費負担金は長野広域連合、上田地域広域連合ともに均等割1割、人口割9割。現在、はにしな寮へ職員を1名派遣、今後も事務内容や構成市町村とのかかわりの中で派遣する可能性はある。

○ スマートコミュニティ構想事業のうち報償費及び調査委託の内容は。

△ 工業団地内の18社に電力使用に関するデータ提供に関する謝礼。内容は信州大学と連携し、電力需要の最適化に係る調査研究を進めている。18社の企業にデマンドメーター等の計器類を設置し、データを分析しているほか製造ラインや人員配置による電力使用の適正化に向けて取り組んでいる。

○ 住民への意識啓発用のPRビデオをつくったが、その利用状況は。

△ 各小学校の総合学習や各種団体の会議などでPRビデオにより普及啓発を行っている。

○ 教育交流について、国際交流協会ほどの程度支援を行っているか。小中学生の交流事業での受け入れなど、協会としての活動は。

△ 歓迎レセプション、和平国際交流村への参加や通訳ボランティア、ホームステイの受け入れなどの支援、協力を行っている。

○ 地域づくり活動支援事業の申請に当たって1月に区長がかわり、3月末までの申請は困難と思うが、どうか。

△ 実質的には難しいが、現区長には現状を踏まえた課題や事業計画を次年度に向けて策定、次期区長へ引き継ぎ、円滑な申請となるよう依頼している。

○ 住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の実績と町全体における状況は。景観的に何か規制できるのか。

△ 平成22年度から25年度までの申請総件数は234件で合計1, 085kW、事業所は8件、1, 122kW、公共施設で3施設、73kW、その他全量売電や補助制度開始前に設

置されたものを含め196件、1,820kW、町全体で4,100kW。

現在法的に規制できるものはないが、問題であると考えている。現在関係各課による検討も始めている。

○ 町ホームページは随時更新しているが、各課のお知らせや各種事業の更新頻度を上げられたい。ソーシャルネットワークサービスなど即応性の高い情報手段もあるが、検討は。

△ 各課からの情報収集に努めるとともに、本年度から運用されるメール配信サービスなどの活用も含め、情報発信に努めたい。産業振興課でねずこん専用ページの立ち上げとともにフェイスブック運用も検討している。

○ 女性専門相談員の要件と相談状況は。

△ 2名を委嘱している。資格要件は女性の地位と福祉向上に熱意があり、相談や福祉などの経験のある人に依頼している。従来の心配事相談に加え、昨年度から隣保館でも相談会を始めた。

○ ふれあいフェスティバルでは、これまでと違い中心市街地コミュニティセンターも使って行われたが、どういった経過であったか。

△ より大勢の方々が来場され、交流が図られるよう活動発表とコンサートの2部構成として行った。

○ ワイナリー形成事業の担い手の状況と試験圃場のブドウの試験醸造は。

△ 2人の担い手が1名は今年度から経営開始型へ移行、もう1名は里親のもとで研修を行っている。試験圃場は今後のワイン品質を確保する意味で、大手ワイナリーに依頼して、少量ではあるが試験醸造を実施する予定。

(産業振興課)

○ 中小企業人材確保推進事業の内容及び合同企業説明会の採用実績は。

△ 合同企業説明会の開催や大学の就職担当者との情報交換などを行っている。学生は他の企業ガイダンスにも参加しているため正確にはわからないが、年間10人ぐらい町内企業に入社していると思われる。

○ ファミリー農園の貸し付け状況は。耕作放棄地を利用して農園を増やせないか。

△ 町内6農園あり、耕作放棄地対策の一環として農園として利用することを考えている。平成26年度からは岡の原に新たに農園を開園した。

○ 青年就農給付金の対象件数、就農者の経営状況は。

△ 新規就農は平成24年度3名、平成25年度2名の計5名に対して補助。経営状況は設備投資等で費用がかかっている者もいるが、全員が5年後に250万円の所得を目指して農業経営に励んでいる。

○ 農産物直売振興補助金について。直売所の運営状況は。今後の運営は。

△ 地場産直売所あいさいの運営に対する補助。売上額は約2,620万円で、前年比

11. 5%の増で毎年売り上げは伸びている。会員数は120名、昨年比6名の増。経営の安定化を図り、早めに法人化できるよう支援していきたい。

○ 地域農業マスタープラン作成事業の状況は。

△ 平成25年度で町内全地区の策定が完了。今年度は新規就農者4名が新たなプランの担い手となり坂城、南条地区の変更を予定している。

○ 緊急雇用・里山環境整備委託はどのような内容か。調査対象は町内全域か。また今後の方向性は。

△ 松くい虫の被害状況の実態を把握するため林班図に状況を図示し、また写真におさめて基礎資料にする。町内全域を対象としている。今後の松くい虫防除対策の基礎資料にしていく。

○ 横坑の利用状況は。

△ キノコのほだ木培養エリア、ホワイトアスパラガス栽培エリア、焼酎長期熟成試験エリア、日本酒の熟成試験エリアとなっており、雑菌の影響を考え間隔をあけてはいるが、トンネル延長730m全体を利用している。

○ 新たに観光パンフレットを作成したが、町外の常設設置箇所は。

△ 長野道姨捨サービスエリア、新幹線上田駅観光案内所、しなの鉄道上田駅、長野県東京観光情報センターなどに設置している。

○ コトづくりイノベーション補助金の実績は。

△ 地域課題解決のための新製品開発に要する経費に対する補助金として、平成25年度からスタートした。最終的に2事業に合計127万円を補助した。

○ 保証料補給金の件数及び対象資産の内容は。

△ 補給金の件数は35件、内訳は設備投資が6件、運転資金が29件。ここ最近太陽光発電の設備に対する融資が増加している。

○ 更埴漁業協同組合補助金の内容とその成果は。

△ アユの稚魚を約7千匹放流した。放流には子供たちにも参加いただき、川の学習もあわせて行った。今年の釣果は余りよくないが、来年度以降の補助事業継続についても検討していきたい。

(建設課)

○ 合併処理浄化槽、小網地区の補助金による設置状況及び未設置の理由、また未設置者にも同様の補助割合ができないか。

△ 16件が未設置。家の改築時期に合わない、経済的理由が主な原因。事業開始時に小網地区活性化委員会を立ち上げ、事業計画・期間を決めて啓発してきた。他の区との関係もあるので整合を図っていく。

○ A01号線の繰越分の詳細と進捗率は。



- △ 金井工区は隣接地の代替要望が多く時間がかかっているが、今後粘り強く交渉を重ねていく。酒玉工区は建物調査2件を業者に委託し、成果品が提出され次第、交渉を進めていく。金井工区は平成27年度目標だが、ずれこむ可能性もある。進捗率は事業費ベースで約70%。酒玉工区は平成29年度目標、進捗率は約7%。
- 使用料及び賃借料、委託料それぞれの除雪経費の内訳と区への助成方法は。
- △ 賃借料の費用が453万3千円で、内訳は大型ホイールローダー使用料及び地元の業者で重機を所有している8社に依頼をした。委託料は町内業者9社の除雪作業の時間により支払い、平成25年度除雪作業は646時間、928万1千円。融雪剤の散布は34時間、47万8千円。各区に5万円の定額補助を行うほか、区が個別に委託した業者または個人に時間当たり3千円の補助をした。
- 今後、異常気象で集中豪雨が頻繁に起こる可能性があると思われるが、河川等の点検は。
- △ 1級河川や砂防河川については改修要望時に確認し、県に要望している。千曲川等の水防危険箇所は毎年、千曲川河川事務所、県、消防団とパトロールして確認している。
- 耐震診断士派遣委託料の内訳は。精密診断の結果、耐震補強工事が必要となった場合の町からの指導はどのように行っているのか。
- △ 一般の耐震診断は8件、避難場所の耐震診断は鼠集会所と新地集会所の2件を行った。町内の診断士3名に委託し、8件全ての方が簡易診断、精密診断の両方を行った。費用がかかるので耐震診断の際に説明しながら耐震補強工事を勧めている。
- 来年のばら祭りは10周年となるため、大々的に開催してはどうか。
- △ 企画についても早期に検討し、実行委員会を開催して対応していきたい。
- 高速交通対策一般経費、工事請負費の内容は。
- △ 施設等改修工事は、坂城駅前多目的広場のフェンス設置及び照明電気工事であり、坂城駅周辺バリアフリー化工事は坂道への手すりの設置、グリーンベルトの設置等である。今後も坂城駅を拠点として公共施設、学校周辺等のバリアフリー化を進めていきたい。
- 湧水ポンプ8カ所の現状と今後の改修等の見通しは。基金の今後の使い道は。公団などからの補助の追加はあるか。
- △ 一般的にポンプの寿命は10から15年で、平成26年度は北日名の2カ所を改修しているが、残り6カ所も調査をする中で対応を検討していきたい。現在の基金残高は7千万円弱である。道路公団、鉄建公団との契約は完了している、追加の補助はない。
- 循環バス上田便の上田市内での利用状況はどうか。利用者からの要望は。
- △ 南まわりの乗車は5人、降車は97人。北まわりの乗車は51人、降車は19人。午前便と午後便の間隔があき過ぎているとの要望があった。今年度、午前便に乗って上田へ行かれた人が午後便で帰ってこられるよう時刻表を改正した。

- 地籍調査の事業内容は。地籍調査事業全体の進捗状況は。
- △ 網掛3区の認証請求及び登記を行った。また坂城3区の閲覧を開始した。現在取り組んでいる坂城3区が今年度内に登記となる。完了すれば計画している区域12.52km<sup>2</sup>のうち62.3%が完了となる。

(議会事務局)

- 政務活動費の使用状況はどうか。また、県内町村の政務活動費の交付状況は。
- △ 交付された政務活動費は全額使用され返還はなかった。平成25年7月現在で県内町村では当町も含め6町が交付している。
- 交際費の内容は。
- △ 会議、行事等の祝儀が主なもので件数は78件である。前年度と比べ内容に変化はない。
- 議員年金の受給者数は。
- △ 退職年金が17名、遺族年金が11名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務常任委員会の審査報告といたします。

**議長(柳澤君)** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長(柳澤君)** これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長(西沢さん)** 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、9月11日、12日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、文化財センター所長、子育て推進室長、各保育園長、保健センター所長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施い

たしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

(住民環境課)

- 防犯灯のLED化の箇所数は。節電効果はあらわれているか。
- △ 防犯灯は町管理662灯、区で管理のもの886灯、計1,548灯で、そのうちLEDは48灯である。一昨年より電気料金の調整費が上がっており増額となっているが、防犯灯の定額契約単価はLEDが安くなっている。
- 東信交通災害共済の加入者数と見舞金の支払い状況は。
- △ 加入者数は7,803名で前年対比109%、見舞金は24件、179万5,830円の支払いである。
- 消費生活費の補助金4万円の内容は。
- △ 消費者の会の運営補助で出前講座等での高齢者特殊詐欺防止啓発活動や消費生活展の運営協力などに対する補助である。
- 狂犬病の予防接種未実施犬や未登録犬、また飼い犬のマナーについて対応は。
- △ 生後91日以上が登録の対象となる。年2回広報で狂犬病予防接種と登録及び飼い犬のマナーについて周知を図っている。25年度は未実施者に電話連絡により実施を促した。飼い犬のマナーについては県動物愛護協会ですつけ方教室を開催しているの、広報等で周知を図る。
- 長野広域連合負担金が前年に比べ増加している理由は。
- △ 新ごみ施設建設にかかわる各種調査業務による負担分が増額となった。
- 収集所整備補助金の箇所と内容は。また、資源物回収奨励金の登録団体数は。
- △ 補助金44万円は4カ所分で金井、建て直し、上平、屋根設置と修繕1カ所、旭ヶ丘、屋根修繕である。資源物回収奨励金の登録は19団体で、全てに支出している。
- 消防水利の設置条件と消火栓の水圧が低い場合の対応は。
- △ 消防水利は半径140mの円の中に1基設置する計画である。消火栓の設置要件は本管の口径75mm以上が必要となっており、バルブをいっぱい開くことで水圧は確保できる。
- 消防団員の人数と新入団員確保の方法は。
- △ 団本部を含め265名で定数を確保している。また、団員の確保に向けて成人式、坂城どんどん、町民運動会などでPRしている。
- 工事請負費の衛星携帯電話等設置は。
- △ 町村会から無料配付された衛星携帯電話機2台で、うち1台に衛星受信用のアンテナが必要であることから、庁舎屋上に設置した費用である。災害時、通常回線とは別に市町村間の連絡に使用する。

(福祉健康課)

- 改選後の民生委員の年齢構成は。
- △ 50代1名、60から64歳14名、65から69歳19名、70代1名となっている。
- 外出支援サービスの利用数は。
- △ 社会福祉協議会へ委託し、26名の登録で延べ220回の利用があった。
- 町で貸し出しているストレッチャー車について、利用の希望が重複したことはないか。
- △ 重複したことはない。社会福祉協議会でも車椅子対応の車両があるため対応が可能である。
- 老人福祉一般経費の修繕料の内容は。
- △ 2月の豪雪により倒壊した夢の湯の車庫や雨漏り、照明等の修繕である。
- 老人クラブ補助金の実績は。
- △ 13団体に交付。本年度は1団体増える見込みである。
- 介護・訓練等給付事業費の相談支援事業費の内容は。
- △ 法の改正により、全ての障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画を作成する事業で、現在利用しているおよそ100人が対象となる。
- 障害福祉医療費の対象者は。
- △ 対象者数は約800人で、実際に医療を受けた1万3,488件について給付した。
- 地域活動支援センターの状況と課題は。
- △ 登録者数は16名、年225日開所し、延べ1,319人が通所した。1日平均6名程度なので、より多く通所できる取り組みが課題である。
- 日常生活用具支給等支援事業費で最も多いものは。
- △ ストマで約200万円を支給した。
- 福祉タクシーの対象者は。また、町外業者は対象にならないか。
- △ 申請により152人に交付した。また、町内業者の育成という観点もあるが、町外での利用要望もあるので今後の検討としたい。
- はにしな寮の町内からの入所者数と待機者数は。
- △ 入所者は8名、待機者は4名である。
- 安心電話の利用台数が減っている理由は。
- △ 消耗により再利用ができないためである。また、人感センサーも取り入れた安心電話の新システムの導入も検討中であり、できるだけ早い段階で実施できるようにしたい。
- 子ども・子育て支援事業の調査等委託の内容は。また公表はされるか。
- △ ゼロ歳から小学校3年生までの児童のいる895世帯に対し家庭状況や利用施設、子育てのニーズなどについて調査書を配布して行った。結果については主に子ども・子育て支援計画に盛り込む予定である。
- 広域入所の内訳は。

- △ 町外の保育所への入所は長野市1名、千曲市3名、上田市7名、佐久市1名、小布施町1名の計13名。町外からの入所は上田市3名、千曲市2名、長野市2名の計7名である。
- 保育園のクラス担任の内訳は。
- △ 正規職員17名、常勤的非常勤職員11名、臨時職員11名である。
- 障害を持つ園児への対応は。
- △ 広汎性発達障害や弱視の園児に対し、各園とも加配により対応している。
- 一時保育の園児数が増加しているが、受け入れを断るケースはあったか。
- △ 入学式、卒園式、運動会など大きな行事の際、受け入れができないことがあった。
- 歯科衛生士賃金の内容は。
- △ 年2回行われる歯科検診の際の補助である。
- すくすく広場事業の状況と実施体制は。
- △ お話の会、人形劇、外遊びなどを行い、毎回十数組の親子が参加している。職員2名とボランティア3名で対応している。
- 子育てボランティアの会員数は。
- △ すみれ会、友の輪会など13名が在籍している。
- 子育て支援を考える会の体制と内容は。
- △ 小中学校の校長、担当教職員、教育委員会、児童館、主任児童委員、福祉健康課、幼稚園及び保育園長、子育て支援センターで組織し、問題を抱える児童・生徒のよりよい方向を模索するための会を設けている。
- 子育て支援センターに寄せられた児童虐待、不登校の件数は。
- △ 児童虐待は7件、不登校は1件である。
- 精神保健福祉事業の保健師賃金の内容は。また、こころの健康相談が昨年度より2回増えた理由は。
- △ 賃金については、こころのリハビリ教室の際、補助をお願いしている在宅保健師分である。こころの健康相談については件数の増加を見込み、精神科医師に2回、精神保健福祉士に3回、計5回相談をお願いしている。
- 精神障害者の就労についての相談支援は。
- △ 相談があった場合、千曲・坂城障がい者相談支援室に保健師からつなげている。
- こころのリハビリ教室とは。また、こころの健康相談の精神科医師は。
- △ 保健所から移行したデイケアから親しみやすく参加しやすい、こころのリハビリ教室と改名した。対人関係等のかかわりを通して社会復帰へつなげる教室である。こころの健康相談は篠ノ井橋病院の医師をお願いしている。
- 乳幼児健診の未受診者に対する対策は。

- △ 電話等で連絡し、後日保健センターに来ていただくなど個別に対応をしている。
- 子宮頸がん予防接種の副作用について把握は。
- △ 疼痛についての相談で二、三人把握しているが、重度の副作用についてはない。
- 歯周疾患検診について、40歳から70歳の受診者の内訳。また、女性特有のがん検診クーポン券の利用状況と後期高齢者肺炎球菌ワクチン接種者の減少の理由は。
- △ 歯周疾患検診受診者の内訳は40歳17名、50歳13名、60歳11名、70歳34名で、計75名である。女性特有のがん検診クーポン券の利用状況は、乳がん検診が対象者468名に対し受診者147名、受診率31.4%。子宮がん検診は対象者419名、受診者120名で受診率28.6%である。肺炎球菌予防接種者が減少したのは、事業開始の24年度に多くの希望者が接種を済ませたためと考えている。
- 運動等を取り入れた健康づくり事業は。
- △ のびのびストレッチ教室及びヨガ教室を実施している。  
(教育文化課)
- 児童館の臨時厚生員の人数は。
- △ 通年で南条及び坂城児童館は3名、村上児童館は4名である。1日当たりでは各児童館とも1名で、長期休みには2名になることもある。
- 放課後児童育成事業の備品購入費の内容とAED設置の状況は。
- △ 備品は坂城児童館のエアコンである。AEDについては26年度当初に3館に設置した。
- 奨学金の実績で人数と金額が合わないが。
- △ 1名が年度途中で退学したため、前期分のみの給付となった。
- 問題を抱える子ども等自立支援事業で大峰教室に通級している児童・生徒数は。また、教室に戻れた例は。
- △ 5名で教室に戻れた例はない。
- 外国籍の児童・生徒の状況は。
- △ 南条小8名、坂城小3名、村上小2名、坂城中2名在籍している。おおむね日本語の理解はできている。外国語支援員は主に家庭との連絡について支援をしている。
- 学校図書館における各校の平均読書冊数は。
- △ 1人当たり年間で南条小85冊、坂城小71冊、村上小69冊、坂城中11冊である。
- AEDについて講習及び使用の状況は。
- △ 夏休みを利用し、教職員対象の講習を行った。また、使用の実績はない。
- 教育振興費の特別支援教育就学奨励費の支給対象は。
- △ 特別支援学級に在籍する児童・生徒が対象である。
- 文化協会の団体数と会員数は。また補助金200万円の内訳は。



- △ 38団体、会員数は772名である。補助金は通常分に30周年記念誌編さん分として100万円のほか、坂城町の歌制作事業に100万円の補助をした。
- 除籍した書籍の処分方法は。
- △ 基本的には汚損、破損した本を除籍としているが、保育園、小学校等への譲渡のほか、図書館まつりで希望者に配布している。
- 文化財保護審議会の開催回数及び審議内容は。また、指定されてはいないが、地域で保存されている貴重な文化財について審議されたか。
- △ 5月に1回、11月に2回、26年2月に1回の4回開催し、年間の活動に関する審議、研修会への参加を行った。指定前の貴重な文化財としての登録制度についても先進地の事例等を参考に調査研究をしている。
- 青木下遺跡などの貴重な文化財が展示されている文化財センターに小学生の来館状況は。
- △ 坂城小、村上小からはクラス単位で、南条小はクラブ活動の一環として来館している。
- 民具、農具等の収集をしているが、子供たちが直接触れて活用できる利用方法はないか。
- △ ふるさと歴史館の長屋門の中には昔の農家を再現した空間があり、農具や生活用品を手にとって学習できるが、機織り機など完成品ではないため体験できるまでにはなっていない。まずは食器などの日用品による生活体験ができるよう収集をしている。
- 子ども会リーダー研修会の内容、参加人数は。
- △ 3月に次年度地区子ども会会長となる児童を対象に文化センターで実施、23名の児童が参加した。中学生の講師によるレクリエーション講義、小学校の先生による子ども会活動についての講義やグループでの話し合いを行った。
- スポーツ少年団の加盟数と活動内容は。
- △ 8種11団体が活動し、定期練習と対外試合を行っている。
- 体育施設改修工事費の内訳は。
- △ 台風の復旧作業に係るマレットゴルフ場の整備とタータンの再設置のほか、マレットゴルフ場簡易水洗トイレの増設と舗装工事、文化センター体育館階段に手すりを設置した。
- 高齢者の参加できるスポーツ事業は。
- △ 月例スポーツ交歓会としてマレットゴルフ、スマイルボウリングを実施している。
- だれでもスポーツ教室の内容は。
- △ 毎週水曜日に誰でも気軽に運動ができるように体育館を開放している。主にビーチバレーボール、バスケットボール、陸上競技が行われている。
- 給食費未納の状況と就学援助費からの充当は。
- △ 25年度の給食費は完納されている。最終的に就学援助費から充当し、納入した例もある。
- 食材の坂城産、県内産の割合は。

△ 野菜、果物について長野県産は35%、坂城産は11%である。

○ 毎日の給食残菜量は。

△ 各校とも1日1kg弱である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、賛成多数をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

**9番（入日さん）** ちょっと確認したいんですが、常勤的非常勤の保育士が11人って報告されたような気がするんですが、これは3人ではなかったでしょうか。

**社会文教常任委員長（西沢さん）** 大変失礼いたしました。正規職員17名、常勤的非常勤職員3名、臨時職員11名でございます。よろしく願いいたします。

**議長（柳澤君）** ほかにありませんか。

（なしの声あり）

**議長（柳澤君）** これにて質疑を終結いたします。

ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

---

**議長（柳澤君）** 再開いたします。休憩中にお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（柳澤君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

最初に原案に反対の方の発言を許します。

**9番（入日さん）** 私は、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論します。

歳入について、法人町民税は景気の低迷が続き前年対比17.9%マイナスになった。一方、町債は大型事業がなかったので前年対比マイナス23.6%になり、将来負担比率も36.4%から24.9%へ11.5%減になった。長期債残高も70億7,498万円から68億4,899万円へと2億2,599万円減となり、財政力指数も単年度で見れば

0.021ポイント上がっていることは評価します。

しかし、増え続ける不納欠損や収入未済に対し、担当課や担当者だけでなく全ての課を挙げ横のつながりを生かした全職員の協力体制をつくり、新たな滞納を生み出さない取り組みはもちろん、滞納繰越分に関しても納税してもらえるように、あらゆる手だてを講じてほしいと思います。特に保育料や住宅使用料等は、サービスを受けた対価なので必ず完納してもらうようより一層の取り組みをしてほしいと思います。

保育料については、滞納階層を細分化し保育料を下げ、滞納にならないようにすることも必要だと思います。長野子育て家庭優遇パスポート事業に参加し、湯さん館も若い世代の入館者が大幅に増え、振興公社の納付金も増額になったことは喜ばしいことです。今後、接遇研修等を生かし、町PRに一層努めてもらいたいと思います。

歳出について、庁舎にペレットボイラーを設置し、自然エネルギー利用のよい手本になりました。今後は、家庭用まきストーブやペレットストーブへの補助も検討してほしいと思います。部落解放同盟への補助金は年々減ってはいますが、国や県でも終了しています。同和地区住宅貸付金の焦げつきの責任もあるので町もやめるべきです。また、他の団体補助金も運営補助として出すのは見直すべきです。

国の行政改革で公務員の非正規化が増えています。これは日本が批准したILOの100号及び122号条約にも違反するものです。町の25年度の正規職員は115人で職員定数の69.3%です。クラス持ちの保育士も1年雇用の臨時が11人もいます。不安定雇用では優秀な保育士は他市町へ移ってしまい、保育の質の低下につながります。クラス持ちは全て正規にすべきです。

各職場でも人手不足で残業が増え、サービス残業になったり、休みたくても休めない状況があります。町の仕事は町民サービスです。サービスの質を上げるためには、きちんと職員を配置し、職員がゆとりを持った対応ができるようにスキルアップできる体制づくりが必要です。忙しい中、役場に行ったが、担当者が不在でわからないと言われた。担当者がかわったばかりで相談しても答えられなかったなど、町民から役場の対応に対する苦情を耳にしています。そういう声をなくすためにも十分な職員体制にすべきです。

坂城町と人口が同規模の富士見町は職員定数196人、正規職員は144人で充足率は73.5%です。24年度の財政力指数は0.52で、坂城町より0.1ポイントも低いのに職員数は多く充足率も高いです。今、若者は就職難で大変苦勞しています。町は率先して雇用を増やし、障害者の雇用も確保すれば町内企業にも雇用の拡大を要望できると思います。坂城町の未来を切り開くためにも町は雇用を拡大し、地域経済を活性化させる原動力になってほしいと思います。

以上、前進面を評価し、改善点を指摘して私の反対討論を終わります。

議長（柳澤君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（塚田君） 私は、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

国政においては第2次改造内閣が発足し、安倍首相は経済対策に最優先で取り組み、デフレ脱却を目指すことを強調するとともに地方経済の再生を重要施策とした。元気で豊かな地方の再生に全力を挙げるとしています。地方においても景気回復が進行することで、当町にとってよい影響が広がることを期待するところであります。

さて、平成25年度の国内経済情勢は世界経済全体に不透明感が漂う中、年間を通して穏やかな回復傾向で推移しましたが、地方において回復を実感するには、まだ時間を要するといった状況であります。

このような中、町の平成25年度一般会計歳入歳出決算は、回復基調と言われた状況下での税収減など、厳しい状況もうかがえたところであります。自主財源の主をなす町税については個人町民税は前年度対比プラス1.1%と堅調に推移したのに対し、法人町民税については企業によるばらつきが大きく、マイナス17.9%と減少しております。町民税以外では固定資産税を初めとした全ての税目において前年より増額となりましたが、町税全体ではマイナス1.0%、2,400万円ほど減少しています。

町税については、景気回復の実感に乏しい社会情勢のもと、納める住民も賦課徴収する行政の側も大変な折ですが、前納報奨金制度がなくなったにもかかわらず固定資産税の徴収率は向上しており、コンビニ収納による納税者の利便性の向上とあわせて、徴収の努力がうかがえます。しかしながら、収入未済額は年々増加傾向となっており、財源の確保、負担の公平の観点からも、その改善に引き続き努めていただくよう要望するところであります。

地方交付税については、リーマンショック後の法人町民税の落ち込みの調整が終了したことで交付額が大きく減少しております。25年度は職員、給与の削減を前提とした減額がなされるなど、国の一方的とも言える削減がなされています。地方固有の財源である交付税総額の安定確保について国、県等関係団体に対し働きかけをお願いする次第であります。

県支出金については、総額としては前年に比べ47.2%と大幅に増額となっています。バイオマスボイラー導入や町内の特別養護老人ホーム建設に対する補助など、交付率の高い有利な補助金を有効に活用し、一般財源の支出を抑えた努力がうかがえます。また、国庫支出金についても国の経済対策交付金を南条小学校の詳細設計と消防ポンプ車更新の財源に充当し、基金の温存と借入金の抑制を図るなど、手がたい財政運営が感じられます。

繰入金については、税収の減少や地方交付税の不透明感が強まる中、最終的には財政調整基金や減債基金の繰り入れはなく、南条小学校建設に備え文教施設整備基金に積み立てを行うなど、やりくりの苦勞が感じられますが、今後の財政運営を見据え、基金については適正な取り

扱いをお願いするところであります。

一方、歳出でございますが、多様化する町民ニーズを的確に把握するとともに、財源の確保にもご尽力をいただき、公共事業の展開がなされました。

子供たちの教育環境面では、先般起工式が行われた南条小学校の詳細設計が完了し、建設に向けた準備が進められました。設計には社会解放を見据えた音楽堂や子供たちが上履きのまま交流できる中庭のデッキテラスなど、特色ある学校づくりに向けた計画が盛り込まれています。安全で使い勝手のよい学校が一日も早く完成することを祈るところであります。

また、スマートタウン坂城の一環として、役場庁舎にバイオマスボイラーが導入されました。再生可能エネルギーの利用といった環境面ばかりではなく、経費面にもメリットがあり、スマートコミュニティ構想の実現に向けた取り組みは未来に目を向け、環境に配慮する町の姿勢として誇れるものであります。

基盤整備といった部分では、インフラの長寿命化に向けた橋梁修繕工事や町営横尾団地の下水道接続工事がスタートしたほか、継続事業の町道A01号線の道路改良事業や下水道整備も進められ、都市基盤の整備、町民生活の向上に努めてこられました。

また、今年5月に竣工した坂城駅へのエレベーター設置工事は、工事期間の関係で26年度への繰越事業となっていることから決算には入っておりませんが、山村町政の人に優しいまちづくりが、スピーディーに形となった25年度の取り組みとして大いに評価するところであります。

ソフト事業については、Made in Sakakiによる新製品開発などを促進するコトづくりイノベーション補助金や地域経済の活性化を視野に入れた住宅リフォーム補助金が新設され、産業の活性化に向けた支援が拡充されたほか、福祉分野においても寝たきりの高齢者などに対する訪問理美容サービスが導入されました。在宅介護サービスの充実は暮らしやすさにもつながり、きめ細かな配慮がうかがえるところであります。

また、町の特徴的な取り組みの一つでありますさかきワイナリー構想事業は、ワインの少量醸造に係る特区の認定を受け、将来的なワイナリー設置を含めた6次産業化を目指して着実なステップアップが図られました。町特産の巨峰を使った2種類のワインについても好評を博しており、坂城ブランドとして定着しつつあります。

文化面では、町文化協会を中心とした実行委員会のご尽力により、坂城町の歌とねずこんの歌ができました。坂城町の歌は坂城を映す情緒豊かな調べであるのに対し、小学生が作詞したねずこんの歌は、かわいらしい歌詞が元気あふれる曲調となっており、どちらも末永く歌い継がれる町の歌となることを期待するところであります。

以上、25年度に取り組まれたハード事業、ソフト事業について触れましたが、財政指標においては財政力指数が0.64と前年に比べ0.01ポイント上がったということで、県内に

おける順位については、昨年に引き続き全市町村中6番目、町村では第3位と上位に位置しています。また、財政健全化法に基づく実質公債費比率や将来負担比率など、健全化判断指標が報告されました。坂城町はいずれの指標においても、早期健全化基準を下回り、より健全な方向に改善されておりますが、今後の起債残高等に留意するとともに、より一層の健全化に向けた取り組みをお願いいたします。

さて、行政が取り組むべき課題は、安全・安心、産業振興、福祉と健康づくり、教育・文化の向上など多岐に及んでおります。行政と地域が一体となって活力あふれる元気で明るい坂城町を目指し、前進することをご期待申し上げ、私は、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成いたします。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**5番（塩入君）** 私は、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」の賛成の立場から討論を行います。

25年度決算状況について、一般会計歳入総額は前年度比3.7%減の58億9,042万5千円で、歳出総額は対前年度比5.9%減の56億8,598万円（同日「56億8,597万9千円」の訂正あり）となりました。歳入歳出差引残高は2億444万4,697円で、前年度対比1億2,684万7千円増の決算状況となりました。

町税や地方交付税の減少などにより、財政構造をあらわす指標である経常収支比率が84.5%で、前年度対比2.1ポイントの増で財政の硬直化が年々進んでいます。十分に留意した財政運営を望むものです。

しかし、財政力指数は単年度では0.654、3年平均では0.635ポイントで厳しい経済状況の中にありながら県下市町村では6番目で、町村では軽井沢町、南相木村に次ぐ3番目となりました。公債費比率は11.3ポイントで前年度より0.2ポイントの減少となり、実質公債費比率は単年度で見れば11.7%で前年度対比2.3ポイントの減、3年平均では13.6ポイントで前年度対比1.1ポイントの減となりました。将来にわたり負担を負うものであり、減らしていくことは大変重要なことだと評価したいと思います。

まず、歳入について。町税全体では前年度比、対4.1%の減、3,767万4千円のマイナスとなりました。町民税全体については前年度対比1%減の2,382万5千円の減となりました。個人町民税は現年課税分が前年度対比6.6%増となりました。また、滞納繰越分では職員の努力により、納繰越分の収入率が7.5%から9.2%と改善しました。しかし、法人町民税では長引く消費不況などでマイナス17.9%の減となりました。安定財源である固定資産税は、24年度決算では評価がえの影響で大きく減少しましたが、25年度では0.3%増加しました。



町税の収入未済額いわゆる滞納額ですが、現年課税分では3,321万858円、過年度分が2億3,955万4,384円で合計2億7,276万5,242円となり、前年度比269万4,227円の増となりますが、滞納分の徴収率が7.5%から9.2%に増加しました。しかし、現年課税分が年々増加傾向にしています。これまで頑張ってきた納税していた人が、頑張り切れなくて滞納になった人たちです。払えるのに払わない人、払うことが困難な人を見きわめて滞納整理に努めていただきたいと思います。現年課税分の新しい人が滞納にならないように引き続き心がけていただきたいと思います。また、県滞納整理機構への依頼にならないよう早めの対応も求めるものです。また、長期滞納者に対する徴収は、分納などきめ細かな対応で収納をお願いするところであり、職員の収納への取り組みは特別月間を設けて取り組みを努力するなど評価するところです。

地方交付税については、リーマンショックの影響で法人税の大幅な落ち込みによる3年間の調整が終了したことにより、前年度対比マイナス2.1%の2,561万8千円の減で、12億2,331万1千円となりました。

次に、歳出についてですけれども、子育て支援について。24年度村上保育園でも一時預かり保育が始まり、地域格差が解消することになりましたが、利用する子供が3園で延べ1,448人となり、職員配置が課題となりました。子供の安全のためにも職員体制を十分考えていただきたいと思います。障害を持つ子供が増えてきており、障害を持つ子供が安心して過ごせるような通年加配で十分な対応が必要だと考えます。

子供の医療費無料化について、どの自治体でも入院、通院ともに中学卒業までか高校卒業までとなってきました。この事業の面では大変おこなっています。27年度に中学まで拡大計画がありますけれども、高校卒業まで拡大して実施すべきだと考えます。

次に福祉、医療、健康について、地域密着型介護施設の建設で特養第二美里園に20床を新設し、既に20人が入所しています。安心できるまちづくりの基盤整備の第一歩が進みました。生きがい活動支援事業がこれまでの夢の湯、ふれあいセンターの2会場を、北日名公民館でも実施され、高齢者にとって利用しやすい公民館などに広げていただきたいと思います。75歳以上の後期高齢者に対して人間ドック、健康診査など各種の受診料にかかわる助成金額が近隣町村より少ないので、重症患者をなくすためにも予防医療に力を入れるべきだと考えます。

環境、エネルギーについて、スマートタウン構想に基づいて県の補助を受け、バイオマスボイラーの設置はスマートタウン構想実現の第一歩となりました。また、ごみ減量化の取り組みでは全区でごみ減量化・資源化懇談会を開き減量化に役立てており、今後も引き続き努力してほしいと思います。

次に、まちづくり、地域づくりですが、地域づくり活動支援事業は15区が実施し、コミュニティ活動が活発に行われています。しかし、まだ一度も申請していない区に対して具体的な

支援を求めます。自主防災会の機能がまだ発揮されていない地域に対し、自主だから地域の自主性を待つのではなく、何らかの助言や支援を行っていただきたいと思います。坂城駅エレベーター設置に伴い駅周辺のバリアフリー化が進みました。今後、全町に広げていってほしいと思います。

産業振興関連について、味ロジックわくわくさかきが株式化し、自立へと踏み出しました。地元産にこだわった食の提供は、創意工夫が必要であり、今後の経営にも大きく影響します。前途多難とは思いますが、新しい食の提供を期待しています。ワイナリー形成事業は構造改革特区の認定を受け、醸造数量の量的緩和による小規模事業者の参入の基盤整備がなされました。町の施設や文化財などの案内板整備がおこなわれています。坂城町を訪れた人に親切でわかりやすい案内板の設置が必要と考えます。また、外国語表記の案内板も考えていくべきだと思います。

教育関係について、南条小学校改築に向けて建設委員会を開催し実施計画がつけられ、着工に向けて建設が始まりました。子供たちが安心して楽しく学べる新校舎の完成に向けてより一層の努力をされるよう望みます。町独自で教職員、看護師など学校に配置し、障害を持つ児童・生徒への支援事業は評価するところです。また、町図書館を充実させるために新館長を中心に居心地よく利用しやすい図書館づくりに努力されています。今後、新刊図書を増やしたり、また村上地区など遠い地域への配慮も考えていただきたいと思います。

松枯れ対策について、里山整備事業では町内の松くい虫被害現地調査を実施し、被害状況を写真と図示することで、今後の総合的な松くい虫防除対策の基礎資料づくりの事業が行われました。今後、被害木だけではなく、健康な松も写真などで保存し比較できるよう2年から3年に一度の取り組みが必要です。また、ネオニコチノイド系農薬を使った空中散布は中止すべきだと思います。県農政部がミツバチの死骸からネオニコチノイド系農薬を検出したと公表しています。この農薬が大量死の原因となった疑いがあると結論づけています。県林務部と見解が違っています。出雲市では絶対の安全性が確認されるまでは空中散布は実施しないと決めています。町も疑わしきは実施しないとの決断をするべきだと思います。また、空中散布の成果と効果について数値で確認すべきです。

次に解放同盟について、同和問題について今でも各地で差別の事例が報告されています。このような事例が起きたときは、行政が対応すべきものと考えています。したがって運動体への補助金は禁止すべきだと思います。

職員の定数管理について、先日の一般質問での答弁で、9月1日現在、臨時職員は町長部局で55人、教育委員会事務局に28人、計83人となっています。公務員労働に非正規の採用が増えているのは、正規職員の置きかえとして低賃金で採用するシステムとなっており、官制のワーキングプアと言わなければなりません。雇用は正規職員が当たり前の社会を実現するために、町が率先してやらなければならないと考えます。また、保育士の採用に当たり、現場の

経験者2人を採用したことは評価するものです。

財政調整基金の運用について、24年度決算では過去最高となる21億3,491万円を、25年度はそれを上回る21億8,812万円を計上しました。当町のように景気の動向で法人税が大幅に落ち込むことも考え、そのためにはある程度の基金として保有しておかなければならないという考えもあります。行政の会計は年ごとで締めるのが原則で、基金に充てるのは必要最小限にすべきではないでしょうか。それ以上の余裕があるならば、近隣自治体に比べておこなっている施策に充て、町民生活を支援するために使うことではないでしょうか。財政調整基金額があればあるほどいいという考えではなく、節度を持った財政運営を望みます。

今ちょっと間違いがありましたので訂正させていただきます。歳出決算額のところですが、56億8,597万9千円でした。失礼しました。

以上で前進面を評価し、問題点を指摘して、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成討論とします。

**議長（柳澤君）** 済みません、討論は要望、主張、注文を今後のためにということではなくて、原案、決算に対するどういうところを賛成するのか、反対するのかに中心を置いていただきたいと思えます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（柳澤君）** 起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎日程第3「議案第37号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（柳澤君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（塩野入君）** 去る9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第37号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」9月12日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 収入未済額の内訳は。

△ 現年度分43件、45万3,100円、平成18年度から24年度の過年度分が延べ72件、81万4,050円、合計126万7,150円。

○ 現状の有線放送加入者数及び加入状況の変化は。

△ 9月2日現在で一般加入が2,790件、スピーカー加入が246件、合計3,036件。決算時と比較してこの半年で一般加入が50件減、スピーカー加入が39件の増。

○ 半年間でスピーカー加入が増加しているが、加入にかかわる費用負担はどうなっているか。

△ 加入の増加分は一般加入からの移行によるもので、加入金は発生しないものの工事費は実費負担となる。一般加入していた利用者が行政情報は引き続き必要としているあらわれと思われる。

○ 防災訓練の際、有線未加入であったり、屋外スピーカーが聞こえにくいという声があった。今後の災害対応のため屋外スピーカーの整備をどう考えるか。

△ 有線放送未加入者や携帯電話を持たない高齢者にとって重要な情報伝達手段と考える。今後の施設更新に当たってはスピーカーの拡充を含め、設置位置や高さなどの検討を進めたい。

○ インターネット加入についても加入推進する必要があるのではないか。

△ プロバイダー事業者によるサービスであるが、情報ツールとして利用促進を図りたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

---

◎日程第4「議案第38号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（柳澤君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（西沢さん）** 去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 国民健康保険税の収入未済額の状況は。

△ 現年度、過年度の収入未済額全体で約9,800万円のうち、現年度分は約1,605万3千円、過年度分が8,195万2千円で、滞納者は現年が159人で前年比52人減、過年

は309人で16人の減となっている。

- 1世帯当たりの保険税の平均額は。
- △ 3月末現在で15万5千円である。
- 保険税軽減に係る町一般会計からの補填状況は。
- △ 軽減された額については県から4分の3、町から4分の1の負担割合で補填されることになっている。町一般会計から782万1,281円を繰り出し補填している。
- 滞納金額の最高額は。
- △ 医療、支援、介護分を合計して現年度分は56万7,400円、過年、現年を含めた最高額は375万8,532円である。
- 不納欠損について、最高額と件数は。
- △ 最高額は83万6千円、件数は40件である。
- 高額療養費の一般、退職の件数と最高額は。
- △ 一般が1,834件、退職が186件の計2,020件で、最高額は約500万円である。
- 1人当たり医療費は前年度より増えて、県下8番目に高額である。また、特定健診の受診率は暫定値で前年度を下回る見込みだが、受診率向上や保健指導の取り組みは。
- △ 健診結果から重症化予防等の訪問対象者は、横ばいから減少の傾向にある。医療費の影響は即時には得られないが、健康維持、重症化予防の効果は実感している。今後も個々への早期対応など予防活動に取り組む。
- 基金残高の見通しは。
- △ インフルエンザ等の流行性感冒の対応などによる医療費急増に備えるために確保している。残高を見る中で26年度の保険税率については維持と決定しており、今後も状況を見据えて考えていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（柳澤君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

**5番（塩入君）** 議案第38号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

について」反対の立場から討論を行います。

平成25年度の歳入決算額は17億4,972万1,318円で、歳出決算額が17億1,713万2,427円です。歳入歳出差引残高が3,258万8,891円です。国保に加入している世帯数は2,324世帯で、全世帯の38.6%に当たります。平成25年度の滞納額は現年課税分と滞納繰越分の合計で9,800万3,963円になります。昨年度と比べて386万少なくなりました。町職員の皆さんの並々ならぬ努力の結果だと思えます。

しかし、今後の社会情勢を考えると、アベノミクスで景気回復が叫ばれていますが、多くの国民は賃金は上がらず、年金も2.5%引き下げられ、医療、介護などの負担が重くのしかかり、低所得者にとれば一層生活は苦しくなります。特に、今年4月から消費税が3%アップされ、国民の生活は一層苦しくなりました。4月からの国内総生産は大幅なマイナスになり、家計消費も大きく落ち込んでいます。今後ますます滞納者が増えることが予想されます。

坂城町の年間の1世帯当たりの国保税は平均で15万5千円の負担です。低所得者にとれば、およそ1カ月分の重い国保税です。余りにも高い国保税のため、全国で約2割近くの人が滞納しています。滞納すると国はペナルティーをかけ、正規の保険証が交付されません。交付されていない世帯は全国で150万人を超えています。坂城町でいえば、窓口で全額負担をしなければならない資格証明書は10世帯、短期証明証が87世帯、その内訳は1カ月が58世帯、3カ月が16世帯、6カ月が13世帯です。未交付で窓口預かりが16世帯です。昨年より6件増えました。資格証と未交付の26世帯の人は窓口で医療費を全額支払わなくてはなりません。そのため医者に行きたくても行けなくなるケースが多くなります。

日本は、国民皆保険制度を確立し、全ての人が保険に加入することが原則になっています。しかし、今はそうでなくなっています。坂城町では国保加入者は年収100万以下の人が70%を占めており、運営するのが大変です。年金生活者や失業者も加入する国保は、もともと国庫負担なしには成り立たない制度です。だから、国は当初は医療費の45%の補助金を出していたのが今は38%以下に削減され、国保財政は一層困難になっています。

そこで、今の国保財政を立て直すには、第1に町として住民の命と健康を守るために一般会計からも繰り入れていくことです。県内でもそのように努力している自治体が幾つもあります。

第2に、医療費をいかにして抑制するかということです。予防医療を充実させたり、町を挙げて健康づくりに取り組むことです。坂城町の国保加入者の1人当たりの医療費は36万4,832円で、昨年度より1万8,163円増えました。県下で8番目に高いです。後期高齢者の医療費は1人当たり92万763円で、県下でワーストワンです。連続3年です。このような実態を踏まえて、特定健診の受診率アップを目指してきましたが、約47%でまだまだ目に見える成果が上がっていません。今後、取り組みの進んだ市町村に学びながら、65%以上を目指して頑張らなくてはなりません。



第3に、国の医療費への助成金を当初の45%に戻すように働きかけることです。国が決めた国民皆保険制度です。全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を保障するためにも国は努力すべきです。

以上、議案第38号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対討論を終わります。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**3番（吉川さん）** 私は、議案第38号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、地域住民である加入者が安心して医療を受けられる支えとして、ますますその役割の重要性が増す一方、高齢社会の進行や医療の高度化などによる医療費増嵩など事業の運営は年々厳しさを増しており、いかに健全な財政運営の確保に努めていくかが今後の重要な課題であると考えます。

また、昨今の社会経済状況の急激な変動による収納環境の悪化や医療制度改正による財源構成の変化に加え、各制度への拠出負担金の増加も国保財政を圧迫する要因となっております。このような状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に際しても急激な経済状況の変動により厳しい状況が続いていますが、個別相談や納税相談、夜間臨戸徴収等、年間を通じての滞納整理により、昨年度と比較して改善するなど、税収の確保には常に大変なご苦勞をいただいているところであります。

一方、歳出は、保険給付費の支払額全体で12億2,214万円と前年より3.3%増加するなど、増加の傾向は依然として続いております。このように増え続ける医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして実施されている特定健診、特定保健指導による疾病の重度化の未然予防や健康づくりの推進、またジェネリック医薬品の普及啓発、差額通知の実施など中長期的な医療費の抑制に対する事業を展開されており、健全な制度運営に向けた取り組みが図られているものと思うわけであります。

社会保障制度改革のプログラム法案が成立し、国民健康保険を取り巻く環境は不透明な部分が依然多く、安定した制度運営の見通しが懸念されるころではありますが、引き続き、被保険者の負担の公平を図る観点から、国保税の適正徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みをお願いいたしまして、議案第38号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**議長（柳澤君）** 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時57分～再開 午後 1時30分)

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

---

◎日程第5「議案第39号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（柳澤君）** 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（塩野入君）** 去る9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第39号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月12日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 収入未済額で滞納者数と残債の債務額は。
- △ 現在6名が未済となっている。未済額は1,020万円、506万円、380万円、315万円などの状況。
- 収入未済への対策は。
- △ 本人や保証人に対して文書による督促や戸別訪問を行っている。昨年度は改めて残債確認の書面を徴するなどの対応を図った。
- 歳入の住宅新築資金等貸付事業費県補助金の内容と補正計上の理由は。
- △ 新築資金等の借入額に応じて収納推進経費の一部について助成されるもので、年度途中の照会により補助金が認められたことから、通信運搬経費相当について補正計上をした。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

---

◎日程第6「議案第40号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（柳澤君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（塩野入君） 去る9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第40号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月12日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 下水道工事の施工管理は。

△ 工事の施工管理は長野県下水道公社に委託をされており、検査基準に合致しているかの竣工検査を行った後、施設の引き取りをしている。引き続き検査体制を強化していきたい。

○ 下水道使用料の収入未済額385万円、受益者負担金の収入未済額1,836万円について件数、最高額、滞納年数は、また前年度との比較はどんな状況か。

△ 下水道使用料滞納繰越分33名、現年度分45名で計78名。滞納年数は平成16年度からが最長で、最高額は平成24年度からで160万円。受益者負担金は滞納繰越分78名、現年分48名で計126名、滞納年数は平成13年度からの滞納者が最長で、最高額は平成19年度からで130万円。前年比較では負担金は現年度分で35万円減少、滞納繰越分で77万円減少している。使用料は利用者が年々増加していることもあり、現年度分で44万円増加、滞納繰越分で70万円増加している。

○ 滞納繰越分が増加傾向にあるが、対策は。

△ 使用料は督促、催告に加え、大口の滞納先に対する分納誓約等の個別対応をし、負担金についても督促、催告、戸別訪問をするとともに下水道に接続する際には必ず滞納分の納付をいただいている。

○ 流域下水道事業負担金は、今後施設の維持補修が必要になっていくと思うが、どのように推移していく見込みか。基金等の積み立てはあるか。

△ 計画的な施設の更新が必要なため、今後の負担金は増えていく見込みである。流域下水道ではそれぞれ毎年負担割合を算出し、次年度に精算をし、返還等をしており基金はない。

○ 26年度の繰り越しについて見通しはどうか。

△ 国の1億5千万円の経済対策事業に係るもので、3月末までには完了させる予定。

○ 地下埋設物移転補償の内容は。

△ 下水道工事に伴う上水道の移設及び布設の補償2件であり、上田水道管理事務所へ支払った。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第40号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定す

ることに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

---

◎日程第7「議案第41号 平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（柳澤君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（西沢さん）** 去る9月10日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第41号「平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 普通徴収の収入未済額の内訳と最高滞納額及び不納欠損の状況は。
- △ 普通徴収現年度分の収入未済額は約235万円で68名、最高滞納額は6万6千円である。過年度分は約777万9千円で86名である。滞納繰越分の不納欠損は1名、7万9千円である。
- 地域支援事業について減額補正されたが、その理由は。
- △ 地域支援グループへの介護予防事業の中で予定していた教室が減ってしまったこと。また短期宿泊事業や配食サービスの利用者が見込みより少なかったためである。
- 介護保険施設に入所の内訳は。
- △ 26年3月利用分で介護老人福祉施設73名、介護老人保健施設44名、介護療養型医療施設1名となっている。
- 元気向上高齢者把握事業の内容は。
- △ 主にひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯を対象とし、社協在宅介護支援センターに委託し訪問調査をした。延べ358名のうち介護予防事業の対象者は17名で、予防事業を通じ生活指導や継続訪問の対応をしている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「平成25年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（柳澤君）** これにて質疑を終結いたします。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）認定」

---

◎日程第8「議案第42号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（柳澤君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（西沢さん）** 去る9月10日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第42号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 保険料の特別徴収と普通徴収の人数は。
- △ 26年3月時点で特別徴収2,065人、普通徴収448人である。
- 滞納額の件数と内訳は。
- △ 現年分1名、8件、10万4,700円、滞納繰越分1名、5件、5万100円である。
- 1人当たり医療費はどうなっているか。
- △ 92万763円で、県で一番高い金額である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案42号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（柳澤君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）認定」

---

◎日程第9「議案第43号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

**議長（柳澤君）** これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

**議長（柳澤君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対の方の発言を許します。

**9番（入日さん）** 私は、議案第43号「坂城町坂城町税条例の一部を改正する条例について」反対の立場から討論します。

これは、国の税改正によるものであることは承知していますが、公共交通網が少ない地方にとって自家用車は生活する上で欠かせないものです。特に軽自動車は道幅の狭い田舎では小回りがきき、とても便利です。アメリカの大型自動車を日本に買わせるために圧力をかけ、言われたとおりに軽自動車税を上げるやり方は、国民の実態を全く無視した暴挙です。

また、農業や仕事で使う軽トラやトラクター、原付き等も軒並み値上げされ、弱者に厳しい税負担を強いることとなります。法人町民税も一部国有化し、地方交付税の原資にするなどは地方税を取り上げる一方、地方交付税が自治体に必要なだけ交付されるのか全く不透明です。

財源不足を生み出したのは歴代自民党政権と民主党政権です。米軍への思いやり予算や沖縄の新基地建設をやめ、自衛隊の爆弾や戦闘機など買わなければ十分財源は保障されます。また、法人税の優遇措置や連結決算をやめれば大企業からの税金も大幅に増えます。弱い立場に課税するのではなく、応能負担をもっと広げ、貧富の格差を広げない税のあり方を考えるべきです。

町も国の政策に従うだけでなく、町民の立場に立って間違った政策には異議を申し立てることも必要だと思います。地方税の拡充を図らない限り交付税をもらうために地方自治体はますます国の言いなりにならざるを得なくなります。それでは、自主自立の自治体はできなくなります。ヨーロッパのように、一番身近な市町村が所得税や法人税額を決め自治体の財源にし、自主運営できるようにすべきです。

今回の国の税改正に反対し、私の反対討論を終わります。

**議長（柳澤君）** 次に、賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

**議長（柳澤君）** 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第10「議案第44号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第11「議案第45号 平成26年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

**議長（柳澤君）** これより質疑に入ります。

**6番（塩野入君）** ページ、5ページであります。財政調整基金繰入金3億余が戻し入れをされております。これは当初予算で2億5千ほどその取り崩しをしまして、その後2号補正でも4,800万余、それから3号、5号と少しずつ取り崩しをしてあったのが、ほぼ同額今回戻



してあると、こういうことでありますが、その辺の状況はどうでしょうか、基金残高とあわせてお聞きをいたします。

それから、その下の減債基金繰入金であります。これも基金残高はどのくらいでしょうか。そして、これも当初予算5千万円あったのが、そのままそっくり今回戻し入れをしておりますが、その辺の理由ですね、それをお聞かせいただきたいと思います。

それから、一番下の款20町債、項1町債、目9臨時財政対策債であります。これは5ページの地方債補正を組んでありますけれども、補正で増加した理由であります。7,149万円、どんなものなのか、以上3点お聞きをいたします。

**財政係長（臼井君）** 財政調整基金繰入金、それから減債基金繰入金が減額になっている要因と、あと基金の残高というご質問でございますけれども、財政調整基金と減債基金の繰入金の戻し入れにつきましては、この補正予算でお願いをしているところでございます。こちらは交付決定となりました今年度の普通交付税額、それから交付税の振りかえ財源といえる臨時財政対策債、こちらの発行可能額につきまして当初予算で見込んだ額を上回り、一般財源が確保できましたことから基金を取り崩して財源の不足を賄う予定をしておりました双方の基金繰入金につきまして減額を行うものでございます。

続いて基金残高でございますけれども、本補正予算を勘案した財政調整基金の年度末残高につきましては、22億3,700万ほどを見込んでおります。また、減債基金の年度末残高につきましては、7億1,200万円ほどを見込んでいるところでございます。

続きまして臨時財政対策債の増額補正の要因ということでございますけれども、臨時財政対策債につきましては、普通交付税額の振りかえ財源ということで借り入れを認められた一般財源として活用できる地方債であります。普通交付税の交付決定にあわせて発行可能額が毎年算定されるところであります。今年度は発行可能額として3億7,149万円の算定がなされましたことから、当初予算額との差額7,149万円につきまして増額補正をお願いするものでございます。

**6番（塩野入君）** だから、今回いろいろ入ってきたと、こういうことでありまして、よくわかりました。

それで財調、今22億ということですが、年々これは増えているわけです。前に副町長に聞いたら、このくらいがいいという話がちょっとありましたけれども、大分増えています。その22億という保有の目安ですね、どのくらい、実際にやらなければならないことも幾つかあると思うんですが、そういう中で基金の保有額はどのくらいなのか、目安、その辺のところをですね、お聞きをしたいと思います。

それから、減債基金につきましては、これは借金の状況、これはいろいろな対応で出てきているんですが、その状況はどんなふうになっているか、そのあたりちょっと。今、借金をして、

それがいろいろな例えば急な財政の国の、世界の危機だとか、いろいろな形の中でその流れの中でどういう状況で、これを進めていくのかわかりますかという、ちょっと待ってください。どういう町債の借金の状況、今の状況、どんな状況にあるのか、それをちょっとお聞きしたい。

それから、臨財債につきましては、これは5ページの中では5%以内というふうになっておりますが、こんなに高いわけではないわけで、以内ですからそれは結構なんです、実際には利率はどんな見方をしているのかということです。

以上3点。

**財政係長（臼井君）** 財政調整基金の保有額の目安ということでございますけれども、当年度の歳出、こちら当年度の歳入で賄うということが大原則でございますけれども、当町のように歳入がですね、景気の動向に左右をされやすい、あと企業収益や個人所得の状況で大きく増減する、そういった場合の減収時の備えとして財政調整基金が必要となっているということでございます。

また、大きな税収の減があった場合にもですね、地方交付税の交付についてはタイムラグが生じているという制度上の仕組みもございます。そういった部分である程度大きな積立金が必要と考えているところでございます。加えて、大震災の発生ですとか豪雨による自然災害などを考えた場合、不慮の支出への対応等の想定も必要かと考えると、より大きな積立金が必要となってまいります。

具体的な金額につきましては今後の経済情勢等にもよりますけれども、まず喫緊の課題であります南条小学校の建てかえですとか葛尾組合の維持、解体、それから広域ごみ処理施設にかかわる負担等を勘案する中では最低でも20億円程度は必要と考えているところでございます。

また、22億円ちょっとの残高ということでございますけれども、来年南条小学校建設に要する経費そういったもの、基金では賄い切れずに一般財源から支出をせざるを得ない状況も今の状況ではございます。そういった部分も勘案いたしますと、ただいまぐらいの残高というのは必要となってまいりる状況でございます。

それから、減債基金の関連のご質問で地方債の状況はということで、残高の部分についてご説明させていただきたいと思っておりますけれども、今回お願いいたしました6号補正予算を勘案いたしました平成26年度末の起債の残高につきましては、67億7千万円ほどを見込んでおります。25年度末残高と比較いたしましてマイナス1.1%、7,400万円ほどの減少となる見込みを立てているところでございます。

済みません、臨時財政対策債の借入利率でございますけれども、25年度の臨時財政対策債の借入利率、こちら0.6%となっております。地方債の借入利率につきましても一般の金利と同様、借入時期により変動いたしますところでございますけれども、このところ大きな変動はなく、安定的に推移しております。8月発表の財務省の貸付金利、こちらにつきましては

も0.5%というふうになっておりますことから、今年度の臨時財政対策債の借入利率につきましては、昨年と同程度の利率での借入れができるものと考えているところでございます。

**12番（池田君）** 4ページの目3の農林水産事業の県補助金という中で多面的機能支援推進事業交付金というので、わずか5万円というわずかなお金ですけど、今の億と比べると大分少ないわけでございますけれども、これは何の根拠でこの少ないのが県のほうから補助をいただけるかということと、それからその下の節の説明のほうですけども、マツタケ山の貸付収入とあるんですけど、町でまだマツタケ山という山を持っていらっしゃるかということをお聞きしたい。以上です。

**産業振興課長（塚田君）** 初めに多面的機能支払事業推進交付金ということで5万円の歳入ということでございます。こちらの多面的機能支払交付金事業の制度につきましては、国の農業、農村政策の四つの改革のうちの一つでございます。今年度から新たに国のほうで創設、組みかえがされました。これまで農地水保全管理支払交付金をやっていたわけですが、この辺がバージョンアップというような形になるかというふうに考えます。この5万円ですけども、この5万円の内訳ですが、事務費として5万円が計上されております、歳出のほうですが、この事務費について全額、県のほうから補助が来るということで5万円の歳入となっております。

もう一つ、マツタケ山でございます。横引と岩城に各一つずつマツタケ山がございます。先日といいますか入札を行いまして、その結果、落札額が2万円ほどオーバーいたしましたので、ここで歳入の補正をさせていただきました。以上です。

**9番（入日さん）** 11ページの款5労働費の中の目1労政費の中で、説明の13001企業人づくり推進事業委託99万4千円ですが、この内容についてお伺いします。

それから、12ページの款6農林水産業費の中で、目5の農地費の中で先ほど説明がありました多面的機能支払交付金が138万8千円、この内容についてお伺いします。

**産業振興課長（塚田君）** 初めに労政費、企業人づくり推進事業委託ということでございます。こちらのほうにつきましては県の緊急雇用創出事業補助金を活用いたしまして、昨年度行いました坂城町企業意向調査の結果を踏まえまして若手社員のフォローアップ研修、人事担当者の研修及び女性のためのスキルアップ研修等を行う費用といたしまして補正をさせていただいております。

続いて、農地費の多面的機能支払交付金でございます。こちらのほう、先ほど歳入のほうの質問でもございましたが、国の新たな四つの施策のうちの一つでございます。多面的機能を持つ農地、これは環境とか水資源とか、そういう生き物の住みかになる、そういうような農地を守っていきましょうという内容でございますが、その中で今まで農地水保全管理支払交付金では、その地域全体で取り組まなきゃいけなかったわけですが、今回から農業者のみの活動も支援対象となるということで、今回、坂城町南条中之条農業資源維持向上管理機構、これは欠口

土地改良区の皆さんが中心となっております。それと上沖地区農振地保全会、これは上沖土地改良区の皆さんが中心となっておりますが、この二つの組織がその交付金の対象ということになりました。それで、こちらのほうにつきまして二つの団体に対しての多面的機能支払交付金138万8千円ということでございます。

これの内訳ですけれども、これは町の負担分でございます。そのほかに国も同じく138万8千円、県はその倍の270万円ほどを見ていただいて、それぞれの団体に交付されると、そういう仕組みになっております。以上です。

**9番（入日さん）** 企業人づくり推進事業委託ですが、先ほどいろいろな若手社員の研修だとか、スキルアップに使うと言いましたが、それは町でそういうことをどこかへ委託して講師を呼んで、坂城町の企業の中からそういう人たちを研修させるのでしょうか。

それから、多目的機能の支払いは農地維持とか、資質の向上だとか、長寿命化などに払われるわけですが、個々にもう金額が決まっているんですが、その三つを合わせるとかなりの額になると思うんですけれども、そういうことでその三つを複合した2団体その計画なりがあるのでしょうか。それから、最終的にはそれを6次産業化する、そういうところまで持っていく、そういう計画があるのでしょうか。

**産業振興課長（塚田君）** 初めに、企業人づくり推進事業の委託でございます。町としてこの事業につきまして町内にあります団体に委託をするという予定でおります。

多目的機能でございますけれども、こちらのほうにつきましては細かく言いますと南条中之条農業資源維持向上管理機構には事業費、今現在の予定でございますが、441万円ほどが全体の補助金になります。このうちの4分の1の110万円ほどが町の負担ということになります。

また、上沖のほうです。上沖地区農振地保全会ですが、こちらのほうの事業費の予定が113万円ほどです。町の負担金4分の1として28万円ほどでございます。こちらのほうにつきましては、先ほどもお話にありましたように、農地を農地として維持管理をしていくと。また農道、用水、そういうものも長く使えるように、そういうような整備をしていくというような内容でございます。6次産業化とまではちょっとまだなかなかそこまではいかないと、とりあえず、こちらのほうはそれぞれの農地の所有者が自分の農地を守っていくというのが目的でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第12「議案第46号 平成26年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）  
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第13「議案第47号 平成26年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第14「議案第48号 平成26年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計  
補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第15「議案第49号 平成26年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第16「議案第50号 平成26年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第17「議案第51号 平成26年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（柳澤君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」から  
追加日程第7「発委第13号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書について」までの7件  
を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

（議会事務局長朗読）

**議長（柳澤君）** 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

**7番（西沢さん）** 私からは、発委第7号から第9号及び第13号の4件につきまして一括して  
趣旨説明を行います。

最初に、発委第7号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」意見書の朗  
読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

平成27年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

- 1 教育の機会の均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

次に、発委第8号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

文部科学省は平成24年9月に、平成25年度から5か年で小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定した。しかし、政府は平成25年度の実施を見送り、平成26年度予算においても、少人数学級推進のための予算は措置されなかったばかりか、各都道府県独自で少人数学級推進に利用されている指導方法工夫改善加配も400人削減するものとなっており、少人数学級推進は大きく後退することとなった。

長野県では平成25年度に30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年は35人であるが小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が十分配置されず、さらに、少人数学級実施に伴って必要となる教員増に対応するため、学校現場に臨時的任用教員が大幅に増えている状況である。

すべての子供にゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的である。また、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。



GDP比で大変低い水準にある教育費をOECDの平均並みに引き上げることが必要であり、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

#### 記

- 1 国の責任において35人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

次に、発委第9号「手話言語法制定を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手、指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙及び文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下記事項について講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

次に、発委第13号「産後ケア体制の支援強化を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と継続的な支援策が講じられてきたが、現在、大きな課題になっているのが出産前と直後の対応であり、妊娠中からの切れ目のない支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じ、特に出産直後から1か月間は身体的な負荷に

加えて、急激なホルモンバランスの変化で精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきている。出産する女性の親も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースも多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防などへの役割も果たすと言われている。従って、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。加えて、父親の育児参加が大変重要である。

国は平成26年度予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートとする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上した。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

よって、以下の項目の実現を強く求める。

#### 記

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑な産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により産後ケアが受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。
- 4 父親の育児休業の取得促進に向けた環境整備を図ること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

**6番（塩野入君）** 私からは、発委第10号から第12号までの3件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第10号「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者・国民が認識している。農業従事者の高齢化と後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者をはじめとした積極的な取り組み・改善が必要なことは言をまたない。

一方で、これまで地域の農業・農村を維持し、地域の重要なライフラインとしての役割を担ってきたのが農業協同組合であることは紛れもない事実である。また、地域における新農政の推進や災害からの復興などにおいても、行政と一体となった取組みを行っており、農業協同組合は組合員及び地域住民にとって欠かすことのできない存在となっている。

農業改革を実行するに当たっては、こうした経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くした改革を行っていくことが当然であり、民間組織である農協組織・事業の改革にあたっては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきである。

しかしながら、今般の規制改革に係る議論の末、政府が6月24日に決定した「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、「農業協同組合」「農業委員会等」「農地を所有できる法人（農業生産法人）」の在り方に関して、セットで見直しを断行すると提示されている。

このような総合農協の解体とも言える改革は、地域にとって重大な影響を及ぼしかねず、政府においては、これまで農協組織が地域において果たしてきた役割、その背景にある組織理念・構成などを踏まえた慎重な議論を十分に行うことが極めて重要である。

その上で、国におかれては、農業改革に当たっての組織・事業の改革においては、組織自身における自己改革の加速化を促し、農業の自己改革を後押しするような支援を行っていくことを強く要望する。

次に、発委第11号「集团的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は7月1日の臨時閣議で集团的自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手している。

しかし、集团的自衛権について、これまで歴代政府は、「国際法上、当然に集团的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきた。

国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集团的自衛権の行使については、その時々政府の判断で解釈を変更することは、あってはならないことである。とりわけ集团的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとすることは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

したがって、国におかれては、集团的自衛権に関する今回の閣議決定を撤回し、これに基づく法整備等を行わないことを強く要望する。

次に、発委12号「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（脱法ハーブ、脱法ドラッグ等のいわゆる「危険ドラッグ」）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の確認には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。加えて、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため、捜査に時間がかかることも課題とされている。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求める。

#### 記

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること
- 2 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめとする鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（柳澤君）** 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時33分～再開 午後 2時44分）

**議長（柳澤君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第2「発委第8号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第3「発委第9号 手話言語法制定を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第4「発委第10号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第5「発委第11号 集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書について」

**議長（柳澤君）** これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

**議長（柳澤君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

**3番（吉川さん）** 私は、発委第11号の集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書について、意見書提出に可決した委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

去る7月1日、政府は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する基本方針を閣議決定いたしました。最初に閣議決定という言葉ですが、法案を内閣提出法案として国会への提出が決定したということが閣議決定ですので、法律が成立したわけではありません。これから法整備に向けて十分な審議がされていくものであることをご承知おきいただきたいです。

さて、今回の閣議決定はどういうものだったか、国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の責任です。ところが、弾道ミサイルの発射や領域をめぐる国家間のトラブル、パワーバランスの変化などアジア太平洋地域には、いつ日本に重大な影響を及ぼすかわからない問題が存在します。今回の閣議決定の背景には、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し、より厳しさを増していることが最大の原因です。

閣議決定の大きなポイントは、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置に関し、自衛権に

関する政府の憲法解釈のベースとなっている1972年見解の考え方を引き継いで自衛権発動の新3要件を定め、武力行使に厳格な歯どめをかけたことです。この72年見解の根幹は自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという窮迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるとの部分です。

新3要件は、この論理をもとに、一つとして我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合2、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき。3、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことと決めました。

また、今回の決定では、武力の行使は我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるとし、あくまで自国防衛に限った措置であることも明確にいたしました。これはいわば個別的自衛権に匹敵するような事態にのみ発動されるという憲法上の歯どめになっており、外国の防衛それ自体を目的とした集団的自衛権は認めていません。さらに、72年見解の基本的な論理は、憲法第9条のもとでは今後とも維持されなければならないと明記されており、基本的な論理を変える解釈の変更は認めていないことでもあります。

公明党は、安全保障法制の整備に際し、政府が長年とってきた憲法解釈を基本として憲法の平和主義の原則を守るよう一貫して求めてまいりました。振りかえれば与党協議、閣議決定のきっかけとなったのは、安倍首相の私的諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会、第1次安保法制懇が個別的か集団的かを問わず自衛のための武力行使は禁じられていないと答申したことが始まりです。この時点でマスコミは一斉に批判を始めました。いわゆる解釈改憲であります。このとき公明党は強く反発をし、妥協もしないし連立離脱もしない、絶対後に引かない退路を断った与党協議といたしました。

これに対して安倍首相は5月15日の記者会見で、外国の防衛自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めることは、これまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しないと明言し、政府として安保法制懇の答申を採用しないことを表明し、憲法第9条の範囲内において自衛のための武力行使の限界点を探る協議に変わりました。結果としていわゆる新3要件を厳格に定めたことにより、外国に対する武力攻撃があった場合、いまだ我が国に対する武力攻撃がないにもかかわらず、我が国が自衛の措置としての武力行使ができるのは、あくまで自国防衛がその目的であり、外国の防衛それ自体を目的とするいわゆる集団的自衛権とは、その概念を全く違うものにすることとなりました。

今回の閣議決定をジャーナリストであり評論家の田原総一郎氏は、日本人の多くは平和について考えているものの、平和を維持するための安全保障については深く考えてこなかった。要



するに米国頼みの安全保障できた。むしろ安全保障を考えないのが平和だという認識すらあったと思う。公明党が与党の一角を担う政党として平和の党ならば、国の安全保障をどう守り、確保するかを真剣に考えることが大事になってくるだろうと述べています。

日本を取り巻く安全保障環境は大きく変わり、国民の生命と財産を守ることは、より現実を直視した対策が必要な時代となりました。一方で、世界に誇れる平和憲法は死守しなければなりません。今回の閣議決定は憲法解釈の基本を継承しているものであり、憲法の規範性はしっかりと守られており、憲法9条を踏みにじってもおらず、96条の硬性憲法もしっかりと守られていると認識いたします。よって、撤回の必要はないと考えます。

7月14日、15日の衆参予算委員会において、安倍首相は、1、いわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではない、2、憲法の基本原則である平和主義をいささかも変更するものではない、3、昭和47年の政府見解の基本論理を維持したものと明言しています。さらに、仮に今回の閣議決定を超える武力の行使を認める場合は、新たに憲法改正が必要であると答弁いたしました。何も変わらないし、むしろ使いづらくなった今回の閣議決定を旗印にして、安倍首相が勝手な解釈ができないよう注視するほうが妥当であると考えます。望むところは国民に対する説明はまだ不十分であり、心配の声も聞いております。今後の法整備において揺るぎない日本の安全保障と憲法9条の堅持が両立するよう、しっかりとこれから注視してまいりたいと思います。坂城町議会としては、議員各位の賢明な判断を願います。

以上、この意見書提出に対しての反対討論といたします。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**8番（山崎君）** 私は、発委第11号「集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備を行わないことを求める意見書について」賛成の立場から討論いたします。

安倍内閣は、特定秘密保護法を国民の声に耳を傾けず可決させ、今月10日に有識者で構成される情報保安諮問会議に意見公募を反映した運用基準を示した。国民の知る権利の尊重を明記し、法施行5年後に運用基準を見直すといった修正を加えたが、特定秘密法の指定基準が不明確だという指摘は反映させず、制度の根幹の問題には手を加えなかった。

集団的自衛権の行使においても政府は同様に同じ轍を踏もうとしています。これは断固阻止しなければなりません。第2次世界大戦の敗戦国たるドイツにおいても法改正により後方支援から始まり、現在では多国籍軍に兵士を送り出すようになっています。一、内閣の閣議決定により一たび集団的自衛権を行使すれば、後方支援にとどまらず海外での戦争に参戦する道筋をつけるものであり、ドイツの二の舞になってはならないということです。

よって、憲法第9条永久戦争放棄の平和憲法を堅持するとともに、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、これに基づく法整備を行うことを強く要望するものであります。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

議長（柳澤君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

11番（塚田君） 私は、発委第11号「集団的自衛権の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書」に対し、採択反対の立場から討論いたします。

国連憲章第51条は、自国への侵害を排除する個別的自衛権とともに集団的自衛権を主権国の固有の権利と規定しています。日本政府は国際法上、集団的自衛権を有することは当然としながらも、憲法9条が戦争放棄、戦力不保持を明記しているため、集団的自衛権行使は我が国を防衛するための必要最小限度の範囲を超えていると解釈、行使は許されないとしています。

実際には、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が示している個別事例、例えば一つ、日本周辺有事で集団的自衛権をとともに行使する米国などの部隊が攻撃された際、これを排除するよう協力するような行為。一つ、日本が輸入する原油の大部分が通過する海峡などで武力攻撃が発生し、機雷でシーレーン、海上交通が封鎖された場合、各国の掃海活動に参加する行為。一つ、米国が武力攻撃を受け、同盟国と自衛権を行使している状況で後方支援だけでなく、攻撃した国に武器を供給するための航行している船舶に対し停船、立ち入り検査、日本への回航を実施、米国を支援する他国も支援する行為。一つ、1990年のイラク軍によるクウェート侵攻など、国際秩序に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、国連の安保理決議に基づく多国籍軍に参加するといった行為等々、個々の事例により賛否も大きく変わっているとは思いますが、いずれの事例も現行の憲法解釈では支障があるとしています。

戦後、現行憲法のもと一貫して平和主義を貫いた我が国であります。現状において国際紛争や武力衝突は、どこか遠いところで起きているだけで、我が国が当事国として関与することはないという考え方が通用する時代ではなくなっています。例えば昨年1月30日、東シナ海において中国人民解放軍のフリゲート艦が自衛隊護衛艦に火器管制レーダーを照射する事件が発生しました。また、11月23日には我が国固有の領土である尖閣諸島上空を含む東シナ海に防空識別圏を一方的に設定しました。また、中国の王毅外相が3月8日、我々のものでないものは欲しがらないが、我々のものは小さくても必ず守ると述べ、沖縄県の尖閣諸島をめぐる、日本に対して一步も譲らない姿勢を強調するなど、我が国の主権を侵害し、武力衝突すら起きかねない事態は現実のものであります。

こうしたことを踏まえた上で憲法解釈を変更することについては、それぞれの思想、信条に基づき考えを主張することは至極当たり前のことであると考えます。しかしながら、時代に即し憲法解釈を変更することが、平和主義にのっとる主権国日本の立場と世界平和の安定について相入れないことはないとは私は考えます。

本陳情は、集団的自衛権の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書として内閣総理大臣、衆参両議長に提出を求めるものであります。これを当坂城町議会が採択することは、その主張に相対する側の主義主張を埋没させ、憲法で保障されてい

るところの言論あるいは思想の自由すら侵しかねないものと危惧するところであります。我々は立法府たる国会に我々の代表として国会議員を送り出しています。こうした間接民主主義の政治制度のもと憲法解釈の問題が我が町、あるいは議会の権限事項に属する事項であるかといった点、また請願内容が広く我が町の町民益をもたらす事柄であるかといった観点からも妥当性を欠くものと思われまます。

以上のことから、本意見書を採択することに反対を表明いたします。

**議長（柳澤君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**議長（柳澤君）** 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎追加日程第6「発委第12号 「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第7「発委第13号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第8「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（柳澤君）** 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（柳澤君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（柳澤君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 平成26年第3回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日に開会されました本定例会は、本日までの17日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、条例の一部改正、平成25年度一般会計・特別会計決算の認定、26年度一般会計・特別会計補正予算、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

さて、去る9月3日、第2次安倍政権を発足後初となる内閣改造が行われ、安倍首相は引き続き経済最優先でデフレからの脱却を目指し、成長戦略の実行に取り組むことを表明いたしました。この中、最大の課題として「元気で豊かな地方の創生」が掲げられたことは、地域経済活性化のための強い追い風になるものと思われまます。少子高齢化を初め、地方が直面する課題への実効性のある政策を期待するものであります。

次に、敬老の日にあわせ町内各地区で祝賀行事が行われておりますが、今月11日から本日まで上田の創造館で網掛の塩野入大賢さんが日本画展を開催されております。今年米寿を迎えられましたが、いまだに現役で活躍されております。また、私も9月6日に敬老訪問を行いました、それぞれの高齢の皆様方が農業、芸術、スポーツなど目標を持ち、活動を続けられており、それぞれ大変すばらしい顔をされておりました。人生に目的を持ち、生きがいを持って現役で頑張っておられる姿が明るいまちづくりにつながるものと考えます。

さて、坂城町ではこの9月7日をもって交通死亡事故ゼロが千日に到達いたしました。千曲交通安全協会坂城支部、町交通指導員、ヤングドライバーズクラブの皆さん、警察等各関係機関、地域の方々と協力して交通事故の撲滅に取り組んでまいった成果であり、皆様方のご尽力に心より感謝申し上げます。ただし、この千日というのは一つの通過点であります。これからも二千日、三千日を目指して皆様方と一緒に、交通安全の町として啓発に努めてまいりたいと考えております。なお、9月21日日曜日から30日火曜日までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。期間中30日には国道18号田町交差点におきまして交通指導所を開設し、交通安全の啓発を行います。

さて、味覚の秋、実りの秋にふさわしいイベントもめじろ押しであります。9月27日土曜日、さかき地場産直売所あいさいにおきまして、きのこ祭りを開催いたします。また、同日JAちくまぶどう部会坂城支部が中心となって主催するぶどう祭りも開催されます。また、同じく27日土曜日、坂城町商工会商業部会が主催するふード市が、坂城駅前の169系の電車の隣のスペースで行われます。当日は町内の商店が共同し、肉、魚、野菜、果物等の生鮮品や菓子、総菜などを販売いたします。また、このふード市は10月18日土曜日、11月15日土曜日とあわせて3回の開催を予定しております。またさらには、11月15日土曜日には、第6回ねずみ大根まつりを、さかき地場産直売所あいさいをメイン会場として開催いたします。毎年好評のおしぼりうどんの振る舞いや、ねずみ大根の収穫体験を行います。多くの町民の皆様

さんに会場へお越しいたきたいと思います。

さて、今週末には坂城小学校、南条小学校の運動会が開催されます。また、坂城中学校の大峰祭、町内3保育園、坂城幼稚園の運動会とスポーツの秋、文化の秋、芸術の秋を迎え、数多くのイベントも開催される予定であります。また、10月の3日、4日と、坂城テクノセンター会館20周年を記念しまして、町内企業のすぐれた技術と製品を紹介する、さかきものづくり展が開催されます。久々の取り組みとなりますが、さかきものづくり展は坂城町の企業のものづくり力を内外に発信していく絶好の機会となりますので、町といたしましても企画運営などの支援を行っておりますが、大勢の方々のご入場を期待いたします。

また続きまして10月5日日曜日には、第54回町民運動会が開催されます。町民運動会は、昨年度からバリアフリーのまちづくりの取り組みの一環として、障害をお持ちの方々も参加いただけるよう競技を工夫し、今回はブラインドサッカーに関係する種目も取り入れます。あわせて文化センター体育館では障害や年齢にかかわらず、どなたでも気軽に参加いただけるレクリエーション・軽スポーツ交流ブースを開設いたしますので、楽しく体を動かし、交流を深めていただきたいと思います。

また、10月13日から16日までの4日間、中国上海市の実験小学校の児童12名と教育関係者が坂城町を訪れます。当町の3小学校で教育・文化交流を行うとともに、今年7月に訪中した児童の家庭でホームステイをいたします。子供たちの友好が一層深まることを期待いたします。

さらに10月25日土曜日、26日日曜日の2日間にわたり、文化センターを主会場として「したしむ・つくる・ふれあう・ささえる」をテーマに第43回坂城町文化祭が開催されます。あわせて第32回坂城町消費生活展及び町の表彰式が開催されます。図書館では図書館まつりも行われます。文化祭初日の午後には、チェリストの海野幹雄さんをお招きし、クラシックコンサートも開催いたします。多くの町民の皆さんにお出かけいただきたいと思います。

さてここで、ねずこんに関しまして発表がございます。昨年のゆるキャラグランプリでは長野県下市町村で第1位に輝いたねずこんですが、今年のゆるキャラグランプリ2014には参加せず、独自のPR活動を展開することにいたしました。

まずは、ねずこんを使ったグッズや、ねずこんを活用したアイデアを募集するねずこんアイデアコンテスト、略して「ねず・コン!」を開催し、全国に発信いたします。未来のアイテム、遊び心いっぱいのグッズ、ありそうでなかったイチオシグッズ、ねずこん極上スイーツなどなど、アイデアあふれる作品をお待ちしております。募集開始は9月下旬、詳細は追って発表いたします。入賞作品は先ほど申し上げました11月15日土曜日のねずみ大根まつりにおいて表彰をいたします。ねずこんファン、ねずみ大根ファンにはたまらない豪華賞品を用意いたしますので、ふるってご応募いただきたいと思います。

次に、ねずこんとねずこんが大好きな皆様が交流できる、ねずこん公式サイトも立ち上げます。ねずこんの近況情報をお届けするとともにフェイスブックやユーチューブによる皆様からの投稿でつくるねずこんルームであります。内容も日々充実させてまいります。まだまだ不十分な箇所もございますが、皆様と一緒につくるねずこんの物語は、本日午前10時過ぎにねずこん公式サイトにアップいたしました。

また、町内はもとより県内、県外のイベントにも積極的に出演いたします。いろいろなイベントや思いもよらない場所で頑張っているねずこんに出会われましたら、ぜひねずこん公式サイトに投稿して、ねずこんの活躍ぶりを紹介いただきたいと思っております。坂城町のアイドルねずこんは皆様の応援に応え、これからもっともっと活躍をいたします。全国に発信する新たなねずこんを今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。なおこの後、議会終了後、ねずこんアイデアコンテスト略して「ねず・コン！」の記者会見も行う予定にしております。

議員の皆様方、町民の皆様も今年はねずこんがゆるキャラグランプリに参加しないのは何でかなと心配されたと思いますが、ねずこんは町のキャラクターとして新たな第一歩を踏み出しましたので、皆様方のご支援をよろしくお願ひするとともに、議員各位の皆様におかれましても健康に留意され、ますますご活躍されますことを祈念申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（柳澤君）** 以上で平成26年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時18分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 柳 澤 澄

坂城町議会議員 塚 田 正 平

坂城町議会議員 吉 川 まゆみ

坂城町議会議員 窪 田 英 子

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 異常気象対応について イ. 町内土砂災害特別警戒区域の指定について ロ. 防災訓練について	11番 塚田 忠	町 長 建設課長
2	1. 臨時職員について イ. 任用について 2. 図書館について イ. 開館日について ロ. 利用者を増やす工夫を	9番 入日時子	町 長 教 育 長 総務課長 教育文化課長 子育て推進室長
3	1. 災害から命を守るために イ. 避難勧告の発令基準は ロ. 情報の伝達について 2. 公共施設の老朽化対策について イ. 橋梁長寿命化修繕計画について ロ. 公共施設等総合管理計画策定の取り組みについて 3. 教育の問題について イ. 全国学力テストについて ロ. 学力向上事業について	7番 西沢悦子	町 長 教 育 長 総務課長 建設課長 企画政策課長 教育文化課長
4	1. 安心できる介護行政を イ. 要支援1・2の介護サービスはどうなるのか ロ. 利用料2割負担について ハ. 総合事業をどう充実させるか 2. 町民に親しまれる図書館に イ. 図書館の利用状況の現状と課題は ロ. 居心地よい図書館にするために ハ. 他の施設との連携は ニ. 職員体制について	5番 塩入弘文	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 町道と県道の点字ブロックについて イ. 点字ブロックの周りに草がはえ利用しにくい 2. 長野県の長寿県一位について イ. 平均寿命の内容は ロ. 元気で活動できるには 3. あいさいについて イ. お客の車が少ないが 4. 単橋マレットゴルフ場について イ. 高齢化で年3回の除草作業が大変だが 5. 坂城どんどんについて イ. 高齢者が安心して参加できる踊り流しを 6. 図書館の利用を増やすには イ. 現在の図書館の利用人数を増やすには	4 番 窪田英子	町 長 建設課長 保健センター所長 産業振興課長 教育文化課長
6	1. 町内企業の経済動向 イ. 町内企業の海外進出について ロ. 「工業の町さかき」の事業所数減少について ハ. 「坂城町工業実態調査」は ニ. 「坂城町企業意向調査」は 2. ごみ焼却施設計画 イ. 長野広域B施設計画の進捗状況は ロ. 邊尾組合焼却施設は	2 番 塚田正平	町 長 産業振興課長 住民環境課長
7	1. 効率的な財政運営と健全財政の維持 イ. 財政運営状況について ロ. 財政分析について ハ. 会計管理について ニ. 健全財政の維持に向けて 2. 坂城更埴バイパスの進捗状況は イ. 今年度の進み具合 ロ. 幅杭打設後の予定 ハ. 用地交渉・契約に向けて	6 番 塩野入 猛	町 長 会計管理者 総務課長 建設課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 健康な町づくりへ イ. レセプトデータからみた健康実態は ロ. 保健指導について ハ. 健康づくりについて 2. 出産支援について イ. 産後ケアの充実を ロ. 妊婦に歯科検診の無料クーポンを	3 番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長 保健センター所長
9	1. 学校登山について イ. 小学校の実状は ロ. 中学校の実状は ハ. 教師の年齢は ニ. 今後の対応は 2. 終活問題について イ. 終活アドバイスを町で ロ. エンディングノートを町で	10番 中嶋 登	町 長 教 育 長 教育文化課長
10	1. 町の災害対策は イ. 土砂災害警戒区域の指定について ロ. 災害対策本部の設置について ハ. 要支援者名簿の作成状況は ニ. 町地域防災計画の見直しは 2. 緊急医療情報キットの取り組みは イ. 安全キットの取り組み 3. 来庁者への接遇について イ. 職員の接遇について	13番 大森茂彦	町 長 建 設 課 長 総 務 課 長 福祉健康課長 住民環境課長 産業振興課長 まちづくり推進室長
11	1. 南条小学校建設について イ. 工事における安全確保は ロ. 工事費における備品の範囲は ハ. 記念館について	8 番 山崎正志	町 長 教 育 長 教育文化課長

## 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

平成27年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 教育の機会の均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿

文部科学大臣 下 村 博 文 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 柳 澤 澄

## 国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書

文部科学省は平成24年9月に、平成25年度から5か年で小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定した。しかし、政府は平成25年度の実施を見送り、平成26年度予算においても、少人数学級推進のための予算は措置されなかったばかりか、各都道府県独自で少人数学級推進に利用されている指導方法工夫改善加配も400人削減するものとなっており、少人数学級推進は大きく後退することになった。

長野県では平成25年度に30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年は35人であるが小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が十分配置されず、さらに、少人数学級実施に伴って必要となる教員増に対応するため、学校現場に臨時的任用教員が大幅に増えている状況である。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的である。また、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

GDP比で大変低い水準にある教育費をOECDの平均並みに引き上げることが必要であり、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

### 記

- 1 国の責任において35人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日



内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿  
総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿  
文部科学大臣 下 村 博 文 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手、指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙及び文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下記事項について講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿  
法 務 大 臣 松 島 みどり 殿  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

## 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者・国民が認識している。農業従事者の高齢化と後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者をはじめとした積極的な取り組み・改善が必要なことは言をまたない。

一方で、これまで地域の農業・農村を維持し、地域の重要なライフラインとしての役割を担ってきたのが農業協同組合であることは紛れもない事実である。また、地域における新農政の推進や災害からの復興などにおいても、行政と一体となった取り組みを行っており、農業協同組合は組合員及び地域住民にとって欠かすことのできない存在となっている。

農業改革を実行するに当たっては、こうした経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くした改革を行っていくことが当然であり、民間組織である農協組織・事業の改革にあたっては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきである。

しかしながら、今般の規制改革に係る議論の末、政府が6月24日に決定した「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、「農業協同組合」「農業委員会等」「農地を所有できる法人（農業生産法人）」の在り方に関して、セットで見直しを断行すると提示されている。

このような総合農協の解体とも言える改革は、地域にとって重大な影響を及ぼしかねず、政府においては、これまで農協組織が地域において果たしてきた役割、その背景にある組織理念・構成などを踏まえた慎重な議論を十分に行うことが極めて重要である。

その上で、国におかれては、農業改革に当たっての組織・事業の改革においては、組織自身における自己改革の加速化を促し、農業の自己改革を後押しするような支援を行っていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

農林水産大臣 西 川 公 也 殿

内閣官房長官 菅 義 偉 殿

内閣府特命担当大臣（規制改革） 有 村 治 子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

集団的自衛権に関する閣議決定を撤回し、  
閣議決定に基づく法整備等を行わないことを求める意見書

政府は7月1日の臨時閣議で集団的自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手している。

しかし、集団的自衛権について、これまで歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきた。

国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々政府の判断で解釈を変更することは、あってはならないことである。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとすることは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

したがって、国におかれては、集団的自衛権に関する今回の閣議決定を撤回し、これに基づく法整備等を行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿  
参議院議長 山 崎 正 昭 殿  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
法 務 大 臣 松 島 みどり 殿  
外 務 大 臣 岸 田 文 雄 殿  
防 衛 大 臣 江 渡 聡 徳 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 柳 澤 澄

## 「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（脱法ハーブ、脱法ドラッグ等のいわゆる「危険ドラッグ」）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の確認には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。加えて、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため、捜査に時間がかかることも課題とされている。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求める。

### 記

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること
- 2 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめとする鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

総務大臣 高市 早 苗 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

文部科学大臣 下 村 博 文 殿

国家公安委員会委員長 山 谷 えり子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄



## 産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と継続的な支援策が講じられてきたが、現在、大きな課題になっているのが出産前と直後の対応であり、妊娠中からの切れ目のない支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じ、特に出産直後から1か月間は身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきている。出産する女性の親も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースも多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防などの役割も果たすと言われている。従って、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。加えて、父親の育児参加が大変重要である。

国は平成26年度予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上した。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

よって、以下の項目の実現を強く求める。

### 記

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑な産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。
- 4 父親の育児休業の取得促進に向けた環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄